

平成 30 年

第 4 回定例会
決算審査特別委員会会議録

平成 30 年 9 月 13 日

）

平成 30 年 9 月 18 日

田 上 町 議 会

平成30年第4回定例会
決算審査特別委員会会議録
(第1日)

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 平成30年9月13日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|-----------|-----|-------------|
| 1番 | 高 取 正 人 君 | 9番 | 川 崎 昭 夫 君 |
| 2番 | 藤 田 直 一 君 | 10番 | 松 原 良 彦 君 |
| 3番 | 小 嶋 謙 一 君 | 11番 | 池 井 豊 君 |
| 4番 | 渡 邊 勝 衛 君 | 12番 | 関 根 一 義 君 |
| 5番 | 中 野 和 美 君 | 13番 | 高 橋 秀 昌 君 |
| 6番 | 椿 一 春 君 | 14番 | 小 池 真 一 郎 君 |
| 7番 | 浅 野 一 志 君 | | |
- 4 委員外出席議員
- 議長 熊 倉 正 治 君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 町 長 | 佐 野 恒 雄 | 町民課長補佐 | 本 間 秀 之 |
| 総務課長 | 吉 澤 深 雪 | 政策推進室長 | 堀 内 誠 |
| 町民課長 | 田 中 國 明 | 政策推進係長 | 渡 辺 聡 |
| 保健福祉課長 | 鈴 木 和 弘 | 保健係長 | 泉 田 健 一 |
| 会計管理者 | 渡 辺 明 | 保健師長 | 長谷川 信 子 |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 小 林 亨
- 書記 中 野 祥 子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社

9 本日の会議に付した事件

認定第1号 平成29年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について中

歳 入

歳 出 1 款 議会費

2 款 総務費

3 款 民生費

4 款 衛生費

9 款 消防費

1 1 款 公債費

1 2 款 予備費

認定第4号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

午前9時00分 開 会

委員長（池井 豊君） おはようございます。ただいまから平成29年度決算審査特別委員会を開催いたします。委員長の池井です。よろしくお願いいたします。

今回の決算審査特別委員会は、あらゆる面で異例づくめでございまして、今見てわかるとおり、私の経験上も決算委員会に町長が参加しているというのも初めてのことでございます。この取り計らいは、通常の総務産経常任委員会、社会文教常任委員会と同じように、町長に聞きたいことがあれば町長に聞いてもいいのですが、新人議員2人の皆さんはわからないかもしれませんが、日程の最終日の午後に町長への総括質疑というのが用意されております。そこでは、町長にじっくり考えて答えを聞きたいものとか、または町長の政治姿勢だとか、そういうものを深く聞きたいものを取り上げるものなのではございますが、そこは今回町長がいるということで、委員長判断で町長がちょっと考える時間が必要だなというようなものは、総括質疑にさせていただきたいと考えております。また、町長側のほうから、その辺はじっくり考えた上で総括質疑でお答えしたいと思っておりますというような形で答弁をちょっと総括質疑に回していただいても結構でございます。

町長が今いらっしゃるということ以外に、この29年度執行された予算を作ったのは佐野町長ではなく、佐藤町長であったということも、これはまた20年ぶりのことでございます。それから、今年4月の人事異動で課長が3人もかわられているということや、特に産業振興課においては課長補佐も退職するというところで、課長補佐がかわられて、係長が全体の様子を知っているというようなことがありますので、かといって質問するなということではないですから、わかりやすく質問をして答弁を求めるような配慮も願いたいところですし、これは29年度決算でも執行されたものなので、それに対して質疑をし、賛成、反対、承認する、承認しないというものもありますけれども、あくまでもこれが平成31年度の予算編成に活かされるような議論であるように望みたいと思っております。

様々なこと申してきましたけれども、ぜひ皆さんご協力のもとスムーズに進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ちょっと座らせてもらって進行します。

本日の出席委員は14名全員であります。傍聴人では、三條新聞社より傍聴の申し

出があり、これを許可いたしましたので、報告いたします。

まず最初に、佐野町長からご挨拶をお願いしたいと思います。

町長（佐野恒雄君） おはようございます。連日大変ご苦労さまでございます。連日の挨拶ということでなかなか持ち合わせがありませんが、今日は思いがけず夜中、何時ごろなのでしょうか、朝起きましたら雨が降っておりまして、金曜日まで天気もちそうだなんていう話だったのですけれども、ちょっと意外な雨だったかなと思っております。

今日は、決算審査特別委員会ということでございます。私今回初めてでございますので、出席をさせていただこうかなと思って実は出させていただきました。そんなことで、確かに今委員長言われるように、私の組んだ予算ではもちろんないのですけれども、初めてでもありますので、参加させていただいたということで、よろしくひとつお願いいたします。余り難しい質問はされないように、ひとつよろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長（池井 豊君） ありがとうございます。

それでは、議長挨拶をお願いします。

議長（熊倉正治君） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまです。それでは、8議案ということでございますが、3日間活発な議論を通して、委員長今言いましたが、平成31年度の予算につながるような議論ができればいいのかなと私も思いますので、ぜひ活発な議論をお願いをしたいということを申し上げまして、挨拶にさせていただきますと思います。大変ご苦労さまです。

委員長（池井 豊君） ありがとうございます。

これから審議に入ります。特別委員会に付託された議案は、認定第1号から認定第8号までの8案件でございます。日程については、配付済みの日程表に従って進めてまいりたいと思っております。基本的には翌日に繰り越すということではなく、質疑が伯仲して時間オーバーになれば5時以降も、何時まででもやる予定でありますので、そこら辺時間的なことを配慮いただければ幸いです。

また、審査に当たりましては、私から皆様をお願いしておきたいことがあります。質問、意見に関しては、趣旨を明確にして、簡潔に発言を願いたいと思っております。これは意見ですというふうな形で、答弁必要ありませんとか、この件についてはしつかり質問、答弁をお願いしますというような形でお願いしたいと思います。

それから、資料の提出を求める場合や総括質疑として町長に答弁を求める場合は、

その趣旨を明確にさせていただきたいと思います。

なお、資料の提出については、その場ですぐ審査に必要だということであれば、その場で資料を作成してもらった場合もありますし、そういう急ぐ場合ではない場合はこの決算、例えば今日資料請求したいということであれば、あさってに資料を提出してもらおうというような場合もございますので、そのときの流れによってそういうふうにしたしたいと思いますので、資料の請求の場合はそういうふうにすぐお願いしますとか、以降の決算委員会の中で提出お願いしますとかというふうなことも言っていただければと思います。また、総括質疑をされる場合は、ちょっと副委員長、用紙ありますか。総括質疑をするというこういう用紙に、総括質疑の要旨を書いていただいて、事前に執行、町長から答弁を考えていただくような形になりますので、総括質疑となりましたら、副委員長のほうからこの用紙をお配りいたしますので、これに記入を願いたいと思っております。以上であります。

それでは、これより決算の概要並びに一般会計歳入の全般について説明をお願いします。

総務課長（吉澤深雪君） 改めておはようございます。それでは、私のほうから決算の概要についてということで、あと一般会計歳入全般についてということで説明をさせていただきます。

まず、説明資料については、平成29年度決算主要施策の成果の説明書、こちらで説明をさせていただきますので、お開きいただきたいと思います。

まず、決算の概要ということでありますが、成果の説明書の表紙めぐりまして1ページであります。29年度決算の状況ということで書いてあります。皆様お読みいただいたとおりではあります。若干説明いたしますと、平成29年度の特徴というものは、第5次総合計画、町の総合計画、10年間の計画なのでありますが、その後期の基本計画がスタートした年であるということでありました。後期の基本計画というのは、その前期の5年間の計画を踏まえて、その後住民アンケートあるいは時代の変化等を踏まえて、特に時代の変化というのは少子化なり、人口減少が深刻化した問題、そういう時代だったのかなというふうに捉えています。それを踏まえた総合戦略や人口ビジョンあるいは新しいまちづくりということで、道の駅の関係を盛り込んだものが後期の基本計画であると。それを踏まえた決算、29年度はスタートしたというようなことでもあります。そういう特徴かなということでもあります。決算規模ということでありますが、町長がもう議会でそれぞれ提案説明いたしたとおりであります。29年度の一般会計、歳入総額は47億2,000万円、歳出は44億9,000万

円というようなことでありますし、2番、決算収支ということで、歳入歳出予算請求額は2億3,000万円程度あります。それから、実質収支額は1億9,000万円というようなことであります。

ここから、すみません、申し訳ないのですが、ちょっと訂正をお願いいたします。この決算収支のまた書きなのでありますが、地方自治法云々の規定により、今年度の実質収支額のうち、これ読むと「9億7,000万円」になっていますが、すみません、ゼロが1個多かったです。「9,700万円」に訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

(足らなかったんだかの声あり)

総務課長(吉澤深雪君) ゼロが余計でした。

(余計だったのかの声あり)

総務課長(吉澤深雪君) 9,700万円を決算剰余金の処分ということで、実質収支のうち2分の1以上を財政調整基金に積み立てるという規定がありますので、それに基づいて実質収支の半分以上ということで、9,700万円を財政調整基金に積み立てをさせていただいたということでもあります。

歳入の状況ということでありますが、3番、歳入の状況、概要は歳入の構成比、主なものは地方交付税が全体の35%を占めておりますし、町税が24%というようなことであります。町税それぞれ交付税の関係は記載のとおりであります。

ページめくりまして、2ページになりますが、ここでいろいろな増減とありますので、お読みいただいたとは思いますが、一応特徴的なものが書いてありますので、若干くどいかもしれませんが、読み上げさせていただきます。2ページの(5)、国庫支出金は、国からの補助金等ではありますが、対前年8.6%の増と。主なその増加の要因ではありますが、まちづくり拠点整備、いわゆる道の駅の関係、交流会館の建設にかかわる社会資本整備総合交付金が3,000万円程度ありますし、臨時市町村道除雪事業費補助金ということで3,800万円、除雪経費を臨時的に29年度は例外的に交付をいただいたというものであります。あと、臨時福祉給付金の経済対策分ということで3,000万円程度が入っていると。これは、消費税増税に伴う関係の交付金、給付金との関係であります。

(6)、県支出金については、対前年8%の増であります。増額の要因としては、介護基盤整備の補助金3,200万円、これは民間の田上福祉会に対する整備費に対する国、県を通じて町を通してのトンネルの補助であります。それから、衆議院、昨年29年度は解散したことに伴い、総選挙ということでその関係の経費716万円を入

れています。

それから、(7)、財産収入ということではありますが、これも特に大きな要因は、道の駅の建設に伴い、重点道の駅に指定されたことで県が整備することになった分について、県に土地を一部売り払ったと。売却をしたということで、それが3,600万円であります。

それから、寄附は例年どおりでありますし、飛ばして(9)番、繰入金であります。特にこの中では基金からの繰り入れということでありまして、生涯学習センターの建設基金の繰り入れ5,220万円、これは交流会館の建設が始まりましたので、それにもともと充てるために目的としていた基金を取り崩したということでもありますし、財政調整基金、不足額に応じて5,000万円程度の繰り入れで29年度は済んだということでもあります。最終的には5,000万円程度で済んだということでもあります。

それから、諸収入であります。 (11)番、諸収入で、特にこれは大きく減ったのであります。28年度については、ここに書いてありますが、地域総合整備資金貸付金元利収入がありました。それがなくなりました。これは何かといいますと、羽生田小学校の下にあります晴和会の田上園、これを地総債という、ふるさと融資というような関係で融資をして建てたのですが、それが繰上償還したいということで、今残っている残額を私どもいただいて、それをそっくり償還したというようなことでありまして、その関係が28年度あったということで、その影響で29年度は大きく減額となっているということでもあります。

それから、(12)、町債であります。対前年比16.4%の増であります。これは主にそのまちづくり、道の駅あるいは交流会館の建設に伴う起債の関係で大きく増えたということでもあります。

歳入は以上でありまして、歳出の状況ということではありますが、歳出の目的、構成比といいますと、一番大きなものは民生費が全体の30%を占め、土木費12.5%、総務費12%というようなことで以下続いております。その下のほうに商工費については、土地開発公社への補助金、売却に伴い減額して、割り引きをして公社が販売しておりますので、それに伴う補助金ということで7,740万円を公社に対して補助をしているということでもありますし、土木費については、除雪対策事業ということで、これも訂正というか、ちょっとこれ読めるのですが、1億1,702万4,000円、本当はこの1の後に億という漢字がつけばわかりやすかったのですが、申し訳ありませんが、除雪費は1億702万4,000円の増ということでありました。それから、教育費については、生涯学習センターの建設基金の積み立てが減額ということで12%の減。

生涯学習センターの基金については、毎年5,000万円を積んでいこうということでこの数年推移してきましたが、交流会館の建設が始まったことから、積み立ては必要ないというか、積み立てなくて今後はその基金を利用して取り崩すというようなこととありますので、その関係で教育費については大きく減額となっております。

歳出の状況については、あとは以上記載のとおりでありますし、3ページに移りまして、町債の現在高、借金の現状ということでありまして、29年度末の現在高は40億4,000万円というようなことで、対前年比較で4.3%の減というようなことになっております。

その下に、6番、財政指数の状況ということではありますが、実質収支比率や経常収支比率などいろいろ指数ありますが、特にいずれも支障のない数値であろうかということと理解していただきたいというふうに考えております。

あとは、数字的なものがいろいろ載っていますが、参考にお読みいただくということで省略をさせていただきます。

決算の概要については以上でありまして、続いて歳入の全般ということで説明を一旦かわります。

町民課長（田中國明君） おはようございます。それでは、最初に歳入の町税の関係につきまして説明のほうをさせていただきますので、決算書12ページ、13ページをお開きください。

それから、例年提出をさせていただいております決算審査特別委員会資料ということで、A4両面の資料ですが、町税の過去5年の収入状況、それから不納欠損の状況ということで、皆様のほうにA4、1枚ものの両面になりますが、お出ししておりますので、それら参考に。あと、今ほど総務課長が説明しました主要施策の成果の報告書の1ページ、それから5ページ等、町税の状況が載っておりますので、それら参考にござんいただきながら説明のほうを聞いていただければと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、入らせていただきます。まず、平成29年度の町税全体の決算額といたしましては、収入済額11億4,009万3,366円でございます。これにつきましては、対前年1,155万1,676円、率にいたしまして、1.0%の増という結果でございます。歳入総額に占める割合は24.2%ということで、前年を1%ほど下回っておりますが、これにつきましては、歳入の規模に応じて変化するものというところでございます。町民税、個人、法人、それから固定資産税、軽自動車税、入湯税は増額となりましたが、たばこ税につきましては減額というような状況でございます。それから滞納

繰り越し分を含む全体の徴収率、収納率でございますが、97.3%ということで、対前年で比較いたしますと0.3%の減という状況でございます。

それでは、個別の税目について説明のほうをさせていただきます。1款町税、1項町民税、1目個人の関係になりますが、収入済額、現年分ですが、4億4,970万5,549円ということでございまして、対前年で比較いたしますと9,199万9,521円の増、率にいたしまして2.1%の増でございます。この増の要因につきましては、平成28年産米の収穫量の増による農業所得の増加及び給与、営業所得者の期限後申告が多数ございまして、その影響によりまして増となったということでございます。基本的には、所得の増ということが言えるかと思えます。

続きまして、2目の法人の現年分の関係でございますけれども、現年分決算額3,793万5,700円ということでございます。これにつきましては、税額の増減の多い上位30社の比較で約288万5,000円の増ということでございまして、全体的に企業収益の増があったものというふうに考えておるところでございます。なお、向かって一番右側の収入未済額、法人税で1万3,300円というものがございまして、これ納め忘れが1社あったということで、この分については翌年度、30年度で収納してございますので、お願いしたいと思えます。

続きまして、2項固定資産税、1目固定資産税の関係でございますけれども、収入済額5億1,079万9,700円ということでございまして、対前年度で比較いたしますと404万5,500円の増、率にいたしまして0.8%の増でございます。皆様ご承知のとおり、土地につきましては価格が下落傾向にあるということでございますけれども、その反面企業の設備投資等が進んでおりまして、結果的に償却資産が増加となった関係でこれら増えているものということでございます。なお、固定資産税の現年分の収納率につきましては、98.8%ということでございました。

続きまして、3項軽自動車税、1目軽自動車税の関係でございますけれども、現年分収入済額3,797万7,500円ということでございまして、対前年で比較いたしますと132万7,600円、率にいたしまして3.6%の増でございます。この増の要因といたしましては軽四自動車、乗用車の入れかえによりまして、旧税率というのは7,200円であったのですが、今標準税率が1万800円になっております。その1万800円が適用される車両が増えたということと、経過年数により重課税、逆に今度これは税を重くかけるという部分でございますけれども、その税率が1万2,900円ということで、それぞれその適用を受ける車両の増によりまして、先ほど言いました3.6%の増というような状況でございます。ちなみに、対前年で比較したその標準税率を適用され

る車は210台増えておりますし、重課税率の関係の車、その車についても96台増えているというような状況でございます。なお、収納率につきましては、現年分98.7%であったということでございます。

次に、4項1目町たばこ税の関係になりますが、収入済額6,385万6,712円ということでございます。対前年比423万3,003円の減ということで、率にいたしまして6.2%の減でございました。これにつきましては、販売本数が約90万3,000本田上町で減少しております。その内訳といたしましては、旧3級品以外が78万6,000本、旧3級品が11万7,000本というような減の状況でございます。旧3級品以外につきましては、税制改正もありまして、430円値上がりしている部分もありますので、そういうことでたばこ離れが若干進んだのかなというような状況でございます。

次に、5項入湯税、1目入湯税の関係でございますけれども、現年分3,403万7,700円ということございました。対前年で比較いたしますと57万900円の増ということで、率にいたしまして1.7%の増でございます。これにつきましては、入り込み客数の増ということで、3,806人对前年で見ますと増えております。内訳といたしましては、旅館関係で2,382人増、湯っ多里館で1,424人増ということで、ふるさと納税の記念品としても提供しているわけですが、様々そのような要因があったのかなというふうなことで考えているところでございます。

町税につきましては、以上で説明のほうを終わらせていただきます。

総務課長（吉澤深雪君） 引き続きまして、決算書の14ページ、15ページからになりますが、それぞれ2款地方譲与税なり、3款利子割交付金ということで、各種交付金等がのっていますが、これは年度末になってようやく決定するような関係がありまして、当初見込めるものと多少差がありますが、それぞれ必要に応じて決算とかで収入済額の欄で受け入れております。

特に特徴的なものはそうないかなと思います。新しいものもないかなと思いますので、ページめくりまして、16、17ページお開きください。中段にこの中で10款地方交付税ありますが、当初予算としては16億1,800万円で、補正ということで5,318万8,000円追加させていただきましたが、決算としては収入済額の欄であります。16億7,118万8,000円あります。普通交付税が15億8,659万7,000円、当初に比較しまして、当初予算で組んだものよりも2,600万円程度増額になったというようなことでありますし、特別交付税については8,459万1,000円、これについても当初に対して2,600万円ほど増額をしていただいたというようなございます。その特別交付税については、九州の北部の豪雨というようなことで、余りもう期待できないかなという

ようなことと言われていたのですが、たまたま29年度は大雪の関係、里雪型ということで、特にふだん余りそれほど大雪にならない里のほうに多くこの特別交付税なり、後ほど国の補助の臨時市町村道除雪費の補助金が交付されたというような内容であります。

あと、ページめぐりまして、以下それぞれ通常の使用料とかありますが、通常の関係のものであります。

20ページ、21ページに入りまして、中段から14款国庫支出金であります。特にこの20ページの2項国庫補助金、一番下のほうであります。1目総務費国庫補助金ということですが、特にこの収入済額があって、収入未済額1億5,073万円ということですが、これは次のページにめぐりますと22、23ページになりますが、収入未済額ということで1億5,000万円ありますが、これはまちづくり拠点整備、いわゆる道の駅の交流会館の建設の関係で、継続費を設定しておりますので、それを繰り越した関係で、これに伴う財源についても未済額、収入ないということで、30年度に繰り越してその分を受け入れるというようなことで繰り越しております。

それから、2目民生費国庫補助金についてであります。当初予算がありまして、補正ありますが、その次に継続費及び繰越料ということで、繰越明許ということで3,343万円を28年度から繰り越して受け入れたというものがあります。これについては備考欄です、説明。備考欄の1節社会福祉費補助金の下の障害者の下にあります臨時福祉交付金の経済対策分、これが明許繰越ということで、28年度から繰り越して受け入れたというものが3,343万円あります。

それから、1つ飛ばしまして、4目土木費国庫補助金であります。これも当初は6,200万円で、補正が3,100万円ということですが、これについては、補正についてはその臨時市町村道の除雪の関係で3,800万円を受け入れた、備考欄にありますが、それ以外にまた収入未済額ということで743万5,000円、国の補助が受け入れておりませんが、入ってはおりませんが、これも30年度への繰り越しということで、社会資本整備交付金の関係で川船農免の関係の補助金を繰り越したと。国の補正で追加があり、それを事業が29年度中に終わらないために30年度に繰り越した関係で、これに伴う財源ということで国の補助も繰り越しをさせていただいているというようなことでもあります。

以下の次のページ、県の支出金等入りますが、24、25ページであります。これについても、下のほうに2項県補助金、1目民生費の県補助金とありまして、当初予

算と補正予算とあり、その次に継続費、繰り越し等の関係で3,200万円ほど上げておりますが、これも28年度から繰り越されたものがあるということで、それについては次のページ、26、27ページお聞きください。備考欄の中で、備考欄のこの最初の項目の中の一番下であります。介護基盤整備の補助金、地域密着型施設整備ということで、明許繰越ということで3,200万円を28年度から繰り越されて受け入れているというようなことであります。これは、民間の田上福祉会に対する介護施設の基盤整備に対する補助金に対する県の補助ということでもあります。

それから、4目農林水産業費の補助金で400万円程度補正しておりますが、これは途中で3節農業振興費補助金の中で、一番上の新規就農者の支援の補助197万円、あるいはその一番下の園芸生産169万5,000円、それからその4節の水田農業構造改革対策事業補助金ということで、その備考欄の一番下、機構集積協力金交付金というようなことで、これをそれぞれ29年度に補正をさせて受け入れて、またその該当者のほうに補助いたしたというような内容であります。また、詳しいことは歳出で説明があるかと思えます。

続いて、ページめくりまして28、29ページであります。3項の委託金、県の委託金であります。1目総務費委託金ということで、当初1,839万4,000円ありましたが、補正ということで651万9,000円を追加させていただきました。これについては、3節選挙費委託金ということで、衆議院の総選挙の関係で補正をさせていただきましたが、決算としては716万9,348円を交付、委託を受けたということになります。

続いて、ページめくりまして30ページ、31ページになりますが、これはすみません、前のページ、16款財産収入というふうが続いております。その中で16款の2項財産売却収入ということでありまして、4,050万1,000円当初上げましたが、219万円の減額。これは、県の重点道の駅の関係で、県に売却するものを当初組んでいたよりもちょっと最終的に少なくなったというようなことであります。決算的には4,169万2,000円不動産の売却収入がありましたが、その中でその道の駅の関係は3,619万7,000円、それ以外に法定外公共物、いわゆる赤道の関係で不要になった道、宅地の下にあるものの関係を470万円程度申し出があったことから、売却をさせてもらったということでもあります。あと、それ以外に旧曾根の交流会館であります。入札により1筆、1区画売却できたということで69万円を入札により売却をしたと。それが29年の5月の終わりごろの入札でありました。そういう関係が不動産売却収入ということで、ちょっと数字が29年度は多くなっております。

あとは、18款の繰入金、各特別会計からの繰入金については、各会計の実績等に基づいてそれぞれ繰り入れ、精算により返還を受けたというようなものを上げております。

ページめくりまして、32、33ページになりますが、2項基金繰入金ということで、1目財政調整基金の繰り入れ、当初は1億9,500万円繰り入れを予定しておりましたが、最終的には5,091万1,000円で済んだと。これは、今後の財政運営に備えて財政調整基金繰り入れを削れるものは削ったということでもあります。

それからその下、2目生涯学習センターの設立基金繰り入れということですが、先ほども申し上げたとおり交流会館建設に伴い必要額を繰り入れさせていただいたと。それが5,220万円を29年度は取り崩しを行ったということでもあります。

4目であります、地域福祉基金繰り入れということで補正をさせていただきましたが、210万6,000円。これは、心起園のボイラーが29年度急遽壊れまして、その修理に伴う必要な額ということで、福祉基金を利用させていただいたというようなことでもあります。

その下、19款繰越金であります、ここでは当初補正等ありますし、28年度からの繰越明許ということで431万3,000円を受け入れております。それぞれの内容については、備考欄にあるとおりに繰越金、純繰越金が1億9,200万円、それ以外に繰越明許ということで3つありますが、それぞれ28年度から繰り越しを受けているというようなことでもあります。

以下、諸収入等が次のページから続きますが、若干進みまして、36、37ページをお開きください。36、37ページ、3節還付金及び交付金というものがおりますが、その備考欄であります、備考欄のその3節の中の下から2番目に自治総合センターコミュニティ助成事業交付金ということで320万円受け入れております。これは、宝くじの配分金ということでありまして、決定を受けて交付されたものでありますし、1つは石田新田の地区公民館運営に対する備品購入ということで220万円、それ以外に消防団のポンプの入れかえが採択されたということで100万円、合わせて320万円をこのコミュニティの助成ということで29年度は交付を受けました。

それから、ページめくりまして、38、39ページであります、21款町債であります。特に1項1目総務債ということですが、これは公共事業債、道の駅、交流会館の関係であります、調定額2億4,190万円で、収入済額、決算額、実際に借りた額は3,660万円なのでありますが、収入未済額2億330万円ということですが、これは起債を29年度中に行えずに、継続費ということを設定しておりますの

で、その精算できなかつたものは30年度にこれを逡次繰り越しをし、30年度にこの分を借入れをさせてもらうというようなことでありますので、未済額として残っております。

それから、2目衛生債はそのとおりでありまして、3目土木債についてであります。これも収入未済額、入らなかつた分ということで550万円ありますが、これも繰越明許、川船の農免の舗装補修、国の補正予算で年度末に交付というか、内示受けたのですが、29年度中に事業終わらない関係で30年度に繰り越して、その分を30年度今行っております。発注しておりますが、その分については、30年度にこの分を借入れ、起債を行うというような内容であります。

続いて、4目消防債であります。これについても250万円あり、28年度からの繰越明許ということで70万円、緊急防災・減災事業債ということで、これはシステム関係、防災のシステム、被災者のその証明に関係したそういうシステムを県全体でまとめて取り入れる関係のもので、それを28年度から繰り越して29年度で行ったというようなことであります。

ページめくりまして、40ページ、41ページであります。6目災害復旧債であります。これは7月の大雨の関係、29年度の7月です。平成29年の7月の大雨の豪雨の関係で災害復旧、羽生田川の護岸の関係や大原、今滝、町道の関係が公共土木債ということで510万円認められたことで起債を行ったということでありますし、農林水産業についても、林道土場線の関係で借入れの内示を受けて、そのまま許可があつたので、起債をさせていただいたというようなことであります。

7目教育債については、100万円ということであります。これは備考欄、一般単独石綿対策事業債ということで、29年度に補正させていただきましたが、田上小学校の給食棟の煙突のところにアスベストがあつたということで、その関係の事業に対して起債が認められた関係で起債発行させていただいたということであります。

歳入についての概要の説明は以上であります。

委員長（池井 豊君） 総務課長、今日の着座したところに追加資料で、決算説明参考資料みたいの、こういうのもありましたけれども、これはまた別な機会で説明はありますか。中身としては、各市町村との比較とかそういうのもあつたりなのですけれども、これはどこかのタイミングで行いますか。これちょっと聞かせてくれ、どこでやるか。

総務課長（吉澤深雪君） 歳出のそれぞれの各分野等で説明する資料も配っていますが、そうでないものもあります。若干では説明させていただきます。

(全般にかかわるんだねの声あり)

総務課長(吉澤深雪君) 決算説明参考資料一般会計ということで、総務課ということで今日用意させていただいたものであります。例年何とか初日に出せるように間に合わせておりますが、ページめぐりまして、1ページ、2ページがそれぞれ基金なりの地方債の現在高というようなことで、県内の10町村ですか、どういう位置になるかと、田上がというようなことで資料をまとめたものでありますし、3ページ、これはちょっと町民課ともかぶるような資料になりますが、3ページは不納欠損の関係を一覧にまとめたものであります。

4ページについては、それぞれのまた各課で説明があるとは思いますが、予備費の充用というようなことで、29年度特に予備費かなりいろいろ活躍する部分がありましたので、それをまとめたものであります。

5ページは、29年度の職員数、29年の4月1日現在の正職員数あるいは臨時職員のそれぞれまとめたものの一覧表であります。

全般にわたるものについては以上になります。

委員長(池井 豊君) 以上、決算の概要についてと一般会計の歳入のみですけれども、歳入の全般についての説明が終わりました。

質疑のある方の発言を求めます。質問のある方。

13番(高橋秀昌君) すみません、歳入だけというわけにはいかないのですが、バランスシートの関係で伺っておきたいのですが、今私が総務課長に質疑を行うのは、平成29年度決算説明参考資料の中の8ページのところで、田上町の昨年度の支出総額が44億9,000万円ありますよね。そして、その中で行政コスト計算書というのが出ておりますが、ここでいうまず人件費が9億781万円ありますよね。これとの比較でいくと、20.18%が人件費になっております。それで、もう一つそこで伺いたいのですが、人を雇うというのは、つまりここでいう計算上出すのは、人件費というのは正規職員だけを人件費と見るわけですよ。パート、それから臨時、請負、こういうのは全部物件費の中へ入れてしまうわけだね。物として扱っていると。これは、今の国からの通達による分け方なので、そこで伺いたいのですが、ここにいう物件費2億2,000万円か、22億円ではないよね。2億2,000万円だよ。

(22の声あり)

13番(高橋秀昌君) 22億円か。ごめんなさい、22億4,831万3,000円のうち、人にかかわる経費、支払ったの。この額は幾らになりますか。

総務課長(吉澤深雪君) まず、この資料の説明を前段にしないと。これが何かという

ものをまず説明させてください。

これは、実は歳出の説明で出てきますが、主要施策の成果の説明書の12ページをお開きください。

(歳出のところでやってもらうの声あり)

(今いいの声あり)

13番（高橋秀昌君） バランスで聞きたいのです。

(なるほどの声あり)

総務課長（吉澤深雪君） いずれ説明するつもりだったのですが、3目の財産管理費の一番下に財務諸表作成業務委託料ということで216万円ありました。これは、予算で上げさせていただいて執行させていただいたのですが、総務省、国のほうからその公会計、財務4表の作成を義務づけられておりまして、それを28年度決算から手がけてきたというようなことであります。この財務4表の、財務諸表というのはどういうものかというようなことで、6ページになりますが、それぞれ財務諸表4表ということで、早い話が民間の複式簿記に倣って、それぞれ行政コストがどうあるかというのを判断しやすいようにというようなことで、こういうものを作らされたというのがあります。大変な手間なのでありますが、大変な手間で、その関係でまた税理事務所にも協力いただいて作成してきたというのがあります。いわゆる貸借対照、バランスシートなり、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支、これはいわゆるキャッシュフローですかの関係をこの4表、これを作成をするというようなことであります。

とりあえず今回お出ししたのは、29年度ではなくて28年度の決算をようやく今年の春、3月末までに作り上げることができたというものであります。1年おくれみたいな話なのでありますが、今後はもうちょっとなれて、できれば29年度は29年、とてもちょうと決算には間に合わなかったのですが、30年の今年の年内には完成できればいいかなということで、今財政のほうで四苦八苦をしているようなところであります。

7ページは、貸借対照表、財務4表の全体ということで、町の一般会計、特別会計、下水道、水道も含めた関係の資産がどうあるかというものが7ページに載っております。資産の関係で合計を言えば、315億円のストックがあるというようなことでありますので、右側には負債ということで84億円借り入れがあるというようなことであります。これはどうなるのかと言われても、実は私自身よく理解できていないというか、これがこれだけでは意味がないというか、結局は全国の市町村がこれ

を出して、類似団体等の比較をする中で田上がどういう位置づけなのかというのは、やっと見えてくるのかなということでもありますので、全国的にこれがまだ出そろったわけでも何でもないものですから、その比較はまだ、これがでは数字は出したけれども、この分析ができるかという、なかなかできていないというのが本当のところでもあります。

全体は一般会計、特別会計それぞれ合わせたものでありますが、ページをめくって11ページからありますが、貸借対照表、一般会計等ということでありまして、これはいわゆる決算統計で出てくるこの一般会計と普通会計という分類なのですが、一般会計と訪問看護を合わせたもの、合体したものがこの一般会計等ということで載っております。それが関係で載ってきます。やっと前段の質問に戻りますが、人件費はあるが、物件費等は、賃金の関係はこの物件費の中に含まれているということで、その賃金の分が幾らかというのは、実は今財政のほうで幾らかというのは把握できて……今資料ある。

(何事か声あり)

総務課長（吉澤深雪君） ちょっと今準備ができていなくて、そこまで拾っていないというようなことでもありますので、また後ほど……

(何事か声あり)

委員長（池井 豊君） わかる、できる。

総務課長（吉澤深雪君） ちょっとわかれば後でお示しするということをお願いしたいと思います。

13番（高橋秀昌君） 私が来年当選させてもらおうと、毎年聞きます。つまり何で聞くかということ。何を意図にしてそのような、今のようなことを聞くかということなのです。今私は、28年度行政コスト計算書の中にある人件費と物件費に着目したのですが、この今の審議は29年度になりますから、ここでのいわば人件費と物件費の中の人にかかわるお金、これがどうかというのを見たいのです。余り変わっていないと思うのです。

つまり何が言いたいかというと、どうもマンパワーが極めて田上町は弱いのではないかという印象を持ったのです。それは、例えば人件費でいうと正規職員でも20%そこそこののです、総支出に対する。かつては、人件費というのは総支出の30%あったのです。あるいは33%。普通企業で、企業というのは利益を設けるところ。利益を追求する会社でも、30%から33%というのはごくごく当たり前ののです。ところが、田上町は利益を求める団体でもなくて、住民に奉仕する団体でありながら、

人件費が20%しかないというのに異常さを感じたのです。もしかすると、ここに正規職員でない臨時職員、パート、請負を多用して、実はそれらを合わせると40%ぐらいになるのではないかというふうに私は勘ぐったのです。だから聞いたのです。そのこと総務課長、わかってくれますね。そのための資料として、毎年そういうのが必要なのです。

やっぱり田上町の行政というのは、マンパワーなのです。そういう視点です、私は。人が田上町1万2,000人の人々に接する、かかわることによって、サービスを提供する中心的なとりでなのだよと。だから、人件費下げればいいねか。国下げなさいと言っていますよね。そして、国が今貸借対照表出させたのは、貸借対照表というのは本来は企業が持つべきものなのです、利益を追求する会社が。それを地方自治体にも貸借対照表出せと言っていることはどういうことか。だから、出すなとは言いません。出せというのだから、出せばいい話なのだけれども、でもそこが中心ではないのだよというあたりを総務課、町長がしっかりと認識してほしいがゆえに提起しましたので、後ほど数字出してください。

以上です。

委員長（池井 豊君） では、歳出のところでしょうか。歳出の総務課のところでお出せですか。午後からか。

13番（高橋秀昌君） いい、そんなのできてからで。

委員長（池井 豊君） それと私もう一つ聞きたいのは、さっき課長の説明の中で29年度のこの財務書類というのは、今年中の全協か何かで提示するということで理解してよろしいでしょうか。それ、29年度の。

13番（高橋秀昌君） そんな面倒くさいの出さなくても、十分……

委員長（池井 豊君） 毎年出さなければならないということなのでしょう、これから。これからこれを毎年作成しなければならないというふうになったから、こういう書類が今年初めて出てきたわけですね。毎年これ出していくことと理解してもいいですよ。

13番（高橋秀昌君） そんなのすぐ出るのだからということ。

総務課長（吉澤深雪君） この資料については、実はもうホームページに上げていまして、公表している内容でありますので、当然公表していくつもりであります。29年度も、でき次第議会のほうに説明なり提出し、公表していきたいというようなことであります。

それは置いておいて、高橋委員の質問ではありますが、趣旨はわかりました。物件

費に幾ら入っているかというのではなくて、要は臨時職員の関係の経費が幾らかかっているかというのが先だというふうに理解したのですが。

13番（高橋秀昌君） それと、いわゆる正規職員の人件費は幾ら、昨年度の。今決算のときです。それを出せば全体の比率がわかるではない。

総務課長（吉澤深雪君） つまりでは29年度決算で正規職員の人件費が幾らで、臨時職員の給料なり、今共済費も含めて、社会保険料含めて幾らかかったかというのをまとめてお出しをすればいいという、それで。

それ、申し訳ないですが、昼からちょっとあれなので、あした……

13番（高橋秀昌君） そんな時間かかるんだ。

総務課長（吉澤深雪君） いや、ちょっと相談させてください。

（何事か声あり）

総務課長（吉澤深雪君） すみません、その辺も説明しながらというのもちょっとできないものですから……

13番（高橋秀昌君） そんなのできるだろう。

総務課長（吉澤深雪君） 準備でき次第、今日できればいいのですが、またあすになるか休み明けになるかしれませんが、でき次第提出させてもらいたいと思います。

以上であります。

委員長（池井 豊君） わかりました。では、速やかに資料作成で提出してもらおうということで。

13番（高橋秀昌君） それでは、税務のほうで伺っておきたいと思います。実は、私ずっと長くから気になって、また町民の人からも意見が出ていたのですが、本田上に旧ラブホがありますよね。何かあれ税金払っていないのだとという話が随分前から話があって、もう一方で町民に差し押さえたのだとという話が入ってきたのです。それで、おいおい、一般の町民に差し押さえておきながら、その旧モーターに関しては何もしていないのかなという疑問があったので、その声を今聞いてきましたので、税務のほうで聞きたいのは、あのホテルでは、私らは外から見ると1つのホテルという感覚なのですが、名前は昔2つあったよね。だから、所有権が分かっているかどうか、ちょっとそこら辺もわからないので、実態がどうなっているのか。

それから、税の収入がいつからどう滞っているのか。できれば、大体行政は5年間歳入することができないと捨てちまうではないですか、言葉はわからないけれども、専門用語わからないけれども。もう要らないよと言ってしまわないですか。だから、少なくともいつごろから入っていないのか。そうすると、大体課税がこの

くらいで、トータル的で何千万円のお金が入っていないよということが見えますよね。そこが知りたい。

そして、今日今どうなっているかというのが知りたいのですが、わかる範囲内で結構ですので、お願いします。

町民課長（田中國明君） 今ほどの高橋委員のご質問ですけれども、まずいつから入っていないかという部分なのですが、個別案件なので、余りあれなのですけれども、平成に入ってすぐのころからではなかったかなというふうに記憶しております。

それで、まず1つ目なのですが、国道側に近い方は、今は所有権が変わっておるかと思えます。裏側のホテルパレード1、2というところでしょうか、そこだけが今従前の方の持ち物になっているかと思えます。そういう関係で、そこを管理されているところが新潟市のとある会社その管理はされているというようなことで話は伺っております。

それで、その滞納処分の状況というようなことでございますけれども、実は平成14年ごろから様々商売がうまくいかなかったような状況の中で、債権者からの申し立て等によりまして、競売等にかかっている状況でありまして、町といたしましてはその競売に対する参加交付要求という行為をしてございます。その交付要求をすることによりまして時効が中断しますので、お金は入ってはきませんが、延々とその時効が継続されてきたというような状況でございます。その上で、新潟地方裁判所の三条支局のほうで3回の競売を行いました、結局売却者が当たらないということで、その競売が取り下げられておるといような状況でございます。それが平成22年ころの話であります。そうしますと、今まで申しましたようにそこから5年間時効がまた始まるわけですから、今といたしましては平成27年に執行停止ということで処分を停止してございます。そこに至る経緯といたしましては、まず1つは三条税務署におけるその処分もそうであると。執行停止をかけて処分を停止しているということでございますし、あるいは新潟の県税部、三条地域振興局の中にもあります県税部も同じように処分を停止しているということでございましたので、田上町といたしましても、27年に処分停止をしておるといような状況でございますので、ご理解いただければと思います。

13番（高橋秀昌君） 専門用語がわからないので、教えてもらいたいのですが、競売にかかって町も交付したというのは、競売に参加したという理解でいいのでしょうか。

町民課長（田中國明君） 大変申し訳ありません、言葉があれで。どう言いますか、そのものを破産管財人等が債権を回収するために申し立てたわけですから。そこに対して、

ほかの租税債権、公租公課含めて全部おまえさんのところに残っているのがあれば手挙げてくれということで、そこに交付要求という形で参加をさせていただいたということでございますので、大変説明が雑で申し訳ありませんでした。

13番（高橋秀昌君） 理解。

そこで、町は競売には参加できないのですか、自治体は。つまり競売不調だったということはどうなのですか、買い手がなかったという理解の仕方でいいでしょうか。そうすると、町がそれを買取るとか、競売だから例えば1万円で買うとって競売入れば、裁判所が1万円ではいいかどうか別にしても、裁判所さえ認めればオーケーになるわけなのだけれども、そういう権利というのは地方自治体にはないのですか。

町民課長（田中國明君） 町も、過去に個人の方のものでありますが、土地を差し押さえをいたしまして、競売にかけていうケースも……

（参加する。町が買取るということの声あり）

13番（高橋秀昌君） そういうふうには町が競売に参加して、落札というか……

町民課長（田中國明君） 入札の参加ということですか。

13番（高橋秀昌君） 競売に参加する。

町民課長（田中國明君） 入札に参加するということですか。

13番（高橋秀昌君） それ実際できるか。

町民課長（田中國明君） これについては、ちょっとそこまでは承知はしておりませんが、基本的に町がそれにできるかという、少し趣旨がまた違う話になるのかなと思いますので、お願いしたいと思います。

13番（高橋秀昌君） 私も、このところは全くここ勉強してなくて、こうだよということ言えないのですが、実は景観上も保安上も、あれだけの広大な面積が20年近くにわたって放置されているというのは行政の中、田上町という小さな3ヘクタール平米の中でどうかという思いがあるのです。何とかならぬかと、そういう思いがあるのです。ですから、法的に可能であれば参加して町のものにしてしまうと。どうせ恐らくあれ固定資産税そんなに安くないはずですね、国道に面していたのとか裏があるわけだから。そういうところで手に入れることできないのかなという思いがあります。

次に伺いたいのは、所有権が変わっているということで、裏は従前のものだというのですが、両方とも所有権者AとBがいるのだけれども、AもBも全く回収不能なのでしょうか。

町民課長（田中國明君） Aについては、その今言われる国道に近いほうは、それなりに納税は納めていただいております。問題になっているのは、その裏のほうの部分だけかと理解しておりますが。

以上です。

13番（高橋秀昌君） 終わります。

委員長（池井 豊君） ほかにありますか。

私から1つ聞いてから休憩とろうかな。副委員長、ではひとつ質問お願いします。

副委員長（高取正人君） 決算書、歳入の35ページ、町預金利子ということで1,000円が計上されていまして、調定額ゼロ、収入済額ゼロなのですが、本田上工業団地の売却の際の補助金1億円をこの予算の中に繰り入れて、それを1年間全然手をつけずに預金の中に入ったままだと思いますので、定期預金ではなくて一般の普通預金にしても1億円のお金をずっと1年間置いたままなのですが、これ利息の収入がないというのもちょっとおかしいかと思しますので、この辺を伺いたいと思います。

総務課長（吉澤深雪君） 各基金においてそれぞれ定期に積んでおりまして、基金はそれぞれ別の科目ですか、積み立てを行って利息はここから、積み立てて基金にそれぞれ利子は積み立てているというようなことであります。

今すごく低金利なものでありますから、定期でも本当にスズメの涙程度なものでありますから、ここでなかなか出てこない。もう歳計剰余金では発生しないというようなことで理解いただきたいと思いますが。

副委員長（高取正人君） 基金上にあつて、町のほうの一般会計には実際にお金は入っていないということのような、そういうふうに言われているのですけれども、一応予算上には一般会計に1億円を繰り入れて、本田上工業団地売れたら、入金があればすぐその1億円を買った方に補助金として交付するというので予算計上してあると思いますので、会計上そういう形ではちょっとまずいかと思うのですが、その辺をもう一回お願いします。

総務課長（吉澤深雪君） 趣旨が大体わかってきました。1億円予算にあるからといって、1億円そっくり現金なり預金で抱えているわけではありません。そんなに余裕ありませんので、それぞれ予算上は用意はしましたが、実際に現金は抱いていないというのが現実。やはりいろいろと事業費払う、工事終われば払うときはお金が要りますので、それに合わせて会計管理者のほうでやりくりをしているということでもあります。

逆に言うと、利子が発生するほど常に余裕な資金があればいいのですが、そうは

いかないため、逆に一時借り入れということで、基金からお金を融通してもらって一時的に借りて、一時借り入れの利子を払った上で町の一般会計なり、それぞれの会計は資金繰りをしているというようなことでありますので、なかなかその1億円の予算があったから、1億円をずっと1年間抱いているという、そういうふうな余裕はないということをご理解いただきたいと思いますが。

副委員長（高取正人君） 私も、これ広報委員会の研修会で町の予算、決算のその内容で指摘を受けた部分で、こういうときにはこういう交付金はいいののですが、実際それを交付するに当たって、やっぱり議会の承認を得てそういう特別の補正予算で上げたほうがいいのではないかとというような附帯意見がついていましたので、それで聞いているのです。

実際100万円程度の預金を入れれば100円程度ですから、1億円は100倍ですので、実際であれば相当な利子、1万円ぐらい利息がつくということだと思っておりますが、今その普通預金でも常時100万円ぐらい口座に入っていると、半年で100円程度ぐらいの利息がつくはずですので、それに合わせて1万円ぐらいの金額が年間出ているかと思うのですけれども、それは実際には基金にあって、予算上には計上はしてあるけれども、実際のお金は基金のほうにあると。でも、議会の説明は予算としてそれを一般会計に繰り入れてやっていますという話なのです。そういうのであれば、そういう講師の先生なのですが、特別なときに補正予算をつけて、それでその売却されたときに補正予算をつけて1億円を議会の承認を受けて補助金を支払ったほうがいいのではないかとというような、そういう話があったので、今ちょっとそれを聞いたので、これは意見としてお願いします。

2番（藤田直一君） 歳出のほうもいいのですか。

委員長（池井 豊君） いや、歳入だけです。歳入とあと決算概要全般。今説明があったところ。いいでしょうか。

12番（関根一義君） 歳入全般について何点か質問がございます。まず、自主財源の確保の関係について質問いたしたいと思っております。歳入全般に対する町長並びに執行側の見解を聞くのは、2年ぶりになりました。新しい町長がお見えですので、改めて議論をさせていただきたいと思っております。

まず、自主財源の確保のところ、いわゆる町税の関係につきましては資料が出ていまして、徴収額は横ばいです。何とか自主財源を確保する方策はないかという議論が過去にありました。総務課長覚えておられるかどうかわかりませんが、過去に町の中に自主財源検討委員会というのが設置されておりました。今それが継続

されているかどうかというのは、私もわかりませんが、そういう私たちが今後の将来の田上町財政を確立していく上で自主財源を確保していくというのは重要なことだと思っていますけれども、ところで過去においてそのような検討委員会が設置されていたけれども、現在どうなっておりますでしょうかということについて1点質問させていただきたいと思います。

それから、財務指標についてさらりと町長流しましたし、監査委員の報告についても、財務指標については全て基準内だから問題ないよという報告になっています。それは、数字的にはそういう捉え方でよろしいのかもわかりませんが、その背景と今後の財政上のあり方を検討する場合、どのように捉えるかというのが重要なのではないかと思います。一般質問のところでも議論になりましたけれども、委員長、池井議員が提起して議論になりましたけれども、いわゆる財務指標が改善されてきていると。特に特筆すべきは、実質公債費比率がどんどん改善されてきているよということです。将来負担比率も改善されてきているということなのだけれども、それは数字上改善にされてきていますから、そこの数字にいちゃもんつけるだとかということは全く考えていませんけれども、果たしてでは改善されてきている背景は何なんだということなのだと思います。

短絡的に物を言いますと、地方債残高が減れば、あるいは町債発行が減れば指標は変化しますよね。したがって、数字が改善されてきたから田上町としての財政上が正常なのだと。あるいは、これでいいのだという判断にはならないと思います。これも、一般質問のところでも議論になりましたけれども、私も27年ごろから言い出したのですけれども、町長に財政状況が一定のところまで回復してきたこの時期に当たっては、私はこういう表現とりました。町民に還元すべきなのだとということを言いました。この前の一般質問に対して、マスコミは積極財政を求めたと、こういうふうに書かれていますけれども、私も言葉を変えれば積極財政を求めたわけです、町長に。だから、私としては、このような指標をどのように評価しているのかということを知りたい。数字はわかったよと。数字は基準内だから問題ないよということはわかったけれども、こういうふうになった背景と財政運営の今後のあり方との関連でどのように評価をしているのかということについて聞きたいというのが2点目です。

それから、きのう、おとといあたりからふるさと納税がマスコミをにぎわしています。何でこんなふうになったのだ。本当かいなんて思いましたけれども、田上町も6市町村の中に含まれているなんてありまして、おいおい、待ってくれよと。

1,300万円ぐらいのふるさと納税の田上町で、そんなことを果たして指摘されるようなことが本当に事実なのかというふうに私は耳を疑いました。私はふるさと納税については、こんなこと言うと大変恐縮ですけれども、ある意味では消極的です。私自身は、ふるさと納税をする気はありません。特に議員という立場であって、ふるさと納税をしたら、それは社会的な、糾弾まで行かないにしても、指摘されるだろうということもあります。なぜか。私が鹿児島にふるさと納税をしたら、3万円したら、3万円のうち2万8,000円が田上町の税金、田上町だけではない、所得税もあるから。確定申告すれば、2万8,000円が控除対象になるわけです。だから、私が3万円鹿児島にふるさと納税すれば、私は田上町に納める税金が少なくなるわけです。三条市長、総務省が見直しをするといって発表したら、いつとき要するにいきがりましたけれども、こんな改正あったものではない。国が制度を作っておきながら、責任を地方に押しつけることは何ぞやというふうに言いましたけれども、きのうになったら今度三条市議会の中でこの見直しは妥当なのだというふうに言い始めたということです。なぜ私はふるさと納税について捉えるのは、町の収入を確保する面ではそれなりのメリットがあって、それは軽視できない。だから、そういう議論もあっていいと私は思っていますけれども、しかし一方では過熱したふるさと納税が過熱してくれば、田上町の税収が減るという側面もあるわけです。これはどうなっているかお聞きしたいわけです。田上町は1,300万円の要するにふるさと納税あったけれども、田上町の納税者が他の市町村にふるさと納税として寄附行為を行っている件数はどのくらいあるのか。この要するに総合的な比較論で、ふるさと納税は田上町財政に及ぼしている効果というのはどのくらいになっているのか。それを見ないと、ただ単純に1,300万円入ってきたのだからいいではないかということにはならないだろうということです。

今盛んに要するにふるさと納税については、2つの側面から議論されています。ふるさと納税はさらに推進すべきだということと、ふるさと納税はこれ以上過熱したら、これは地方の財政破綻を招くということも指摘されているわけです。だから、その両者から分析しておくことが必要だと思いますけれども、果たして田上町の実態どうなっているのかです。そこまで把握できているのかできていないのかです。私は、個人情報によこせなんていうことを言っているわけではないのです。全体的な動向をどう捉えて財政運営に活かすのかということが大事だと思いますから、その点について質問させていただきたいと思います。

差し当たり3点お願いします。

総務課長（吉澤深雪君） 3点質問いただきましたが、まず1点目、自主財源確保の研究會ということでありますが、何年前でしょうか、確かに研究會を立ち上げて、いろいろ自主財源を確保するため、あるいは町の財政をよくするために研究を全職員で研究してきました。それについては、ある程度のもうこういう方向、計画で今後やっていこうということででき上がりましたので、それに基づいて今まで動いてきたということですので、その研究會自体も一定のもう役目は終わったというか、それに基づいて今も動いているというようなことであります。

2点目の財務指標、背景というような評価をどう捉えるかというような話であります。関根委員のおっしゃっているご意見というか考えと私も同じであります。というのは、確かに町債が公債費が当然減ってきて、今まで借金を抑えてきた、事業をやってこなかったわけですから、抑えてきたので、その返済が終われば当然好転してくるといふようなことであります。ただ、それは今まではやはりどうしてもネックだったのが本田上の工業団地、10億円程度の負債を抱えていたわけですが、あれをどうするかというのが常に頭にあったものですから、その処理をどうするかというのを考えていて、なかなか積極的なものを動けなかったというのがこれまでであったと思います。今後は、それは町長の考えであります。一般質問ありましたとおりに、その許す限り積極的な運営を、事業を狙っていくだろうというふうにご考慮しております。

それから、ふるさと納税の関係であります。実際に田上町の状況が効果はどうかということについては、後ほど渡辺係長から説明いたしますが、ちょっと報道で県内で言うことを聞かない6市町村の一つに立派に名前が挙がって、またその関係で問い合わせ等ありまして、かえって効果があったのかななんて思っているのですが、それはさておいて、私どもとしては議会にも前にもお話ししましたとおりでありまして、総務省の見解、3割以下に抑えるというのは、来年の4月にはそうしたいということで県のほうには話をしてきたのです。ただ、そうは言ってきたのですが、総務省の調査というのが10月末までに3割以下にするかしないかという、それだけ。それ以外は、みんな一律に言うことを聞かない市町村だというふうなレッテルを張られたというようなことであります。考え方は、私ももちろん町の職員なり議員さんがよその市町村にふるさと納税するなんて、まず考えられない話だろうと思っております。あってはいけない話だと私は思います。

では、効果については係長より説明いたします。

政策推進係長（渡辺 聡君） では、ふるさと納税の関係の実際の田上町の方が平成30年

の控除の際に寄附額控除を受けた数の人数ですが、70名の方が他市町村のほうに寄附をされておられます。その寄附の総額につきましては、実際田上町でその70名の方に対して町税で控除されました額につきましては、290万9,767円が控除をされておられます。実際29年度のふるさと納税の歳入額につきましては、1,295万5,000円ということになってございます。ただ、ここから実際返礼品ですとか、私どもポータルサイトに掲載しておりますので、その辺の経費ですとか、もしくはその委託料の関係でございますので、そちらのほうのかかっている経費を差し引きますと、実質的に平成29年度につきましては、491万8,000円程度町のほうへ残ったという形になりますが、ここからさらに先ほど申し上げました町税の290万円程度のその田上町の方が寄附された金額でございますので、そちら差し引きますと、実質的には200万8,801円というような数字になってまいります。ですので、このおおむね200万円というものが田上町にプラスの財源となったということになりますので、よろしくお願いいたします。

(何事か声あり)

委員長(池井 豊君) 3つの質問について答えましたね。関根委員、2番目の財政指標の評価について、財政運営のこれからのあり方というの、これ総括質疑で町長に求めませんか。

12番(関根一義君) いや、いいです。

委員長(池井 豊君) いいですか。そこら辺は何か課長が答えられない雰囲気だった、課長が雰囲気出したので、それは今町長に聞きますか。

12番(関根一義君) いやいや、後にします。

委員長(池井 豊君) 後にします。

(町長からじっくり財政運営について答弁……の声あり)

12番(関根一義君) ありがとうございます。

200万円ちょっと、201万円ぐらいの実質的な収効果というか、ふるさと納税の実質的な要するに実入りがあったということだと思っておりますけれども、まずは田上町の納税者もふるさと納税については70人程度ですから、そんなに過熱していないと思うのです。これからさらに過熱していけば、これは田上町のふるさと納税によった寄附金額を上回るような金が出ていくおそれが私にはあると思います。ここがですから、総体的な判断でふるさと納税に対する方針をやはり町長は今後とっていく必要があるだろうというふうに思います。

紹介しておきたいと思いますが、ふるさと納税については、前町長はある意味で

は消極的だったのです。昨年、一昨年でしたか、同僚議員がふるさと納税についてもっと本腰を入れた取り組みをすべきだと。いわゆる自主財源が確保されるのだというふうな主張がありまして、その後町長の肝いりだったか、総務課長の肝いりだったかわかりませんが、1,300万円ぐらいのところまで額としては上がってきたという状況だと思いますけれども、私はそういうふうには捉えていますので、そういうふうにあるべきだということについて私は主張しておきたいと思います。

それでもう一点、ほかの案件で質問しますが、先ほど来不納欠損だとか収入未済額だとかという議論がありまして、決算書の中にも出ていますけれども、監査委員の監査報告の中にも出ています。不納欠損については、依然として高い額というか、これに推移していると。これについては、鋭意努力をなささいというふうに出ていますし、私が注目したいのは、滞納者の現状把握についてもしなさいというふうに出ています、監査委員からは。これは、ある意味では必要だと思うのです。これも、それをぎりぎりやるようなことになると、個人のプライバシーの侵害になるのではないかという議論がまた出そうですけれども、そういうことではない。税の公平負担の原則からして、税務担当者はやはりそのぐらいの把握はすべきだということだと思うのです。町税だとかいろいろありますよね。滞納者ありますよね。これは税だけではないです。料金、負担金の類、こういうのも含めてです。あるいは、水道料金もあるかも。含めて分析しておくことが必要なのではないかと。そうしないと、この人たちに対する財政の支援のあり方が定まらないということだと思います。一緒くたに捉えれば、それは逆に不公平感を生むと。税の不公正を招くということになると思うのです。ですから、その辺の捉え方が果たしてやられているのかどうか、この1点まずお聞きしたいと思います。横断的に捉えてです。町税だけではなくて、横断的に捉えて滞納者の実態分析、現状分析、こういうのがやられているのかどうか、この辺のところを聞いておきたいと思います。

2回目は以上です。

町民課長（田中國明君） 今ほどの関根委員のおっしゃられるのはもっともなことだと思っております。ただ、そういう中で町の債権につきましては、公債権あるいは私債権というふうな形で分かれている部分もまた事実でございます。そういう中で、なかなかその横断的に対応ができないというような部分も現実あるかと思っております。その辺、どういうふうに行っていったらいいかというような部分については、ちょっとまた時間的な研究する時間も必要かなというふうなことで考えておりますが、いずれにいたしましても、例えば町民課の税の状況で言えば、実は平成29年の出納

整理期間の段階におきまして、複数の未納の方がいらっしゃいますので、あれですけども、例えばその理由です。そういったような部分につきましては、やっぱり納め忘れというものが圧倒的に多くて、これが約58%ほどありますので、そういったような個別それぞれの課におきますその分析等々はそれぞれされているものと思いますが、ただ横断的な部分につきましては、今ほど言いましたように、町の債権といいましても公債権・私債権との区別がありますので、そこでのこの情報の共有という部分については制限もされておりますので、そういったようなこともご理解いただければと思います。

(何事か声あり)

12番（関根一義君） わかりました。隣からちょっとやじが入りました。私はわかりました。

そこで、この表現は非常に申し訳ない表現をしますけれども、税の公平性からしたら、ずるはだめよということです。私は、そこは押さえたほうがいいと。そして、そういうものに該当しなくて、救済しなければならないものに、人たちについては、場合によったら町の財政で救済することもそれは検討していいと思います。しかし、一緒くたにされてしまいますと、これ議論成立しないと思いますから、そういうことを申し上げておきたいと思いますので、努力をされていることについては重々承知しています。徴収率がアップしてみたり、若干下がってみたりしていますけれども、田上町の徴収率は、やはり他の市町村から比べてこれは評価していいと思っていますから、担当者はじめの税務担当の皆さんには大変苦勞かけていると思います。嫌な仕事ですから、大変だと思います。それは、そういうことで評価をさせていただきたいと思います。

それから、最後にしますが、高橋委員から物件費に占める臨時職員等の賃金実態どうなっているのだという話がございました。これも、長いこと議論してきています。そこで、要するに今日配付になりましたけれども……これは不納欠損か。どこかに資料ありましたよね。臨時職員の状況どこかありましたけれども、職員数が臨時職員の実態数が毎年の決算委員会のところに提示されていますけれども、これはやはり賃金実態が人件費との相対関係の中においてどのような構造になっているのかということは、私も高橋委員の意見に賛同して注意深く見詰めたと思いますので、重ねて資料提示についても私から求めたいと思います。

委員長、以上です。

委員長（池井 豊君） 質疑の途中ですが、暫時休憩を。

(何事か声あり)

委員長(池井 豊君) それから、副委員長からちょっと指摘があります。

副委員長(高取正人君) 町民課からの町税収入の状況ということで、平成28年の町民税(法人)の増減率ということで、#D I V / 0 オーバーフローしているというふうに表示されていますので、プラマイゼロ%なのかもわかりませんが、これ資料の再提出をお願いします。

(そこだけ数字聞いてもいいですの声あり)

委員長(池井 豊君) そこだけ後で正確な数字聞かせてください。

では、50分まで休憩します。

午前10時35分 休 憩

午前10時50分 再 開

委員長(池井 豊君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず、町民課長から報告をお願いします。

町民課長(田中國明君) すみません、休憩前に副委員長から指摘がありました部分ですけれども、皆様のお手元のほうに新しいものを差し替えさせていただいておりますので、前お配りしたものに付きましては、廃棄していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

#D I V / 0 になっていた部分については、皆増というふうなことで記載をさせていただいておりますし、あわせてその27年度の同じ#D I V / 0 のところも今度100%皆減というような形で表記をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

13番(高橋秀昌君) すみません、資料の提出でお願いしたいのは、田上町の未利用用地の地番と地図と面積と、もし利用計画があるとすれば、有無の一覧でお願いしたいと思います。

なぜこの質問するかというと、まず前町政のときに椿寿荘のところの土地が地元の人たちに一切相談もなく売却されました。その後に、区長さんたちからの声がありました。椿寿荘には大型バスが1台でなくて複数台入っている。ところが、売却してしまったものだからそこを利用できない。そういうことが多々ある。最近何か椿寿荘への観光客増えているのだそうです。そういうこともあり、地元のかかわる人たち、区長自体がかかわるといのは、区長職だからかかわるのではなくて、何かボランティアか何かしているのだ。頼まれているのか。そういうことで交通整理

をやったりなんかしているのだけれども、もう半分以上も売られてしまった。しかも、あそこを見るとその買った人が不動産業やっているのです。不動産だか何だかという、自分の土地のお客さん以外の人に升を与えて、恐らく有料だと思いますが、近所の商店の人に駐車場として有料で貸せる。こういうことは、やっぱり端から見てみると町一体どういふのだ。本人実際に利用していないのに、あんな大きな面積をたかだか500万円で売却して、そんなのだったら俺が買うのだなんてことも出てくるのです。

(何事か声あり)

13番(高橋秀昌君) そういふのです。なぜかという、あなた方は競争入札させたわけでしょう。それで、1件も落ちなかったのでしょうか。2年もたってからやったでしょう。そうすると、答弁はあれは財政難で大変だから売ったのだという、課長書いたまま言っているけれども、うそです。財政難終わってから売っているのです、実際は。そういうことやっている。だから、周りの人たちはもう不信感になるのです、行政に対する。あれが逆に実は売りたいのだ。おまえさんたちなじだらうねと地元に来て、地元の人たちの話も聞いたりしていて売却したのなら、そういう問題起こらないのです。そういうことがあるので、これを出してもらいたい。

もう一つは、前の町長時代に公民館跡地も役場跡地も売却して民間に売ってしまうという方針を立てたのだ。そういうことも地元でやられていないので、今あいてるところ全部出して、やっぱり利用計画立てると。ある人の話によれば、利用計画がないなら売れという監査委員の意見だったと、こういう話なのだ。利用計画を立てない町が間違っているのだから、そういうことで私は今この資料出してもらいたいということで要求します。お願いします。

委員長(池井 豊君) 未利用地については、山林除くでよろしいですよ。

13番(高橋秀昌君) もちろん。

委員長(池井 豊君) 山林除くで。それから、高橋委員今2番目の質問言われましたけれども、前の町長が売却する方針なんか出していないです。検討委員会立ち上げるといふことですよ、あそこの。そこら辺も含めて、総務課長ちょっと答弁お願いします。

総務課長(吉澤深雪君) 資料については、事前に高橋委員からそれは、そういう要請もあったものですからそろえてありますので、これからでは配付させていただきたいと思います。

2点目の、今委員長おっしゃったとおりであります。確かに方針を決めたわけで

も何でもなく、そういうことも1つとしては考えられるという一つの案としてのお話で、どういような利用がいいか今後いろいろ議論していきたいということで説明をさせていただいたというふうに理解しております。

以上であります。

(それは高橋委員の認識間違いですの声あり)

13番(高橋秀昌君) いや、俺は町長から聞いたのでない。

委員長(池井 豊君) それは、高橋委員、間違いだと今言われたので、その辺聞いて納得してください。

13番(高橋秀昌君) いや、俺は……

委員長(池井 豊君) 委員長権限で、これは高橋さんの認識間違いだということで、本当に今だって課長もそう言われていましたので……

13番(高橋秀昌君) 待て、おまえの言葉でない。

課長例えば、聞くよ。あそこは、つまり役場跡地は民間に売るといことは言ったことが一度もないというのか。

総務課長(吉澤深雪君) 区長さんには、売却することも考えられるというようなことでお話はしたと思います。ただ、それは決定とかそういう話ではなくて、いろいろ公民館は老朽化しているので、取り壊しをしなければいけないと。その後の跡地利用については、これからまた検討させていただきたいという話をさせていただいたと。

13番(高橋秀昌君) 今委員長おっしゃったように、おまえの権限でない。

彼は、今総務課長が言ったのは、売ること考えられると言ったということです。つまり俺たちその話を聞いているわけ、だから大問題なのです。それで、町長の一般質問における答弁は、前の町長は別として、新しい町長はその利用については地元の人たちも含めて十分話し合いをして進めていきたい、こういうふうに町長答弁ははっきりしたので、これはこれでいい。俺が言うのは、前の町政はと言っているのです。

委員長(池井 豊君) 前の町政、そんなこと言っていないです。

13番(高橋秀昌君) おまえさんが言ったのでない。

(何事か声あり)

13番(高橋秀昌君) 俺たちは課長から聞いた話をしているのだ。俺が一々町長のところへ……

(議会にそういう報告ありましたの声あり)

13番（高橋秀昌君） そんなことおまえさんに聞いているのでない。議会に言っているかどうか、俺議員ではないのだから。そうだろう。俺たちは、一般町民として町からそういう話があったと聞いているから確認しているので、おまえさんが町長から聞いたかどうかなんて俺は聞いていない。俺はこっちの話を知っている。

いずれにしても、それは第二質問ではないのだ。そういう経緯があったからこの資料を出してくださいと言っている話で、新しい町長はそういうことにならぬように十分協議を行って検討していきたいと答えているのだから、それに基づいて地元の人たちも十分検討しようではないかという話になっているのです。

以上。

委員長（池井 豊君） では、資料の提出をお願いします。

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） では、それをお願いします。

（資料配付）

委員長（池井 豊君） 資料の提出がありました。資料の説明ありますか。

総務課長（吉澤深雪君） それでは、若干説明させていただきます。

先ほど言いましたとおり、委員長言いましたが、山林等あるいは道路敷の残地とか、余り細かいものは省いております。あくまでも、現在抱えている未利用地ということでもとめたものであります。①から⑨までということでありまして、①が旧曾根の交流センター跡地、これは売却をもう3区画残っていますので、今後売却をしていきたいということ考えています。また、②は旧山田の火葬場敷地、③が旧上野部落の集会所の跡地、④がこれは本田上ですね、旧火葬用具置場、火葬場です。⑤は、旧役場の近くにありました旧土地改良区の跡地。それから、⑥は原ヶ崎新田、これも中学校の裏庭というか、裏山の旧火葬場跡地。あとは雑種地、⑦が羽生田、⑧が川船、翠台で、宅地造成に伴い開発業者から寄附を受けた土地であります。それから、⑨は旧農村アパートになります、四ツ合であります、これから売却をまたかけていきたいというふうなことであります。

位置については添付するので、①からそれぞれ番号振っておりますが、この位置にあるということでもあります。

説明以上であります。

13番（高橋秀昌君） ありがとうございます。

課長、この売却に関しては、これは下に公示しますよね、売却する場合、役場のところ。あれで終わりと思わない。あんなのは誰も見ないのだから、法的に出さね

ばないからしているのであって、ぜひ新しい町長のもとではこういう、本当に売却するという方針であれば、場合は必ず地元や周辺の人たちに相談をして合意を得てやると、そういうことをやってもらいたい。なぜかというと、町有地というのはおまえさんの、町長の土地ではないのだから、町民の土地なのだ。そういう視点で頑張ってもらいたいのです。

委員長（池井 豊君） 意見ということでございます。

（何事か声あり）

13番（高橋秀昌君） 普通議会の意見というのは、賛否を問うときしかやらないのだから、普通要望としてはこういうことは全部審議になる。

委員長（池井 豊君） では、答弁ありますでしょうか。答弁、すみません。

総務課長（吉澤深雪君） 高橋委員のご指摘のお話、十分詰めていきたいというふうに考えています。

以上です。

5番（中野和美君） 先ほどの関根委員のところ、町税の徴収の仕方のことを述べておりましたので、私もそれにずっと考えていくところがありましたので、この場で話させていただいていいかなと思っています。

町税の未納の場合、滞納しますと延滞税がついてきますけれども、今度それを延滞税のついた未納税を支払うときに、一部支払ったとしたら、延滞税のほうから先に支払う。本税はそのまま残ってしまうのですよね。本税は残るのです、延滞税から先に償却というか返却するような形になって。そうすると、生活、収入が少なかったりしてやっとなんと、やっとなんと税金を払っても、本税はまだまだ残っているという状態もあったりするみたいで、やはり町民課はその方の収入と住宅の、何でその田上町に住んでいるのかということも多少把握した上で、一律に税率をかけ、延滞税をかけるとか、一律に徴収するのか、一律に支払いがないから差し押さえするとかではなくて、一人ひとりの現状を見据えながら徴収なりしていただきたいと思っています。そのようなやり方をこれから取り組んでいただけることは可能かどうか質問させていただきます。

町民課長（田中國明君） 今ほどのご質問ですけれども、まず最初に延滞税、延滞金に充てるということではございません。まず、本税を消していきます、延滞金が増えないように。その上で、最終的に本税が納まって、本税、督促手数料納めていただいて、その後にその延滞金が納めていただくというような形で私ども対応させていただいております。

その関係については、その地方税法あるいは田上町税条例に基づいて適正に処理をさせていただいているのでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

5番（中野和美君） ありがとうございます。

そんなにふうに、税条例はもちろんそれも大事なのですけれども、そうしますところの税条例というのは、本当にそのままでいいのかというところは私疑問に思うところありまして、実際家を差し押さえられたりして、家相当の滞納税金でないのに差し押さえられたりすることは十分に現実であるようですので、家を差し押さえられた場合、その家にしばらくは住めるのでしょけれども、住めなくなっていく状況にもなりかねません。ですから、実際その大きな金額でないにしても、そうやって家を差し押さえるといようなことを避けていただけるような税条例なりになっていかなければいけないのではないかと。私は、ちょっと実際そういうの見ていておかしいなと思ったので、今回その人に応じた税の徴収の仕方をお願いしたいというふうに思っているのですが、その辺はどうなのでしょう。ただ、税条例に基づくという一律なやり方でいいのでしょうか。

町民課長（田中國明君） 基本的にはそれぞれの個別の案件、私どものほうで未納がある方等につきましては、まず督促状を発送させていただくと。督促状を発送して納まらない方については、催告書というものを発送させていただいて、まず納付の慫慂をしております。その上で、まだ納付なられて、例えば来所をいただけない、連絡がとれないというようなことになれば、それを発送してから10日以内にもう差し押さえをするということに税法上なっております。

ただ、一気にそういうことはできませんので、今中野委員が言われるように、個別にそれぞれの状況を見ながら対応させていただいております。そういうことで、ちょっと私の説明が足りなかったもので、申し訳ありませんでしたが、それぞれそういうような形で対応させていただいておりますので、お願いしたいと思います。

5番（中野和美君） よろしく申し上げます。

では、ほかの県では延滞金から先に……

（何事か声あり）

5番（中野和美君） すみません、田上町は本税からということで安心しました。

委員長（池井 豊君） では、歳入はこれで打ち切ります。

歳出に移ります。

では、1款から説明をお願いします。

議会事務局長（小林 亨君） お疲れさまです。それでは、歳出のほうを説明をさせて

いただきます。決算書の42ページ、43ページをごらんいただきたいと思います。こちら、1款1項1目議会費でございますが、総額で7,609万6,000円ほどの金額となっております。前年比13万2,000円程度減額となっております。

それでは、節ごとに説明をさせていただきますけれども、1節の報酬でございますが、議員皆さんの報酬3,085万2,000円、こちら前年比19万1,000円ほど減となっております。こちらの要因としましては、2月末に議員1名が辞職したことによります減となっております。

次に、2節の給与でございますが、職員2名分の人件費でございます。

次に、3節職員手当等でございますが、1,565万4,000円、これは議員及び職員の各種手当でございます。前年比75万1,000円ほどの増となっておりますが、こちら期末手当の見直しによる増となっております。

次に、4節共済費でございますが、1,460万9,000円、こちらは議員共済の掛金と共済組合等の負担金となっております。

次に、11節需用費でございますけれども、132万6,000円、こちら消耗品と印刷製本費ということで、議会だよりの印刷製本費等となっております。

次に、13節委託料でございますが、161万円、こちら会議録作成委託料となっております。実績額でございます。

次に、19節負担金及び交付金207万8,000円ということで、各種負担金及び政務活動費となっております。政務活動費のほうですけれども、2名の方から負担金が5万6,000円ほどありまして、不用額となっております。

備考欄のほうで、次のページ行っていただきまして、44、45ページ、備考欄でその他事業ということで3万円ほどございますが、こちら議会事務局のデジタルカメラが古くなったということで購入をさせていただいたものでございます。

議会費の関係は以上でございます。

委員長（池井 豊君） 議会費の説明は終わりました。

質疑のある方。

6番（椿 一春君） 旅費についてなのですが、今不用額が47万7,000円になるのですが、この旅費について特別な何か使える枠があるのか、それを我々が使わないのか、もともと余計なものを見積もったのかお聞かせください。

議会事務局長（小林 亨君） 旅費の関係、不用額47万7,000円ということでございますが、このうち約23万円ぐらいに関しましては、議員の旅費ということで陳情旅費などを計上してあるのですけれども、29年度につきましてはそれ全員で行くことがな

かったということで、その分が残ったのでございますし、ほか残額につきましては、こういった会議等の費用弁償が残ったものでございます。

以上でございます。

13番（高橋秀昌君） 局長、1つ質問なのですが、私年度途中で議員に当選させていただいて議席を得まして、7月だったか8月に政務活動費いただきました。私は、政務活動費そのものを否定するものではないのですが、支給に関して問題があるのではないかと。全国的に政務活動費を正しく使っていないという話が結構マスコミをにぎわすのです。それは、私総じて無理からないなと思ったのです。というのは、年度初めにもらうでしょう。人間もらうともう返したくないわけだから、できるだけ経費にしたいという感情になりますよね。これは、否定はしても無理なのだから、田上町は結構厳密にしているということはよくわかりました。政党には一切出さないとか、一般新聞を出さないのだよということになっている。そこ厳密さがあります。

でも、私はこれをさらに発展させて年度末に支給する。条例上は、年間6万円支給されるので、年度末に支払うことにして、各自が活動したらその都度領収書を事務局に出す。それで、事務局は例えば議長や事務局や幹部の人たち……幹部という言い方正しくないかもしれないけれども、例えば常任委員長なんかで精査検討委員会なるものを作って、それで例えば高橋が出したこの領収書が適正かどうか判断する。そして、不適正であればちゃんと当人に通告をして、不適切とか判をつけて、そして本人への支給を例えば7万円出しているうちの6万円しか出さないわけですが、さらに不適切ならその分差し引いて出すというふうに、より厳密にすることによっておい、おまえたち政務活動費もらって、適正に使っているのかなんて言われることが一切ない、そういうふうにして町民の信頼を得ることが必要なのではないか。

県会でも問題になったが、あっちでも問題になっている、こっちでも問題になっている。したがって、田上はそういうことはないのですから、でもそこにもう一つ加えて、そして改善していく。これは、条例か規則の改正が必要と思うのですが、どうでしょう。

議会事務局長（小林 亨君） 今ほどの高橋委員のご質問ですけれども、おっしゃるとおり政務活動費の使途に関して全国的にいろいろ問題になっているケースもございまして、議長ともちょっと相談しているところなのですが、現行のその規定の中では一応前支給というような形になっておりまして、今後その辺も含めて検討課題と

していきたいと考えております。

13番（高橋秀昌君） 結構です。

2つ目に、もちろん町長も誤解しないでもらいたいのですが、まず住民の福祉が第一です。その次に、実は議員控室に行きましたら、給水器というか、お湯出すやつが壊れたまんま、これいつからなのだと。ずっと前からだという……

（お茶入れる機械の声あり）

13番（高橋秀昌君） お茶入れる機械が壊れているのです。それでおい、こんなのぐらい直してもらえばいいかねと私言わせてもらったのですが、でもあそこに事務局のポット用意してお茶用意してありますので、どっちかというところあっちのほうがおいしいのです。壊れたやつのほうはまずいのだ。私前に飲んで、これこんなものおいしくないと思った。

それで、長も誤解しないで聞いてもらいたい。あれを直すのではなくて、あれを処分をして、かわりにあれよりちょっと大きい冷蔵庫入れてもらいたいのです。なぜかというと、特に今年のような暑いときに一々水を飲むためには下へおりていかねばならない、1階まで。そうすると、議員が休憩している場所ではなくなるわけです。あそこでお湯はいただけるのだけれども、冷たいものだけはない。そうしたら、冷水機なんか買うと銭が高いから、冷蔵庫のほうがいいではないか。氷はあるし、ペットボトル置いておけば冷えるしということで、ぜひ町長、来年、もちろん前提であります住民の福祉が優先ですので、そこを抜きにしたらだめです。そこを抜きに、私らも多少冷たいものが飲めるような環境を整えてもらいたいというのが私の質疑でございますので、局長。

議会事務局長（小林 亨君） 今ほどのご要望になりますけれども、これまた新年度予算ということで、その時点での検討課題とさせていただきたいと思います。

13番（高橋秀昌君） 終わります。

委員長（池井 豊君） 委員長から申し上げますが、もう直す予定のない給茶機は早目に撤去、処分願うように。それも新年度予算で、撤去にお金がかかるのであればお願いしたいと思います。

1款ほかに質疑ございませんでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） ないようなら、1款の質疑を打ち切ります。

それでは、2款の説明をお願いします。

総務課長（吉澤深雪君） それでは、2款の説明に入ります。決算書については44ペー

ジ、45ページをお開きください。それで、2款総務費、1項1目一般管理費ということではありますが、総務費全体をまずは事務的な経費だということで、そういう前提で見ていただきたいのでありますが、事務的あるいは人件費等を中心とした庁舎管理も含めた経費であります。一般管理費は、特にその人件費が中心になりましたが、当初2億1,927万4,000円、補正予算ということで754万円ですか追加させていただきましたが、これについては1年前の人事異動に伴いまして2人増員になると。それは、政策推進室長を兼務から専任の職員を1人増やしたということでもありますし、休職者復帰したことに伴い、とりあえず人事異動で総務課のほうに張りつけたというようなことで2人分増えたというような関係が入っております。それ以外に減額して、財務会計システムお願いしたものを取りやめるということで、3月で補正で落とさせていただきました。その関係で、差し引きして700万円ほど増額というようなことであります。その次の継続費繰越明許ということで、28年度からマイナンバー関連の関係で継続されたものがあります。それから、予備費については24万5,000円、主に電算関係で細かいものの関係でいろいろ使わせてもらったと。それは、参考資料等にそれぞれいろいろ入っていますので、ご確認いただければと思います。

実際に決算であります。まず1節報酬、2節給料と続きますが、特に給料、職員手当で不用額が割合多くありましたが、これ実は職員が1月に入ってから1人退職した関係がありまして、その分給料なり手当等が執行不用額になるようなことでありますし、実は懲戒処分をした関係がありまして、勤務態度が不良ということで減給なり勤勉手当をカットした関係がありまして、その分不用額ということで残っております。

それから、ページめぐりまして、あとずっと事務的な経費続くのでありますが、48、49ページの関係であります。マイナンバーの関連で個人情報との関係、取り扱いとの関係でいろいろ特に29年度仕事が増えまして、例えば49ページの真ん中ら辺に委託料の中ですが、特定個人情報に関する安全管理対応の支援業務の委託料172万8,000円、情報セキュリティポリシーの改訂、もともとあったセキュリティポリシーをマイナンバーの関連で改訂する必要があったというようなことで、その委託料。

それから、ページめぐりまして、50ページ、51ページであります。備考欄、社会保障税番号、いわゆるマイナンバーのシステムとの関係でシステム整備委託料あるいは個人カード、これもマイナンバーの関連ですが、繰越明許されたもの。その下に、県の情報セキュリティクラウドに参加する関係の移行経費などがそれぞれ含まれます。この内容については、主要施策の成果の説明書の、ページにしますと12ペ

ージにそれぞれ今の関係のものの説明が載っておりますので、お読みいただければというふうに思っております。

決算書に戻りますが、50ページ、51ページ中段に2目財政管理費、これは事務的な経費でありますので、省略いたしますし、その下、3目財産管理費、庁舎等の管理費の関係であります。ここでまた予備費等ありますが、これは庁舎の浄化槽のブロワーの補修に伴い、その修理関係をやむを得ず予備費を使わせてもらったということであります。

庁舎管理費で見ますと、あと特に主なものをいいますと、53ページをお開きいただきたいのですが、庁舎管理その他の中で、工事請負費の真ん中あたりにありましたが、庁舎の入り口、駐車場の入り口関係で舗装大分傷んでいた、カメの甲状態であったものを29年度舗装補修をさせていただいたということであります。それで、この下のほうに町有財産管理事業ということで、13節委託料、登記委託料がありまして、その下に財務書類作成支援業務委託料ということで216万円上げて実施させていただきましたが、これは冒頭でちょっと説明させていただきました財務書類の作成支援、財務4表公会計の関係の経費をここで委託をお願いしたということで、その成果品が先ほど参考資料でお配りした内容であります。

その下が4目交通安全対策費ということで、当初221万9,000円で、補正額、補正予算で109万1,000円追加させていただきましたが、これがページめくりまして54、55ページになりますが、備考欄、15節工事請負費のカーブミラーの下に横断歩道設置工事ということで104万6,520円支出させていただきました。これは、原ヶ崎の鈴木クリーニング前に信号機を設置するための条件整備ということで、町道関係にそれぞれ必要な歩道等を整備させてもらったという関係の経費であります。

それから、その下5目自治振興費であります。当初予算は2,374万円ありますが、補正で224万3,000円あります。これについては宝くじの関係、配分金ということで、コミュニティの助成で石田新田の地区公民館の備品関係が採択されたということで、その関係のコミュニティ助成ということで220万円を上げさせていただきましたが、その関係が主な内容であります。

一旦説明を説明員かわります。

町民課長（田中國明君） すみません、それでは自治振興費の関係について説明をさせていただきます。

まず、ここにつきましては区長関係に関する経費ということで、町民課のほうで今ほど総務課長が説明した以外の部分というのは執行させていただいておるもので

ございます。内容といたしましては区長の報酬、区長補助員への補助を支出しておりますほか、集落集会所、いわゆる地区公民館の整備ということで、29年度におきましては8区、それは成果の説明書の13ページの一番上の四角の中の一番下のところに8地区、行政区載っています。ちょっと確認いただければと思うのですが、8地区に対しまして助成をさせていただいております。その助成の内容といたしましては、トイレの改修が3地区、それからトイレの増設が1地区、物置の増設が2地区、シロアリによる修繕が2カ所でございます。

なお、54、55ページのところの54ページのところ、左側の予備費支出及び流用増減ということで18万6,000円というものがございますが、これについては先ほど申しましたシロアリ2カ所に早急に対応する必要があるということで、予備費を使用させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

会計管理者（渡辺 明君） 引き続き、私のほうから6目会計管理費の説明をさせていただきます。

当初予算、予算現額130万6,000円に対しまして、会計管理費の支出済額110万6,847円、不用額としまして19万9,153円でありました。内容につきましては、備考欄をごらんいただきたいと思います。まず、3節職員手当、時間外勤務手当が職員1名分のもの。7節賃金につきましては町で報酬、謝礼等の支払等を行った方への源泉徴収票などを作成するための事務補助員の1名分の賃金。11節需用費につきましては、消耗品などの購入経費、町税等の収納に係る報告書類の印刷経費。また、12節役務費につきましては、通信運搬費の郵便料。手数料につきましては、町税の公金を収納した際に指定金融機関及び収納代理金融機関に支払ったものになっております。これらの経費につきましては、例年と同様の支出をしております経常経費であります。

簡単な説明ではありますが、私のほうからは以上です。

委員長（池井 豊君） 会計課長の説明でした。

総務課長（吉澤深雪君） 続きまして、56ページ、7目企画費であります。当初959万2,000円でありましたが、補正額250万円ほどとなっておりますが、ちょっとふるさと納税の関係で上げたり下げたりしたような関係でこのような形になっております。予備費あるいは流用のところで三角4万5,000円となっておりますが、これは後ほど「きずな」の広報費の印刷費で不足したもので、そちらへ余裕のあるところから回せないかというようなことであります。

この関係、企画費の中で特に主要なものといいますか見てまいりますと、57ペー

ジの備考欄の下から報償費に、8節報償費319万5,000円、ふるさと応援寄附金の返礼品ということで支出させていただいております。これは、湯田上温泉なり湯田上カントリークラブの利用補助券の利用されたことに対してのそれぞれ湯田上温泉等への支払いであります。これは、28年度から利用券、補助券を発給しておりまして、その利用あったものが29年度あるいは29に利用したものの、それぞれ28年発行したけれども、29に利用したものを全てここから払って利用をさせたというようなことであります。

ページめくりまして、58、59ページであります。備考欄の3行目に印刷製本費とありますが、これは町の総合計画の後期基本計画を印刷させていただきまして、配付をさせていただいたと、94万2,000円あります。それから、13節委託料、ふるさと応援寄附金の事業支援の業務委託料465万6,841円とありますが、これはちょっと主要施策の成果の説明書を見ていただければおわかりいただけるのですが、大きな資料の13ページです。13ページに7目企画費の中段にふるさと応援寄附金の記念品代が、その下にヤフー公金の収納代行手数料、その下にふるさと応援寄附金465万6,000円、これは返礼品の265万4,000円を含んだ事業支援業務委託料であります。口座サイトへの支払い、ふるさとチョイスへの支払いということで、返礼品265万4,000円も含めて代行してもらった上でお支払いしていると。主に寄附金の13%プラス消費税というようなことで、14%程度を委託料ということでお支払いをしているものであります。おおむね200万円程度のものがそのポータルサイトへの支払いということであります。

それから、決算書に戻ります。決算書の58、59ページであります。8目地域づくり推進事業費ということでありまして、これについては板橋区の成増地区との児童交流なり、いろんな祭りの交流あるいはふるさと田上会の関係の経費、運営経費であります。

それから、ページめくりまして60ページ、61ページであります。9目広報費ということでありまして、これは町の広報紙「きずな」の発行関係の経費であります。補正をちょっと「きずな」大分印刷費が当初不足していたことと、あと「きずな」を挟むバインダーは、30年度についてはスポンサーがほかの関係の雑誌を出した関係で集められないということで、急遽バインダーを町で自前で印刷をさせてもらった関係で補正させていただきました。

それから、10目少子化定住対策費ということでありますが、736万6,000円で当初ありますが、補正で181万円、これ3月に補正させていただきましたが、住宅取得の

利子補給の関係がかなり要望が29年度多かった関係で、住宅の取得が多かった関係で17件分を、1件上限が10万円でありますので、17件分を補正させ、執行させてもらったというようなことであります。

それで、これについて、少子化については実は今日お配りした決算説明の参考資料に15ページから、飛び飛びであります。15、16、17ページということで少子化の関係をまとめたものであります。これは、ただあくまでもこの主要施策の成果の中で少子化、各課にまたがっているものを一覧にまとめさせたものでありまして、その繰り返しの資料であります。あわせてごらんいただければと思います。

すみません、また資料、決算書に戻ります。62、63ページであります。11目まちづくり拠点整備の事業費ということで当初4億9,620万9,000円とありますが、補正で今2次設計の請け差を860万円、実施設計契約した関係で、請け差で減額をさせてもらったということであります。あとは、継続費繰越明許ということで、用地費の不足分28年度から国の補正がついた関係でそれを28年度予算化し、29年度に繰越しをさせていただいたものがあります。予備費については37万8,000円、これは社会福祉協議会のプレハブ、県がその用地を取得した場所に実はありまして、それを急遽撤去なり、移転をさせなければいけないというようなことで、その関係の経費を予備費をお願いをしたということであります。

支出済額、決算額は9,438万1,000円ですが、継続費の逡次繰越しということで、29年度中に消化できなかったものを30年度へ繰越したものが3億9,356万7,000円あります。中身については、事務的なものは以上でありますし、13節委託料ということで、支出済額、決算額は6,619万7,520円とありますが、継続費496万7,000円、これは施工監理費を29年度から30年度へ繰越して使わせてもらうというようなことでありますので、不用額は373万3,000円ということでありますが、これについては実施設計の関係、ちょっと変更もあり得るかなということで、実施設計の関係をちょっと抱いていたというか、請け差をそっくり落とすのではなくて、200万円程度をちょっと保留させてもらいましたが、変更なしで来たということでありますし、あとはボーリング調査、用地測量の関係、それぞれ請け差で不用額が生じたというものであります。15節の工事請負費、交流会館等の関係の建設工事ですが、支出済額は前金払い等ですが、実施分ということで2,674万5,600円を支出させてもらったと。残り継続費逡次繰越しということで、3億8,860万円は30年度へ持ち越しをし、使わせてもらうということであります。これについては、もともと継続費ということで、この道の駅交流会館については継続費を設定し、事業の

平準化ということでならした国の補助金の交付に合わせて調整しながらやっているというややこしい作業あるものですから、そんな関係でいろいろ継続費が継続させたり、あるいは繰り越して使うというようなことで、すごくわかりづらいような内容になってはいますが、こんな形であります。

一旦説明をかわります。

町民課長（田中國明君） 続きまして、2項徴税费、1目税務総務費でございますが、決算額が4,860万2,267円でございます。内容につきましては、税務係職員7名分の人件費が主なものでございまして、そのほとんどが経常経費でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、不用額といたしまして275万5,733円とありますが、次のページはぐっていただきますと、一番上、3節職員手当等で不用額が198万8,277円出ております。これにつきましては、当初職員の時間外勤務手当をちょっと見ていたのですが、予定以上に時間外が少なくて済んだという結果でございますので、お願ひしたいと思ひますし、あわせて7節の賃金の関係、ここも不用額が55万9,875円ということで、ちょっと予算額に対して大きいですが、これにつきましても申告の時期に新潟経営大学の学生をお願ひをしてご協力をいただいておりますけれども、その辺のところもちょっと少人数で済んだという結果でございますので、お願ひしたいと思ひます。

次に、2目、今度その下になりますが、賦課徴收费の関係でございます。決算額が1,745万7,147円でございます。内容につきましては、まず備考欄のところのひし形の一番上、賦課徴收事業の関係でございますけれども、これは税の関係の電算関係業務委託料や、各種税の徴収に係る納税通知書印刷代、あるいは郵送料のほか次のページ、66、67ページを見ていただきたいのですが、償還金及び利子、割引料というものでございます。これについては、過誤納があった場合に支出するところになりますけれども、そういった経費を支出しております。なお、その23節の償還金の部分につきましては、当初見込んでいたよりも29年度については過年度の過誤納等が少額で済んだというようなことでございますので、お願ひしたいと思ひます。

それから、その下の固定資産適正課税事業というものが備考欄に、その次のひし形がございまして、その中の4つ目、土砂災害特別警戒区域土地抽出業務委託料ということで196万5,600円というものがございまして、これにつきましては土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンですけれども、それに指定された宅地について、平成30年度評価替でございましたので、その分を減額するために

業務を抽出作業を実施させていただきました。その実施の内容といたしましては、税額を30%減額するという形で平成30年度から賦課させていただいておまして、対象の面積は14万2,980平米、税額への影響額としましては420万円程度ということになっておりますので、お願いしたいと思っております。

続きまして、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の関係でございますけれども、決算額6,077万9,285円ということでありました。内容といたしましては住民税、それから住民係、それから保険係の人件費及び窓口業務で使用いたします戸籍関係の電算関係の委託料のほか、それらにかかわるシステム使用料等でございます。あと、住民基本台帳ネットワークシステムに係る電算業務委託料など、経常経費をそれら関連経費として支出しておりますので、よろしくお願いたします。

なお、この部分の具体的なその成果等につきましては、成果説明書15ページの真ん中から下が町民課での説明をさせていただいた部分になりますので、よろしくお願いたします。

総務課長（吉澤深雪君） 続きまして、決算書の68、69ページからになりますが、68の中段、4項選挙費であります。1目は選挙管理委員会費であります。委員報酬等の関係でありますし、2目は衆議院の議員総選挙費ということで、平成29年10月22日選挙執行の総選挙の経費を追加させていただきました。補正額は744万8,000円というようなことでありまして、支出済額は決算額は717万6,475円を使わせてもらったと。なお、ちなみに国、県からの委託金は717万円となりましたので、そっくり充てさせてもらったというようなことでもあります。

なお、これについては、当然投開票の経費であります。若干の新しいものについては70、71ページをお開きください。選挙費の一番下に18節備品購入費ということで135万6,480円ありますが、これは選挙事務用品というようなことで、当日の受け付けシステムとパソコン8台をこの交付金を使って、委託費を使って使わせていただいたということで、選挙投票事務の軽減化を図ったというようなことでもあります。

それから、70ページ、その下に5項統計調査費ということでありますが、これは国の指定統計の関係で、1目は統計調査総務費、関係職員の人件費でありますし、ページめくりまして72、73ページは、2目経済統計調査費、主に就業構造の基本調査というのが29年度ありました。その関係に係る経費。

そして、3目は教育統計調査費ということで、本当に事務的な関係であります。

支出をさせていただきました。

統計調査費の説明以上であります。説明をかわります。

議会事務局長（小林 亨君） 続きまして、監査委員費ということで、72ページ、73ページの一番下になりますけれども、当初予算140万4,000円で、決算額135万2,919円ということで支出してございますけれども、こちらのほうは2名の監査委員の報酬、それから旅費等の経常経費の支出のみでございますので、よろしく願いいたします。

委員長（池井 豊君） ありがとうございます。

以上で2款の説明が終わりましたが、2款についての資料を請求したい人はまずいらっしゃいますか。資料、昼挟んで。

2番（藤田直一君） 資料ということになると思うのですが、2款の5目の自治振興費でLEDの防犯灯の設置リース料で、それ資料まで要りませんけれども、この維持管理費の軽減を図ったということなのですけれども、1,869灯リースをやっているということで、この軽減を図った。これちょっと契約内容わからない、何とも漠然な話なのですけれども、何年間リースでどれぐらいの軽減が金額にして出たからリースにしたのかという、その辺ちょっと数値的なものを聞かせていただければ。今それはとりあえず数値わかれば午後から聞かせていただければ、これ質問したいと思います。

（灯数、資料に出ているの声あり）

2番（藤田直一君） 1,869灯のリースということになっていますから。

委員長（池井 豊君） すぐ答えられますでしょうか。それとも、昼……

2番（藤田直一君） それ以外質問あるので……

（何事か声あり）

総務課長（吉澤深雪君） 資料ということでもありませんが、防犯灯の関係であります。LED化を進めて地元の電気工事組合から協力いただいて、手を挙げていただき、リースを行ったということであります。

3年間分こさせていただきましたので、全体の経費は3,500万円で、平成27年度から平成39年度までだということで、12年間のリース料ということでお願いしております。27、28、2年間で413万円、これは29年度決算であります。そういう形で、あとは全体で3,500万円を払っていくというような契約内容でなっております。

以上であります。

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） これは、新しく当選された議員の方はわからないと思うので、これLEDのリースのときの資料みたいなのはすぐ出てきますか。

2番（藤田直一君） そうなのです。そこなのです。ちょっと。

委員長（池井 豊君） 当時だからリースのほうが球が切れていてあれだとか、リースだとうだという資料あったと思うのですけれども。

2番（藤田直一君） 今3,500万円の予算の中を12カ年リースと言いましたよね。そうですね。それは、恐らくそういう契約内容でリース会社としたと思うのです。そういうのがちょっとわからないので、資料があれば本当にちょっと見せてもらいたいのですけれども。

何を言いたいかということ、本当に3,500万円の12年間のリースが、私民間的な考えでいきます。それがメリットが本当にあったのか。購入したほうが補助金があるでしょう。いろんなリース借りるよりも補助金があるはずなのですけれども、リースでいくよりもいろんな補助金を、恐らくリース会社も補助金を採用しながらいろんな提案を町に思うのですけれども、私民間考えだと、本当は購入したほうが町に対してもっとメリットがあるのではないかなという感覚での話なので、できればそういうもので、今わかったのは12年間で3,500万円ということなので、どういふふうな契約内容で、今後のこれが今何年後でこの契約が切れるかもわかりませんが、もう契約してある以上、リース期間はちょっと続行しなければならないでしょう。ですから、今後リース期間がいつから切れるかということ、それ以後に対しては、やっぱりいろんな面で購入していったほうが私はちょっと楽なのではないかなという感覚ありますが、その辺も踏まえて検討していただければなというふうに思っております。

（何事か声あり）

2番（藤田直一君） だから、別に資料もあれば見せていただきたい。何年でどれぐらいの、そういうのも知りたい。

委員長（池井 豊君） 総務課長、当時たしかこの間するとき全協で示した資料もあったかと思うのですけれども、そういうのの提出はできますでしょうか。

総務課長（吉澤深雪君） ちょっと昼休みというか、これからでは調べた上で適当なものをお出ししていきたいというふうに考えております。

委員長（池井 豊君） これから昼休みに入ろうと思うのですけれども、昼休みの間に資料用意してもらいたいみたいな質問があるような方いらっしゃいますでしょうか。

6番（椿 一春君） 65ページのところの納税の窓口の時間外勤務ですとか賃金が減っ

たということで、恐らくこれ納税の申告のときの時間外だかと思うのですが、最近インターネットでの申告が増えていて、役場へ来て窓口で相談して来る方が年々だんだん減ってきて、時間外が不要になっているのか。その窓口に来ている人がわかったら、ここ5年ぐらいだんだん何人ぐらい窓口で相談があったのかというのがもしわかたら資料欲しいなと思います。ちょっとそういった資料です。

町民課長（田中國明君） その来庁して申告相談受けた方の数ということでよろしいでしょうか。

6番（椿 一春君） はい。

（何事か声あり）

町民課長（田中國明君） すぐでよろしいですよ。

委員長（池井 豊君） よろしくお願ひします。また、資料伴うような質問、高橋さんありません。ないですか。

では、暫時休憩したいと思います。

午前 11時49分 休 憩

午後 1時15分 再 開

委員長（池井 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、資料の請求があったものについて説明を求めます。

まず、人件費及び臨時職員に関する経費というところの資料の説明をお願いいたします。

総務課長（吉澤深雪君） それでは、お手元の資料の説明をさせていただきます。

科目別に、目的別です。議会費から11款というのですか、普通建設事業費までそれぞれ分類したものであります。人件費については、これは一般職のほうから特別職なりの非常勤も含めたものを人件費として計上しておりますので、それは統計上の関係でその数字を使ったということでご理解いただきたいと。合計で8億2,302万9,000円というようなことであります。これは、一般会計の関係であります。

その隣、人件費の隣が物件費のうち臨時職員に関する分ということでありまして、これについては7節賃金なり、その方に係る社会保険料、共済費も含めて拾い上げたものであります。総務費においては549万5,000円というようなことで、民生費9,200万円とありまして、合計で1億3,816万4,000円であります。

その隣の物件費のうち業務委託分というようなことでありまして、これは今日お配りした参考資料の職員数の欄外にあります業務委託の関係、庁舎の宿直業務なり、

幼稚園なり、スクールバスの運転員の関係、それは業務委託しているものですから、その関係をここで拾い出しをしたという委託料の関係であります。合計で1,894万6,000円であります。

その隣にさらに人件費分ということで、もう一回人件費が出ていますが、これは財政のその決算統計の統計上の考え方でありまして、職員の人件費のうち普通建設、工事関係にかかわる職員のある程度のパーセンテージ、一定割合を人件費から普通建設事業費に、建設費に上げるというルールがあるものですから、その関係で本来は給料等で払ったもののうち、この3,176万6,000円というものは人件費から切り離して、普通建設事業費に性質別には上げているものを一旦これをもう一回取り出すと3,100万円というようなことであります。

以上、経費、この資料についての説明は終わります。

委員長（池井 豊君） 資料の説明が終わりました。

この資料について質疑ある方。

13番（高橋秀昌君） 総務課長、理解を深めるためにもう一度その最後の人件費部分ですが、統計上出したのだということだが、3,176万6,000円は、実際はこの一番左側の8億2,300万円の中に入っているものを統計上ここに出したというふうに理解していいのか。それとも、実際には左側の人件費の中に入れるものなのだけれども、統計上切り離して3,176万6,000円として建設事業費の中の一部の人件費を出したものののだと。したがって、この合計は10億円というのは人件費総体なのだ。人件費という言い方正しくないのだけれども、マンパワーに係る総体なのだよという理解の仕方でいいのか、どこかそこ。

総務課長（吉澤深雪君） 結論言えば、後段のとおりであります。つまり本当は給料等で払ったものをあえて統計上人件費から切り離していたものがこの3,100万円でありますので、これを本来はこの人件費に入るべきものなのですが、切り離したものでありますから、もう一回ここを表記して、実際にではそのマンパワーに係る経費としましては、あくまでもこの合計10億1,190万5,000円というような理解ということで考えていただきたいと思えます。

13番（高橋秀昌君） では、資料出されたもので、深い分析力がないので、表面だけで言います。そうすると、人件費全体が10億円あって、そのうち1億3,800万円と1,800万円足すと幾らになるかわからないけれども、大体2億円ぐらいになるのか。2億円にならないか。3億円ぐらいあるのか。

それで、聞きたいのだけれども、つまり臨時職員数が93名ありますよね、職員数

のところで見ると。93名いて正規職員が114名、同じとは言わないけれども、ほぼ匹敵するほどの臨時職あるいはパートが入るのか、この中に。そういうふうになっているのだけれども、これだけの支出で言うと人件費の差があるのだよというふうに受け取ったのです。そういう受け取り方でいい。

総務課長（吉澤深雪君） それだけ見ればそのとおりになります。つまり臨時職員というのは、当然各それぞれここにも書いてありますが、週30時間以上の方もいれば、週30時間未満の方もいますので、いろんな形態があるものですから、人数だけで合計すればそのとおりであります。

13番（高橋秀昌君） これをではどう見るかの問題なのです。私は、そのマンパワーについてはできるだけ可能な限り正規のマンパワーとして捉えることが必要ではないかという考え方があるのです。無制限に全てを正規職にしろという考え方とはちょっと違うのだけれども、何でそう考えたかという、もう既に一般質問でもとりましたけれども、例えば幼稚園にいる正規のちゃんと国家資格を持っている保育教諭、この方が今年の3月に7名も退職されたわけでしょう。これは事実ですよ。はっきり言って、今子どもがどんどん少なくなっているという、日本的にはなっているもとの、こういう保育資格を持っている人をつかまえるという言い方は正しくない。確保するというのは、もう大変な状況だと私は思っているのです。昔は、大勢の女性が保育士になりたいといってそういう専門学校へたくさん、たくさん入ってもちゃんと就職口があったもの。ところが、なかなかない。ですから、そういうせつかくこの田上町の幼稚園の施設に雇ったにもかかわらず、ちょっとその人がどのくらい、何年間臨時だったのかわかりませんが、ほかのところでは正規で雇うよということあれば、普通その待遇面で言えばすぐほかのところへ行ってしまうということになりますよね。もちろん女性でありますし、男性だけの職場でもありますから、人間関係とか、専門家であればあるほど保育方針に納得できないとか、保育運営に納得できないからこの職場嫌だというのはある可能性は十分ありますが、まず行政として捉えるときに、人件費を上げてはだめなのだからといってできるだけ臨時に置いておくということは、やっぱりやめるべきではないか、考えるのです、私は。

これを見て驚いたのはすごいと。正規職員が114名なのに、それに匹敵する100名近い臨時職のマンパワーを使って田上町全体が動いているのだということを示しているわけでしょう。恐らく総務課のところから国からできるだけ臨時でやれと。可能なら民間に委託しろという方針来ているのだと思うのです。国は大体そういう考え方なのです。水道も民間に出せと。下水道についても、どんどんその使用料上げて

場合によっては民間に委託できるようなそういう状況にせいという考え方を国持っていることを私知っています。しかし、国側の方針は方針として、田上町の自治体として自分たちの頭でどうあるべきかというのはやっぱり考える必要あると思うのです。幸いにも新しい町長が生まれました。民間の企業体ではありませんから、ここにいる人たちが、簡単な言い方すれば、もし100%田上町に住んでいる人が100%この93人の人が正規職員になれば、田上町では購買力になるわけです。ご存じですよ、購買力。つまり8万円しかくれないよりも、20万円くれたほうが購買力高くなるわけでしょう、田上町の中で。そういう視点で地域経済を考えていく、そういうこと私必要だと思うのですが、そういう分析の仕方をかつてやられてきたかどうか伺います。

総務課長（吉澤深雪君）　そういう分析というような話ではありますが、私の記憶ではそういう考えはなかったかなと思っています。

ただ、言えることは、人件費を抑えるために臨時職員にしているというわけではありません。もちろん正規職員にはしたいのだけれども、正規職員にするとかなり給料等待遇面で、社会保険も含めましていろいろ金がかかるものですから、できるだけ正規職員というのは避けて、できるものであれば臨時職員でお願いしてきたと、そういう経緯であります。

以上であります。

13番（高橋秀昌君）　だから、その程度だから幾ら町を発展させようと。にぎわいのまちづくりたいと。施設はつくるけれども、マンパワーは臨時しか置かない。これは、根本的によくならぬのです。施設つくるのに20億円使っているけれども、そこに働く人たちの力、そういうものに対する信頼度が無い。単純に平面で見ているのです。金はかからぬほうがいい、それだけなのです。

佐野町長ではありません。現実にそういう声出たら、もう子ども減るのだからそんなところへ金かけていられないといって臨時職をそのままにしていたと。そうしたら7名がやめてしまったと。端的でしょうが。しかも、そのことは先ほどおっしゃったように、もし田上町に在住している人であれば、即購買力に変化するわけです。それから、そうなれば住民税にも変化するわけでしょう。そういう地域にお金を循環させていく。田上町の経済だと私はわからないのだけれども、日本の経済の6割というのは個人消費なのだ。つまり個人消費を高めていくことが根本的に地域経済を起こしていく決め手なのです。そういう視点で町のこと見ていかないと、今総務課長おっしゃったように、そんなふう考えたことないと。ただ、安く上げた

かったというだけでは、やっぱり今後だめだと思うのです。町長を中心として、そういう部局がやっぱり、ごめんなさい、議会に指摘されるのが悪いという意味ではないのです。ぜひ今後の町運営というのは地域経済も考えていく、そういうことも含めた人件費政策を持ってもらいたいのです。

以上です。総括質問では長に答弁求めますが、今私の質疑だけで終わります。いいでしょう。

委員長（池井 豊君） 了解です。これ以上言ったところで課長としては答えられないと思うので、では総括質疑でその今の内容を深めていただきたいと思います。

この件についてほかに質問ないですね。

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） 続いて、次椿委員の求めた申告来場数の説明をお願いします。

町民課長（田中國明君） 過去5年間の町申告会場来場者の推移ということで、25年から表を作らせていただきました。見ていただきますと、先ほど椿委員がちょっとおっしゃられましたが、25から26にかけて若干増えておりますが、それ以降は減少傾向にあるというような状況でございます。中見ていただくと、各年のその申告日それぞれの人数等も参考につけておりますので、お願いしたいと思います。

なお、参考までに、町のほうで受け付けております申告の内容といたしましては、株式の売買ですとかあるいは不動産の譲渡、それから先物取引等、その難しい、専門性を要する部分については、ちょっと税務署のほうで相談をお願いしている状況でございます。それ以外の部分であれば町のほうで申告を受けていると。申告相談に乗っているという状況でございますので、お願いしたいと思います。

以上です。

委員長（池井 豊君） 今の説明について何か質疑はありますでしょうか。椿委員、いいですか。

6番（椿 一春君） 資料をありがとうございます。

思っていたよりも人数は余り、パーセンテージで言うところの29年度の1,250に対し、全部で減っているのが77名で、6.2%の減少なのですが、それしかなかったのですけれども、残業時間代のほうが時間外の不用額が198万8,000円と55万9,000円でかなり大きな数字が不用額となっていたのですが、それでもっと大きい、特に28年から29年に対してずっと何か来場者の方が減って、その分で時間外が不要になったのかなというふうに認識至ったのですけれども、5名しか減っていないということなのですが、この不用額が予想以上に大きく出たのは、どのように分析しておられるか聞か

せてください。

町民課長（田中國明君） 時間外の29年度当初予算での要求の内容としましては、今ほど今椿委員が言われました民税関係、要は住民税の賦課等の関係につきましては1,100時間程度見ておりました。それから、先ほど歳出の中でご説明させていただきましたけれども、土砂災害警戒区域の関係のものを減額するためのものがございましたが、その関係で固定資産税のほうで300時間ほどとっておったのですけれども、その辺の部分について業務委託をさせていただいて、割とその辺での時間外も少なかつたというようなものもございます。そういったようなことで、時間外がそれほどかからずに済んだというようなことで理解しておりますので、お願いしたいと思います。

委員長（池井 豊君） では続いて、LEDについて説明をお願いします。

総務課長（吉澤深雪君） お手元の資料であります。これは導入時に議会のほうにある程度示したものと似たような資料、そっくり同じではないのですが、こういうようなものを示したそうであります。リース期間等書いてありますが、リース金額約3,500万円なのでありますが、月額24万3,000円であります。契約利用者は、田上町防犯組合という町内の4社の組合から導入設置をし、そこからそこが負担したのについて毎月リース料というような形でお支払いをさせてもらっているというようなことあります。

町の、これを導入することで、リース後は電気料が、防犯灯の電気料であります。LED化によりまして265万円で済んだと。リース料は年間291万6,000円で、年間経費は556万6,000円。リース前、これLEDにする前ですが、電気料が630万円かかり、修繕料、かなりLEDでないと前の街灯はよく切れて、その器具の取りかえが年間にかかりのものがかかっていました。それが216万円、合計で845万円かかっていたのが約300万円弱ぐらい減額できたかなというようなことで考えています。

この関係で、資料を探していたのですが、大分古くなりまして、見つけれなかったのが正直なものでありまして、実は民間のリース会社にリースを出すことも考えていまして、そのときの資料ちょっと発見できなかったものでありますから、ただその場合はすごく金がかかり過ぎてとても断念したという、できればこの町内の4社からお願いできないかなということで考えていたと。おおむね中学校のパソコンとか何かリース率を見ると、それは7年か5年リースでしょうか、2%というようなものがあります。これは、この組合でいうリース率というのは0.7675%という

ような数字が出ています。1カ月当たりのリース料を算出したもののリース率でしょうか。器具は1,500万円程度かかりますし、あとそれぞれみんな入れかえると、取りつけ料で650万円程度かかるだろうと。あとは、東北電力の手続、契約変更等でもまた700万円近くかかり、それらいろいろなものを含めまして3,000万円ぐらいは電気工事店が負担をし、それを民間の金融機関からお金を借りてお返しをしていると。それに対して、月額ここで書いてある24万3,000円を町が毎月支払っていくような形で契約を結ばせてもらったと、そういうような流れになっております。

以上であります。

委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

この件について、では。

2番（藤田直一君） ありがとうございます。

これで意味わかったわけではないのですけれども、本当のことを言うとこれプラス町が、電気料はLEDにかえれば間違いなく落ちるのはこれはもうわかっていることです。では、LEDは要は切れない。一般の電球から見たら、もうほんに切れない、長く使える、そこに利点があるのと、電気料が安くなる、これはもう当たり前のことなのだ。要は、町が電気の照明器具を、今お話ありましたけれども、このリースでは1,500万円かかるのだというお話ですけれども、本当に町が照明器具だけを買って、工事料は委託して、切れたらその都度かえる、そのデータがあるかないかは別としても、そのほうでやったほうが私は絶対に安く、これ以下におさまるだろうとは思っています。でも、それはこうやってもう27年からリース契約をやっているわけなので、途中破棄は恐らくできないのでしょうか。そういう約束事だから、12カ年の契約やっているんで、この27年以前はこういうことではなかった。普通の電球でやってきたわけでしょう。

（そういうことの声あり）

2番（藤田直一君） そうですね、それはわかりました。

では、もうこうやってあと残り9年間のリース期間があるわけなので、そうめったやたらにこうだから解約しますというのは、恐らく違約金問題になるでしょう。ですから、もうできないのはできないでしょうがないにしても、もしそういうことであるならば、今後時期が来てLEDにまた引き続きやるというのであればぜひ、LEDも本当に安くなっているのです。12年間かければもっと安くなるはずなの。ですから、その辺をよく調査をしていただいて、次のリース期間がまた来たら、ぜひ早目にどっちが一番得なのかを改めてまた協議をしていただいて、少しでも安く

なるようにしていただければというふうに思います。

以上です。

総務課長（吉澤深雪君） すみません、ちょっと私説明が漏れていました。申し訳ありません。

午前中の質問の趣旨の中で、町がリースでなくて買い取ったら安いのではないかと。当然リース料というかないわけですので、安くなります。3,000万円で済むだろうと。ただ、問題は一気にその3,000万円という経費を町が負担する体力が全然なかったということで、分割払いというような形をとらせてもらったということであります。

これについて、今のこの12年間のリース契約であります、12年後はこの防犯灯は町に帰属するという契約になっておりますので、そのまま再リースということはないと。もう町に帰属するものでありますから、町のものになるということであります。新たなものについては、当然リースとはまた別に町が1個1個発注なり、買い上げて設置をすると、そういう考えでありますので、お願いいたします。

2番（藤田直一君） 総務課長、今町には3,000万円というお金がどうのこうのと言いましたけれども、でもここにある4社は、恐らく銀行から融資受けたでしょう。だから、そういうことはなかなか、この4社が恐らく間違いなく銀行から融資受けました、これ導入するに。4社ができるのに何で町ができないのですか。それは、だから銀行と相談すれば、銀行は必ずそれなりのアドバイスします。だめなんて言わないと思いますが、いいです。これは、もうリース期間があるので……

（答えさせてくれの声あり）

2番（藤田直一君） どうぞ。

総務課長（吉澤深雪君） 町が勝手に借金できるかという、できません。町が借金するには、それぞれ目的なり趣旨が合ったものがあり、県なりの許可を受けた上で発行すると、起債できるということでありますので、全くむやみやたらに借金できるというものではありません。町が借金する場合は、予算で議会議決を受けた上で、限度額はこの範囲で許可を、起債をしたいということでありますし、それが国、県を通じて承諾を得た上でやるということでありますので、勝手に借金をするのはできないことは、一時借入れ、1年間以内の短期の借入れは資金繰りの関係でお借りすることはできますが、長期にわたる、2年以上にわたる借入れというのは、いろいろ制約があるということをご理解いただきたいと思います。

2番（藤田直一君） いや、わかりました。理解します。

でも、いろんな手続で借りられるものであるならば、前もって議会承認もとればいいし、また県、国のほうの承諾として、本当に安く上がるのであれば、そういう努力も執行側としては私はする必要もあるのではないかなというふうに感じております。

私は、LEDについては以上でございます。

(確かに体力がないなんていうのは……の声あり)

2番(藤田直一君) それ以外いいでしょうか。

委員長(池井 豊君) では、藤田委員、続けてどうぞ。

2番(藤田直一君) では、もう一点ちょっとお聞きしたいのですけれども、この……(ページ数言ってくださいの声あり)

2番(藤田直一君) 12ページの1項目、この成果の説明書で、1つお聞きしたいのですが、この1項目でここにいろんな支援業務委託料ずっとここにあります。この1項目めにありますが、これだけで約900万円ぐらいあるのです。この委託というのは、これ全部1社にやっているのでしょうか、それとも何社かに分けて委託をしているのでしょうか、その1点と、委託する場合は入札とか匿名とかということ委託をしているのか、2つ目、その辺ちょっと聞かせてください。

総務課長(吉澤深雪君) 成果の説明書の12ページであります。先ほども言いましたとおりかなりお金かかっておりまして、マイナンバーの導入の関連で町も、全国の各市町村もこういうものの経費がかかっていたと。委託先は、個々に応じて目的が違いますので、それぞれ同じ会社もあるかもしれませんが、別の会社ということもあります。

契約方法については、当然入札なりが基本ではあります。それぞれできる、できないという会社、選択できるかどうかということも含めましてあるかと思えます。

なお、詳しい内容については、渡辺係長より説明をさせます。

政策推進係長(渡辺 聡君) この12ページの順番にお話し申し上げますと、まず特定個人情報に関する安全管理措置の支援管理業務委託料につきましては、こちらについては随意契約になります。その下の情報セキュリティポリシー改訂支援業務委託料、こちらにつきましても随意契約になっております。その下の社会保障税番号システム整備委託料、こちらにつきましても随意契約になってございます。こちらに書いてあります、県情報セキュリティクラウド移行作業委託料までは、全て随意契約となっております。

随意契約の理由につきましては、まず特定個人情報に関する安全管理措置、それ

とあと情報セキュリティポリシーの関係につきましては、私ども庁舎の関係のその例規の業務委託を行っております業者さんございますが、こちらのほう例規との兼ね合いがありましたので、こちらのほうの業者さんのほうに随意契約をさせていただいておりますし……

(例規とは何だの声あり)

政策推進係長(渡辺 聡君) 例規集の関係です。

(情報の……の声あり)

(今例規集かからないかの声あり)

(何事か声あり)

委員長(池井 豊君) 続けて。

政策推進係長(渡辺 聡君) 今はシステムです。

そのほかに社会保障税番号システムの整備委託につきまして、こちらは私どものほうでもう既に整備されております住民基本台帳システムの関係の改修になりますので、導入、こちらのほうの業者さんのほうから委託で改修をいただいたということになってございます。

続きまして、県の情報セキュリティクラウドの移行作業委託料につきましては、こちらは2社ございまして、1社はこれ実は県のほうで整備をした情報セキュリティクラウドというシステムがございまして、そのシステムに田上町が接続する際の移行作業の委託料になりますが、そのうちの整備した業者さんのほうに、これは新潟県が契約しておるのですが、こちらの業者さんのほうに田上町が接続する分の委託料のお支払いがどうしても必要になりましたので、こちらのほうもそこと契約しているということで話がございまして、そちらと契約をさせていただいておりますし、もう一社の部分につきましては、今度庁舎のほうのネットワークを県の情報セキュリティクラウドに接続するに当たりまして、メールの設定変更ですとか、もしくはインターネット設定変更、あとはL G W A Nの環境、L G W A Nというのは国の作りました専用回線なのですが、こちらのほうのネットワークの接続変更ですとか、庁舎内のネットワーク変更が必要となっておりましたので、それ導入時に整備をいただいた業者のほうと委託契約をさせていただいた状況になっております。

私の説明以上になります。

2番(藤田直一君) わかりました。随意契約多いということなのだね。そういうことですね。

何でこんな話をするかということ、各市町村によっては、プロポーザルでやってい

るところもあるし、入札でやっているところもやっぱりあるのです。その条件は何かというと、やっぱり例えば50社以上の実績、セキュリティのこういうものを委託した実績がなければだめですよとかと、いろんな厳しい条件をつけて入札にかけている市町村も結構あるのです。ですから、それがいいということではない。いや、目的は少しでも同じ業務を安くなれば、それにこしたことはないのではないかなということなので、来年も引き続き随意契約でいくのかいかないのかはわかりませんが、その辺も頭の中に入れて、来年度の執行に当たりまたいろいろと検討していただければなというふうに思います。

もう一点よろしいでしょうか。ふるさと納税も、こうやって支援業務委託で465万円、これも同じく委託をしているわけでしょうけれども、これについても要はこれ俺支援業務委託というのは、例えば返礼品をここに委託した業務先の業者が全部返礼品を送ったり、受け付けをしたり、依頼者といろんな調整をしたり、また田上町の物品をいろんなPRをしてくれたりとか、そういう業務を含めていると思うのです。それで、一括で委託をしていると思うのですけれども、この委託業者においても、どういうことでのその選定をされたのか、それもちょっと聞かせてもらいたいです。

総務課長（吉澤深雪君） すみません、詳しくはまた渡辺係長より説明いたしますが、今言ったとおり、藤田委員のおっしゃるとおりいろんな返礼品の発送も含め、そのポータルサイトを利用する際にこういう支援業務委託ということで上げさせていただきました。契約業者を選定する際は、当時一番メジャーだったというふうに私は聞いております。

詳しくは、また渡辺係長より説明いたします。

政策推進係長（渡辺 聡君） 藤田委員言われますように、委託内容については全くそのとおりであります。業者の選定につきましては、私ども今ポータルサイト、ふるさとチョイスというサイトと契約してございますが、当時これにつきましては28年の9月からふるさとチョイスのほうに私どもも出店させていただくような形になりましたが、その際にふるさとチョイスといいますのは、当時ですが、ふるさと納税のアクセス数としては一番多い会社さんであったものですから、私どものほうとしては、どうしてもふるさとチョイスさんのほうに掲載したいと。そっこのほうが一番その寄附額が見込めるのではないかとということで、ふるさとチョイスさんのほうと契約をさせていただく中で、この委託料につきましては、ふるさとチョイスさんと私どもの中にもう一つ出店のその出品の管理の業者さんがまたおまして、その

ふるさとチョイスさんと提携しておられる業者さんといいますのが数社しかないので。たしか私当時の記憶だと4社ぐらいだと思うのですが、そのうちこちらのほうでエリアになっておりますのが今契約しております業者1社だったものですから、私どものほうとしては、随意契約でその業者のほうと契約をさせていただいたという状況でございます。

以上です。

2番（藤田直一君） いや、わかりました。

要は、今日も関根委員からもお話ありましたが、465万円、これだけ費用かけてPRして、それで1,280万円ぐらいの納税をふるさと納税いただいて、それで差し引きしたら200万円残ったと。それは、残らないよりも残ったほうがいいのですけれども、やはりこれだけお金を使ってPRをかけたり、いろんな手続をやるわけですから、このかけた費用以上に効果が出るようなチェックというのか、お願いというのか、指導というのか、そういうのもしっかりとやっていただければ、やっぱり費用対効果になって、これだけの費用でこんなに出たのだよというような経過になるような形でぜひまた予算組みをしていただければなというふうに思います。

以上です。

委員長（池井 豊君） 答弁は必要ですか。

2番（藤田直一君） いいです。

委員長（池井 豊君） いいですか。

ほかに2款質問ございますでしょうか。

5番（中野和美君） 私は、3点ほどありまして、まず「きずな」の先ほどお話しいただきましたファイルのことでございます。やっぱり昨今市民への配布物を削減するというところで、最近伺いましたのは、新潟市が転入者のごみ袋の配布をやめたというのを聞いたりしたのもあったので、私もこれああ、そういえば「きずな」のこのファイル、使っている人ももちろんいると思うのですけれども、みんなファイルしているかなというところをちょっと昔から思っていて、何年というふうに入れると毎年作らなければいけないけれども、一応何年というのを入れないで作っておいて、ファイルを使いたいという人、裏表紙もとても大事な情報印刷してあったりするので、全くないというのも困る人もいると思うのですが、その「きずな」のファイルの必要か否かというのをやはり、先ほどもちょっと控室のほうで先輩議員に聞いたりしていたのですけれども、そういう配布物の検討委員会みたいのにかかる必要があるのだろうかということで、ぜひ本当に毎年80万円もかけてファイルを、

広告が入ればもうちょっと安くはなるのでしょうかけれども、作る必要があるのか、全戸に配布する必要があるのかなというところを感じましたので、ちょっと検討していただけたらなと考えています。

それと、選挙のところで……一度に全部質問してしまっていていいですか。

(何事か声あり)

5番(中野和美君) では、選挙のところで今年補欠選挙ありましたが、また来年もあるわけなのですけれども、毎回選挙のときに思うのですが、必ず配布していた、やはり配布物です。配布していただくものの中に、腕章とかたすきとか何か標章とかいろいろいただくのですけれども、田上町の場合は選挙期間も短いので、たった5日しか使えません。とても上質なビニールですか、あれでできていますので、今回同僚議員なんかは返そうとした人もいたぐらいで、もったいなくて。そんなふうにあれも年度とか、今回は補欠選挙と入っていたからまた別なのですけれども、定期的な選挙の場合は、もしかしたら使い回しもちょうとあれかもしれないけれども、それも要るよという人だけに配ってもらえばいいような気がするのですが、事前に総務課のほうでどのようなふうを用意しておくものなのか、前もって。告示のときにはもう用意しておかなければいけないわけですから、今回選挙6人出て何人分とか、やっぱり余分に用意しておく必要もあったと思うのですが、そういう経費も細かいかもしれないのですけれども、私は女だからそういうことが気になるのかもしれないませんが、その辺どのように準備していて、どのような経費がかかっているのかというのをちょっと気になるところなので、教えてください。

それから、先ほどいただいた資料の中にあります計算書なのですけれども、普通一般の会計だとこの計算書は損益計算書の売り上げが入っていない部分の経費の部分だけが計上されるような内容なのですが、一般の損益計算書ですと、今回物件費の中に入っているこの臨時職員の人件費というのは、普通人件費のほうに入るものなのですが、これは国や県のほうからこういう物件費に入れて組み込むようにということでやはり作られているのでしょうか、その3件聞かせてください。

委員長(池井 豊君) 選挙の件については、29年度とは関係ありませんけれども、関連して質問してもらおうようにお願いします。

総務課長(吉澤深雪君) まず、1点目であります、バインダーであります、20万円ちょっと29年度はかけさせていただきました。これは、毎年は実はみんなスポンサーがついている関係で町は一銭も出さずにこの数年、何年ぐらいですか作ってありません。スポンサーがみんな作って、配布は町でしますが、しているようなこと

でございます。

年間まとめてみてはというような話がありまして、何年か前に経費節減で2年分をまとめて配ったこともありましたが、大変評判が悪かったです。

5番（中野和美君） 評判悪かった。

総務課長（吉澤深雪君） すごく悪かったです。やはり使いにくい、厚くなり過ぎて。私も家で使って、これは悪いなというのは実感しました。使わない人もいると言えばそれまでなのですが、私はこれないと困るなというか、毎月ちゃんとつづって、町がどういう連絡したのか後でチェックすることもあるものですから、必要だとは思っていますが、そういう声も強ければというか、今とりあえず29年度特別な関係でありまして、経費支出しましたが、通年は今は経費はかけていないということで、ただで町はかけずに、お金を。配布をさせてもらっているということでご理解いただきたいと思います。

続いて、選挙の7つ道具の関係であります。そういう意見もああ、あるのかと思ひまして、そういう考えで事前に立候補する方が、私は絶対要らないのだというようなことを言ってもらえば、それはそれでありがたいなとは思いますが、ただ私も要らないということ、要る人はもう当然要ると思っておりますので、ある程度用意はしておく必要があるかなと。ある程度のその立候補なり、プラス何人か予備ということで用意はさせていただいております。

あと、財務諸表、財務4表の関係、公会計の関係でしょうか。その物件費がどうのこうのというようなあれがありました。これは、あくまでも国なりが示したルールに基づいて分類した内容ということでご理解いただきたいと思います。

以上であります。

（総務課長、今のところ法的に7つ道具を用意せねばない
んですの声あり）

（選挙のあれは……の声あり）

（来年からやりませんとは言わないんだの声あり）

委員長（池井 豊君） そこら辺またちょっと調べておいてください。中野委員の質問もちょっとおかしいかもしれませんので、これは法で定められているものかもしれませんので、この件はちょっと保留させてください。

その他質問ありますか、答弁に関して。

5番（中野和美君） 私、その腕章も今回は……

（その話はやめて。調べてもらえの声あり）

5 番（中野和美君） ああ、そう。

ファイルなのですけれども、2年分の厚さにしろというのではなくて、1年分の厚さでいいのですけれども、何年とか入れないで、もしあれだったらその使う人が書き込めるような形にしておけば、1回作っておいたものを何度も使えるのではないかな。必要な人だけ使えばいいのではないかなと思って。というのは、私はいっぱいためておくのが嫌いなので、自分の必要な部分をとっておいたり、あと子どもがいたときは、土日の当番医なんかはとても大事だったので、それはちゃんととっておいてすぐ取り出せるようなところに置いていて、でもそれ以外はもう過ぎたものに関してははどんどん処分していかないと家の中がとんでもないことになるという、皆さんそうではないかなと思うのですけれども……

（何事か声あり）

5 番（中野和美君） そうですか。何十年分も「きずな」とっておきますか。

（何事か声あり）

5 番（中野和美君） いや、そうかなと……

委員長（池井 豊君） 個人的に会話しないでください。質疑ならば質疑をしてください。

5 番（中野和美君） いや、ではもしあれだったらアンケートでも何かついでのときにとってください。

委員長（池井 豊君） では、さっきの選挙のあれについては、法令で定められたものかどうか調べて後で答弁いただくようお願いいたします。

6 番（椿 一春君） ちょっと細かいところなのですが、決算書の59ページのところの製本費が94万2,840円とありまして、あと成果のほうの13ページのほうが89万1,000円で、ちょっと金額が違うのか、それとも別のものが合算しているのかがちょっと知りたいのがあるのと、それから決算書の69ページのところで、委託費のレジスターの保守点検費で3万4,020円とあるのですが、これ町民課の窓口のレジスターなのかなと思うのですけれども、どういう点検やられていたかというのと、この前たまたま窓口行ったら、そのレジスターの金庫の部分が扉がすぐ開くのですと。それ何で閉めないのと言ったら、いや、いつもこうなのですと言っていたので、ちょっともう窓口のレジスターの寿命なのかなと思いますので、ぜひ新しく買ってみたら。もし壊れているのだったら、入れかえが必要なのかなというふうに思っております。

総務課長（吉澤深雪君） まず、1点目の質問であります。決算書で59ページ、一番上の印刷製本費94万2,840円ということで、総合計画の後期計画書の印刷代というこ

とで説明いたしました。正しくは成果の説明書に書いてある後期の基本計画の印刷代は89万1,000円でした。その差額については、実は5万1,000円でしょうか、5万円程度であります。ふるさと納税の関係の返礼品で湯田上温泉の利用補助券、ちょっと余りにも多く出たものですから、途中で出すものがなくなったものですから、ここから企画費からその分利用補助券を印刷屋にお願いして印刷をしてもらったというものがあります。

以上であります。

町民課長（田中國明君） 2点目のレジスターの関係でございますけれども、これにつきましては、年2回の定期点検を10月と3月に実施させていただいているものであります。これ先ほど椿委員のほうからもしあれだったら入れかえたほうがというようなお話もありましたが、これ5年ほど前に入れかえたばかりでして、ちょっと状況があれですが、壊れてるといふようなことではございませんので、それふたをちょっと閉めていないだけだったのではないかなと思っておりますが、その辺徹底したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） 椿委員、確実に壊れていたということなのでしょうか、ちゃんと確認の上質問……

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） では、発言してください。

6番（椿 一春君） ここ1月前ぐらいなのですけれども、窓口で証明書もらいに行ってお金払うと、レジのふたが飛び出たのです。それで、何でそんな閉めないのと言ったら、いや、壊れているのですと言われたのですけれども……

（何事か声あり）

6番（椿 一春君） 壊れていなければいいのですけれども、もう一回点検してもらえればと思います。

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） 町民課のほうでよく確認した上対応してくれるようにお願いします。

3番（小嶋謙一君） 2点ちょっと確認させてもらいたいのですけれども、55ページの自治振興費について、区長報酬についてなのですが、区長報酬均等割、それとその下に世帯割とございます。昨年の予算との比較いたしますと、区長報酬均等割のほうは予算では244万3,000円だったのが今回585万4,000円。世帯割のほうは逆に902万

7,000円だったのが今回583万7,000円ということで結果出ております。この変わったその理由というのは、中身はどういうことだったのかちょっと聞かせてください。

あと2点目は、63ページになりますけれども、まちづくり拠点整備事業についてなのですが、63ページの中ほど、これまだ仮称になっていますが、地域交流会館と施工監理業務委託料なのですけれども、当初これ710万円見ていたのが今回213万円という、ほぼ500万円近く安く終わっているわけですが、その監理業務に対する安くなった理由というのを、この2点お聞かせください。

町民課長（田中國明君） 大変申し訳ございません。これ、実は本来それぞれのところから歳出はするのですけれども、節が一緒でありまして、細々節で分かれておるような状況でございまして、それを本来その均等割のほうから区長の報酬のほうに振り替えるような処理を、公金の振り替え通知というものをやっておったのですが、それを1回ちょっと振り替えを忘れてしまってそのままにしておいたというような状況が1点ありまして、そのような形で若干ここの金額が先ほど小嶋委員が言われるように、昨年度と見た場合に200万円ほどたしか違うかと思うのですけれども、そういったような状況がありましたので、大変申し訳ございません。そういうようなことでご理解お願いしたいと思います。

間違いなく、その皆さんにお支払いする部分というのはお支払いはしてありますので、よろしくをお願いします。

総務課長（吉澤深雪君） 続いて、63ページであります。まちづくり拠点整備の交流会館等施工監理業務委託料であります。予算は確かに710万円でありまして、決算は213万3,000円ということでありますが、安くなったというわけではなくて、実績に基づいてこの差額については30年度に繰り越して使わせてもらうというようなことで考えております。

なお、契約額、年割額等については、室長より説明いたします。

政策推進室長（堀内 誠君） この施工監理業務委託に関しまして、全体契約を行った金額が1,868万4,000円でございます。このうちの、継続費を組んでおりますので、29年度の予算割りといたしまして、710万円という割り振りをしております。

そのうち、年度末に出来形としてお支払いしているのが213万3,000円分というふうな形で、その差額に関しましては、決算書にも書いてあります翌年度繰越額ということで、13節のところに書いてあります残りの496万7,000円に関しては、翌年度以降使用させていただくということになっておりますので、よろしく申し上げます。

3番（小嶋謙一君） わかりました。ありがとうございました。

6番（椿 一春君） 17ページの表のところの下から3番目のところなのですが、まちづくり拠点事業の中で実施している民俗資料館改修基本計画調査検討業務委託とあるのですけれども、この予算の執行がまちづくり拠点事業の中から出されているのですが、まちづくり拠点と、ここことこの交流センターと原ヶ崎交流センターという認識あるので、その民俗資料館のところはもうエリアから除外されているように思っているのですが、なぜこの民俗資料館の使えるかどうかという設計検討だったと思うのですが、ここから予算執行されている理由を教えてください。

総務課長（吉澤深雪君） おっしゃるとおりなのであります。あくまでその交流会館、公民館の代替施設ということで考えておりまして、午前中にもちょっと話がありましたが、公民館基本的には老朽化しているため、取り壊しという考えでありました。その公民館取り壊したことで、また本田上地区のほうでも困るという話もあり、できればそういう代替施設ということでこの民俗資料館が利用できないかということで検討させてもらおうと。その前提条件として、どのぐらいの利用が可能かどうかという基礎調査を行わせてもらったという関係で、交流会館の建設に伴う調査費ということで、ここから支出をさせていただいたということでありまして。

以上であります。

6番（椿 一春君） 了解しました。

委員長（池井 豊君） 2款まだ質問あるでしょうか、あと5つの款と特別会計もあるのですが。

副委員長（高取正人君） 主要施策の成果の説明書、2款3項……
（ページの声あり）

副委員長（高取正人君） 16ページです。戸籍基本台帳費ということで、住民基本台帳ということで、人口について記載があるのですが……
（16ページの声あり）

副委員長（高取正人君） 16ページ。
（15だよねの声あり）

副委員長（高取正人君） 15ページですね。
（何事か声あり）

副委員長（高取正人君） 人口1万1,916人で153人の減ということで、先ほど高橋委員の話にありまして、町の職員等の話もあるのですが、1万2,000人ということで114名、人口約100人に当たり職員が1人という形であって、ここ現状153人減という

ことなので、とりあえず職員の減というのはすぐ直結はしないと思うのですけれども、町の人口ビジョンに照らし合わせて、それとあと今2023年とか2022年問題ということで、団塊の世代が75歳以上、後期高齢者になったときに人口の減少が一気に加速をすると、そういう話もありますので、その辺の話をちょっと伺いたいと思ひまして。

(何を聞いているかよく……の声あり)

(何を聞いているの声あり)

(職員の増減の声あり)

委員長(池井 豊君) 人口当たりに対する職員数というものをこれからどのように捉えていくかということでしょうか。

副委員長(高取正人君) はい。

総務課長(吉澤深雪君) 基本的には、人口減少に応じて職員数も減らせばいいのですが、ただ業務量が減るわけではなく、逆にどんどん業務量が増えている関係で、職員をそう簡単に減らすというわけにはいかないというのが実感であります。

以上であります。

委員長(池井 豊君) どうですか。

副委員長(高取正人君) 職員の業務の量ということで、一応平均寿命に対して寝たきり期間というのが今は大体平均6年寝たきりということで、多分ほかの課の今の総務とは関係ないほうの課のほうの業務が増えていくと。逆に言えば、少子化で幼稚園の職員が減ると。ほかのほうの維持関係のものは減るのでしょうけれども、そういうものを人口ビジョンに基づいて総務課が作成していて、そういうことを念頭に入れて今こういう予算だとか決算にそういうものを考えて取り入れているかどうかをもう一度確認をお願いします。

総務課長(吉澤深雪君) 人口ビジョンから職員数というものを、そういう形で計算という計画というのは実は検討はしておりません。あくまでも、今職員数の定数については、それぞれ今までの行革なり経費節減の関係で計画してきたものを基本的にしていまして、原則は退職者の補充というのが基本であります。

以上であります。

副委員長(高取正人君) 了解。

委員長(池井 豊君) ほかに2款あるでしょうか。

(なしの声あり)

委員長(池井 豊君) では、2款を閉めたいと思います。

続けて、9款消防費の説明をお願いする。町民課は終わりだろうか、これで、会計課長と。

(何事か声あり)

委員長(池井 豊君) では、退席ください。

では、総務課、引き続き9款消防費の説明をお願いします。

総務課長(吉澤深雪君) 失礼しました。では、9款消防費であります、決算書は142ページ、143ページをお開きください。ちなみに、主要施策の成果の説明書は41ページになります。まず、9款消防費であります、142ページ一番下にありますが、ページ1枚めくりますと144、145ページであります。1項1目は常備消防費ということであります。これは加茂、田上の消防衛生組合保育組合、消防署の関係の経費を町が負担している分であります。当初1億7,843万4,000円で、補正予算239万9,000円ということでありまして、これ例年そうなのであります、なかなか消防衛生保育組合の予算、年度末にぎりぎり決まるものですから、当初予算には計上するのはちょっと間に合わなかったということで、6月にいつも補正をさせてもらっているというようなことあります。

なお、これについての経費は、ほとんどは消防署職員60名でしょうか、消防署の職員の人件費が中心の経費の負担であります。おおむね田上の負担率といいますと、34%程度が田上町の持ち出し分ということあります。

続いて、2目非常備消防費であります、2,053万2,000円の予算額に対して1,883万5,694円という決算であります。これは、消防団の報酬等活動費の関係の経費であります。

それから、ページめくりまして146、147であります、3目消防施設費ということで801万8,000円、補正予算額219万6,000円というようなことで、これは消火栓の移設の関係やあとコミュニティ補助が宝くじの関係で採択されて、消防団の8分団のポンプを入れかえるというようなことで補正をさせてもらったというようなことあります。あとは、予備費で65万円ありますが、急遽消火栓を移設してほしいというような関係がありまして、希望がありまして、要望がありまして、その敷設がえの経費が必要となったことから予備費を使わせてもらったというようなものであります。11節の需用費で不用額、決算額は必要額は200万円何がしであります、不用額で79万7,000円とありましたが、主に執行残はこれ修繕料の関係、積載車や消火栓等見ていたものが支出しなくて済んだというようなことあります。

なお、この中で特に大きなものといいますと18節備品購入費、小型動力ポンプと

ということで514万800円上がっていますが、3つの分団、成果の説明書41ページにも書いてありますが、第3分団、第9分団、第8分団をそれぞれポンプ老朽化のために入れかえをさせてもらったということでもあります。

続いて、決算書の146、147戻りますが、4目防災費であります。当初予算額334万8,000円ですが、補正予算額140万円ということでもあります。これについては、平成29年7月の水害の関係で何度か出動なり対応した関係で、専決処分が2回、あと9月に補正というようなことで、水害対応の職員の時間外勤務手当ということで補正をさせてもらった関係があります。水害なり、あとは台風に向けて、実際に台風の関係でそれぞれ応じた関係の職員の時間外勤務手当をお願いしたものであります。

ページめくりまして、148、149であります。この中で負担金補助及び交付金、支出額、決算額は168万1,000円ですが、不用額39万304円というようなことであります。これについては、ちょっと不用額多かったのですが、備考欄の下から3つ目でしょうか、衛星回線の応益分負担金がこれが当初見ていたよりも安く負担が済んだと。12万円程度ここで不用額が生じたということでもありますし、一番下の地域防災力向上支援事業補助金、いわゆる地区の自主防災組織に対する防災関係の補助金について、当初見ていたよりも20万円程度残が生じたというようなことで不用額を生じております。

なお、防災費については、説明資料41ページにあるとおり、自主防災組織とともに防災士のフォローアップ研修を29年度は2回開かせていただき、それぞれ自主防災組織の活動支援に努めてきたというようなことであります。

説明は以上であります。

委員長（池井 豊君） 9款の説明が終わりました。

質疑のある方、発言をお願いします。どうですか、消防費。

（誰もいないの声あり）

委員長（池井 豊君） 誰もいないか。議長しゃべるか。

議長（熊倉正治君） では、参考までなのですが、きのうも夜中ちょうど12時ごろ、我が家のあたりに救急車来ました。それで、その前には隣のお父さんが脳梗塞で加茂の石川から緊急ヘリで新大へ運ばれて、残念ながら亡くなりましたが、そんな関係でその消防署とドクターヘリというか、緊急ヘリを要請をした場合に、多分負担金としては取られているのだろうと思いますが、1回当たり幾らとか、1回飛び立つと幾らみたいなものが多分あるのではないかと思うのですけれども、その辺という

のはどういうものなのでしょうか。

総務課長（吉澤深雪君） ドクターヘリ要請することで市町村なり消防署が負担することは一切ありません。あれは、あくまでも県の運営でやっている内容でありますので、それに対する町からの負担もないというふうに聞いております。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 救急車は。

総務課長（吉澤深雪君） 救急車は加茂消防署、加茂と田上である、ないにかかわらずそれぞれ消防組合の衛生組合負担金ということで、一番最初に説明しました29年度は1億8,000万円の中でやりくりをしてもらっているということであります。

以上であります。

委員長（池井 豊君） 9款ほかに質疑ありますでしょうか。ないですね。

（はいの声あり）

委員長（池井 豊君） では、9款を終わります。

続けて、11款、12款続けて説明をお願いします。

総務課長（吉澤深雪君） それでは、決算書の186ページ、187ページをお開きください。

11款公債費、借金の借り入れの返済ということあります。1目元金がありまして、支出済額4億2,174万8,805円ということでありまして、利子については4,324万7,299円ということでありまして、この中で、ちょっと予算の科目の中で予備費あるいは流用増減というところで元金が74万8,000円増え、利子が74万8,000円減ったというようなことになっています。これは、借り入れの返済の関係でやりくりでこのような形で元金と利息の関係がちょっと入れかわった関係でありまして、当初見ていたものを流用させて運用させてもらったということでありまして。

なお、利息については、不用額352万3,701円ほど残がありましたが、これは新規の借り入れをちょっと余計というか、余裕を見ていたものと、あとは一時借り入れの利子見ていたものが執行残で終わったということで、不用額が生じております。

12款予備費であります。当初571万9,000円でありまして、予備費流用ということで472万3,000円を予備費を使わせてもらったと。それについての内容は、当初説明しました一般会計の説明の参考資料、こちらの4ページに各項、科目それぞれ載っておりますので、お読みいただければありがたいと思います。

説明は以上であります。

委員長（池井 豊君） 予備費も言ったね。

では、11款、12款で質疑のある方をお願いします。いいでしょうか。

では、11款、12款ともに質疑を打ち切りたいと思います。

総務課担当のところは、ではこれで終了とします。

それでは、暫時休憩といたします。いいですか、40分から。

5 番（中野和美君） 歳出関係のほうで。

（何したの声あり）

5 番（中野和美君） 公職選挙法上、章標とかみんな必要なのはわかっているのですが、それを使い回しできないかということをお尋ねしたい。

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） それでは、休憩します。

午後2時24分 休 憩

午後2時40分 再 開

委員長（池井 豊君） 休憩前に引き続き再開します。

まず、総務課長からちょっと答弁があるそうです。

総務課長（吉澤深雪君） すみません、先ほどの質問の中で選挙管理委員会、選挙の7つ道具の関係、使い回しなり、配らなくてもいいか、あるいは使い回しできないかというようなお話ありましたが、基本的に言いますと、まずなぜ7つ道具配るかと言いますと、選挙運動員なり選挙の運動をある程度制限させるためであります。その腕章とか標章、それがなければ立ち会い演説会はできない、あるいは選挙運動、車に乗ることができないというようなことがありますので、そういう関係で配布をさせてもらっていると。その経費については、市町村が負担をするというふうに決まっております。

また、使い回しというような話であります。逆に言うと配布するものは、いついつの何の選挙で、届け出番号は何番ということでみんな入れたものを配布させてもらっていますので、使い回しというような考えはちょっと考えてはいません。

以上であります。お願いいたします。

委員長（池井 豊君） ありがとうございます。そういうことで認識してください。

それから、事前にお配りしていた日程表をちょっと見ていただいてよろしいですか。日程表の中に、私さっき気づいたのですけれども、13款の記載がなかったです。今回は、13款の災害復旧費が決算書の中にあります。それで、14日の産業振興課の農業関係と地域整備課の土木関係のところでのこの13款の説明を入れてもらうということで、そこに7款の後ろに13と書いておいてもらえればと思います。

(13款ねの声あり)

委員長(池井 豊君) 13款もそこで説明するということにいたします。

それでは、では引き続き今度は3款、幼稚園除くからお願いします。

保健福祉課長(鈴木和弘君) それでは、大変どうもご苦労さまでございます。それでは、3款民生費お願いいたします。決算書は74ページからになりますし、29年度決算の主要施策の成果は、19ページになりますので、お願いをしたいと思います。3款1項1目社会福祉総務費でございますが、予算現額としては2億1,515万4,000円、支出済みとしては2億1,245万3,687円という29年度の決算でございます。この中で、予算現額の中で当初予算、補正の隣に継続費及び繰越事業費繰越額のところに、ほかですとなかなかない金額、3,343万1,000円という数字が入っております。これにつきましては、28年度から29年度に繰り越しをした部分でございます。後ほど説明をいたしますけれども、臨時福祉給付金事業、経済対策分ということで、主要施策の19ページの2行目のところにも載っておりますけれども、1人1万5,000円の支給をするということでの繰越明許費でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、順次説明をさせていただきます。備考欄のほう、社会福祉総務事業につきましては1節の報酬、民生委員の報酬から始まりまして、福祉系の職員の給与関係等が主なものでございます。

めくっていただきまして、76、77ページ行きますと、19節に負担金補助及び交付金ということで2,199万3,345円、19節の下から2番目のところがございますけれども、社会福祉協議会の補助金ということで、2,158万3,345円の補助金を支出しております。主要施策の19ページの上にもありますとおりに、社会福祉協議会の人件費等の補助、ボランティアの運営、そういう関係について社会福祉協議会に補助をしております。それから、28節の繰出金でございますが、国民健康保険特別会計繰出金でございます。6,860万2,016円。これにつきましては、国民健康保険のほうで特別会計で後ほど説明があらうかと思っておりますけれども、基盤安定、いわゆる軽減をした部分に対して県からの町の方を一旦ここで歳入で受け入れた部分をこちらから国民健康保険特別会計のほうに繰り出すといった事業でございます。

それから、1つ飛びまして、臨時福祉給付金事業(経済対策分繰越明許)ということでございます。先ほど予算現額のとくに説明しましたとおりに、28から29のほうに繰り越しをした臨時福祉給付金の事業、主要施策の19ページのところにありますとおりに、こちらにつきましては1万5,000円、支給決定者数ということで

2,025人、この方々に一番下の19節負担金補助及び交付金3,037万5,000円の給付をさせていただいたものでございますし、その上の職員手当から14節の使用料及び賃借料につきましては、これらに係る事務費の関係の経費になります。

それから、一番下の低所得者の高齢者向けの年金生活者等支援臨時給付金1,070万7,000円。めくっていただきまして、これは28年度に実施をした事業でございます。これにつきましては、1人3万円を支給をしたものでございまして、支給決定としては1,345人ということで、28年度で支出をしたわけですけれども、結局その前にうちで申請した人数と国のほうに精算したことによりまして、返還が必要になったということで、これは実績に基づいて返還をしたという金額になります。給付したのは、あくまでも28年度の決算のところで給付をさせていただいた内容でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

(幾ら、前の分の差額の声あり)

保健福祉課長（鈴木和弘君） 28年度は、1人3万円の1,345人に支給をいたしました。

(それで、数えた。したんだねの声あり)

保健福祉課長（鈴木和弘君） したのです。その実績になりますので、お願いします。

続きまして、2目の老人福祉費でございますが、こちらにつきましては予算現額3億8,848万2,000円、支出済額が3億8,543万3,261円という決算でございますが、こちらも同様に継続費等及び繰越事業費の繰越額のところに3,200万円ということで数字が載っております。こちらにつきましては、地域密着型の施設の整備の補助ということで、これは100%補助なのですけれども、28年度に予算の計上しておったのですけれども、施設の関係の開設がおくれるということで、29年度に繰り越しをして同額を補助金として支出をしている部分でございます。それから、その隣に予備費及びということで28万9,000円でございますが、これにつきましてはふれあいの家でエアコンの修繕が急遽必要になったということで、予備費の充用をさせていただいたものでございます。

それでは、備考欄、老人福祉事業につきましては2億6,848万1,521円。主要施策の19ページに2目の老人福祉費ということで、主にはこういう配食サービスから始まりまして、一番下のところがございますように、地域密着型の施設に3,200万円の支出をしたというようなものが主な事業内容になっております。

それでは、決算書に戻りまして、主なものでございますけれども、19節の負担金補助というところの一番下のところにありますように、介護基盤整備事業費補助金地域密着型施設整備事業明許繰越分ということで、こちらのほうで3,200万円を補助

金として支出をさせていただいた内容でございます。その下の扶助費の関係は、主要施策にもありますとおり紙おむつ、寝たきり等のいわゆる介護手当の支給の状況でございます。

めくっていただきまして、80ページ、81ページでございますけれども、特に額の大きい部分につきましては、28節の繰出金2億1,037万2,915円ということで、介護保険の特別会計へ1億7,128万9,500円の繰り出し、後期高齢者特別会計のほうへ3,908万3,415円ということで、それぞれの特別会計に対しまして法定で決められた部分の繰り出しをしている部分でございます。こちらにつきましては、後ほど特別会計の説明がありますので、そちらのほうで順次説明をさせていただきたいと思っております。それから、敬老事業ということで241万7,072円。主要施策のところにもありますとおり、21地区の開催、参加総数は962人、75歳以上が694人ということで、全部行政区で43あるのですけれども、まとめてやっている関係もございまして、全部の地区で敬老会のほうは開催をしているという状況でございます。それから、後期高齢者の医療費ということで1億1,341万6,180円、これ町民課が担当していますけれども、いわゆる後期高齢に対する定率の町の負担分12分の1を医療費の関係で町から負担をするという金額になっております。

それから、3目の障害者福祉費2億5,387万4,000円の予算に対しまして、支出が2億4,439万144円という決算でございます。主要施策のほうは、めくっていただいた20ページを見ていただければと思っておりますけれども、主な部分につきましては、重度心身障害者の医療費の助成の関係、障害者への介護給付費といったような部分、そういうふうな医療費あるいは給付費の関係が主な予算でございます。

それでは、説明の備考欄でございますが、主な部分でいいますと、19節の負担金及び交付金589万2,972円、2段目のところに中越福祉事務組合の負担金、これはまごころ学園に対する負担金になります。

めくっていただきまして、82、83ページでございますけれども、今ほど申し上げた一番上に重度心身障害者の医療費の助成ということで7,458件ということで、3,207万5,703円の助成をさせていただいております。それから、23節の償還金利子及び割引料につきましては、それぞれの実績、28年度の実績に応じまして、国、県の補助金等の負担金の返還を行ったものでございます。それから、一番下のところの障害者自立支援事業1億9,849万5,325円の支出でございますけれども、こちらにつきましては、主要施策のほうでもご説明いたしましたとおり、障害者介護給付費、この関係で20節の扶助費のところの障害介護給付費1億6,995万3,117円という、こ

ちらにつきましては、69名の方に支出をしたというようなものが主な内容でございます。

それから、4目の母子福祉費でございますけれども、664万円に対しまして657万8,726円の支出でございます。こちらは、ひとり親家庭の医療費の助成ということで、主要施策の20ページの真ん中ほどにございますように、対象者につきましては204人、それぞれその人たちに対しまして医療費の助成を行ったものでございます。

それから、5目の老人福祉施設費でございます。こちらにつきましては、予算現額2,195万6,000円、支出が2,134万1,067円でございます。予備費の関係で2万7,000円ほど充用させていただいておりますけれども、老人福祉センターの駐車場の工事費ということで予算を計上していたのですけれども、原材料費が上がったということで、工事を行う上で不足が生じたということで予備費を充当させていただいているところでございます。

備考欄をお願いします。まず、老人福祉センターの管理費、いわゆる川船の老人福祉センターの管理で896万876円、老人福祉センターに係る経費でございますし、下のところはその他事業ということで、修繕あるいは駐車場の整備工事ということで、経常的でないものをこちらのほうの事業で支出をしているものでございます。それから、心起園の管理事業は952万5,788円、めくっていただきまして、こちら心起園に関係する経常的な経費でございます。一番下に、心起園その他事業ということで、29年度につきましては、ボイラー等の取りかえを行った関係がございまして、210万6,000円の支出、修繕料の内訳でございますが、それが主な金額でございます。

主要施策のところの20ページには、老人福祉施設費ということで、それぞれの年間利用者数を載せてございますので、参考にさせていただければと思います。

それから、決算書飛びますけれども、92、93をお願いをします。3目の児童手当費でございますが、予算が1億4,485万6,000円、支出が1億4,444万2,291円の支出でございます。こちらにつきましては、主な部分は児童手当、備考欄の上に一番最初に児童扶養手当がございましてけれども、主な部分はその下のひし形の一番下のところでございますように、児童手当事業で1億4,440万1,280円の支出をしております。

めくっていただきますと、94、95ページ、20節の扶助費のところでは1億4,437万円の支出でございますが、こちらがいわゆる児童手当に該当する部分でございます。それぞれの人数につきましては、主要施策の21ページ、3款2項児童福祉費の下の部分です。3目の児童手当費というところにそれぞれ3歳未満1万5,000円、3歳以

上小学校修了前、第1子、第2子が1万円、第3子以降が1万5,000円、中学生が1万円、所得制限額以上という方で5,000円ということで、それぞれ人数が載せてございますが、29年度は1,103人の方に対して児童手当を支給をさせていただいたところでございます。

3款につきましては、以上で説明終わります。

委員長（池井 豊君） 3款の説明が終わりました。

質疑のある方、ご発言願います。

9番（川崎昭夫君） 二、三教えてください。決算書の77ページの社会福祉協議会補助金なのですが、この成果などボランティア活動にも補助されているのですが、これ介護予防総合事業の関係は増えていない。余り見ていない。社会福祉協議会の中のボランティアだけだとどんな中身なのか。その今総合事業のあれは含んでいないのですか、それちょっと先に教えてください。

それから、79ページなのですが、緊急通報装置委託料、これセコムで1カ月4,400円でしたか、それで委託していると思うのですが、今何人ぐらいの高齢者の方がご利用されているか、ちょっと教えてください。

それから、下の下の老人クラブの補助金なのですが、今各地区で老人会がいろいろあるのですが、田上町に何団体というか、何グループがあるか、ちょっとその辺数を教えてください。

それから、81ページ、備品購入費の中で真ん中よりちょっと上なのですが、AEDの購入されている部分、この分、AED入れられたところの場所ちょっと教えていただきたいと思います。

以上お願いいたします。

保健福祉課長（鈴木和弘君） すみません、まず社会福祉協議会の、先ほど川崎委員がおっしゃった介護予防の関係とは別の支出になります。

それから、緊急通報、これか。

（79ページの声あり）

保健福祉課長（鈴木和弘君） それ197万5,000円ですが、60の方に。

それから、すみません、80、81ページの……

（同じく老人クラブの声あり）

保健福祉課長（鈴木和弘君） すみません、老人クラブの団体、20クラブ。

それから、80、81ページの備品購入費のAEDは、くつろぎの家に今回設置をさせていただきました。

9 番（川崎昭夫君） すみません、続けてたまに質問するのですがけれども、AEDの設置箇所、町内いろいろあるのですがけれども、これは保健福祉課ではなくて総務課かもしれない。これ、設置箇所とか何かは別に保健福祉課では押さえていなくて、総務課ですか。もし……

（何事か声あり）

9 番（川崎昭夫君） 毎年これ「きずな」に載せるとか載せないとかいろいろ質問しても、何か結果がよくわからないので、どの場所へ、例えば椿寿荘にあるとか、小学校とか施設にあるとか、それは保健福祉課では押さえていないわけですか。無理だったらいいです。

保健福祉課長（鈴木和弘君） これは、今川崎委員がおっしゃるように総務課のほうで毎年予算を作成するときに、こういう基準で、こういう順番でしますよということで、くつろぎが29年度、やすらぎが30年度ということで、町内の主要はほぼ設置が終わっているという形にはなっております。

一覧表が総務課のほうから出されてきますので、一応はそういう形になっていきます。

9 番（川崎昭夫君） 後で聞きに行く。

委員長（池井 豊君） では、後で総務課のほうに聞いてください。

ほかに3款。

4 番（渡邊勝衛君） 2問ほどお願いします。

まず、新しい町長にかわりましてから初めての敬老会が各地区でもこれから始まるわけですがけれども、その町長のほうに来賓として出てくださいというところが幾つかありましたら聞かせてください。

質問もう一つ、85ページ、備考欄下から7つめ、カラオケ機器使用料27万2,160円となっておりますけれども、これはどこに払うお金かという、この2点よろしくお願いします。

町長（佐野恒雄君） 敬老会の出席依頼は、今のところ3カ所依頼をもらっております。

委員長（池井 豊君） 出席するのですか。出席しますか。

町長（佐野恒雄君） の予定です。

委員長（池井 豊君） まだその先、もう一つ。

保健福祉課長（鈴木和弘君） 第一興商というところですか。いいですか。

4 番（渡邊勝衛君） ありがとうございます。

それで、佐野町長のほう、これは日にちが全く違うということ、3地区から依頼

されたわけなのですからけれども。

委員長（池井 豊君） どうですか、日にちが違うのでしょうか。

町長（佐野恒雄君） 同じ日の依頼が2カ所、別の日が1カ所です。ただ、時間がちょっとずれていますので、何とか出席できるかなとは思っています。

4番（渡邊勝衛君） できる限り多くの地区に出ていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

13番（高橋秀昌君） 障害福祉について伺います。障害者もいろいろあるわけですが、まず目の不自由な人の人数ではなくて世帯数。それから、耳の不自由な人の人数ではなくて世帯数。ここの2つ報告してください。

（そこだけじゃわからないんだの声あり）

13番（高橋秀昌君） 面倒くさい、人数でいい。

保健福祉課長（鈴木和弘君） すみません、以前たしか全協でちょっとその話をさせてもらったのですけれども、うちのほうでは今高橋委員がおっしゃるように、目とか耳とか、それでどうかという区別がちょっとできない部分がありますので、ただ目だけは、目の視覚障害者については世帯までちょっとあれなのですけれども、在宅でいらっしゃるのが19人、うち視覚障害者のみの世帯は3世帯の4人、あとはこの前もお話し、手帳見たりしてやっていくと、うちのほうでそこまでの情報はちょっとないものですから、すみません。

13番（高橋秀昌君） 私がこの質問したのは、前にも提起していただろうか、ちょっと記憶にないのだけれども、たまたま視覚障害の方のところを訪ねたら、普通に郵便物が来るのです、役場から。そして、いついつまで返事くれと、こういうのが来るわけで、そうするとその人はどうするかいうと、そこに入ってきているヘルパーさんに頼んで書いてもらうか、親戚とか隣の人とかに頼まないといけないということがわかりまして、田上町でもものすごく大勢いるからしょうがないかなと思ったのですが、今の報告では19人、それからのみで言えば3世帯ということになりますよね。

もちろん視覚障害の方でも、例えば僕はパソコンできるよという人もいれば、点字はできるけれども、あるいは点字はできないという人みんな個々に違うのです。それらが全部一律に行くと、家族がいれば、家族で目が見えるという人がいれば、家族が多分話していると思うのです。私、こう思ったのです。やっぱり主権者が直接役場からの何らかの通知を自ら読み取る、そういうことができるふうにすることがすごく大事ではないかと思ったのです。たまたまその人に聞いたら、俺点字苦手

なのだという人いるのです。ところが、思い出したのは、すごく点字をよく読める人もいるのです。だから、ケース・バイ・ケースで、例えばパソコンができる人のところにはメールで送りたいけれども、いいかねという確認ができさえすれば、電話一本で実はこういうことでメールを送りましたが、見てくださいねと。そして、見たら送り返してくださいでいいわけです。ただし、重要な書類で判が要るとかいう場合はケースは別ですが、そのように実際に視覚障害を持っていても、自らができるようにやっぱり一人ひとりを大事にするという行政をやれるのではないか、この数だったら。家族の人が見えるからいいねかという考え方あるのですが、私はそうではなくて、やっぱりそういう不自由の人自身が自分でできるということの行政をそこまでやっていくということが大切だと思うのです。その点で、ぜひもう新年度始まっていますので、新しい策として長も検討されて、所管としても検討して長に進言するように要請したいと思います。

保健福祉課長（鈴木和弘君） 今ほど高橋委員がおっしゃるどこで提起したかということで、私のところに来てそういう話をされていきましたので、私も実は準備をしまして、ちょっと確認をしたのです。うちは、私も来たばかりなのですけれども、今まで全くそういうことしていなかったそうです、特に。高橋委員といろいろお話しした中では、そういう方で持っていて、紙をコピーではないけれども、すると何か読み取る機械を持っていらっしゃる方もいるとか、だからそうすると両面だとなかなか大変なのだという話もお話をいただきました。

ただ、今までうちはそういうことを全くしていないということで、少しでは県央だけでもちょっと確認を試みようかなということで、三条市さんと弥彦村さんは特に何もやっぱりされていないということらしいです。ただ、燕市とかは希望があれば、どんな形なのかわからない。まだ聞いていませんけれども、今高橋委員がおっしゃるように、メールか何かで送ると読むのか、その読み上げファイルみたいなを送付しているらしいのですけれども、余りそういう要望はないそうです。隣の加茂市さんは、いわゆる点字とかそういう形で依頼があればということであるのですけれども、これも余りそれほどないというふうな話も聞いていますけれども、どの程度のものができるか、もう少しちょっと研究させていただければなと思います。

13番（高橋秀昌君） やっぱり今ここで19人ですから、日々皆さんは忙しいのだろうけれども、もう決定的にできないという状況ではないと思うのです。やっぱりやってこなかったということから、障害持っている人たちも町の住民ではないか。その主人公に対して何ができるか。メニューを相手から要求されないとしなないという発想

ではなくて、こちらからこういう考え方でいるのだけれども、どうでしょうねということができるはずです。

実は、私はちょっとかかわったので、よむべえという機械があるのです。それは、たまたまその会社がよむべえという名前を出したのです。作ったのですが、A4クラスを置いてふたをすると、たしかひっくり返してやるのか。ふたをすると、スイッチ入れると、本当に音声で読んでくれるのです。だから、何言っているかわかる。ところが、その方が私のところに電話くれて、やったけれども、何言っているかわからない。なぜわからないかと行ってみたら、両面に書いてあるのだ、紙節約して。読むわけないよね、両面に書けば、電気で当てて読むわけだから。そういうのが、それよむべえというやつが字が両面のために読めないと。つまり悪いけれども、これまでの担当の人はあるいは課は、そんなこと余り考えていなかったです。送るだけ。だから、そういう面ではもう少し懇切丁寧、それはあくまでも1件の話ですよ。ほかのところは入っているかどうかわからないし、パソコンできる人もできない人もいるわけで、単純な言い方できれば、CD送って、そのCD入れれば声出しますから、それでもわかるわけです。今CDとかすごく安くやれるし、郵便もCD入れたから高くないわけで、そういう言葉は正しくないのですけれども、弱者というか、そういう方にもやっぱりきちんと届ける工夫をしていただきたい。

以上です。

委員長（池井 豊君） ほかに3款ありますでしょうか。ないでしょうか。

私からちょっと1点聞きたいのですけれども、昨今介護士等の不足が言われています。田上町の老健施設等、または知的障害もそうなのではないでしょうか、田上町の人が入所している施設で介護士とか、そういう人たちの充足率が足りているかどうかというのは、そういうのは把握できているでしょうか、ちょっとそこら辺。できているかどうか聞かせてもらいたいのですが。

（何事か声あり）

保健福祉課長（鈴木和弘君） 正直言うと、町ではちょっと把握していません。なので、例えば施設ごとで県とかそういうところに報告を行っているのか、その辺はわかりませんが、町自身ではどうかというのは、ちょっと把握はないです。

委員長（池井 豊君） わかりました。ぜひこれ今回いいので、来年あたりからその介護士の充足率と、もしあれだったら、外国人の雇用率みたいな感じで、率までは行かないと思うのですけれども、雇用が始まったとか、そういう現状、介護の現状非常に何か人手不足深刻化されているので、そこら辺把握できるようにちょっと配慮

を願えればと思っています。

では、それでは3款のほう閉めてよろしいでしょうか。

(いいの声あり)

委員長(池井 豊君) 続けて、4款の説明をお願いします。

保健福祉課長(鈴木和弘君) では、決算書は94、95をお願いします。主要施策は、23ページからになりますので、お願いします。4款衛生費、1項1目保健衛生総務費でございますが、予算が1億3,786万4,000円で、支出につきましては1億3,276万4,395円でございます。こちらは、主に健診の関係が主でございますが、まず備考、保健衛生総務事業につきまして4,732万7,184円の支出をさせていただいているところでございますが、こちらにつきましては、保健系の職員の経費あるいは臨時の保健師の賃金等でございます。

それから、母子健康診査事業の関係する経費がめくっていただきまして、96、97ページのところにその母子健康診査に係るそれぞれの賃金あるいは委託料等の関係の経費でございまして、13節の委託料の妊婦健康診査委託料447万6,190円、主要施策にはないのか。何というのか……

(何事か声あり)

保健福祉課長(鈴木和弘君) 妊婦健診載っていなかったか。

(何事か声あり)

保健福祉課長(鈴木和弘君) すみません、ちょっと待ってください。

(何事か声あり)

保健福祉課長(鈴木和弘君) すみません、私別のの見ていたので、総務課が今日決算の参考資料ということで、子育て支援のところちょっとそっちも載っていたかと思うのですが、そちらのところに、16ページ、17ページのところでしょうか、このところに妊婦健康診査ということでそちらに載せてあります。これの関係する経費、予算のところはあくまでも委託料の関係になります。ちょっとこの辺も一緒に見ていただいたほうが、衛生費の関係はそういう経費も少し出て来ます。

それから、1つ飛んで乳幼児育児用品購入費助成事業ということで232万7,357円ということでのっています。これも先ほどの総務課が出した参考資料の今の下のところがございますけれども、乳幼児育児用品購入費助成事業ということで、生まれた月の翌月から満2歳までということで、月2,000円の助成券を交付するという事業でございますが、29年度は143人の方に助成をさせていただいているところでございます。

それから、その下、子ども医療費助成事業2,976万8,117円、めくっていただいて98、99でございますけれども、20節の扶助費2,855万6,717円、これも総務課の本日お配りした資料の今ほどの乳幼児の下のところにありますとおりに、通院、入院とも高校卒業まで、通院を29年度から中学校卒業から高校卒業まで拡大をさせていただきました。その関係で、件数は1万8,058件の2,855万6,717円の支出をさせていただきました。ちなみに、年齢ごとがデータとしてこちらの手元にちょっと来ないので、単純にはいきませんが、去年、28年度が件数は1万6,870件ということですので、約1,200件ぐらい増加をしているというその部分。金額が250万円前後昨年より、平成28年度より増えているということですので、その部分がいわゆる拡大した部分の影響かなというふうには思っております。

それから、主要施策の23ページの一番下に子育て応援カードという部分が5万7,384円ということでのっていますけれども、今ほどの保健福祉課のところ2段目です。これがゼロ歳から中学卒業までということで、こういう部分で経費を見ております。協賛企業が7社、配布は747世帯ということで、29年の4月から実施をしているというような事業でございます。主要施策のところにも、同じように23ページのところに同様のものが載っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、あとはその次、99ページでございますけれども、そのほか妊産婦の新生児の訪問指導あるいは妊産婦の医療費の助成、特定不妊治療の助成事業、養育医療費の助成事業ということで、それぞれ事業を実施しております。主要施策のほうにもその辺の事業の実際の人数がそれぞれ載せてありますので、参考にしていただければと思います。訪問は、妊産婦が82人の、新生児は38人です。特定不妊治療については、2組の3回ということでそれぞれ支出をさせていただいているところでございます。それから、精神保健事業ということで、これは精神障害者の医療費の助成ということで、23名の方に助成をさせていただいております。それから、総合保健福祉センターの管理費ということで911万5,669円、隣の保健センターの関係する経費ということで支出をさせていただいておりますが、特に一番下の需用費のところの修繕料ということで、137万1,000円ということで、29年度は屋根瓦の修繕ということで56万5,000円ほどの支出をさせていただいているところでございます。

めくっていただきまして、100、101ページでございますけれども、その他事業のところ3,277万8,883円ということで、特に企業団への出資ということで429万2,000円、それから繰出金ということで、国民健康保険特別会計への繰出金ということで2,806万7,000円でございます。後ほど特別会計のほうの説明があらうかと思

ますけれども、出産とか財政安定化支援という形での国保への繰り出しでございます。

続きまして、2目の予防費でございますが、5,267万5,000円の予算に対しまして、4,747万1,808円の支出をさせていただいております。主なものは、予防接種の関係、これは主要施策の24ページをお開きいただければ、予防の関係ですので、予防接種あるいは健康増進、いわゆる特定健診、それぞれのがん検診等いろいろ健診関係の経費をそれぞれ実施をしております、102ページ、103ページの13節の委託料のところ、健康診査の委託料ということで1,488万2,736円、それぞれの健診の関係の委託料の合計でございます。それから、小児生活習慣病予防事業ということで28万8,884円の支出でございます。

それから、めくっていただきまして、104ページ、105ページ、保健衛生事業503万2,966円でございますけれども、19節の負担金補助及び交付金、これが主な部分でございますが、286万2,451円ということで、それぞれの負担金、在宅当番の加茂市の医師会の負担金、それから広域医療の輪番制の負担金、それから県央医師会の応急負担金というのが主な負担金の内容でございます。

説明は以上です。

町民課長（田中國明君） すみません、それでは続きまして、3目環境衛生費になります。主要成果の説明書でいいますと27ページになりますので、そちらをお開きいただきたいと思えます。まず、決算額といたしましては1億6,793万2,322円でありました。内容といたしましては、右の備考欄のところになりますけれども、まず最初に合併処理浄化槽補助事業ということでございまして、平成29年度では5人槽を13基、6、7人槽を5基の合計18基に対しまして352万6,000円の補助をさせていただいたところでございます。

それでは、1ページおはぐりいただきまして、106ページ、107ページの関係になりますけれども、次に右側の環境衛生事業の関係になります。その中で特に大きなものは、13節委託料でゴミ収集委託料3,055万4,496円と、19節負担金補助及び交付金で、加茂市・田上町消防衛生保育組合負担金ということで1億2,612万8,000円を支出させていただいております。消防衛生保育組合の負担金等につきましては、昨年より100万円程度減額となっております。その内容といたしましては、清掃費のほうで塵芥処理場の関係の経費が少なくなったというような内容でございますので、お願いしたいと思います。

続きまして、4目保健生活推進対策費でございます。決算額といたしましては、58万

3,299円でした。内容といたしましては、消費者行政にかかわる講師謝礼など経常的な経費でございまして、1ページおはぐりいただいて、108ページ、109ページの関係で、印刷製本費41万7,255円でございますけれども、消費生活用のパンフレットあるいは悪質商法からあなたを守るというような防犯シール等を全町民に配布、全戸配布しまして、啓蒙活動を行ったというような内容でございますので、よろしく願いいたします。

説明のほうは以上で終わります。

委員長（池井 豊君） 説明ありがとうございました。

今の説明で保健福祉課長、子ども医療費の助成について、この29年度通院を高校生まで拡充したわけなのですけれども、課長の答弁だと件数が増えた分がその高校生だと思われそうですみたいな答弁だったのですが、実際に高校生の通院の分で何件で幾らだったというあれは出ていないのでしょうか。

保健福祉課長（鈴木和弘君） すみません、さっきちょっと説明が舌足らずで申し訳ありません。年齢別なのがデータがちょっとなかったものですから、要するにももらえなかったのです。支払基金と国保連合会があるらしいのですけれども、支払基金はあるけれども、国保連合会がそういうデータがまだちょっとないということだったので、それで私が恐らくそうではないかという、そういう意味で件数が増えた分、だから実際にはもう少しまた連合会とも調整をしてみて、できればもらえるように交渉はしたいと思っておりますけれども、なかなかその辺が間に合わなかったもので、それでちょっと私がそういう答弁になりました。申し訳ありませんでした。

委員長（池井 豊君） わかりました。では、それならわかった時点でまたいずれかの機会委員にわかるようにしてもらえればと思います。

それでは、4款について質疑のある方のご発言をお願いします。

13番（高橋秀昌君） すみません、伺いたいのは、今委員長から子ども医療費の助成の件で話があったのですが、この流れでちょっと聞きたいのですけれども、私助成のはよくわかっていないので、例えば妊産婦のいろいろ助成を出しているけれども、こういうのは一切自己負担がないのでしょうか。

保健福祉課長（鈴木和弘君） 今子ども医療費でなくて、妊産婦の話。

13番（高橋秀昌君） そうそう、子ども医療費の流れで聞いているのだけれどもと言ったのだけれども、ごめん、言い方が悪い。母子保健診査事業とか、個人負担があれば書いてあるのだけれども……

保健福祉課長（鈴木和弘君） すみません、では私も今準備あれだったので、係長のほ

うからちょっと説明させますので、よろしくをお願いします。

保健係長（泉田健一君） 保健係長の泉田です。よろしくお願ひいたします。今ほどの高橋委員のご質問であります、妊産婦の医療費助成につきましても、子ども医療費と同じ形になっております。通院につきましては1人1医療機関1カ月当たりになります、530円、入院につきましては1日1,200円の自己負担で、それ以外につきましてもは公費負担という形になっております。

13番（高橋秀昌君） では、ちょっと具体的に、16ページの母子健康診査事業、妊婦健康診査とか、ここに2カ月とかいろいろ3カ月健診あるではないですか。これは、一切自己負担がないのですね。

（何事か声あり）

13番（高橋秀昌君） これはあるの。

（妊婦はあるよの声あり）

13番（高橋秀昌君） これ、自己負担あるところ例えば子ども医療助成費一部負担も書いてあるし、もう一つは妊産婦医療費助成も自己負担額書いてあるのだけれども、あと健診とかこういうのはないの、自己負担。

（何事か声あり）

保健係長（泉田健一君） こちらのほうに記載されております妊婦健康診査につきましては、妊婦の方が生まれるまでに14回医療機関のほうに検査に行くものに対しての助成になりますが、こちらについては一切自己負担はない形になっております。

今ほどちょっとお話しの中にもありました各種学級につきましても、自己負担はいただいております。ただ、お持ちいただくためにいただかなければならなかった部分で、お忘れになった方に歯ブラシとかいうのもあるのですけれども、そちらについては申し訳ありませんが、実費程度をいただいております。

13番（高橋秀昌君） これは、国の交付金か何かで自己負担を特に要求していないということなのか。つまり子ども医療費の助成というのは、国の制度ではないのだ。これは、県の県単事業の中で市町村がやれば助成するよという流れで、最初は非常に低かったのだけれども、少しずつ、少しずつ上げていって、子ども医療費の場合は。それで、ついに田上町が29年度で高校卒まで、18歳までやりますよと言ったのだけれども、先進的なことかなと思って見ていたら、残念ながらもう30市の中でようやく20市のところに入ったので、何だよという感じだったのです。

だから、何が言いたいかというと、やっぱり町長も子どもを増やしたい、人口増やしたい、そういうふうに言っておられるわけで、そうするとこれゼロにしたから

子どもがぴよんと伸びるわけがない、それは。例えばドイツなんかでも、その国を挙げての出生率を上げるのに20年かかったというのです、ありとあらゆる政策をして。だから、田上の一田上町がやったから出生率が上がるなんていうことはないのです、はっきり言って国がやらなければ。だけれども、俺が言いたいのは、できるだけ田上に住んでいれば、ここで言うと子どもや高齢者の方々が余り負担なくしてお医者さんにもかかれるし、行政の支援を受けられる住みやすいまちなのだというようなことをやっぱり率先して作り出していくことが必要だと。それは、やっぱりお金かかるのです、実際に。だけれども、幸いなことに田上町は、ずっとけちけち運動やってきたわけ。だって、銭がないと住民負担がつんと上げたけれども、税が余っていると言いながら下げなかったでしょう、窓口負担。そうやってきて、佐野町長も所信演説でこれまで皆さんが大変負担してこられましたなんて感謝します言っているのだから、その莫大もない金を預かったのですから、やっぱり積極政策を、ハードをするなという意味ではないです。ハードだけではなくて、むしろソフトの部分で本当に力つけていくと。先ほども言ったように、ソフト力つけていけば、やっぱり住みやすくなるのです。ハードというのは悪いけれども、そのときだけという一面があるのです。そういう経済効果も考えて、私はこの部分を本当に強めていく、福祉分野を強めていくということをひとつ指摘をして、後でまた総括質疑でお伺いしますので、ぜひご答弁お願いします。課長いい、答弁。努力してください。

もう一つ、町民課長に伺います。町民課長、実は私のところにはがきが来ました。はがきとかファクスよく来るのだけれども、残念ながら名前書いてくれないのだ。だから、返答のしようがない。そこで、おおと思ったのは、田上町はダイオキシン大丈夫なのかというのがありました。加茂、田上と共同でやっていますが、実際にはここに煙突がありますから、ダイオキシンは出るわけです。それで、その調査をやっているかどうかということが1つです。

それから、つけ加えて言いたいのは、三条に大きなプラントありますよね。24時間やっている。これは、ダイオキシンが出ないのではないのです。やっぱり出ているのです。1,200度で燃やしても、ダイオキシンは出るのです。そこをあたかも1,200度で燃やすとダイオキシンがないかのように言っている。うそなのです。実際は出ているのです。元へ戻りますが、ダイオキシン調査をやっているかどうか。やっているとすれば、どういう、各月でやっているのか、年に何回やっているのか示してください。

町民課長（田中國明君） 今ほどの高橋委員のご質問ですけれども、ダイオキシン調査

の関係ですけれども、県のほうで調査をしております、過日、30年の8月15日の三條新聞のほうにもこのような形で出ている部分がございます、そのときに29年の6月30日にダイオキシンの県の調査を受けたということでございまして、そのときに基準値以上のダイオキシンが実は出ていたというものがございました。そのときの値が5ナノグラム以下になっていなければだめな部分が6.8あったということでございました。それで、その部分についてちょっと確認をしましたところ、たまたまその日よく燃える繊維の関係ですとか、あるいは木材等が多く出されたときにその調査に当たってしまったというようなことで、若干その基準をオーバーした部分が出たということでございました。

また、日を置きまして、29年の12月27日に再調査をしましたところ……

(12月の声あり)

町民課長(田中國明君) 12月27日に調査をしたところ、その基準値以下になっているということで、そのときの値が2.2というようなものが県のホームページに公表されておるところでございます。

そういうことで、年1回でしょうか、今調査されているのは、県のその調査を受けるような状況で対応しておりますので、お願いしたいと思います。

13番(高橋秀昌君) 県は年に1回だよ。住民の側は、やっぱり不安なわけだ。田上独自の調査ができないかどうか、1つ。

それから、ダイオキシンに関しては、私も余り知識ないのですが、塩化系の品物を火に燃やすと化学反応でダイオキシンが出るというぐらいは知っているのです。多分木材燃やしてダイオキシン出ないと思う。その中に塩化系のやつが何かの形で付着していればあり得ると思います。そういうことがあると思うのです。やっぱりもちろん何でも燃やせということは言っていないけれども、現実にはビニール類は燃やしてあるわけではないですか。場合によっては、ペットボトルも燃やしてしまうわけではないですか。当然そこにダイオキシン出ますよね。だとすれば、町としてもダイオキシン被害をなくするためにも、少なくとも減らすためにも、あれは土地に落ちたらすぐ分解しないのでしょうか。そういう大変なものなわけですから、やっぱり説得力を持って、少なくとも塩化系のものは燃やさないという、もちろん燃やさなければどうするのだと。どこかで処分しなければならぬでしょう。出雲崎のあの最終処分場、出雲崎でなかったか。

(あそこももう満杯なんですよの声あり)

13番(高橋秀昌君) 満杯だ。もう行くところない。では……

(山だの声あり)

13番(高橋秀昌君) では、田上町のどこかへもぐすしかないわけだ。

(何事か声あり)

13番(高橋秀昌君) そういうことも考えなければならない。それを大プラントの中に加わって燃やせばいいねかという考えでは、俺根本的に解決しないと思うのだ。本質的には国なのです。ドイツなんかでも調べてみると、ペットボトルは基本的に認めないのです。どうしてもしなければならないものは、瓶と同じようにリサイクルをさせると。そして、それでも今の人類の科学で分解できないものについては、横穴の中に入れて、将来人類がこれを分解できる科学力を身につけたときまで保存するという、そういうふうに行っているわけだ。ただし、ドイツは余り地震国ではないよね。日本と違うので、そういうことができるのかなと思って読んでいたけれども、いずれにしてもそのダイオキシン対策については県任せにしない。県任せにすると何が起るかということ、主体性がなくなるのです。自分たちでやっぱり不安に伝えていく。そして、その対策を提案できる能力を身につけていくということが行政としても必要ではないかと思うのですが、新しい課長いかがでしょう。

町民課長(田中國明君) 消防衛生保育組合のほうでは、定期的にその環境状況調査というような位置づけの中でやっているかと思います。ちょっと私そこまで今確認はしておりませんが……

(消防衛生保育組合の声あり)

町民課長(田中國明君) 消防衛生保育組合。

13番(高橋秀昌君) それは、加茂、田上の一部事務組合のこと。

町民課長(田中國明君) はい。

13番(高橋秀昌君) そうなのだ。では、そこから議員の皆さんから報告受ければいいのだね。

(そんなに多くはないの声あり)

町民課長(田中國明君) だと思えます。

13番(高橋秀昌君) でも、おまえさん、それ一部事務組合がやっているから俺知らないなんか言っていられない、担当課なのだから。頼む。

では、この点についても町長に総括質疑のところでもう一回やる。よろしく。

委員長(池井 豊君) ありがとうございます。もしあれだったら、消防衛生の資料ありますよね。その1ページだけちょっとコピーして配付願えれば説明が簡単だと思うので、ただ年1回しか多分消防衛生もしていないと思われれます。ちょっと確

認してもらっていいですか。確認して、消防衛生の報告書のそのダイオキシンのところだけでいいので、ぜひちょっとこれ配付願いたいと思います。

ほかに質問。

5番（中野和美君） 予防費のところ、いろいろな予防接種があるのですが、ちょっと最近前に問題になった子宮頸がんワクチン以外のところでいろんな予防接種あるのですが、私なんか自分の子どもとにかく心配だったので、いろいろ受けさせはしましたが、そのときはでも日本脳炎とかは受けるか受けないか選べたと思ったのです、インフルエンザももちろんですが。その中でも最近ちょっと耳にしたのが、予防接種を受けさせなかったために、虐待だということで医師に通報されたという話を聞きまして、今どの辺が必ず受けなければいけないものなのか、選択式なのかというところ。

そして、やはりその必ず受けなければいけないものを受けさせなかった場合、虐待というような形で通報されたりすることがあるのかどうか、そんなのわかりますでしょうか。

委員長（池井 豊君） 保健福祉課長、わかりますでしょうか。

保健福祉課長（鈴木和弘君） 1点目のどれを受けてどうという部分は、では長谷川のほうから回答させます。

それで、虐待がどうかこうとかというのは、うちのほうではその部分ではこれは把握はしておりませんので、ちょっとその辺はわかりかねます。

では、お願いします。

保健師長（長谷川信子君） 保健係の保健師の長谷川と申します。よろしく申し上げます。予防接種なのですが、定期のものが年々1種類ずつ増えていくような形で、今はたくさんあります。数数えますと9種類ぐらいありまして、接種開始も早まっています。生後2カ月ぐらいから4回ぐらい受けていただかなければいけないものがありますので、勧奨も今早くして、出生のときにお話しするのと、妊娠届出したときにも、こういうのがたくさんありますので、生まれたら受けていただきたいというお話ををさせていただいています。

接種率も、やっぱりその種類によっても多少違いますし、あと基本的に受けられる方は全部お受けになっています。中には受けられない方もやっぱりいらっしゃるって、そこは年に2回ぐらい勧奨するのですけれども、もう家庭の事情だったり、また保護者の方のお考えがあって受けないというところは今もあります。

受けなかった場合ということで、一応受けない方については勧奨させてもらって

いますし、個別にちょっとお話を、受けていらっしゃらないからということで個別に健診のときなんかにお話を伺うことはあります。

以上です。

5番（中野和美君） ありがとうございます。

そんなふうに、やはり予防接種をすることで後遺症が出たりということも心配して受けさせないという親御さんの考え方もあるので、一概に虐待という扱いをされたら困るなと思って、ちょっと田上町はどうなのかなと思って聞いてみました。ありがとうございます。

13番（高橋秀昌君） すみません。

（高橋委員、簡略にお願いしますの声あり）

13番（高橋秀昌君） 簡略にやります。

特定健診の受診率の推移をお願いします。

（推移ねの声あり）

13番（高橋秀昌君） 推移がわからない。

委員長（池井 豊君） 各何年かの推移ということでしょうか。

13番（高橋秀昌君） わかればいいけれども、わからなければとりあえず29年度の分。町民課のほう。

（ちょっとお待ちくださいの声あり）

13番（高橋秀昌君） 資料もらえますか。言っていなかったから。

委員長（池井 豊君） 後でちょっと資料で出してもらっていいですか、ここ5年ぐらいでしょうか。特定健診に変わってからは何年だったか、受診率。それをもらいたいということですよ。

13番（高橋秀昌君） それを見た上で要求するつもりだったのだけれども、多分余り高くないと思うのです。なぜかというと、やっぱりこれどんどん、どんどん引き上げていくということはとても大事なことで、皆さん知っていますよね。それは、結果的には医療費自体がぐっと低くなるということがありますし、健康的に生活できるという比率が高くなるわけですから、悪いことは一つもないのです。ただ、現実それを引き上げていく作業をどうするのだということだ。個々の住民の良心に訴えても上がりっこない。

例えば健診のときに今自己負担があるわけわけではないですか。それを減らすとか、それから何よりも健診の必要性をやっぱり保健師さんとか職員が個々に回るしかないのです。ただ、そうすると保健師忙しくてそんなことしてられないなるわ

けでしょう。そうすると、保健師さんは根本的に今9人いると言ったか。

(6人の声あり)

13番(高橋秀昌君) いない。6人だった。何か地域割りされているのでしょうか、保健婦さんは。川通りは私、山手のあっちが私とかいって、そういうの分けているのでしょうか。そこも回り切れないわけではない、それ以外もあるわけだから。だから、やっぱり町長に物を言って、もっと根本的に増やすと。そうすれば、また金がないと言うわけではないですか。あるのだ、金なんて。作り出せばあるのだから、町長いいのだ、使っていいのだ。使ってということで、また総括質疑のところで。よろしくをお願いします。

(何事か声あり)

委員長(池井 豊君) ありがとうございます。いや、紙やって、提出してもらいたいのだ、こっちに。

13番(高橋秀昌君) 俺こんな字書いても誰も読まれない。これパソコンで家帰って打ってくる。

委員長(池井 豊君) わかりました。

では、いいですか。保健福祉課なのか町民課なのか知らないけれども、ここ数年の特定健診の受診率ちょっと出してください、数字と率で。

6番(椿 一春君) 成果の報告書の27ページのところなのですが、私一般質問でやったところもあるのですけれども、古紙再資源回収事業の中で、古紙と瓶は回収した団体に支払いしているのですけれども、ペットボトルについては、品目入っていないということなのですが、この成果の中にはペットボトルの収集量が9,860キログラムと書かれ、それに対し再資源処分委託料ということで49万3,000円の支払いがされているので、数量がちゃんと把握できているので、資源回収品目に、要綱の中に加えてやると、また小学校とかいろんな団体のところで何かしらの活動費の負担になることによって、ペットボトルが一本でも多く回収になれば、ダイオキシンの抑制になるのではないかと思いますけれども、その辺で今後のその品目に対して増やしていく考えがあるのか、31年度その辺の検討をこれからどうするかということでもし考えがあれば聞かせてほしいのですが、お願いします。

町民課長(田中國明君) この再生资源回収処分委託料ということでございまして、まずペットボトルについては、田上清掃社のほうから回収をしていただいております。ここで言っていますこの49万3,000円というのは、その回収したものを集めたところが処分できない関係で、別な会社に処理を委託していることになっていまして、そ

の処分料が49万3,000円ということでございます。

(何事か声あり)

町民課長(田中國明君) それは、加茂市のニシトクさんのほうで処分をしていただいているということです。そういうことでして、この間町長の答弁書の中にもございましたが、なかなかこれをその補助対象にするというのは、ちょっと難しいかなというふうに考えているところでございます。

6番(椿 一春君) 処分できないというか、一般的に世間の中で言うとペットボトルも有価品になっていて、大体1キロ当たり20円で再資源として回収されているのが一般的なのですが、何で田上清掃社がニシトクさんにやって、お金を払ってまで処分しなければだめなのか、その仕向け先を変更してみれば、マイナスがプラスになるのではないのでしょうか。

町民課長(田中國明君) すみません、私の説明が悪くて。業者が引き取ってくれないということなのです。

(業者がの声あり)

町民課長(田中國明君) 個人のその関係なり、そういうふうなことになってくると。要は、業者はこういうふうに回収したものについては量がそれなりにたまってくるので、とってはいただけるのですが、多少のものだと非常にそれは受け取っていただけないというような状況がありまして、それで対象にできていないというようなことですので、お願いしたいと思います。

(何事か声あり)

6番(椿 一春君) いや、もう一定の量がまとまらぬというと、古紙ですとか一升瓶なんかも個々の家庭から出るものに関しては変わらぬと思うのですが、これを小学校ですとかそういった団体でまとめて集めるからまとまるのであって、それをまとめて集まる方法を町で何か考えてみれば、個々でばらばらでなくて、まとまった量を集めるようなものを今の古紙とか瓶、その仲間に入れてみてはどうかということなのですが。

町民課長(田中國明君) すみません、なかなか私もまだそこまでの知識が足りない部分がありますので、ちょっと補佐のほうから答弁お願いします。

町民課長補佐(本間秀之君) では、町民課長補佐の本間です。今の椿委員の質問ですが、まずペットボトルに関しましては、業者のほうにも確認しましたがけれども、ある一定量以上、町で収集するのも今田上清掃さんをお願いして収集していますが、それもその収集するごとに持っていくのではなくて、まとめて持っていく。

かなりの大量の状態を持っていくというようなので、そのぐらいで受け入れないと受け入れる側もお金がかかるので、処分するには。そういったので、個別の少ない量、地区の廃品回収とかで集めたぐらいの量ではちょっと受け入れはできないということではありますので、そういったのを、行った場合に場合によってはお金取られたりする可能性もありますので、そういったのに関しては、ちょっと補助対象にしないほうがいいのかなというふうに考えておりました、町として分別収集を行うというような形で対応していきたいというふうに考えています。

委員長（池井 豊君） 対応していきたいということですが。

6番（椿 一春君） どれぐらいの量で少ないと言われるのか、今実際集まっているもので9,860キログラム、これでもまだ少ないという、再資源利用もできないという量なのではないでしょうか。今これ成果の中のところに、ペットボトルの回収量として9,860キログラムのものが集まっているのではないのですか。

町民課長補佐（本間秀之君） これ、町で分別収集した全体の量ですので、これは受け入れてもらっています。それで、処分委託をするような形でニシトクさんのほうでチップ化して再生資源として利用しているというような形になります。

ほかの、ペットボトルに関しましては、今現状でそういった形でニシトクさんのほうでちょっと受け入れが難しいということですので、補助金出しても持って行き先がなくなる。集めるだけ集めたけれども、持って行き先がないので、結局ステーションに出してもらえないというような状況になっていますので、ほかの業者さんもこの辺にはありませんので、なかなかその椿委員のおっしゃるのに対応するのがちょっと今現状では難しいのかなと思います。

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） 椿委員、ありますか、再質問。

6番（椿 一春君） 再資源になってごみを減らすということなのですが、今はペットボトルが有価物になるという世の中あるのですが、その中で今実際ここで9,860キログラムものペットボトルが集まって、それをお金を払って処分しているわけなのですが、これは逆にそういった回収業者に充てれば、大体世の中ではペットボトルキロ当たり20円の有価物になっておりますので、マイナス49万3,000円がプラス20万円になって60万円プラマイ出てくるので、今これ町で集まっているごみなのですが、古紙ですとか瓶、資源回収の補助金の中の集めたものの中に入れてペットボトルを効率よく集めて、それでいろんな団体のところに補助を出してあげると、ますますごみが減ってよくなるのではないかとということでもあります。

委員長（池井 豊君） ちょっと議論がかみ合っていないようですので、5分間のトイレ休憩を挟みます。

午後4時01分 休 憩

午後4時05分 再 開

委員長（池井 豊君） では、休憩前に引き続き再開します。

今ほどの椿委員の質問は、町民課のほうでちょっともう一回調べて後ほど返答するというような形で処理させていただきたいと思いますので、またそのとき続けて椿さん、よろしく願いいたします。

ほかにこの4款衛生費、質問ありますでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） では、4款はこれで閉じたいと思います。

引き続いて、どこから行きます、国保からでいいのだろうか。

（国保でいいんだの声あり）

委員長（池井 豊君） 国保から行きます。

町民課長（田中國明君） すみません、それでは平成29年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、では説明をさせていただきます。

まず、平成29年度に当たりましては、国民健康保険運営方針におきまして、保険財政の健全化を主眼として取り組みを進めてまいりました。その内容といたしましては保険税の適正な賦課という部分、それから保険税の収納率の向上ということで取り組んでまいりましたが、残念ながら平成29年度については、その98%という目標を掲げさせていただいておりましたが、結果的に97.88%だったというような状況でございました。それから、医療費の適正化ということで、レセプトの点検と医療費の分析を行いながら、保険事業の推進ということで、先ほど高橋委員のほうからご質問もありましたが、特定健診の受診率45%を目標として国保いろいろ運営をさせていただいてきたというところでございまして、この保険事業の推進の特定健診受診率につきましては、目標達成をしたところでございます。

それでは、中の内容のものを説明させていただきますが、主要施策の成果の説明書につきましては、57ページからになりますので、よろしく願いしたいと思います。まず、ページです。240ページ、241ページでございます。歳入につきましては15億8,405万3,750円ということでございまして、率にいたしまして、対前年0.3%の増ということでございます。

次に、1ページはぐっていただきますと、242、243ページになりますが、支出済額につきましては14億8,123万3,920円ということでございまして、対前年5,410万2,549円の減ということで、率にいたしますと、3.5%の減ということでございました。

(何事か声あり)

町民課長(田中國明君) すみません、失礼しました。それで、国民健康保険につきましては、準備基金条例の規定によりまして、歳入歳出差引額の2分の1を準備基金に繰り入れることになっておりますので、5,200万円を基金のほうへ繰り入れさせていただきます。

参考までに、30年度当初予算でも取り崩しをさせていただいておりますが、今後補正取り崩しが無いという前提でいきますと、今現在で約2億1,100万円の基金残高という状況でございますので、お願いいたします。

それでは、個別の内容について説明させていただきますので、先ほど言いました57ページ等見ながら説明のほうお聞きいただきたいと思います。まず最初に、1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税の関係でございますが、2億5,158万5,683円の収入でございます。これ、対前年度と比較いたしますと358万5,580円、率にいたしまして1.4%の増ということでございます。その主な理由といたしましては、被保険者の課税所得の増という状況でございます。

続きまして、2目退職者被保険者等国民健康保険税の関係でございますけれども、収入済額355万8,433円ということでございまして、対前年で比較いたしますと408万8,377円、率にいたしまして53.5%の減ということでございます。これは、その理由といたしましては、平成29年58人というふうなことでありましたが、年々毎月その退職の方が65歳になるたびに被保険者が減っていくわけですが、その関係で最終的に16名であったというようなことで、その対象者になる方の減というような状況でございます。

続きまして、246、247ページをごらんいただきたいと思います。4款国庫支出金、1目国庫負担金の関係でございますが、収入済額といたしましては2億2,815万633円でございます。結果から申しますと、医療費が先ほど5,000万円ほど対前年で比較して減っているということでありますので、ここも減ってくるということになるのですけれども、結果といたしましては、対前年で比較いたしますと926万9,670円、4.2%増えて入ってきたということでございまして、これについては町としてはその医療費に基づいて交付申請をしておったのですけれども、国のほうから過剰交付と

というような形で余計にお金をいただいていたというような状況がございまして、この部分については約1,000万円ほど医療費は減っているのですが、歳入が増えたというような状況でございました。

次に、2項国庫補助金の関係でございすけれども、収入済額8,114万1,000円ということでございまして、これにつきましては対前年1,011万4,000円の減額、率にいたしまして11.1%の減額でございました。これにつきましては、今ほど申しましたとおり医療費が少なくなっておりますので、その関係で補助金も減額をされているところでございます。

次に、5款療養給付費等交付金の関係になりますけれども、ここにつきましては収入済額4億5,923万61円ということでございまして、対前年で比較いたしますと2,963万9,641円の減ということでございまして、率にいたしますと6.1%の減ということでございます。ここにつきましては、退職者医療等の方の交付金を支払基金から受けるというような部分でございまして、その退職者の関係の人数の減、それから1ページはぐっていただきますと、前期高齢者交付金の関係でございすけれども、2項の前期高齢者交付金の関係、ここは4億5,264万4,179円ということでございすけれども、ここが対前年で1,800万円ほど減っておりますので、これにつきましてはその算定の方法が2年前の医療費をもとに概算で交付されてくるということで減額となったものということでございます。

続きまして、6款県支出金の関係でございすけれども、7,040万3,927円ということでございまして、三角の50万3,768円、3.4%の減ということで、ここにつきましても先ほどの医療費が少なくなったというような部分に対して入ってこなかったということでございます。

次に、7款の共同事業交付金の関係でございすけれども、ここにつきましては収入済額といたしましては3億598万522円ということでございます。これにつきましては、対前年で比較いたしますと639万7,826円、2.0%の減ということでございます。29年度の高額医療費に対して各市町村が国保連合会に拠出をしまして、それを財源に当該年度の高額医療費に該当する部分に対して交付される交付金になるわけですが、対前年で減額となったということは、29年度に該当する医療費がそれだけ減ったという結果でございすので、お願いしたいと思っております。

続きまして、10款、250、251ページのほうをごらんいただきたいと思っております。繰入金の関係でございす。先ほど保健福祉課長のほうからもご説明がございましたが、まず1節保険基盤安定繰入金、それから2節保険基盤安定繰入金保険者支援分、そ

れから3節出産育児一時金繰入金、4節事務費繰入金、5節財政安定化支援事業費繰入金ということで、それぞれ1節から5節まで入るございますけれども、ここにつきましては法定内繰り入れ、いわゆる法律で定められている部分に対しての繰り入れになりますので、お願いしたいと思います。国保につきましても、その構造的な問題がありまして、低所得者が多いその国保の構造的な問題に対応するために繰り入れるというようなものでございますので、お願いいたします。

なお、5節の財政安定化支援事業費繰入金等につきましては、県からの通知に基づき繰り入れしているものでございますので、お願いしたいと思います。

それから、2項の基金繰入金でございますが、当初予算で6,400万円財源に不足があるということで、対前年5,400万円増の6,400万円を繰り入れさせていただいているという状況でございますので、お願いいたします。

なお、11款及び12款につきましては、経常的な歳入になりますので、歳入の説明はこれで終わらせていただきたいと思います。

続きまして、254ページ、歳出のほうをお願いしたいと思います。1款総務費になりますが、決算額887万3,424円でございます。1項総務管理費、1目一般管理費の関係でございますけれども、ここにつきましては、平成30年度からの広域化に伴いますその制度改正に係るシステム改修電算業務委託料などを主に支出しているものでございますし、2項の徴税費の関係になりますけれども、1目賦課徴収費の関係です。これにつきましては暫定賦課、それから本算定賦課に係る電算業務委託料などを支出してございますし、3項1目の運営協議会費の関係ですけれども、ここは国民健康保険運営協議会の経費でございます。昨年につきましては3回開催しております。それらに係る委員の報酬等の経費でございます。

それでは、1ページ剥ぐっていただきまして、256、257ページをお願いしたいと思います。国保でいいますと、ここが一番医療費の支払いのそれぞれの関係になりますので、一番大きいわけですが、それぞれ説明をさせていただきますので、お願いします。1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費の関係でございます。ここにつきましては疾病、負傷に対して療養の給付を受けた場合に、保険医療機関、薬局へ支払う保険者負担の費用になります。7割、8割の負担分でございますけれども、支出済額といたしましては7億9,457万9,716円ということでございまして、対前年で比較いたしますと、受診件数で1,057件、それから1人当たり費用額でいいますと960円少なくなっているという状況でございます。

次に、2目退職被保険者等療養給付費の関係でございますが、決算額、支出済額

としまして635万5,503円ということをございました。ここにつきましては、受診件数で746件の減、1人当たり費用額で3万9,559円の減ということで、対前年で見ますと1,097万3,051円の減ということをございます。これは、先ほどから申し上げておりますとおり、その退職医療の対象者の減ということをございます。

次に、3目一般被保険者療養費の関係をございますが、ここについては今度治療用具等の購入、その他やむを得ない理由によりまして自費で負担したものあるいは柔道整復等の関係の経費になりますが、支出済額として524万8,610円、対前年受診件数86件の減、1人当たりの費用額としましては140円の減ということをございました。

それから次に、2項の高額療養費の関係をございます。一般被保険者高額療養費ということで、ここについては同じ人が同じ月内に同じ医療機関で限度額を超えて一部負担金を支払ったときに、その超えた分の一部負担金相当分を後日後払いするという制度をございますけれども、これにつきましては1億818万3,146円ということをございまして、これについては受診件数は昨年よりも増えておりますが、その高額に該当する1人当たりの金額としましては2,697円少なくなっているというような状況をございます。高額のそういう医療費にかかる方も少なかったというような状況をございます。

それから、ページめくっていただきまして、258、259ページをございます。4項出産育児諸費、出産育児一時金の関係をございますけれども、これは国保被保険者が出産したときに、世帯主に対して出産一時金、子ども1人につき42万円を給付する関係になりますが、昨年度は2件の84万円の支出ということをございます。

その下、5項1目葬祭費ですけれども、これについては115万円ということで、昨年は23件分支出をしているということをございます。

続きまして、3款後期高齢者支援金等の関係をございますけれども、3款1項1目後期高齢者支援金の関係ですけれども、1億5,979万7,731円の支出ということでありまして、75歳以上の方が加入します後期高齢者医療制度への拠出金として拠出しているものをございます。

続きまして、4款前期高齢者納付金の関係をございますが、4款1項1目の前期高齢者納付金、ここにつきましては前期高齢者の1人当たり医療費が全国平均より高いため、一定のその基準により算定した額を納付するというものをございまして、ここにつきましては56万8,120円を支出させていただいております。

次に、260ページ、261ページをお願いしたいと思います。6款介護納付金の関係

でございます。ここにつきましては、介護保険第2号被保険者分の各保険者が社会保険支払診療基金に納付する費用になりますが、40歳から64歳までの分ということで、支出済額としましては5,950万4,096円ということでございまして、ここにつきましては対前年で比較いたしますと220万円ほど減額になっておりまして、これは対象者の減によるものでございます。

それから、7款共同事業拠出金の関係でございすけれども、ここは3億1,950万960円ということでございまして、これ先ほど歳入でも拠出した財源をもとに交付されるものでありますので、過去3年の医療費の実績に基づきまして算出されてきますので、医療費自体減っていますけれども、拠出金としては多少の微減というような状況でございました。

それから、8款保健事業費の関係でございすけれども、これについてはその特定健診等健康づくりの関係の予防の関係のものになりますけれども、決算額といたしまして1,258万4,618円ということでございまして、特定健診に係る経費、先ほど一番最初に申し上げましたが、特定健診の受診率としましては45%ということで、何年かぶりに県の平均の40.4%を若干上回ったというような状況でございました。上回った結果のその理由としましては、平成29年度から特定健診に係る診療情報提供事業ということに町としても取り組みまして、町内の医療機関から特定健診を受けに来なかった人のデータを町のほうに提供をいただいて、それをここに加算できるというようなことの事業に取り組みましたので、先ほど高橋委員もちょっと言われていましたけれども、今後はその辺のところを重点的に取り組んでいって、受診率の向上というものを図っていければというふうなことで考えているところでございます。

あと、それ以降のものにつきましては、経常的な経費ということになるかと思っておりますので、国民健康保険特別会計の説明のほうは以上で終わらせていただきます。

委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

質疑のある方、発言をお願いします。

13番（高橋秀昌君） 歳入歳出差し引きが1億円を超えると、私数字見て驚いたのですが、新町長ではなくて当初予算で前年度1億円もの黒を出したわけだから、高額療養が見込みよりも200万円ぐらい少なかったという数字も出ているわけだし、そうすると実質上9,800万円ぐらいのいわば差引額になるわけですね、プラスの。そうしたら、大体町長は1,700世帯分ぐらいは、では今回下げるかという方針を出すのが普通ではないかと思うのだけれども、その形跡が当初予算ではないわけで、課長とし

でもこの新年度予算編成のときに、国保税を少しでも下げて住民負担軽減のためにやっても十分やれるではないかということをおそろく提案、提言できる状況だったのではないのかと思うのだけれども、この決算に基づいて町長はそう指示を出さなかったのか。いわゆる下げられるかねと言ったけれども、事務方がいやいや、インフルエンザはやるとそんなわけにいかないからだめだと言ったというケースなのか、それとも長は言わなかったけれども、課長はちょっと下げられますよという提起をしたのか、そこら辺どうなのだとおそろくを課長に伺いたいのだけれども、課長はこち側だから……

(何事か声あり)

13番(高橋秀昌君) こっちだから、田中課長答えられないから、鈴木課長。

(鈴木課長、答えての声あり)

委員長(池井 豊君) ご指名ですので。

保健福祉課長(鈴木和弘君) では、すみません、ちょっと私別、関係ないと思ってよく聞いていなかった。29年度でこれだけ予算、決算で残るだろうということで、30年度に保険税の引き下げを検討しなかったかというご質問でよろしかったですか。

13番(高橋秀昌君) それでいい。

保健福祉課長(鈴木和弘君) 実は、正直言うとこれだけ残るとおそろくは、結局先ほど町民課長も話もしましたとおそろくに、国からの補助金ですとか、一番特に大きかったのは共同事業の拠出金という部分があったとおそろくは、歳入であれば7款、決算書でいうと240、241だとおそろくは、これが3億598万円収入として入ってきて……

13番(高橋秀昌君) それはいいのだ、原因は。

保健福祉課長(鈴木和弘君) では、言います。実は、30年度で都道府県化しますということで、県から標準保険税率示されました。田上さんであればこれだけではないですかという数値をいただきました。先ほど町民課長が話をしましたように、11月に県から通知が来たときは1人6,000円だったか、それぐらい下げられるという通知が来たものですから、その時点で運協に話をしたら、もうそれは下げなければだめかなというふうにおそろくは、当時の町長にもその旨話をしました。

ところが、そこで見ていた医療費というのが相当やはり少なかったのです。県の会議の中行っても、ほかの市町村もこれはちょっと少ないのではないという議論をしていて、そうしたら年明けたら国の予算が決まって数字が来たら、1,000円まで差がないぐらいにまでうちの率が上がってきたのです、うちが見たのと。そうしてい

くと、これだけ正直言うと29年度の決算で余るというふうにまだ見込めなかったのです、予算作るときは。そうすると、ではそんなに差がないのに幾ら下げるかという部分もちょっと難しいし、30年度の予算委員会でも、皆川議員さんのほうからも質問を受けて、高橋委員と同じように下げればいいねかというふうなお話があったのですけれども、県がそういう形で何カ月もしない中で医療費を少なかったのを一気に上がったような状態の部分であると、非常に不安だということなので、あと運協を3回したということで、2月に例年するのですけれども、予算の関係の運営協議会をした中でも、実は先ほど町民課長も言ったか。高額薬剤というものも出てきているのだよというような議論も実はあって、あとは委員の中ではやっぱり県がそういう状態だと、非常に不安ではないかということもあったものですから、その時点では据え置きで行かせてもらいたいと。ただ、31年度にまた新たな数字が出てくると思いますので、そのときは、ここまで基金がたまるとは正直思っていなかったのですけれども、少し検討しなければいけないでしょうかねというような運協の中では話をさせてもらいました。

13番（高橋秀昌君） 経過についてよく理解できました。

それで、こういう結果が出て、私ちょっと気になっているのが一般質問だからでも言ったと思うのだけれども、3年間は余り何だかんだ県言ってこないはずなので、その3年というのは今年度が1年目でしょう。来年2年目、3年、その後多分締めてくるのではないかと思うのです。締めるというのは、どういう意味か俺もよくわかっていないのだけれども、だから今のときにその2億円あるものをゼロにしるなんて言わないけれども、それはもうどっど病気が蔓延すればもっとかかるのだから、ゼロにしるとは言わないけれども、少しでも下げておくことによって、県が締めるときにそんな言うなと、上げるなということと言えるはずなのです。もうこのまま据え置きで行っていると、県だってああ、各市町村こんななのだからといって、絶対県だって金出したくないから、上げさせる方向に行くと思うのですが1つ。

もう一つは、余りよくないけれども、これ一般質問で言ったけれども、やっぱり田上町がどれだけその特定健診に熱心に受診率上げているかとか、そういった日常活動の評価を国はしてくるわけだ。当然県を通じて来るわけだから、そういうところで稼ぐという、そのスタンスがやっぱり必要だと思うのだ。でも、それには人的パワーが要るわけではないか。人的パワーなしにやったら、また保健師さんにやれやなんか言って、そんなのできない、俺やめていく、なりかねないわけでしょう、正規職員ならともかくとして。だから、そこは長がマンパワーをやっぱりしっかり

支えていくということが必要で、早い話がもっと金使えと、人パワーに。そういうこと。ひとつよろしくをお願いします。

委員長（池井 豊君） 答弁はいいですか。

13番（高橋秀昌君） 答弁いいです。また、総括のところ。

委員長（池井 豊君） また、総括質疑が増えます。

ほかに質問ありますでしょうか、国保。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） なしですか。では、ここで閉めます。

続いて、後期高齢者をお願いします。

町民課長（田中國明君） すみません、ありがとうございます。それでは、今度では後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の状況について説明させていただきますので、決算書270、271ページですし、主要成果のほうは61ページをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。まず、後期高齢の関係につきましては、基本的には広域連合で事務を実施しておりまして、広域連合で賦課をしていただいて、その賦課された納付書を町が発送して保険料を徴収をすることとありますし、その徴収した保険料と広域連合で事務を実施している関係のその事務費分をプラスして、広域連合に納付しているというようなこととありますので、決算の中身としては、例年のとおりの決算状況となっておりますので、お願いしたいと思います。そういう中で、1点、29年度からちょっと変わったところがございまして、それが29年度のその改正としまして、低所得者に係る所得割、年金収入が211万円以下の方、ここが5割軽減を2割軽減に変えたりとか、元被扶養者、要は扶養されていた方が扶養者でなかった方との不公平感の是正のためのその軽減の割合が見直しされたりしております。そういう関係で、若干対前年と比較しますと1,000万円ほど歳入歳出大きくなっておりますので、最初にご説明させていただきます。

それでは、270、271ページお願いしたいと思います。収入額といたしましては1億1,968万2,571円ということとありますし、歳出につきましては272、273ページになりますが、1億1,643万7,149円というものでございます。内容は、先ほど申し上げましたとおりでございますけれども、基本的にはその後期高齢のほうで賦課していただいたものをうちのほうで納付書を皆さんのところにお届けして、それを納めていただいて、それを納めていただいたものをまた広域連合に納めるという事務とありますので、お願いしたいと思います。

以上、簡単ですけれども、説明のほう終わらせていただきます。

委員長（池井 豊君） 後期高齢者特別会計の質疑ありますでしょうか。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） ないということですので、後期高齢者医療特別会計は終了いたします。

続いて、訪問看護特別会計。

保健福祉課長（鈴木和弘君） それでは、決算書は286ページを開いていただいて、主要施策は63ページをお願いをしたいと思います。訪問看護については、基本的にはかかりつけの医師が必要と認めた場合に訪問し、看護サービスをするような感じになっております。29年度については、収入済みということで5,598万7,071円、平成28年度と比較いたしますと130万8,440円、2.4%の増でございます。

それから、支出につきましては、めくっていただきまして288、289、3,864万6,721円、こちらにつきましても、平成28年度3,840万9,685円と比較をいたしますと23万7,036円、0.6%の増という決算でございました。

それで、289ページのところでございますとおりに、歳入歳出差引額として1,734万350円ということでございます。それで、その下にうち基金繰入金ということで、訪問看護の財政調整基金ということで、平成30年3月議会に新たに基金のほうの設置をお願いをする条例を提案をいたしまして、4月1日から施行するというので、この基金が施行されたということで、その中で第2条におきまして、決算剰余金のうち、また予算の定めるときに積み立てるということになっておりますので、29年度の決算剰余金のうちの半分であります900万円を基金のほうに積み立てをさせていただくというような形でございます。

それでは、めくっていただきまして、290、291でございます。主な歳入といたしましては訪問看護料、これは医療保険を対象にされている方の利用料を療養費と利用料ということでそれぞれ負担をいただいている部分でございます。

それから、2款の介護給付費、これは介護保険の対象の方が同様に居宅介護サービス費ということで、給付分として国保連合会等より給付をされ、利用料も自己負担分をいただくというような形になっております。訪問看護の歳入は、こういう形のものが主でございます。あとは5款の繰越金ということで、当初予算で301万1,000円を見えていますけれども、ここ数年黒字ということで1,325万7,000円ということで繰越金、これは計上させていただきますけれども、出のほうでは特に合わせて計上するところがないということで、これを今まで予備費のほうに入れているよう

な、そういうような会計でございました。

それでは、めくって294ページが歳出になりますけれども、一般管理費ということで4,066万4,000円ということで、支出が3,864万6,721円、備考欄のところにありますとおり、訪問看護事業ということで一般の職員が4人、それらの経費、それから委託料の関係あるいは訪問に必要な備品等を購入しているという部分が主なものでございます。その他として、臨時職員が296、297のところがございますけれども、賃金というところで、事務補助員として1人、それから看護師ということで3名分を臨時職員ということで、合計で看護師として7人で訪問看護の事業を実施しているというような内容でございます。主要施策の63ページにもございますように、訪問看護利用実数として平成29年度は147人、延べ回数としては4,929回、そういう形での実績でございました。

説明は以上でございます。

委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

どなたか質問ございますでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） 課長、私から1点。28年度と比べて人数等々ほぼ一緒になのだけれども、訪問回数が362回も減ったというのは、これはどういう要因が考えられますか、わかっているれば。

保健福祉課長（鈴木和弘君） 介護度が高い人が入る関係がありまして、人数は増えるのですけれども、訪問する回数が少なくなるというか、要するに亡くなってしまうということで回数が減るといふ。人数は入るけれども、比較的重い方がちょっと入ってくる関係があるので、回数がちょっと減るといふ、そういうことでございます。

委員長（池井 豊君） ほかに質問ないでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） なければ、訪問看護特別会計は閉めたいと思います。

続いて、介護保険特別会計の説明をお願いいたします。

保健福祉課長（鈴木和弘君） それでは、決算書は302ページになりますか。それから、主要成果は64ページからになります。平成29年度につきましては、歳入につきましては29年度13億948万9,683円、歳出はめくっていただきまして、12億4,452万8,332円という決算でございました。

介護保険については、基金条例がございまして、第2条におきましては、剰余金のうち2分の1を下らない金額を積み立てるといふことで、6,496万1,351円の歳入

差引残高でございましたが、そのうちの半分、3,300万円の積み立てをさせていただいております。

29年度末では1億2,850万4,628円、これに今ほどの剰余金、それから当初予算での取り崩す利子を含めると、今後取り崩しをしないという前提でいきますと、平成30年度末では1億6,144万4,935円という形になりますけれども、平成30年度からは新たに介護保険料の見直しが行われました。3年間の中では基金を6,000万円程度取り崩すという形になりますので、今現在の見込みでございますが、約1億円前後になっていくのかなというふうに思いますけれども、また今後の動向によって数字が変わってくることも予想されますので、お願いいたします。

それでは、歳入、介護保険全般の話ですけれども、主要施策の64ページにありますとおり、65歳以上、29年度末において第1号被保険者は4,116人ということで、対前年度で4,026人に比較して増になっているというような状況でございます。総人口に占める割合は、34.5%というような形になっております。

それから、2の歳入の概要のところでありますように、保険料につきましては、すみません、そのグラフがちょっと見にくくてあれなのですけれども、介護保険の財源といたしましては公費が半分、50%、残りの半分につきましては、65歳以上の割合22%。先ほど町民課長、国保のほうで第2被保険者ということで話がありましたいわゆる40から64歳の方は、第2号被保険者という割合がありますが、3年ごとの保険料率見直しの際に、全体に全人口に占める割合、65歳以上40から64歳の割合を国のほうで定めまして、29年度においては第1号被保険者の負担割合としては22%、第2号被保険者につきましては28%の負担割合で全体的に介護保険の財源として100%という形になっております。こういう形で歳出、いわゆる給付の関係について公費、それから第2号被保険者の保険料、そういうもので財源として賄っているというような状況でございます。

それでは、決算書306ページ、307ページお願いをいたします。まず、1款1項1目第1号被保険者の保険料でございますが、2億8,495万5,000円の予算に対しまして、収入済みとしては2億8,665万6,300円で、特別徴収、普徴ということで、それぞれ割合がありますが、特別徴収で3,860人、全体で93.8%、普徴で256人ということで6.2%の割合で収入という形にしております。補正につきましては141万8,000円ということで、補正をしている部分につきましては、予算で見込んだよりも約50人程度いわゆる介護の被保険者が増加したということでの補正でございます。

それから、2款の使用料及び手数料、額は幾らでもございませんが、1項2目の

事業者指定手数料ということで8万7,000円でございますけれども、これは30年の4月1日から今まで県が指定をしていた居宅介護の関心の認定の関心が県から町へ移譲されたということで、4月1日から事業所をスタートする部分については、その前のいわゆる3月中に手数料を支払わなくては、手続をしなければいけない関係がございます、この関係が補正で8万7,000円という形で増えた分。ちなみに、11社ということでございます。

それから、3款国庫支出金でございますけれども、予算額2億8,195万4,000円、収入済みとしては2億8,297万8,355円、基本的には公費4分の1という形になっておりますけれども、それぞれ介護給付費、1項の国庫負担金、それから2項国庫補助金、調整交付金でございますが、全体の医療費の5%相当、それから地域支援事業の関係等でそれぞれ補助金が入ってまいります。308、309ページには、そういう形で支援事業の関係の中でもいろいろ名称がちょっとそれぞれ変わっているのですけれども、そういう形での公費負担が入ってくるものでございます。

それから、4目の介護保険事業費補助金でございますが、29年度に介護報酬の改定で国のほうで改定がございましたので、うちのほうの電算のシステムの改修経費部分に国が補助をするというものでございます。

それから、4款の支払基金交付金、これがいわゆる第2号被保険者の負担になります。これも、同様に介護給付費に対する部分、それから地域支援事業分ということで、それぞれ2号分ということで約28%相当が入ってまいります。

それから、5款県支出金でございますが、予算額1億7,878万1,000円に對しまして、収入として1億7,877万8,965円、これはそれぞれ県負担、県補助金、次のページ310、311にもありますけれども、この部分は全体での12.5%に相当する部分を県のほうから負担を受け入れるというような内容でございます。

それから、7款の繰入金、1項1目介護給付費繰入金、これにつきましても町の負担ということで8分の1、12.5%相当を一般会計のほうから繰り入れるということで、2目、3目も同様の考え方の中で一般会計からも負担をし、繰り入れをお願いするものでございます。

それから、次のページ、312ページ、313ページでございますが、4目低所得者保険料軽減繰入金ということで、第1段階の負担を軽減するというので、これは一般会計の国、県ということで受け入れ、さらに町分を追加した部分を介護保険のほうに繰り入れるというような内容でございますし、5目につきましては、その他一般会計繰り入れということで、事務費の関心の経費を一般会計から繰り入れをして

いる部分でございます。

それから、2項基金繰入金、2項1目の介護給付費準備基金繰入金でございますけれども、1,397万2,000円の繰り入れをお願いをいたしました。変更申請等で国とか県支払基金の数字は、あくまでも見込みで数値が来ますので、介護給付費がなかなか今後の見込みで落とせない関係がありますので、その部分を一時的に基金のほうから取り崩しをして対応するという部分でございます。

それから、あとは経常的な関係の経費でございます。

それでは、歳出お願いをいたします。316ページからになります。1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、介護のほうも運営協議会がございますので、その関係の経費、あるいはほとんど事務的な経費ということで、電算の業務委託料、この中には先ほど制度改正に伴うシステム改修も含まれております。それから、その下に介護保険事業計画策定業務委託料、これは平成30年度から新たな分の介護保険料の改定に伴う計画を策定するというので、それが臨時的な部分での経費になります。

それから、2項1目の介護認定審査会費、いわゆる介護認定の審査をするための関係する経費になりますし、めくっていただきまして、認定調査を行うそれらの関係の経費等がそちらの関係の経費になります。

それから、続きまして2款の保険給付費になります。これが先ほど国保の保険給付同様に介護においても非常に額が大きくなってきている部分でございますが、29年度、2款の保険給付費全体といたしましては11億7,332万4,566円の支出でございました。平成28年度と比較いたしますと6,107万1,983円、5.5%の増という形の給付になってございます。少し細かく分かれていますのですけれども、いわゆる総合事業が始まった関係がございまして、この1項の部分、介護サービス等諸費については、いわゆる要介護に係る関係の給付の関係をそれぞれ1目、2目、3目、4目、5目、6目という形でそれぞれ通所訪問あるいは地域密着型施設入所という形で、それぞれ予算の科目が分かれています。

めくっていただきますと、2項のところに同じように介護予防サービス等諸費ということで、こちらが要支援に係る給付の関係で、同じように1目、2目、3目、4目、5目という形でそれぞれ要介護あるいは要支援に係る給付ということでそれぞれ区分をされて、それぞれ予算づけして給付をしているというような中身でございます。

それから、3目のその他諸費という部分でございますけれども、これは実際に国

保連合会に審査をしていただいた部分の手数料的な部分でございます。

それから、4目の高額介護サービス、いわゆる国保でいう高額療養費的な部分、同様に介護においても高額、1人当たり個々の個人の限度額が設定されておりますので、それを飛び越えた分を給付するというようなサービスでございます。

めくっていただきまして、5目の高額医療合算介護サービス諸費、これにつきましては、今度介護保険と医療保険、それを合算して、なおかつそれぞれの世帯の限度額が決まっていますので、それを1年間どれだけかかったかによって、該当する人を飛び越えた分をこちらのほうから給付をするというようなことでございます。

それから、6目の特定入所者介護サービスについては、これは非課税の方に対する食費あるいは居住費等の補助をするものでございます。

それから、3款地域支援事業費、これがいわゆる総合事業と言われる市町村のほうに事業としておりてきている部分、ヘルパー、デイサービスの関係の経費になります。

めくっていただきまして、内訳、細かな部分です。訪問型サービスの関係もありますし、めくっていただきますと、通所型サービスということでふれあい、くつろぎの関係の経費等もございますし、あと2目の介護予防ケアマネジメントということで、包括支援センターにも臨時職員ということで2名職員の配置をして業務に当たっておりますが、その関係する経費でございます。

それから、2項1目の一般介護予防費でございますけれども、備考欄にありますように、いわゆるけんこつ教室を実施していますが、その関係になります。

それから、めくっていただきまして、これは326、327です。13節の委託料、こちらが足腰しゃんしゃん教室、アクティブシニアという事業を実施しておりまして、その関係の経費がそちらのほうに載っている部分でございます。

すみません、主要施策の66ページにもその部分書いてございますので、真ん中のところぐらいに一般介護予防事業ということで転倒予防教室、それから認知症健康教室という形でそれぞれの事業を実施しているところでございます。

それから、あとはいろいろ事業してございますけれども、認知症のサポーターの養成の報酬、あるいは在宅医療、介護連携ということでそういう部分、あとは認知症の初期集中支援事業ということで、これはまだ29年度については職員が研修に行ったというだけでございますので、30年度からは介護保険の運営協議会の委員の中でも、こういう部分のこれから取り組んでいくというような内容でございます。

めくっていただきまして、328、329、4款の基金積立金、介護準備基金の利子の

積み立てを実施しております。

それから、6款諸支出金につきましては、保険料の還付あるいは2目の償還金でございますけれども、いわゆる国、県給付の関係、実績に基づきまして返還等が、必要に応じた部分について返還をしておりますし、あわせまして一般会計からも給付の関係あるいは事務費の関係で精算をして、必要な部分をお返しするというところで、繰出金ということで29年度1,600万円ほど一般会計に繰り出しをしているというような状況でございます。

説明は以上でございます。

委員長（池井 豊君） 議事の途中ではありますが、委員長より会議時間の延長について申し上げます。

もうすぐ5時になります。本日の会議時間は、議事の都合上あらかじめ議事日程終了まで延長いたします。

引き続き、議事を継続いたします。

介護保険特別会計について質疑のある方の発言を求めます。いいですか。質問ないですか、せっかく延長したのに。

（疲れた、もうの声あり）

委員長（池井 豊君） 疲れた。

（決算の日にちを延ばしてくれないか。7時間も座っていたの声あり）

委員長（池井 豊君） では、以上で介護保険特別会計を閉めます。

町長並びに保健福祉課の皆さん、ご苦労さまでございました。

委員の皆さん、もうしばらくお待ちください。

それでは、本日の審査報告ですが、質問数と総括質疑について副委員長から報告があります。ただ、総括質疑についての中身は、たくさん高橋委員から出たので、そこをちょっと確認しながらあれしたいと思いますが、とりあえず質問数お願いします。

副委員長（高取正人君） 質問について報告します。

歳入が11件、1款議会費が3件、2款総務費が12件、9款消防費が1件、11款公債費、12款予備費はゼロ件、3款民生費が9件、4款衛生費が6件、国保特別会計が1件、後期高齢特別会計がゼロ件、訪問看護特別会計が1件、介護保険特別会計がゼロ件、合計39件になります。

総括質疑については、関根委員のほうから財政指標（数）の評価と財政運営の考

え方として1件、高橋委員のほうから4件なのですが、内容についてはあすちよつと発表したいと思いますので。

(何事か声あり)

副委員長（高取正人君） 以上です。

委員長（池井 豊君） 時間延長になりましたが、本日は非常にご苦労さまでございました。以上で本日の日程を全部終了いたしましたので、これをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後5時05分 散 会

平成30年第4回定例会
決算審査特別委員会会議録
(第2日)

-
- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 平成30年9月14日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|-----------|-----|-------------|
| 1番 | 高 取 正 人 君 | 9番 | 川 崎 昭 夫 君 |
| 2番 | 藤 田 直 一 君 | 10番 | 松 原 良 彦 君 |
| 3番 | 小 嶋 謙 一 君 | 11番 | 池 井 豊 君 |
| 4番 | 渡 邊 勝 衛 君 | 12番 | 関 根 一 義 君 |
| 5番 | 中 野 和 美 君 | 13番 | 高 橋 秀 昌 君 |
| 6番 | 椿 一 春 君 | 14番 | 小 池 真 一 郎 君 |
| 7番 | 浅 野 一 志 君 | | |
- 4 委員外出席議員
- 議長 熊 倉 正 治 君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|---------|-----------------|---------|
| 町 長 | 佐 野 恒 雄 | 産業振興課長 | 佐 藤 正 |
| 地域整備課長 | 土 田 覚 | 産業振興課長 補 佐 | 近 藤 拓 哉 |
| 町民課長 | 田 中 國 明 | 農業委員会 局長 補 佐 | 宮 嶋 敏 明 |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 小 林 亨
- 書記 中 野 祥 子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社
- 9 本日の会議に付した事件
- 認定第1号 平成29年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について中
歳 出 5款 労働費

6 款 農林水産業費

7 款 商工費

8 款 土木費

1 3 款 災害復旧費

認定第 2 号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8 号 同年度田上町水道事業会計歳入歳出決算認定について

委員長（池井 豊君） おはようございます。決算審査特別委員会2日目に入らせていただきます。

今日は、所管課が産業振興課、地域整備課のところになります。

きのうもちょっと申し添えておきましたけれども、産業振興課においては課長と課長補佐がかかわるということで、状況でございますので、質問をわかりやすく質問してあげてください。質問するなということではないですから、しっかりと答えやすいようなというのはおかしいけれども、質問の意図がはっきりするような質問をお願いしたいと思っております。

昨日闊達な質疑ありがとうございました。この後また副委員長より総括質疑の報告をしてもらいますけれども、本日三條新聞社より傍聴の申し出がありましたので、許可いたしましたので、報告いたします。

それでは、副委員長、きのうの総括質疑について説明をお願いします。

副委員長（高取正人君） きのうの高橋委員の総括質疑について報告をいたします。

1件目、人は宝、人は城、田上町行政にかかわる人々を正当に評価し、正規職員の数に匹敵する数の非正規職員を異常な事態と捉えるべきです。その改善策を再生するように求めます。2件目、町民の健康寿命を引き上げることや病気の早期発見、早期治療には健診の受診率を抜本的に引き上げることが重要です。そのためには、（1）、健診における自己負担を引き下げ、自己負担なしの政策を掲げること。（2）、健康診断に参加する人をその気にさせること。そのためには、保健婦の日常的な訪問活動や気軽に参加できる健康の話などを無数に組織する必要があります。そのマンパワーを確保すること。つまり保健婦職員を大幅に増やすことがポイントだと思います。3件目、ダイオキシン問題。（1）、検査を年1回の県だけではなく、月1回程度の調査を行い、検査の場所も明らかにして、異常が発生した場合の対策も明確にすべきです。（2）、焼却炉を1,200度Cで燃焼しても、ダイオキシンが発生するのは明らかなこと。塩化化合物のごみを焼却しない、させないことが重要だと思う。そのためには、分別以外に道はないと確信します。この実現のために、一部事務組合で十分な協議を行うと同時に、田上町独自の取り組みとして分別の啓蒙を強化すべきです。4件目、国保特別会計は1億円もの黒字を出している。国保だけでも基

金残高が2億円にも達しているのに国保税の引き下げを実施してこなかったのは、住民の負担感を認識することができない体質だったとしか言いようがない。新町政は、このような体質を改善し、町民に寄り添った町政を実現するように強く求める。

以上、4件です。

委員長（池井 豊君） 高橋委員、よろしいでしょうか。

文中の「保健婦」というの「保健師」と今どき言うので、そこだけ修正お願いします。

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） それでは、これよりも5款労働費の説明をお願いしたいと思います。

産業振興課長（佐藤 正君） 改めまして、おはようございます。それでは、私のほうから本日5款、6款、7款の決算の関係についてご説明申し上げます。

まず、5款、決算書のほうの108ページ、109ページごらんいただきたいと思えます。5款1項1目労働諸費でございますが、当初予算1,316万6,000円に対しまして、補正予算額が47万円の減額、合計で1,269万6,000円であります。そのうち支出済額ということで1,263万9,150円ということになります。補正額の47万円につきましては、後で説明申し上げますが、路線バスに対する補助金は、当初前年度同様の額で予算措置しておりましたが、補助金の額が確定しまして、その分減額という形になっております。右側の備考欄見ていただきたいと思えます。駐輪場事業ということで、13万2,150円ということになっております。これらにつきましては田上駅、それから羽生田駅の駐輪場に係る経費で、経常経費ということになっております。14節田上駅借地料につきましては、駐輪場の敷地としてJRより176平米の借地をしておる経費となっております。それからその下、雇用その他事業ということで1,250万7,000円あります。19節負担金補助及び交付金であります。730万7,000円あります。これにつきましては、昨年より57万7,000円増となっております。これは、新潟交通観光バス株式会社のほうに補助をしているものであります。この路線バスにつきましては、県と町と、それから事業者のほうでそれぞれ経費のほう負担しているということでございますが、バス路線4路線ということで、3系統になりますが、白根から庄瀬通りまして新潟経営大学、それぞれ巻から六分を通りまして経営大学、それから加茂の幸町から穀町を通って湯っ多里館。もう一路線、白根の別ルートで来る同じようなルートがあるのですが、3系統の維持確保のため赤字分の補填を県と町で行ったというものになっております。それから、21節の貸付金でございます

が、労働金庫の預託金ということで500万円であります。これは、労働金庫といいますが、労働者の借り入れの関係、貸し付けを円滑に行うために労働金庫への預託金ということでこれも毎年預託しているものでございます。ちなみに、実績の状況であります、融資状況ということで、平成29年9月末現在でございますが、件数が320件、融資額で17億1,284万4,180円ということになっております。

5款の主な内容につきましては以上であります。

委員長（池井 豊君） ここで一旦切ります。

5款労働費についての質疑を受け付けます。質問のある方。

13番（高橋秀昌君） 路線バスへの補助の件について伺いますが、県と町ということで、この700万円は町単独のものと理解すればいいのですか。それとも、県からのものをトンネルにしてこの中に入れていと理解していいのでしょうか。もしそうであれば、内訳をお願いします。

産業振興課長（佐藤 正君） すみません、そこの説明がちょっと落ちておりまして、申し訳ありません。29年度決算額で730万7,000円の額を町から新潟交通のほうに補助金として出しておりますが、そのうち県からの補助金ということで171万5,000円の金額が県から補助金ということで入ってきております。

以上です。

13番（高橋秀昌君） 了解。

2番（藤田直一君） 24節の新潟県労働者信用金庫協会出捐金ということで20万円入っています。これ寄附金ですよ、出捐金ということになると。

出捐金と書いてあるので、寄附金ということなのですが、これ何のためのこれ寄附金でしょうか。

産業振興課長（佐藤 正君） これは、労働金庫を利用する労働者に信用力を付与、それから補佐し、利用の円滑化を図ることにより労働者の生活安定と福祉の向上に寄与するというので、これは毎年新潟県労働者信用基金協会の出捐金ということで、いわゆる労信協と言われる部分なのですけれども、こちらのほうに毎年20万円出しているものでございます。

以上です。

2番（藤田直一君） 戻ってくるわけではないのですよね。寄附だよね。

産業振興課長（佐藤 正君） 戻ってくるものではありません。

6番（椿 一春君） 労働費なのですけれども、いつも駐輪場とバスで終わるのですが、この労働費というと勤労対策に関する経費だと思うのですが、この中でやはり事業

の数が本当にこれで町が足りているのかなと言うのが1つあります。29年度のこの決算に関しては、これでいいのかなと思いますけれども、また新しくこれからの佐野町長の考えの中では、人材の有効活用という面がありますので、この中に高齢者とかの雇用の場を作るとか、そういった科目の事業がここに当てはまるのかどうかというのをちょっとお聞かせください。

(何事か声あり)

委員長(池井 豊君) 答えられますか、今の質問で。

産業振興課長(佐藤 正君) 今ほどのご質問というかご意見なのですけれども、労働費の中で予算を組むのがいいのか、それとも商工とかそちらのほうになるのかというのあれなのですが、今の話はちょっとご意見ということで承っておいて、研究もしていきたいというふうに考えています。

6番(椿 一春君) 私も、今労働費なのか商工費なのかどちらかわからぬので、先に質問してみて、もし労働費の中であるのであれば、新しい雇用のためのそういった機会を作るものを必要ではないかと思えますし、従来緊急雇用対策の中の国からの助成金の中で、この事業をみんな労働費の中で入っていましたが、それと同じような考えでいくと、新たに雇用を生むような仕掛けを作ると、新たな人口対策にもつながると思うし、減っていくこれからの労働生産人口の増加にもなると思えますので、今後の課題として新たに雇用を生むという事業を発足させていくようなものであれば、やっぱりこの労働費で考えていったほうがよろしいかと思うのですが、その辺の考えをもう一回お聞かせください。

産業振興課長(佐藤 正君) 今ほどのお話のように、当然雇用対策ということであれば労働費で予算措置するというのが本来の形かと思えますので、もしそういうものをこれからやっていくということであれば、こちらの労働費の中で予算を盛り込んで事業を進めるという形になろうかと思えますので、その辺はまたちょっと研究もしたいというふうに考えています。

以上です。

3番(小嶋謙一君) 路線バスの件に関してなのですけれども、先般路線の便数、本数が減るといようなお話がありましたけれども、今後その本数といいますか、その路線減った場合でもこの予算の額というのはどうなのでしょう、来年は減っているのでしょうか。

産業振興課長(佐藤 正君) 当然路線の便数が減れば係る経費が減りますので、そうなりますと負担のほうは少なくなるかと思えます。

ただ、今回県の補助金が171万5,000円という金額出ておりますが、あくまでもそれは平均乗車率2.0以上、要はそういう数字に基づきまして補助金が来ているということになっておりますので、その平均乗車率が2を下回ればその補助金は来なくなりますので、当然その分町の負担は場合によっては増えることにはなりますが、基本的には運行した便数に対するかかる経費を町が負担するという形になりますので、減っていきます。

以上です。

3番（小嶋謙一君） それはわかりました。

では、先ほどの説明で赤字の補填ということで説明あったものですから、それでお聞きしました。ありがとうございました。

委員長（池井 豊君） 私も、ちょっと確認しておきたいのですけれども、新しくなられた議員もいらっしゃるのです。路線バスの町負担分というのは、交付税算入されるというふうに以前から聞いておりますけれども、町負担分の全てが交付税算入されているのでしょうか、そこら辺ちょっと聞かせてください。

産業振興課長（佐藤 正君） 委員長、すみません、その交付税算入の部分は実は調べてきておりませんで、場合によっては後でちょっと調べてご報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

12番（関根一義君） 路線バス対策について、過去数年この路線バスの補助金をめぐって議論してきましたし、そしてまたその乗車実態、そういうものについてもそれぞれ議論してまいりましたけれども、そろそろ住民の足を確保するだとかという論理から一歩私たち自身が飛躍をしなければならないのではないかというふうに私は考えています。もっと端的に言いますと、廃止を検討すべきだというふうに考えています。なぜかといいますと、私たちは要するにこの間住民の足を確保する新しい交通体系を作ろうではないかという議論をしてきました。そして、昨年来から議論しているのは、道の駅ができますけれども、その外部検討会議の中でワーキンググループが設置されまして、そこで検討の課題に据えているというふうに議論がなされてきました。当然そういう議論でありますから、32年の道の駅開業までは結論を出さなければならない、そういう議論の経過だったというふうに私は認識をしています。

あわせて佐野町長、同じく住民の足をどう確保していくのかという視点で、住民の足を確保するためのバス運行について公約に掲げました。そうしますと、私たちの議論というのは、そのような新しい交通体系をどう作るのかという議論と、現行

ある新潟交通の路線バス、これを総合的な判断で議論していくことが必要になるのではないかというふうに考えています。したがって、産業振興課にお願いして資料提示をお尋ねしたいと思っておりますけれども、これからそういう議論がなされていくということを前提にいたしまして、過去数年間の、5年ぐらい欲しいと思っておりますけれども、5年間の乗車実績、こういうものについて提示をしていただいて、今後私は住民の足をどう確保していくのか、守っていくのかという議論に参画したいと思いますから、そのような資料を請求したいと思いますけれども、委員長の取り計らいをお願いしたいと思います。

委員長（池井 豊君） 過去5年間分ぐらいの乗車実績を表にして資料提示できますでしょうか。いつごろまでできるかどうか、ちょっと、今日の午後でも、最悪月曜日でも。

（休みの声あり）

委員長（池井 豊君） 月曜が休みか。火曜か。火曜日でもということなのですか、どうでしょうか。

産業振興課長（佐藤 正君） それぞれ各年度ごとの例えば平均乗車密度を出したり、それから路線で何人乗っているかという部分についての表のほうはある程度すぐといただけますか、出せる形になるかと思っております。

ただ、各年度ごとに総数が何人かという部分については……

（何事か声あり）

産業振興課長（佐藤 正君） それは出ないといえますか、ちょっと資料として持ち合わせていないものですか出ないのですが、ただ各年度ごとのバスのそれぞれ路線のキロ数だとか1日の運行回数だとか平均乗車密度という、それらをまとめた表については提示できますので、それは提示させていただきたいというふうに考えています。

以上です。

委員長（池井 豊君） いいですか、委員、それで。だめですか。

12番（関根一義君） いや、だめではなくて、数が欲しいのですが。

ということは、今でも乗車率から考えたら、要するに誤解を恐れず言えば、廃止対象の議論が求められていると思うのです、私は。しかし、従来からの経緯だとか、あるいは利用者の皆さんが高齢者の皆さんだとかという特殊な条件があるので、そのことに触れることが言ってみればタブー視されてきていると思うのです、私は。ここは、新たな先ほども言いましたけれども、ちょっと飛躍した議論を作っていく

たいなと考えていまして、数が出ないと困るのだけれども、新潟交通だとかそういうところに問い合わせても数は出ませんか。

産業振興課長（佐藤 正君） 一応毎年なのですけれども、新潟交通さんこちらに来られたときに、大体6月の3日間ぐらいのそれ乗車状況というのを、この加茂から湯っ多里館までの路線でありますけれども、何人ぐらい乗ったかという、その3日間ぐらいのデータについては向こうでもサンプルという形でとっていますので、それはご提示できるのですけれども、それ以外のものについてはちょっとないものですから、それは一緒に提示させていただきたいというふうに考えています。

以上です。

12番（関根一義君） わかりました。最大限努力してほしいと思います。

委員長（池井 豊君） 最大限努力して、できたら人数もあれするよう新潟交通と確認していただきたいと思います。では、資料のほうをお願いいたします。

ほかに質問ありませんでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） では、なければ5款を閉めます。

続いて、6款農林水産業費の国土調査事業を除く部分を説明をお願いいたします。

産業振興課長（佐藤 正君） 引き続きまして、6款農林水産業費であります。1項農業費、1目農業委員会費であります。当初予算2,424万5,000円のところ補正額13万9,000円、これは職員の給与改定に伴う補正ということであります。合計で2,438万4,000円になっております。支出済額が2,388万2,520円ということでありまして、右側の備考欄のところを見ていただきたいと思います。これにつきましては、農業委員等の報酬、それから職員2名等の人件費ということで、経常経費ということになっております。報酬につきましては、会長、会長代理、以下ずっと書いてありますが、平成27年に農業委員会法が改正されまして、農業委員の任期が平成29年の7月19日までとなっております。その後、農業委員、それから農地利用最適化推進委員という形のそれぞれ委員の名称が変わったものですから、このような形ですら、ずらずら書いてありますが、そのような形で委員の報酬ということで支払いをさせていただいております。

それから、次ページはぐっていただきまして、111ページになります。上からちょうど上のほうの08の報償費、作況調査の自動車等借り上げの謝礼ということであり、これは米の作況調査ということで、例年9月の初旬にやっております調査の関係の車の借り上げ、それから機械の借り上げということで支払いをしているも

のであります。これに係る農業委員の活動に関しましては、その下の09の旅費のところの一番下、費用弁償の18万9,200円のところで費用弁償が数字が含まれておりますので、そのような見方をさせていただきたいというふうに思います。続きまして、19節負担金補助及び交付金であります。これは各種団体、協議会への負担金等の支出であります。

ここで、主なもののお話をさせていただきますが、南蒲原農業委員会協議会の負担金ということで11万3,480円ということであります。これにつきましては、昭和32年に設立されました協議会で、郡内、南蒲原地方の農業委員会相互の連絡協調、それから農業者の利益代表の機関としてその使命達成に万全を期することを目的として三条市、加茂市、見附市、田上町で構成されている協議会でございます。それから、担い手協議会の負担金ということで10万円あります。これは認定農業者、集落営農、それから農業委員、生活アドバイザーで構成する協議会でございます。農業担い手としての資質向上を図り、町の農業の発展に寄与するために組織されたものであります。続きましてその下、農業委員会その他事業であります。ここに書いてあります農業委員等作業服の購入補助につきましては、これ新しい新規の農業委員の方の作業服の購入代ということで、4名分の経費をここで支払いさせていただいております。続きましてその下、農業者年金事業ということであります。これにつきましては、農業者年金の事務に必要な経費で経常経費ということになっております。現在の農業者年金の受給者は83名の方がおられます。

次はぐっていただきまして、113ページになります。農地流動化地域総合推進事業ということで3万5,574円あります。これは、農地のあっせんなどに必要な経費で、経常経費ということになっております。29年度のあっせんの件数につきましては2件、面積は41アールということになっております。それからその下、7節の賃金であります。農地移動あっせん事業ということで、農地あっせんのための会議を2回開催しております。1回に3名ほど農業委員会の会長、それから農地の売り手、買い手のあっせん担当委員がそれぞれ出まして、そのような感じで事業といたしますか、打ち合わせをさせていただいております。続きましてその下、2目農業総務費であります。当初予算105万円のところ、支出済額が91万2,732円あります。右側の農業総務事業であります。こちらのほうにつきましては各種団体への負担金等で、経常経費ということになっております。ここで、8節報償費であります。その2つ下、集落農業推進委員の謝礼ということで15万3,800円ということあります。これは、24集落の農家組合長に支払いをしているというものであります。均等割、

それから戸数割にてそれぞれ支払いをしているものであります。農業の振興を図るために、農業の推進を図っていただく農家組合長さんのほうに支払いをしているというものであります。それからその下、19節負担金補助及び交付金の中の産業まつりの負担金51万円であります。これにつきましては町、農協、商工会、観光協会、それぞれ負担をしまして産業まつり実行しております。それらに係る経費ということになっております。それからその下、資金関係事業ということで、19節負担金補助及び交付金であります。農業経営基盤強化資金利子助成金ということで4万4,718円あります。これは農地取得、それから農業機械等の借り入れを行った者への利子の助成ということでありまして、4人分の利子の助成を行っております。

続きまして、3目の農業振興費、当初予算3,326万9,000円、補正予算で207万9,000円あります。この補正の主な内容につきましては、新規就農者の資本装備支援事業の補助金、それから園芸生産促進事業の補助金のそれぞれ増、それから農振地域の整備計画等の策定の委託料が減になったことによりまして、全体で207万円ほどの補正をしております。そのうち支出済額ということで3,500万9,419円の支出をしております。備考欄見ていただきたいと思うのですが、農業振興事業ということで3,085万1,019円の支出をしております。これは、職員3名分の人件費及び各種団体の負担金等で、経常経費となっております。

1枚はぐっていただきまして、115ページになります。13節委託料、農業振興地域整備計画策定業務委託料ということで218万3,760円あります。これは、当初平成28年度基礎調査、それから29年度に計画を策定するという予定でございましたが、計画策定に当たりまして、羽生田駅裏の下水道事業の雨水計画策定に伴います調整池等の部分の土地について、この計画内には29年度は盛り込まずに、下水道事業の計画を優先させるために30年度同じように委託料を計上させていただいているものでありますので、その分減額となりまして、218万3,760円という支出になっております。それから、19節の負担金補助及び交付金であります。この2つ下、青年就農支援事業の経営開始型給付金ということで450万円あります。これにつきましては、新規就農者ということで3名の方がこの給付金を受けておられます。これは、100%国の補助ということになっておりまして、1年間150万円、最長5年間受けられるという給付金でございまして、ただ所得が250万円超えないということの縛りはあります。それからその下、農業振興整備事業ということで、19節負担金補助及び交付金であります。新規就農者の資本装備支援事業補助金ということで216万7,000円あります。これにつきましては、新規就農された方の園芸用のパイプハウ

スということで、2棟新たにパイプハウスを作ると、建てたいということでしたので、事業費に係ります半分を県が負担、町は県が負担した分、事業費から県費を除いた分の10分の1を町が負担しまして、あとは自己負担という形の補助になっております。それからその下、園芸生産促進事業の補助金であります。192万5,000円あります。これについても、園芸用のパイプハウス1棟、それからかん水装置、井戸の装置であります。その一式、循環栓などを設置したということでありまして、それから県費はハウスの部分は45%の補助、ほかは30%、井戸は30%の補助になりますが、そういった補助になりますし、町は補助残の10分の1を負担するという形になっております。この2つにつきましては、当初予算で見っておらずに、補助金、申請により補助が付きまして、補正という形で組ませていただいたものであります。その下、その他事業であります。19節負担金補助及び交付金で環境保全型農業直接支払交付金ということで6万6,400円あります。これにつきましては、有機栽培等々を行っている方に対しまして、直接交付金をお支払いするものでありまして、町では有機栽培に取り組んでいる方がお一人お一人ありまして、83アールありまして、10アール当たり8,000円の補助という形になっておりますので、この金額の交付金の支払いをしております。

続きまして、4目田農業構造改善対策事業であります。当初予算額3,101万9,000円あります。補正予算額が92万8,000円あります。これは、後で出てきますが、機構集積協力金交付事業の交付金が当初見ておりませんでした。その後必要になりましたので、この分補正をさせていただいているものであります。右側の備考欄見ていただきたいと思いますが、水田農業構造改革対策事業ということで3,154万8,020円あります。13節委託料につきましては、電算業務委託料ということで20万4,660円あります。これは、農家個人の年度ごとの作付品目ごとの面積等をデータ化した、いわゆる営農計画書というものの、転作にかかわるものですが、それらの計画書を作るための電算業務の委託ということになっております。それからその下、19節負担金補助及び交付金であります。生産目標数量推進助成金ということで2,873万6,820円ということになっております。これにつきましては、米の転作の関係の農家に対するそれぞれの補助ということになっておりまして、補助をやった方につきましては194名の方にそれぞれ補助を出しております。それから、経営所得安定対策推進補助金ということで88万5,000円あります。これは、経営所得安定対策の推進活動、それから要件確認等の実施のための事務費ということで、これは全額国の補助という形で来ている補助金であります。それからその下、先ほど申し上

げました機構集積協力金交付事業の交付金ということでもあります。これは離農、畑を10アール以下残して水稻等をやめるという部分を離農というふうに言いますが、その離農、それから農業の経営転換により地域の中心となる経営体の農地集積に協力する農業者への交付金ということで、要は農業をやめる方が別の方といいですか……

(委託先の声あり)

産業振興課長(佐藤 正君) 委託先は、農地の中間管理機構のほうに委託する場合に、経営の転換の協力金ということで国からお金が来るというものでありまして、今回4件、4人の方が農業をやめられたということで、面積でいいますと369アール、全体で92万2,500円の経費について交付させていただいたものであります。

その下、5目の畜産業費1万2,000円につきましては、1万2,000円の中で支出済額3,850円ということではありますが、これは家畜の注射に係る経費の2分の1を助成したというものであります。

その下、6目の農地費であります。当初予算1億1,581万3,000円のところ、補正予算額でマイナスの1,449万7,000円であります。これは、後で出て来ますが、新津郷の排水機の維持管理の負担金の減額、それから集落排水事業特別会計繰出金の減額、それから田上郷排水機の電気料の関係が90万円ほど増になっている関係で補正、この額になっております。支出済額は、全体で1億35万8,831円ということになっております。右側になります。農地一般事業の8,609万8,676円につきましては、今まで行ってきました土地改良事業等の負担金などが主な内容であります。その下、光熱水費703万7,112円につきましては、これは田上郷の排水機場の電気料であります。昨年大雨でポンプをフル回転させる状況がありましたので、それに係る電気料が高くなりまして、その分95万9,000円ほど補正させていただきまして、支払いした額がこの額になっています。

1枚はぐっていただきまして、117ページになります。13節委託料であります。田上郷排水機場の管理委託料ということで835万2,623円あります。これは、田上郷土地改良区へ委託をしているというものでございまして、主に人件費であります。正職員が1名、臨時が1名という形で委託をしております。それからその下、五社川の自動転倒堰管理委託料ということで2万円あります。これは、受益面積3ヘクタールで、五社川の水利組合、湯川のほうの組合のほうにお願いして委託をしているものであります。それからその下、田上郷排水機場の電気設備点検業務委託料ということで83万9,808円ということでもあります。これにつきましては、保安協会の

ほうに委託をしております。それから、経営体の育成等の促進計画作成業務委託料ということで232万2,000円であります。これ、上横場地区と新津郷の田上地区のほうでそれぞれ経営体のほうの圃場整備の関係の業務のほうの計画を作る関係で委託をしているというものであります。続きまして下、19節負担金補助及び交付金であります。ずっと下がっていただきまして、新津郷の排水機維持管理負担金ということで343万4,718円ということであります。これは、当初650万円ほど見ておりましたが、山田川が改修されたことによりまして、直接信濃川に排水をされるということで、それぞれ負担金の負担割合が少し減りましたので、343万4,718円の支出をしております。それからその下、県営圃場整備調査計画事業負担金ということで975万6,000円あります。これは、田上郷の上横場地区83ヘクタール、それから新津郷の田上地区、全体が250ヘクタールありますが、田上分は122.4ヘクタール、その部分についてのそれぞれ調査計画事業、それから換地等の調査事業に対しまして負担金を支出をしているものであります。それからその下、農地の陥没の復旧対策の補助金であります。60万6,000円、これは川前の占用地の部分の農地陥没がありましたので、それに対する修繕の関係の経費、事業費の3分の2を補助したというものであります。それから、国土調査事業につきましては、これは産業振興課ではなくて地域整備課のほうになりますので、この事業については外させていただきます。

次、続きまして、119ページになります。7目農地整備事業59万1,000円のところ、53万5,300円ということであります。農業農村整備事業ということで、これにつきましては13節の委託料ということで、梅林周辺環境整備委託料ということで、田上中の裏山の部分の丸山南郷地区の関係になりますが、草刈り、側溝の泥上げ清掃等を行っております。

それから、8目の多面的機能支払交付金事業費ということで2,750万3,000円あります。補正額34万2,000円の減額につきましては、後で出て来ますが、資源向上支払交付金の額の確定によります減額という形で減額をさせていただいております。支出済額が2,714万1,218円ということになっております。右側見ていただきたいと思いますが、19節負担金補助及び交付金であります。農地維持支払交付金ということで1,715万9,000円あります。これにつきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1それぞれ負担をするものでありまして、農用地、水路、農道等の除草、それから泥上げなど地域資源の基礎的な保全活動のために5つの組織、田上郷、曾根、上横場、湯川、中店、新津郷と言われる部分ですが、それらの組織576.2ヘクタールを交付金ということで支払いをさせていただいたものでありますし、資源

向上支払交付金につきましても、水路の農道等の施設の軽微な補修とか、農村環境の保全活動のために先ほどと同じ地区のほうに支払いをさせていただいたものであります。

続きまして、林業振興事業ということで、2項林業費、1目林業振興費であります。76万8,000円の当初予算のところ、42万円の減額補正ということになっております。そのうち支出済額ということで25万7,960円であります。この林業整備事業につきましましては13節、森林GIS業務委託料ということで、森林GISということで、これにつきましましては森林の計画図、それから森林簿といったものをデジタル処理したシステムのことをいまして、これは南蒲原森林組合のほうに業務を支払いをしているというものになっております。

それから、はぐったいただきまして、121ページになります。記念樹の贈呈事業ということで6万7,700円ということであります。記念樹の贈呈ということではありますが、結婚、出産、新築等で50本の記念樹を29年度贈呈をしているところでもあります。

続きまして、2目の林業整備費241万3,000円であります。その支出済みで187万8,510円ということではありますが、委託料につきましましては、林道環境整備委託料ということで94万680円ということになっております。これの経費につきましましては、林道護摩堂線、今滝・冬鳥越線、今滝線、土場、それから茗ヶ谷、三ノ沢、一ノ滝線の延長で5,944メートルの草刈り、清掃等を行ったものであります。それから、倒木処理の作業委託ということで、それにつきましましては4路線ということで三ノ沢、茗ヶ谷、今滝・冬鳥越、それから護摩堂線の倒木処理の作業を行ったというものであります。それから、19節負担金補助及び交付金のところの一番最後になりますが、林道維持管理費の補助金ということで、49万5,500円あります。これは、田上町林道組合協議会の助成を行いまして、6林道組合、6つあるのですが、そちらの組合のほうにそれぞれ均等割、延長割等々で補助を行いまして、護摩堂、それから川ノ下、土場、茗ヶ谷、大形、入道沢の6林道組合のほうにそれぞれ助成を行ったというものであります。

6款については以上であります。

委員長（池井 豊君） 課長、説明ありがとうございました。

課長、説明非常に初の課長で張り切っているのわかるのですがけれども、余り事業内容まで説明しないで、期中、年度中に大きな補正額が出たとか、大きな不用額が出たとか、それからまたせっかくこの成果の説明書があるので、こういう事業でこういう成果がありましたという、この事業成果または事業の課題が残ったとか、そ

ういうところを中心に決算を報告していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(わかりやすくは私はずごくよかったですよ。すごくわかりやすくはいいわ。ぜひ、こういうわかりやすい説明してもらおうと本当に……の声あり)

委員長（池井 豊君） 藤田委員、事前に資料が配付されているわけですし、我々は議員としてその事業内容というのをしっかり理解しておく必要があるわけです。それに対して、この……

(何事か声あり)

委員長（池井 豊君） そういう意味ではなく、そういうところはちゃんと聞いていただければ結構ですので……

(よかったというの、すごくいい話だの声あり)

委員長（池井 豊君） 私はそういうふうに進行していきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

(委員会運営に関して……の声あり)

委員長（池井 豊君） 懇切丁寧に説明してもらった。事業内容も説明したほうがいいということですか。

(いやいや、そういう意味ではない。委員長がまた言い過ぎたんだの声あり)

(もう少し簡潔にわかりやすく言ってください言えばもうそれでいい。細かく言ったから議論が生まれるの声あり)

(余り説明に制限加えないで、わかりやすく言ってくれりゃねの声あり)

委員長（池井 豊君） そこら辺加味して、ひとつよろしく願いいたします。

(委員長の言うのを全部否定したんじゃないんだよの声あり)

委員長（池井 豊君） いや、だから今俺はもう自分でもおかしいことを言っていないと思うんだけど。

(それを否定したんではないんだよということの声あり)

委員長（池井 豊君） ということで、6款の質疑を受け付けます。質疑のある方。

10番（松原良彦君） 私のほうから、作況調査についてのデータとかいろいろなお話をちょっとお聞かせ願いたいのですけれども、これは去年の成績が出ているわけですの

で、わかりませんが、作況調査をしたとき、その結果を私たち農家の人にそのデータが何も届いていないのです。ということは、何人坪刈りをしたのか、収量はどのくらいだったのか。その刈った、例えば湯川とか本田上とか保明とか坂田とか、地域別にある程度分けて調査していると思うのですが、そのデータがどこの家の田んぼの稲を刈ったのかもわからないような状態でいますけれども、これから見ると予算を使っているのですから、せめてこの農業一生懸命やっている199名の方ですか、そういう方には最低限届くように農家組合長と連絡をとってやっていただきたいということで、私の願いはそのデータを今回どのくらいだったのか、ざっくりでいいですからこの場で公表してほしいのと、それから調査データを農家へ配っていただきたいのと、それから町はこの刈ったデータを何かに使っているのか使わないのか。そういうことを聞かないと、近隣市町村はもうこの仕事はもうやめているというか、昔はあったけれども、今はこの調査はしていないのです。それをあえて田上町だけが頑張っているということは、何かしら農家にメリットがあるようなこと、いろんなことを考えてこれは大事だからやっているというふうに私は捉えているのですけれども、なぜほかはやめても田上町はやっているのか、その辺のことを聞いていただきたいので、資料は今年も含めて3年間分ぐらいの資料、そこには地域別、どの地域、例えば湯川とか本田上とか、その場所を入れたのをいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。資料を請求いたします。

委員長（池井 豊君） 産業振興課長、そういう坪刈りの過去3年ぐらいでしょうかの資料提出可能でしょうか。

産業振興課長（佐藤 正君） 資料の提出はできますので、3年分ですね。

（はいの声あり）

産業振興課長（佐藤 正君） では、資料のほうを出させていただきます。

そこで、一応調査の結果なのですが、農家組合長を通じて回覧をしてもらっている状況であります。皆さん、そういう意味では農家組合長さんから経由してそういった調査結果というのは皆さんのところに私どもは回っているものだというふうに一応理解をしているところであります。

以上です。

10番（松原良彦君） そうすると、私の家だけ飛び越えたのかどうか、それはわかりませんが、毎年そういうようなデータは、見たこともある年もあるし、見ない年もあるので、確実に配っていただきたいというのと、特に私がお聞きしたいのは、今年の天候は異常気象だったわけです。そういう意味において、こういう天気の場合

合は坪刈りの収量はよかったのかわるかったのか、そういうところをちょっと調べたいというか、聞いておきたいと、そういう意味合いもあったから資料を請求いたしました。

以上でございます。

委員長（池井 豊君） 課長、答弁ありますか。いいですか。

（はいの声あり）

委員長（池井 豊君） では、ほかに質疑のある方。

2番（藤田直一君） 121ページの2目林業整備費、ここで言いますと29ページの2項2目林業整備費、ここで林道環境整備委託料、それから林道維持管理費補助金ということで、この内容はちょっとよく、ここに書いてあるのですけれども、先般護摩堂線で雪害による倒木がありましたですね。あれ護摩堂線だったか、現地視察したの。要は何を言いたいかというと、こういう維持管理費の中で事前に例えば執行側とこの委託を受けている皆さんとで、年に1回でもいいのですけれども、見てああ、これは倒木のおそれがある、これはやっぱり事前に枝おろしをしたほうがいい。ならば、要は災害を最小限に食いとめる、そういう何か事前の協議があって、前もった減災に伴う措置をやるのが最終的にあれ倒木して根っこがひっくり返って路肩を全部壊してしまうと、あの復旧に何百万円もかかるわけですから、同じもし使うなら、もう少し上げてでもそういう連絡協議会で、連絡協議会のそういうのがいいのかは別としても連絡とり合って、早目に年1回ぐらいの点検をして減災措置を図るような、そういう連絡体制もとっていただければ、使わなくていい費用を使わなくて済むのではないかというふうに思いますが、よろしくお願いします。

産業振興課長（佐藤 正君） 今ほどのお話でございますが、おっしゃるとおりで、この間護摩堂線に所管事務調査等々で見ていただいたと思うのですが、そのときも川の道路の法の部分でちょっとなかなか危ないなと思ったような木も何本かありましたので、その辺については早急に冬前にある程度伐採するような考え方で、できるだけそういった大きいお金をかけないような段取りはしたいなということで今準備を進めているところでありますので、よろしくお願いします。

（すみません、ちょっと私先に。先ほどのがまだ答えていないのがあるの声あり）

委員長（池井 豊君） いいですか。

（はいの声あり）

10番（松原良彦君） 先ほどの、もう2点ほど聞かせてほしいのですけれども、よそが

やめているのになぜ田上町だけこういう仕事をするのか、そこを1点と、それからこの収量に関してなのですけれども、よその市町村とはどのくらい違うのか、そこら辺も知りたいので。とにかく一番お聞きしたいのは、田上町だけがやっているその理由が私はちょっと疑問に思っているのです、そこら辺聞かせてください。

委員長（池井 豊君） 課長、もし答弁あれだったら説明員かわって説明してもらっても結構です。

産業振興課長（佐藤 正君） 作況調査というのは、どこの市町村でも当然やっているのはやっていると思います。よそは検見という形でやっています。

ただ、田上町のほうは、農業委員会の中で話をしまして、どういう形で作況調査を行っていくかということで話をしている中で、従来どおりの作況調査のやり方と違いますか、そういった形でやっていっているという現状になっています。

よその収量というか……

10番（松原良彦君） よその市町村ではしていないのですけれども、坪刈りは。
（何事か声あり）

産業振興課長（佐藤 正君） では、農業委員会の宮島補佐から、ちょっとすみません、詳細について説明しますので、お願いします。

農業委員会局長補佐（宮嶋敏明君） では、私のほうからただいまの松原委員の質問に対してお話しさせていただきたいと思いますが、新潟県内においても、坪刈りというのは各農業委員会においてしている、していないというのはあると思います。ただし、大体の市町村が作柄状況調査というような形で、稲を刈り取るのではなくて巡回、今年状況はどうだろうかということで検見なりで予想収穫量というものを出すというふうなやり方をとっております。

それで、以前も当委員会におきましても検討した結果、田上町においては農業委員自身が現状の町の農業の作柄について把握していなければだめだろうという意味で、従来どおり坪刈り、稲を刈り取って脱穀、調製まで行って今年の作柄について状況把握しているというふうなことで現在行っている状況であります。

以上です。

委員長（池井 豊君） 待つて松原さんの、それこそさっきの質問の今年の作況状況はどうだという質問に関しては。

農業委員会局長補佐（宮嶋敏明君） すみませんでした。今年につきましては、町内8地点坪刈りを実施しました。収量につきましては、10アール当たり523.8キロというような結果が出ております。

それで、昨年につきましては、作柄が非常によくありませんで、同じ8地点で466.2キロというようなことで、参考までにお話ししておきます。

以上です。

10番（松原良彦君） なぜ田上だけが秋の坪刈りをするかというお話は、私聞いてわかりましたけれども、私はまた本当の実際の稲の刈り取りですから、町としてもその資料をいろんなところで使うのかなと思っていたのですけれども、これに関しては何もそういうことに使うようなということ、意味合いは持っていないということですよ、それだけ。

（何事か声あり）

10番（松原良彦君） そうですか。では、わかりました。持っていないということですので、わかりました。

3番（小嶋謙一君） 私、1つは農業振興、それから2点目は林業振興についてお尋ねいたします。

農業振興につきましては115ページ、これは19節、負担金及び補助、そこに青年就農支援、それから農業振興整備事業で19節でやっぱり新規就農者資本整備、この2点についてありますけれども、これ例えばちょっと聞かせてほしいのだけれども、農家の長男がある程度勤めておって、途中で俺はではおやじの後継いで農業やりたいといった場合にこれやっぱり適用されるのかどうかということです。私は、青年とかもろもろというのは新たによそから来てやるような、起業の一つとしてやるような感じでちょっと捉えている面もあるものですから、農業の長男なり、その人がおやじの後継ぎをして、これから俺は新たに何かしら始めたいと、園芸作物なんて始めたいといった場合にもこれ適用されるのかどうかというのが1つと、何年ぐらい継続してこれ給付金とか見てくれるのでしょうか、補助金。5年でしたか。

あと、林業振興についてなのですが、整備のほうについては、先ほどの林道の関係についてはわかりましたけれども、そもそもその町の林業振興につきましては、見渡す限りこれだけの産地があります。その中で、毎年これ見ていると同じような内容で、項目ですか、実際決算上がってこないのです、金額が。果たして町としてこれだけある山をどのような形で維持管理しているかというのは、ずっと見えないのだけれども、この中で例えば委託料としてGIS等あります。これも毎年、これ今回2万9,000円ですけれども、例年このぐらいの予算ですずっとついているのですけれども、この成果についてはどうなのだろうか。

例えば同じ先ほど藤田委員の話ではないけれども、林道沿いの倒木云々管理とい

うのは、そもそも林地内の中の整備がやっぱりなされていないからそういうの起きてくるのが現実なのです。したがって、例えば林地の中で、私の経験から言うと幅2.5メートル拡幅の作業道なり、そういったのも結構県から1メートル当たり2,000円とかという補助が私のときについていたのだけれども、そういう作業道作るとか、そういったもろもろ事業あると思うのだけれども、実際そのためにはやっぱり境界線が、ちょっと結構今の若い人たちは、後継ぎの人たちはわからない人が結構いると思うのだけれども、このGISの関係では境界線の整備とか、そういったのも町としては取り上げて見直していくべきではないか、喚起していくべきではないかと思うのですけれども、その辺どうでしょう。まず、そのGISについてちょっと聞かせてください、その前の農業振興と。

(ちょっと待った、後ろが何か言っているよの声あり)

産業振興課長(佐藤 正君) 農業の関係であります。先ほど小嶋委員さんお話しのように、例えば農家の長男が新たに農業やりたいということで、それに対して新規に就農するという扱いになるのかというお話だったと思うのですが、それは基本的になります。したがって、その場合には1年150万円で最長5年という形の給付金が受けられるという形になっています。

それから……

(何事か声あり)

産業振興課長(佐藤 正君) それから、農業のほうそれぐらいでしたでしょうか。

3番(小嶋謙一君) 新規就農者、これ補助金何年まで出るのでしょうか。

産業振興課長(佐藤 正君) 5年です。

3番(小嶋謙一君) これも5年ですか。

産業振興課長(佐藤 正君) 5年です。

3番(小嶋謙一君) 青年就農も、新規就農も5年出るということですね。

青年就農支援のこれ150万円だけれども、これも5年出るというふうに……

産業振興課長(佐藤 正君) 要は青年就農の場合は給付金ですので、これは最長5年出るという形です。先ほど言われた新規就農者の関係のものについては、その事業を実施したときに補助金が出ると。したがって、今回は園芸用のパイプハウスをそれぞれ設置したということですので、それに対して県と町と補助をそれぞれ出したという形になっています。

(何事か声あり)

産業振興課長(佐藤 正君) 最長5年間青年就農支援事業の給付金は……

(新規はかかった費用を5年と言っているのの声あり)

3番(小嶋謙一君) 新規はその年だけなのですね。

産業振興課長(佐藤 正君) 新規はそうです。新規就農者はそうです。

(何事か声あり)

産業振興課長(佐藤 正君) そうです。

(1年だけの声あり)

産業振興課長(佐藤 正君) 1年だけです。

それと、あと林業の関係でございしますが、まずGISの関係であります、これはそれぞれ南蒲原森林組合のほうに、先ほど申し上げましたとおり、森林の基本図とか森林の計画図、それから森林簿といった要はデジタルデータです。そういったデータを管理するための維持管理に係る経費を南蒲原森林組合のほうに負担金として出しているということですので、これは全く経費は増えること、全体が変わってくれば増えますが、基本的にはこの額は増えません。ただ、森林環境保全整備事業ということで4万7,400円というものがありますが、これが南蒲原森林組合が例えば個人が南蒲原森林組合のほうに造林でありますとか保育とかの作業の委託を出せば、町が10%の補助を出すという形で今回4万7,400円の整備事業に対するお金は出しております。ただ、それはあくまでも個人から委託をされなければ、そういった経費発生してきませんので、そういった経費の指数になっております。

以上です。

3番(小嶋謙一君) わかりました。

林業振興につきましては、ではあくまでも個人なのですね。実際確かにそのとおりなのだ。だから、申し訳ないのだけれども、私も難しいし、答えはなかなか見つからないのだけれども、要は例えば林家というのは町にはいないのだけれども、私は今退職して60歳過ぎたような、ある程度本人では若いと思っている人は結構いると思うのだけれども、その人たちが山にある程度入って、そういう自分の持ち山をちょっと見て回るような、例えば先ほど言ったように自分で作業道をちょっと作ってみるとか、そういったような喚起といいますか、そういうのを町でもって手を打てないでしょうか。自分の持ち山の中のその範囲なりを確認する。それから、その中の枝打ちだとか、そういう立木の整備をするというような形を町でもってある程度喚起していくことはできないのか、その辺ちょっと私はお願いしたいと思っております。課長の考え聞かせてください。

委員長(池井 豊君) どうでしょう。

産業振興課長（佐藤 正君） 今のお話は、町が個人に作業道とかそういうのを作って、いわゆる管理をきっちりしてほしいというような話でしょうか。管理をするように指導してほしいという話ですか。

3番（小嶋謙一君） そういうことです。

要はやるかやらないか、それは個人の判断なので、もう山に対しての全然全く興味ないというのは、結構確かにいるのだけれども、町としてもそれは放っておかないで、やるやらないはともかく、町としてはこういうことやってほしいと、それについてはある程度今後振興費の中でこういう手間賃なり、半日当といたしますか、その日当の半分でも見てやりますよというような形もちょっと考えられないかという、要するに町としての喚起してほしいということなのです。

産業振興課長（佐藤 正君） その辺につきましては、今林道組合さんもありますので、そちらの林道組合さんのほうにまたお話もしながら、そういった山をお持ちの方のほうへの啓発といたしますか、そういったお話もしてまいりたいというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

委員長（池井 豊君） 小嶋委員、今の件総括質疑にしませんか。小嶋委員のこの思いが何かちょっとうまく伝わっていないようですし、これ町長の見解も聞いたほうがいいと思うのですけれども、どうですか。

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） 総括までしなくていいですか。では、もう一回。

3番（小嶋謙一君） では、課長ぜひお願いいたします。

（何かうまく伝わっていないような気もするんだけどさの声あり）

（森林守るという発想だよねの声あり）

（管理したいという人のための林道をつけるぐらいだったら補助しますの声あり）

（山が傷むんだよ。こんなの当然なんだの声あり）

委員長（池井 豊君） すみません、続けていきます。ほかの質疑。

5番（中野和美君） 小嶋委員と同じ19節のところで、この青年就農支援なのですけれども、3人ということで、これは逆によそから就農支援に田上に入ってきて、そのまま田上に就農する予定であるのか、また地元に戻ってしまって農業するのか、その辺どういうふうな状況で今まで来ているのかというのを1点。

それから、同じ19節で有機栽培をしている農家が1件83ヘクタール作っている。

かなり大きな数字なのですが、有機栽培と認められるのにはなかなか周りの土地の関係なんかもあって難しいと思うのですが、それをクリアしているとは思いますが、それをクリアしているのか教えてください。

(何事か声あり)

委員長(池井 豊君) 静粛にお願いします。私語を慎んでください。何人も私語が始まると、ちょっと質問が……

(大変申し訳ありませんの声あり)

委員長(池井 豊君) 伝わったでしょうか。

産業振興課長(佐藤 正君) まず、青年就農支援事業の経営開始型給付金の3名の方でございまして、この方につきましては、もともと町内におられた方です。どちらからか来られた方ではなくて、例えば農業をやられていた方のご子息といたしますか、子どもさんが引き続き新たに農業をやられたという形で、そういった方がほとんどという形になっています。

それと、有機農業の関係だったと思いますが、有機栽培です。これ83アールです。川船の方ですが、有機栽培ということで……

(何事か声あり)

産業振興課長(佐藤 正君) すみません、原ヶ崎でした。ごめんなさい、川船の方ではなくて原ヶ崎です。すみません。

(課長、しゃべらんかったら係長に答弁させるんだよの声あり)

産業振興課長(佐藤 正君) すみません、これは水稲です。要はもともと有機農業、それから冬期の湛水管理ということで、水張りとかです。温暖化の防止だとか、要はビオトープといたしますか、生物の多様性の保全等に効果の高い取り組みに対して国が直接お金を払うということで、これは水稲です。すみません、83アールということで原ヶ崎の方がやられているという形です。

以上です。

委員長(池井 豊君) いいですか。

5番(中野和美君) ありがとうございました。

6番(椿 一春君) 2ページにまたがるのですが、111ページ、113ページの負担金とかあるのですけれども、いつも決算書を見ると負担金とかがあって、この負担金、助成金とかあるのですけれども、111ページでいくと19節の中の南蒲原農業委員会協議会負担金11万3,000円ですとか、下の稲穂会補助金1万5,000円、担い手協議会の

負担金10万円、新潟女性友の会会費6,000円とあるのですけれども、もう毎年慣例のように払われているように思うのですけれども、本当に今にそぐった農業の支援ですとか、成果というか、そういうものに寄与するような負担金と考えているから支払われていると思うのですけれども、その辺の本当に助成してもいいものなのか、見直しがあってもいいのかということについて、もしその辺の新たな検討する項目があるのか、その辺の考え聞かせてください。

産業振興課長（佐藤 正君） まず、111ページ、19節負担金補助及び交付金であります。この中には負担金、補助ではなくてその趣旨、目的に沿った形で市町村がそれぞれ例えば県農業会議の拠出金ということで全県の市町村がそういった形で入っていて、その会議に対する拠出金という形で払っているものもあります。そういったものについては、当然それぞれ政策的な部分もあって支払いしているものでありますし、補助金についてはその趣旨、目的に沿った形で、例えば稲穂会ということであれば、これは退職議員の方々のそういった組織もありますが、これは稲穂会というのは農業委員さんの退職された方の組織でありまして、地域農業の発展に寄与することを目的ということで、そこで1万5,000円補助しているというような内容のものであります。農業振興、それぞれ趣旨に沿った形で事業を行っているというふうなみなされるものですから、町として継続して補助金ということで出しておるものでございますので、今のところその趣旨、目的に沿わないものであれば、おっしゃるように見直しをするということもあろうかと思いますが、そういった形にはなっておりませんので、継続して町としては支援してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

6番（椿 一春君） そのように説明を受けると大変よくわかるのですが、一応いろんな、次の113ページなんか行くと、果樹振興協会負担金ですとか、どういう協会にどういう目的でというものがわからないので、これ資料請求したいと思うのですけれども、一応その負担金のもので県を挙げての負担金ですとか、その組織、何のために払われて、どのように使われているかというものを一覧にまとめていただくと、私らもこれ必要であるとか、意図がということがわかると思うのですが、そのような資料を請求したいと思います。

委員長（池井 豊君） 産業振興課長、そういう資料作成は可能でしょうか。

産業振興課長（佐藤 正君） ちょっとお時間をいただければ、全部調べてそれぞれの内容、どういう目的で負担金を出したり補助出しているかというものについてはま

とめさせていただきたいというふうに思います。ちょっと時間いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長（池井 豊君） 椿委員に確認しますけれども、この111ページの負担金及び交付金と113ページの19節、負担金及び交付金でよろしいですか。

6 番（椿 一春君） あと、119ページのところ。
（全部負担金もらえばの声あり）

6 番（椿 一春君） 全部。
（全部だ。全部条例化しているんだ。条例があるんだらうの声あり）

委員長（池井 豊君） 椿委員、わかりやすく、ちょっとどの部分を資料請求、まとめてもらいたいのですけれども、お願いしたい。全部、19節。

6 番（椿 一春君） 全部。
（出すほうも全部のほうが簡単じゃないの。あっちして、こっちしてじゃないほうがいいだらうの声あり）

6 番（椿 一春君） ちょっと時間かかるとはと思いますが、全部お願いします。
（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） では、いいでしょうか、課長伝わったでしょうか、一応6款のこの19節のところ。

産業振興課長（佐藤 正君） まとめ次第資料のほうは出したいと思うのですけれども、ここの決算審査の委員会の中で全部調べて出し切れるかどうかというのはあれなので、ちょっと調べさせていただいて、どこまで出せるかあれですが、出せないものについてはまた後で追加で出すという形でもよろしければ、とりあえずある程度まとめさせていただいて、できるものからそういう形で資料として出させていただければと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。最終的には全部まとめさせていただきたいと思いますが、それでもよろしいですか。

6 番（椿 一春君） 来年予算のときにまた間に合えばいいので、随時でも構いません。

委員長（池井 豊君） なるべく、今日中というわけではないので、18日の決算審査の中でまでにできるだけ努力するように努めていただきたいと思います。

（意見あるんですかの声あり）

2 番（藤田直一君） 私は、椿委員にお願いしたい。自分でここおかしいなというのは、俺は資料追求はそれはお願いしてもいいかと思いますが、全部をとというのはちょっといかなものかなと個人的にはそう思いますので、できればやっぱり調べる、こ

これはおかしいのではないかというところの資料を請求されたほうがいいような気がしますけれども、私の個人的な考えですが。

(私は椿委員に賛成の声あり)

(私は反対の声あり)

委員長(池井 豊君) とりあえず産業振興課のほうでそのように対処したいという発言が出ていますので、産業振興課の対処、それに対して椿委員も納得していますので、そのように進めていただきたいと思います。

ほかに6款。

副委員長(高取正人君) 田上の特産品でもあるタケノコについてお伺いしたいのですが、竹林を持っている方から竹林、竹やぶと化しているところも多いのですが、それは国のほうから直接補助金が支払われているということなのですが、田上町の特産品としてタケノコを挙げていますので、竹林の整備に係るそういう補助金とかはないのでしょうか。

委員長(池井 豊君) 竹林整備に関する補助事業とか事業あったかなかったか、29年度現在までなのですか。

産業振興課長(佐藤 正君) 竹林整備に関する補助につきましては、今はないかなというふうに思っています。

以上です。

(何事か声あり)

委員長(池井 豊君) 副委員長は、竹林整備に関してちょっと総括質疑したいということですので、そういう必要性も訴えたいということですので、これはそのように扱わせていただきます。

ほかに6款について質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長(池井 豊君) では、6款はこれで閉めたいと思います。

暫時休憩をとります。

午前10時22分 休憩

午前10時39分 再開

委員長(池井 豊君) ちょっと時間前ではございますが、会議を再開したいと思います。

それでは、引き続き7款商工費についての説明をお願いいたします。

産業振興課長（佐藤 正君） それでは、7款の商工費の説明を申し上げます。7款1項1目商工総務費であります。当初予算2,215万7,000円のところ18万2,000円の補正、支出済額が2,208万9,592円であります。右側の欄見ていただきますが、商工総務事業ということで2,208万9,592円ということであります。これにつきましては、職員3名の人件費等で経常経費となっております。

次、1枚はぐっていただきまして、123ページになります。2目の商工業振興費であります。備考欄、商工振興事業ということで2億5,502万7,459円であります。13節委託料につきましては本田上工業団地、それから川船河工業団地のほうの農村地域工業等導入実施計画の変更業務の委託料ということであります。これにつきましては、平成5年に策定した計画をプラントの進出の関係がございまして、その計画変更を行うために、県に計画を提出するために業務の委託をしておるというものであります。続きまして、19節負担金補助及び交付金であります。3つ下、商工会の補助金500万円あります。こちらにつきましては、毎年補助を出しているものでありまして、経営支援事業ということで、職員の人件費、それから指導事務費、講演会等の講師謝金、それから地域総合振興事業費ということで、あと管理費も含めまして500万円の補助をしているものであります。続きましてその2つ下、信用保証協会の保証料の助成ということで63万5,075円あります。こちらにつきましては、地方産業育成資金、中小企業不況対策等緊急特別資金等々の資金に対しまして保証料の補給を行ったというものになっております。ちなみに、保証料の補給のほうでございまして、中小企業不況対策緊急特別資金につきましては2件、新潟県小規模企業支援資金につきましては9件の保証を行っているものであります。続きましてその2つ下、工場設置奨励金ということで563万800円あります。これは29年度で3年目、最後になりますが、柳生田製作所さんのほうに補助を出したというものであります。奨励金を出したというものであります。それからその下、農商工連携推進事業の補助金ということで35万4,843円ということあります。これは、曾根ニンジン、それから越の梅、タケノコを活用した試作品の開発、商品PR等々行ったというものであります。続きまして、エコタウン推進事業の補助金28万円あります。これは、LED照明灯の購入の補助ということで、商工会と一緒に事業を行ったものだということあります。それから続きまして、県央土地開発公社の運営費の補助金ということで7,684万7,741円あります。これは小林製作所、それから柳生田製作所、丸一鋼販のほうに対しまして土地の本田上工業団地の値引き代金を県央土地開発公社のほうに補助したものであります。続きまして、21節の貸付金であ

りますが、まず地方産業育成資金の貸付金であります、5,000万円であります。これは町が2,500万円、県が2,500万円の原資によりまして貸し付けを行っているものであります。続きまして、商工業近代化資金貸付金ということで200万円、住宅建設の緊急対策支援の貸付金で250万円、それから中小企業不況対策等の緊急特別資金の貸付金で8,500万円という形になっております。この中で、中小企業不況対策緊急特別資金の貸付金の中で、融資ということで29年度は2件の融資がありました。続きまして、23節の償還金利子及び割引料の2,500万円であります、県の借入金の元利償還金ということで、これが先ほど地方産業育成資金の貸付金の原資の2,500万円、年度ごとにまた県から2,500万円いただきまして、また2,500万円を最終的には返すという形になっておりますので、その金額となっております。

続きまして、3目の観光費であります。当初予算2,824万円のところを予備費ということで1万7,000円の予備費をいただきまして2,825万7,000円で、支出済みがここに書いてあるとおりになっております。この予備費の1万7,000円につきましては、椿寿荘の6月のイベントで、イベント前に障子張り作業が当初見込んでいた経費よりも大分障子が傷んでおりましたので、その不足分の経費を予備費ということでいただいたものであります。椿寿荘管理事業ということで318万5,897円ということで、修繕料のここの21万1,982円が障子の張りかえということになっております。それから、19節の負担金補助及び交付金になりますが、減免制度の負担金ということで、これが29年度中に減免等で入館した方の補償を行ったものであります。これは、小・中学生が来たときに減免したとかというもろもろのものについて、補助といえますか、出したものであります。それから、護摩堂事業579万847円につきましては、護摩堂山管理に要する各種委託料、それから駐車場、あじさい園等の借地で経常の経費となっております。

1枚はぐっていただきまして、13節委託料であります。あじさい園の維持管理委託料ということで、213万8,400円ということになっております。これにつきましては、内容といたしまして病虫害の予防が年3回、剪定が1回、施肥、肥料くれが1回、それから植栽ということで、アジサイが少し減ってきておる状況でありましたので、10年ほど前から毎年20本ずつ植栽をしておりますが、29年度につきましても20本、それから冬囲いと除草ということでそれぞれ管理を委託しているものであります。それから、ふれあい広場の維持管理の委託料ということで51万8,400円であります。これは、病虫害の予防が1回、芝の肥料くれ、施肥が1回、芝刈りが4回、剪定、これ藤の柵の剪定であります、1回行っているものであります。それから、

護摩堂山ふれあい広場の維持管理委託料ということであり、これにつきましてはトイレ、それから展望広場の清掃、それから登山道のU字溝の清掃等を行っているものであります。続きまして、護摩堂管理事業になります。護摩堂事業の11節需用費、修繕料の58万8,268円につきましては、主な修繕として登山道の側溝の修繕、それから温泉井戸源泉ポンプの配管の修理、それからふれあい広場の駐車場の白線の修繕などを行った経費というふうになっております。13節委託料の登山道の整備の委託料52万2,936円につきましては、これが中部北陸自然歩道、それから杉野沢から大沢の間、遊歩道の枯れ木とか倒木の処理、草刈り等行った委託料の経費となっております。それから、14節使用料及び賃借料の仮設トイレの借上料でございますが、次の下に出てきておりますふれあい広場のトイレの改修等々に伴いますトイレが使えないことに伴います仮設のトイレの借り上げの経費をここで支出させていただきまして、14万6,880円という形になっております。それから、ふれあい広場のトイレの改修工事が63万7,200円、護摩堂山登山口の駐車場のトイレの改修工事が116万6,400円ということでありまして、ふれあい広場のほうは女子トイレ、和式から洋式ということで2基入れかえをさせていただきましたし、護摩堂山の登山口のところにつきましては女子トイレが3基、男子トイレが1基、それぞれ和式から洋式に変更とさせていただいております。

続きまして、観光事業になります。観光事業につきましては、観光事業を推進するための各種委託料、負担金が主なものということになっております。1枚はぐっていただきまして、127ページになります。光熱水費につきましては、田上駅のトイレの関係の光熱水費、電気料、水道、下水道の関係の経費がここに支出をされております。続きまして、13節委託料であります、2つ下、あじさいまつりの駐車場の整理委託料ということになって59万6,376円ということになっております。これは、期間中のあじさいまつり開園からメインまでの期間、約1カ月ぐらいであります、延べ38人の整理員ということをお願いした経費になっております。それから、14節使用料及び賃借料でございますが、田上駅展示コーナーの借地料ということになって15万8,320円、それから田上駅前公衆便所ほか借地料ということになって4万7,800円、これにつきましてはJRからトイレと看板に係る借地の経費をここでJRに支払いをしているものであります。それから、19節負担金補助及び交付金であります、3つ下の観光振興事業の補助金ということになって250万円あります。これは、観光協会の補助ということで、梅まつり、山開き、あじさいまつり等の関係のほか、各種観光イベントの参加とPRのために補助として出しているものであります。それから、花の

里事業の補助金ということで51万円です。これは、曾根農地保全会のほうに護摩堂山のオトメユリの植栽、それから信濃川河川敷で菜の花の植栽の関係で補助をしているものであります。それから、温泉の里事業の補助金ということで77万162円、これは温泉まつりの開催、それから地域のPRと集客のために観光協会に出しているものであります。それで、次のその下、観光総合事業ということで80万2,451円ということになっております。この印刷製本費につきましては、総合パンフレットの印刷ということで1万冊印刷をさせていただいたものであります。それから、修繕料につきましては、田上駅のトイレの修繕等々に要した経費を支出をさせていただいております。それからその下、YOU・遊ランド管理事業につきましては262万9,258円ということであります。こちらの経費につきましては、ほとんどが指定管理委託料という形になっております。減免制度の負担金ということで16万686円という形になっておりますが、これにつきましては、先ほど椿寿荘と同じように小学校、それからスポーツ少年団の入館者に対する減免措置の負担金、それから施設修繕の関係の修繕料の一部をこちらのほうで負担させていただいたということで、それらの経費の支出となっております。

続きまして、YOU・遊ランドその他事業ということで226万8,442円ということになっております。1枚はぐっていただきまして、修繕料の160万642円であります。これにつきましては、昨年度多目的ホールの修繕ということで120万円ほどの支出をさせていただいておりますし、屋外のベンチ、これにつきましては修繕を行っておりますので、それらに要する経費ということになっております。それから、15節の遊具設置工事ということで61万5,600円につきましては、スプリングの遊具、動物の絵が描いてある遊具なのですが、それを3基設置をさせていただいたという形になっております。続きまして、梅林公園、森林公園管理事業87万9,596円であります。13節の委託料であります。梅林公園の管理委託料ということで65万8,800円あります。これにつきましては、梅林公園の管理につきましては4月から11月までの間、それから3月までの1月の間だけ業務のほうの委託をしております。広場、それからトイレの清掃、除草、芝刈り、冬囲い等を行っておるところであります。続きまして、連携中枢都市圏の連携事業ということで、19節負担金補助及び交付金ということで、連携中枢都市圏連携事業の負担金ということであります。これにつきましては、新潟市を中心とした6市3町1村で構成します連携中枢都市圏でありまして、この中で観光パンフレットといえますか、広域連携の西山三山マップ製作の負担金、それから広域の観光マップ、観光パンフレットの作製をしたことにより負担金とい

うことで支出をしているものであります。

続きまして、4目の湯っ多里館事業費であります。こちらの右側の湯っ多里館管理事業の3,249万4,669円につきましては、湯っ多里館に係る経常的な経費等々であります。まず修繕料であります。修繕料につきましては212万4,764円ということで、これにつきましては湯っ多里館の中の空調機の関係のエンジンスターターの取りかえの修繕、それから空調の室外機のコンプレッサーの取りかえ等々行ったことによりまして、必要な経費をこちらのほうで支出をさせていただいているものであります。それから、13節委託料につきましては、指定管理の委託料ということで2,685万2,456円、それから消雪パイプの井戸の電気使用料ということで170万7,014円あります。これにつきましては、湯田上カントリークラブ新栄総業所有の井戸を冬場ゴルフ場がクローズしている間、消雪パイプの井戸の水源として水を湯っ多里館のところの消雪パイプの水としてご利用させていただいているものですから、毎年井戸の使用料、それから電気料ということで支払いをしているものであります。続きまして、湯っ多里館管理その他事業の279万9,648円につきましては、15節工事請負費につきましては188万8,920円ということになっております。これにつきましては、湯っ多里館のエレベーター棟の屋上、雨漏りがするという状況だったものですから、それにかかわる防水工事ということで、修繕の改修工事を行ったものであります。それから、18節の備品購入費につきましては、施設備品ということで男女の脱衣室のところにあります藤の椅子12脚、それからラタンスツールということで、これも椅子みたいなものですが、これを14脚それぞれ入れかえをさせていただいたという形の経費になっております。

7款の説明につきましては以上であります。

委員長（池井 豊君） 7款の説明が終わりましたが、委員長としてちょっと資料というか、毎年湯っ多里館、YOU・遊ランド、椿寿荘の過去何年かの推移といいましょうか、そういう表が出ていたと思うのですけれども、そういうものは用意はできていますか。課長、すぐ用意できますか。毎年たしか出ていたと思うのですけれども、過去数年間の推移表というのが。ほかにも資料にあるのか、ちょっと私今……

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） 追加も何もないよね。

（説明いただいて、結果論として何も成果が見えないの声あり）

委員長（池井 豊君） 毎年何か数年分のが出ていたと思うのですけれども、課長そ

の資料用意できるでしょうか、ちょっとそこだけお聞かせください。

産業振興課長（佐藤 正君） 今すぐですか。

委員長（池井 豊君） なるべく早く。

産業振興課長（佐藤 正君） 資料はでは、それは湯っ多里館とYOU・遊ランドと椿寿荘ですね。

委員長（池井 豊君） 過去数年間。

産業振興課長（佐藤 正君） わかりました。では、それは用意させていただきます。

委員長（池井 豊君） 今までのフォーマットもあるのではないかなと思うのだけれども。

産業振興課長（佐藤 正君） それは用意させていただきます。

委員長（池井 豊君） ということでございます。

では、7款について質疑を求めます。質疑のある方ご発言を願います。

13番（高橋秀昌君） 委員長、すみません、私護摩堂山行って写真撮ってきましたので、ちょっとそれを町長と皆さんに。

委員長（池井 豊君） 許可します。皆さんに見えるようにと、議事録に残るように詳しく説明してください。

13番（高橋秀昌君） 町長、これA、B、C、D、E、F、Gと書いてある分なのですが、頂上から何か弥彦山を見た、それから……

委員長（池井 豊君） 私も詳しく聞いていませんが、何かあじさい園とか護摩堂山の写真のようです。

13番（高橋秀昌君） そういうのが……、あと番号入っていますので、その都度説明これから始めますので、これはアジサイの……

（何事か声あり）

13番（高橋秀昌君） 皆さん、申し訳ない。14名分のプリントしようと思いましたが、家庭用のプリンターではすぐ目詰まりをしてえらいことだったので、説明をしながら回させてもらいますので、よろしく願います。関根さん、ちょっと願います。

委員長（池井 豊君） なるべくマイク持って。

13番（高橋秀昌君） マイクをお借りします、すみません。

（どうぞの声あり）

（30分の声あり）

13番（高橋秀昌君） 時間かかって申し訳ありません。

実は、護摩堂山が前からいろいろあの付近にいる人や私と話をする人からひどい状態だよと聞いていまして、夏の暑いとき行けなかったものですから、先日行ってきました。それで、町長のところへまずローマ字でA、B、C、Dと書いてあるところ、これは実は頂上なのですが、どうぞお配りします。GからF、E、こっちみんなつながっているのです。D、C、Bと、本当はAから右から並ぶのですが、今変なふうにやりましたけれども、実は護摩堂山の頂上から弥彦山のほうを見ます。そうすると、弥彦山のところはかすかに見えるが、あとほとんど樹木で見えないのです。それで、来訪客からせつかく山に来たのに何も見えないという話。実は私がかつて議員をさせていただいたときは、目の前に杉の木がありました。それは、もう杉の木を途中で切っただけけれども、また伸びてしまったものだから、今度は根元から切ったのだそうです。今雑木が生えていて、しかも目の前のその雑木が生えているところは町の所有地なのだというお話がありましたので、だったらやる気さえあれば、もちろん根元から切るというのは山の保全上よくありませんから、枝落としになりますけれども、一定の空間をあけて環境整備することはできないかというふうに感じました。率直に言わせてもらおうと……後で言います。そう感じました。

それで、右手のほうですが、新潟方面が見えるところなのです。そこも大きな樹木があって、これ切ってしまうということで提起しましたら、実は田上町の土地ではないということと、もう一つは護摩堂跡の絶壁のところに立っているの、扱いが難しいというお話が課長から説明ありましたが、しかし調査をすれば改善策がとれるのではないかという、これは新任の課長の話なのです。ですから、今の決算ですので、やっぱり決算の見ている限り、本当にこの管理をうまくやっていたのかなという疑問が湧きました。

そこで、今度は町長、数字の一番けつの23というところを見ていただきたいと思います。この23というのは、実は皆さんご存じでしょうが、頂上の入るちょっと手前、左側に田吾作さんが商店を開いておられますよね。そこからアジサイのところを見たところなのです。それで、私率直に言って驚いたのは、かつて私が若いころの議員で護摩堂山行っているときは、びっしりとアジサイが咲いていたのです。それは、もちろん植栽したのですが、ほとんどはげ山。ここに3万本が植わっているなんて誰が見ても勘定できないと。

関根さん、ちょっとそれ貸してください。それで、その次の22番ごらんになってください。これ22番。今町長見ていただければいいのです。22番というのは、町長

見られたら職員のほう回してください。これは、管理棟を下から上へ撮ったやつ。管理棟そのものを撮ったのではないのです。管理棟の下のところにアジサイを刈ったのです。根元から刈って、新芽が今出ていますが、これは来年花咲かないのだそうです。役場の職員が来たので、こんな刈り方したら来年花咲かないよと言ったら、いや、こういう剪定の仕方もあるのですと役場の職員から言われましたといって、俺が見ても、私こういう花とか樹木は苦手なのですが、百姓の性格上、こういうやり方は絶対だめだなというのはよくわかりました。

それから、次の、私が番号振っていて何番だか覚えていない。21番目のところ町長見ていただいて、21番も、それから23と書いていない。23のつもりなのですが、その次のを見ていただきたいのですが、アジサイがところどころにあって、アジサイの剪定した殻があちこちに落ちています。それを撮影したものです。つまり請け負った方は、本当にあじさい園をきれいにするためにやっているのか。

次に、4番行ってしまいました。変なふうに4番行って、番号ちょっと合いませんけれども、すみません。とても、次の5番も見てください。6番も見てください。町長もごらんになって、よく。7番という数字のところは、特にひどさがよく見えるのですが、ほとんど放置しているということです。これがおいおい、本当におまえさん、金もらってやっているのかねという感じをしました。8番は、請け負った人は恐らくアジサイの管理は受けたけれども、それ以外の木から枝が落ちるでしょう。そういうものは管理を受けていないのだなと思われる。余計なことは一切しないというのがよく見えます。

それから、町長9番を見てください。9番は、約1メートルぐらいの高さです。そこに今新しい新芽が出ています。専門の方に聞いたら、これは来年花咲きますと。いいではないですかと言ったら、いやいや、それは花咲くというのは、これからそこへまた伸びていくのですよと。それから花つける。ちょっと見てください。下の骸骨のところ、つまりこの方はどういうふうにしたかいうと、今年の花が終わったら、上ちょちょ、ちょちょと切ったわけです。下はほったらかしておいたわけですから、それは骸骨のまんまなのです。そうすると、このやり方をすると延々に伸びていくというのだそうです。そうではなくて、もう少し下から新芽が出る状態を作ってカットしていくと。では、これどうやったら直すのだ言ったら、これを直すには3年かかるのだそうです。一挙に全部できないわけでしょうという話。

10番、町長ごらんになって。これは、実際登山者が歩いていく歩道のところに木が斜めに立って、大体私が通るちょっと上です。だから、私1.7ぐらいありますから、

2メートルあるかないかのところに木が横たわっているのですが、町長これ冬登山者いるのはご存じですよ、冬雪があるときに。そういうところに雪積もるから、ぐっと下がるのだそうです。そうすると、全く通りにくくてしょうがない。でも、こういうのも全く放置されているということです。

それから、関根さん、ちょっと待ってください、速過ぎる。次に、11番飛ばして12番見てください。これは、頂上のところで弥彦山の反対のほう向いたのです。反対のほう向いたら、向こう村松側のほう、五泉側のほうは絶壁になっていまして、そこが危なくないようにコンクリートでやっているのですが、端のところにロープがあって、ええと思ってくいをさわったら、もうくい腐っているのです。つまり多分これは入れてから3年から4年たっているはずですよ。それが腐っている。でも、放置している。非常に管理がずさんで。

11番、私のは今カラーですが、町長のところに行っているのはカラーが行っている。私白黒です。これプリンターがうまくなくてできなかったのですが、実は登山のところにどういうふうになっているかというと、町がくいを振ってコンクリートで押さえているのですが、その2列にしてあるけれども、その間約30センチぐらいは何もしていなかったのだそうです。それで、田吾作さんが見かねて、雨が降ればそこに水が流れる。そうしたら、せつかく土どめしたくいのところに土たまらなくて流れてしまうからといって、自費でブロックを真ん中に入れ込んで歩けるようにしたのですよというのがいわゆる田吾作さん、山田弘さんという方なのですが……

(これの声あり)

13番（高橋秀昌君）　そうです。これ真ん中ね。真ん中のはその方がやった。結局今年新年度で300万円の予算を入れているのですが、この決算は200万円ですよ。恐らく今日町長が藤田さんの質問に対して、あそこは表土が浅くて大変だから、だから枯れるのですよみたいな説明をされていたようですが、そこで恐らくそれを土を搬入する、そのための費用を100万円ぐらい見ているのかなと私は勝手に想像したのですが、田吾作さんがやっているところも結構あるのです。品種見たら、彼は80種類植えてあるよと言ったけれども、私素人なので、わからないのですが、あの方のところも非常に表土が浅いのです。同じ条件なのに何でこんなに違うのかなというのが非常に多くの疑問が出ました。

つまり皆さん知ってもらいたいのは、アジサイのところは田上町が公式なホームページで、藤田さんがおっしゃったとおり、護摩堂山は宝の山、3万株のアジサイと書いてあるのですが、恐らく3万株というのは、駐車場から登って頂上までの間

のアジサイを植栽した合計が3万株だという意味だと思うのです。でも、ええという、登りながら見たけれども、花が終わってからです。私も、アジサイの花なくてもどれがアジサイかわかりますが、ほとんど育っていないのです。さっきの写真のように、ほとんどが育っていないくて、私は素人目で1万なんかないのではないかなと思って見ているのです。つまり前の町政は、華々しく宣伝をしたけれども、管理が行き届かない。結果がまずくても、何もしなかったとしか判定できないのです。そこで、伺いたいのですが、まず今請け負っている業者の方というのは、いつごろどういう方法で請け負ったか、契約書がどうなっているか、それをまず教えてください。

産業振興課長（佐藤 正君） 今ほどの護摩堂アジサイの関係でございしますが、平成16年度に田上町の4つの施設、椿寿荘の庭園の維持管理、それから護摩堂あじさい園の維持管理、それから護摩堂ふれあい広場の維持管理、それからごまどう湯つ多里館の庭木の管理という4つの施設を全部まとめまして、入札ということで平成16年に入札業務で業者を決めまして、その後随意契約ということで毎年契約をさせていただいている。三条市の保内緑化園芸協同組合というところと契約をさせていただいているものであります。

以上です。

13番（高橋秀昌君） 保内緑化園芸組合。

産業振興課長（佐藤 正君） 協同組合です。

13番（高橋秀昌君） そうすると、16年ですから、もう30年ですから、14年前。14年前には入札したけれども、あとは随意契約だよということですよ。事実上ずっと、普通予算では単年度主義ですから、本来の姿でいうと、毎年入札が本来の姿ですよ。でも、必ずしも法律は絶対入札しなさいとは書いていないのですよね。それは、余り縛りをつけないで、やむを得ないケース、なかなか競争相手もないケース、やっぱりその地域にはその人しかいないねかというようなときは、随意契約でもいいですよという趣旨が法律にのっています。ですから、その随意契約をやったことが違法でけしからんという考え方はちょっとなじまない。ですから、それはそれで町の判断でやられてきたのだというふうに見ていいと思うのです。

そこでですが、随意契約の内容、つまり契約書です。契約書がどうなっているか。私見て、穴があいてもほっておいてもいいという契約になっているのか。消えれば消えたで仕方がないさという契約なのか。それとも、あなたのところに200万円のお金やるのだから、消えればあなたの責任で補植をして、きちんときれいに維持しな

さいという契約なのか、その点を知りたいのです。いかがでしょうか。

産業振興課長（佐藤 正君） 29年度の契約の内容であります。まずは病害虫の予防ということで年3回、施肥、肥料くれが1回です。それから、剪定が1回、冬囲いが1回、除草が1回、植栽が20本という形になっています。

参考までに、平成30年、今年であります。今年は除草の回数を1回増やしております。2回にしてありますし、少し土のほうがやっぱり流れているという状況であることから、8立米ほど今年度は新たに土入れまして、整地も含めてそういった対応をしておるところであります。

以上です。

13番（高橋秀昌君） 病害虫の防除が3回、剪定が1回、施肥は1回、植栽は20本、これは園芸組合の責任でやるのですよね。植栽のお金出さないのですよね。冬囲い1回、除草1回、新年度予算では土入れが入っていると、これでいいですね、確認して。

産業振興課長（佐藤 正君） 植栽の関係は、10年ほど前から20本ずつ、少しずつアジサイが減っているという状況になっていたという部分もあったものですから、毎年20本ずつ、20本といっても普通のアジサイのPR用に使うあのポットぐらいの大きさのアジサイであります。そういうものを20本ずつ植栽をしてきたという形になっています。29年度も、20本植栽をしたということになっています。

以上です。

13番（高橋秀昌君） そうすると、トータル的に20本が10年ですから、単純に言えば200本は育っているのだよと。それ確認されました。

産業振興課長（佐藤 正君） 植栽をした部分については、当然写真も含めて確認しておりますが、それがその後育っているかという部分につきましては、一応アジサイを植えるときにはちょっと1つ株が小さいものですから、それを4つか5つ一緒に束ねてある程度大きい株という形で植えるということを聞いていますし、そういうふうにやっていたので、それを大体4カ所から5カ所そういう形で植えています。

ただ、正直申し上げますと、夏場今回当然かなり暑さがありますし、あそこはなかなか水がない状況で、水くれという部分については委託契約の内容には入っておりませんので、そうしますと当然雨水といいますか、普通の自然に任せるとい部分の分しかございませんで、それによる枯れている部分も若干あるという話は実はちょっと業者からも聞いているところではありますが、一応そんなことは確認をして

いるところであります。

以上です。

13番（高橋秀昌君） そうすると、町も植えてからどんなふうにも10年間経緯をしたかというのを見ていない、1つ。見ている。見ていないのですね。

2つ目、今年のような猛暑のときに、水がないときに水がないから枯れるよと言ったのをそのまま放置していた。これは、管理者の責任ですよ。いかがですか、この視点。

産業振興課長（佐藤 正君） それはそうです。この暑い状況になって、それが思うように生育しないということになれば、当然その辺の管理も含めて本来対応すべき話であったかなと思うのですけれども、ただ正直その辺の話というのは、大分後になってから話を聞いたりしている部分も実はあるものですから、その辺こちらのほうではなかなかちょっと把握ができないという状況も正直ございました。

以上です。

13番（高橋秀昌君） 私の今の話、写真、今のあなたの説明を見て感じるの、護摩堂山に対する責任ははっきり言ってないのです。皆さんの家だったらどうします。40度もの暑さのときにアジサイがおかしいと。山へ行って何とかしよう、皆さんの家だったら。普通そうでしょう。私は百姓だけれども、ナスとかゴーヤ、銭にならないのを植えているけれども、今年は1日置きに1トン半ずつ水を運んでいるのです、余り暑いから。自分の家やるよね。それで、皆さん職員として、あの護摩堂山を観光のメインとして考えている。その護摩堂山が暑さであえいでいるときに何もしない。率直に言えば何もしない。そして、消えてしまったらああ、消えてしまったで終わり。これは、やっぱり許されないことだと私は思うのです。まず、その認識をおまえたち、ほか、そればかりではないと。そんなこと言うなど。俺は、ほかのこといっぱいことあるのだというのはわかります。だったら、ちゃんと新しい町長に人増やせ、職員増やせ、これは絶対守ると。この腹を佐野町長に言って、予算つけてもらいなさい。

それで、何で俺こんなこと言うかいうと、実は俺護摩堂山のアジサイは、アジサイそのものに余り関心がなかったのです。というのは、余りアジサイはきれいでないものだから、特に花が終わったら骨ばかりだから。だけれども、こういう話聞いた、住民から。あんなにいい護摩堂山があるのに、何で大事にして活かさないのという話を直接聞いたのです。せっかく護摩堂山がある。町長も言っていたでしょう。交流人口増やしたいと言ったでしょう。それで、あなたは、あなたのせいではない

けれども、前の町長は今ここで作っていること、道の駅で熱中して一生懸命頑張っている。そうしたら、これまでやってきた護摩堂山ほったらかしてもいいということにはならないよね。やっぱりハードの面も、そうでない部分も、過去の部分も大事にしなければならないわけでしょう。では、皆さんどうですか。私は、あの4つの団体に平成16年で契約をして委託して、そのまんまずっと委託してきたというのでしよう、随意契約。例えば野球場、例えば椿寿荘、例えばもう一つYOU・遊ランド、これ苦情出ているの。俺聞かない。こういうところも苦情が出ていて、あっちもこっちも苦情が出ていれば、おいおい、だめではないか、随意契約ではと言えるけれども、現実に椿寿荘から苦情ないのだから。だって、逆にお客さん増えていますでしょう。護摩堂山どんなですか。いや、年々減るのさねと。それはそうだよ。3万株の株があるからと行って行ったら、何だ、こんなしかない。ちょっとたまたま女性の方が写っていますが、せっかく来たのに何も見えないと言って帰っていったのです。だから、やっぱりそれは町の失策なのです。その自覚を新しい課長、あなた持っています。

産業振興課長（佐藤 正君） 私も、16年のときの護摩堂あじさい園のアジサイの様子を見ました。確かにアジサイが青々と茂って、葉っぱもかなり元気な形で生い茂ってました。びっしりして見えなくなるぐらいでした。結局その間、先ほども高橋委員さんからもちょっとお話がありましたが、アジサイの剪定の部分、剪定はしておいたと思うのですが、基本的にある程度花を落として、余り刈り込まずにアジサイをやっていた関係があって、かなりアジサイが背が高くなってしまった部分があって、その後やはり相当それがちょっと支障になって刈り込んだりしていく中で、どうしても最初は葉っぱもかなり出ていましたし、背も高くなっていましたから、全体的に例えば株がちょっと少ない状況であっても、ある程度枝が茂っていれば非常に何となくいっぱいあるような雰囲気もあったと思うのですが、それをだんだん刈り込んでいく中で、どうしてもやっぱりすがあいているといいますか、そういう状況が目につくようになってきて、実際そういう状況になっていた部分もあるのですけれども、その原因については、いろいろと考えられる要因は幾つかあるのはあると思うのですが、そういった中で少しやっぱりこれから管理の仕方につきましてもきっちり、この間の一般質問でも町長がお話し申し上げましたとおり、樹木医に相談もし、ある程度どういう形で護摩堂山のあじさい園を再生することができるのかというのを十分こちらで検討してしかるべき対応をしてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

13番（高橋秀昌君） その姿勢はいいと思います。一番の根本的なのは、私は素人目だけれども、この業者はアジサイの栽培を知らない業者ではないか。それを14年間も、あちこちから批判があっても毎年同じ業者を指定してきたところに問題があるのではないの。はっきり言えばそうでしょう。普通椿寿荘の管理任せておくでもなくてお客さんから苦情が出ればくびです。おまえさん、やめる。次ほかの人に頼むと普通そうでしょう。だって、なぜかと言えば、町は200万円なりのお金を払って委託しているわけですから、それを暑いから枯れるかもしれない。はいはい言っているほうがあほだ、普通なら。だから、率直に言えば、私はこれ三条の保内緑化協同組合に別に恨みがあるわけでもないし、顔も知らないのです。これは、やっぱり不適格な人だ。

それで、例えば今年の何か新年度予算だかなんかでこの刈ったのも取り出すと言っていたけれども、こういうのをまたお金を足して上げるのだ。私、この土地が非常に表土が薄ければ、この刈り込んだ刈った枝、これはチップにできるわけです。よく農家が昔わらでエンジンかけて機械でぶっと飛ばしてこんなに小さくするでしょう。今は果樹園、桃とか果樹、その剪定枝をエンジンつきのものでやると二、三十万円で買えます、そういうの。これは、そんなにかたくないのだ、木と違って剪定したときは。だから、簡単に細かく砕くことができる。表土が低ければ、こういうものを細かくして置くことによって、それは土化するでしょう。そんなことをこの組合の方がわからないわけないのだ、俺でもわかるのだから。つまりこうやって投げ込んでおいて、そして置けば、あんな小さなポットが育つわけではないではないですか。つまり管理ができない人に管理を任せてきたというところだと思います。だから、極論言うと、前の町長と何か縁があるのかなと、そう言わざるを得ないのです。本当そうです。失礼な言い方でないです。私も佐藤さん来たら、おまえさんどういうのだねと。こんなの、十数年間も黙って見ていたのおかしいねかと、俺だったらはっきり言います。でしょう。誰が見てもそうでしょう。だから、私は率直に言えばこの方との契約を解除する。そして、最もこのことで一生懸命になっている人に頼めばいいではないですか。

私は、具体的に言います。いわゆる田吾作さんという人の山田弘さん、この人は俺驚いたのだ。とにかく一生懸命なのだ。それで、しなくてもいいこともやっている、さっき言ったみたいに。町の歩道です、登山道。そこにこれでは大変だからと自費でブロックする。それから、ちょっと私の写真がぼけてだめだったので、でき

なかったけれども、ちょうど登山のところの右手のところに5株背の高いアジサイがあるのです。

(30本あるんですよの声あり)

13番(高橋秀昌君) すみません、30本でした。そこは、大きな花が咲く。何か普通のアジサイと違うものなのです。そういうことやってのける。だから、ああいう専門家の人に聞いて学ばないではないですか。それができなかった理由ははっきりしています。あの人が元やくざだったからです。そうです。これは、俺は本人からも聞いた。県が表彰しようと言ったら、地元の誰かがあれ、これだからだめだと言ったのです。それで、表彰さえしなかった。現実のやくざの会員だったら、それは幾らおまえさん、そういうのだめだこてね、通用します。大昔の話ではないですか。しっかりと今田吾作さん、スナックやって、そして昼間はあそこへ行ってジュース売って、まんま食っているわけではないですか。そして、一生懸命そのアジサイ育てているのではないか。しかも、あの方の方向見ると、例えば俺ジュース買わないで入ったけれども、見させてもらおうと、この前の天気の良いときに粟島が見えるのです。新潟の火力発電所も見える。非常に景観がいい場所を彼は村山さんから……

委員長(池井 豊君) 高橋委員、もうちょっと簡略でお願いします。発言が長くなり過ぎる。

13番(高橋秀昌君) すみません。だから、ぜひこれを改善してもらいたい。私は、山田さんを推挙するのは、決して山田さんからお金もらっているからではないです。あの人が一番よく知っているから、ただそれだけの話で、参考にしてもらえばいいです。すみません。長くすみませんでした。

以上です。

委員長(池井 豊君) 大分1人で長く質疑されているので、課長答弁あれば簡略をお願いします。

(総括するかねの声あり)

13番(高橋秀昌君) いや、もう終わりでもいい。

産業振興課長(佐藤 正君) アジサイの管理をしている業者であります。一応いつもアジサイの花の時期を終了した時点で花芽を残しまして剪定をしております。その剪定した枝というのは、一応土が乾かないように、暑い時期しばらくそのままにしておいている状況であったという話で確認しています。

ただ、その後当然登山道の部分、登山道に面した部分、見える部分については、基本的には枝のほうの整理をさせてもらっていますし、そこでしばらく置いておく

枝については、ある一定の期間を過ぎますと処分をしていたという形で確認もしております。

ちょっとなかなか、今田吾作さんの話が出ましたが、斜面で言いますと田吾作さんのところは北斜面になりますし、こちらは南斜面で、光の当たり方といいますか、アジサイのほうは1日、日が当たっているという状況になっていきますし、なかなかその辺は正直言いますと少し状況も違う部分もあったり、あとやはり水がないというのが一番の状況かもしれません。あと、田吾作さんのところは若木で、一生懸命それこそプロのように育てているというのは、重々私も承知しているところでございますが、その辺も踏まえて来年ちょっと契約に当たりまして、少しいろんな部分の見直し含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

13番（高橋秀昌君） 以上で、すみませんね、長いこと。

委員長（池井 豊君） この件、確かに私が知る限り観光協会のほうも3万株なんて眉唾だというふうに認識していると聞いておりますので、ちょっとこれ重く受けとめて、31年度の予算編成においてここら辺の改善なるよう今の高橋委員の提案、意見を踏まえた上で参考にさせていただければと注文をつけさせていただきます。

さて、ほかにも発言がいっぱいあると思いますので、7款の質疑お願いします。

（町長が手挙げているの声あり）

（その前に俺にちょっと言わせてくれの声あり）

委員長（池井 豊君） では、誰が。町長とりあえず教えてください。

（その後にの声あり）

委員長（池井 豊君） 町長、ではまずどうぞ。

町長（佐野恒雄君） 簡単にちょっとご説明させていただきます。

高橋委員のほうから大変たくさんのご意見いただきました。全くそのとおりなのでありまして、私もあじさいまつりのときに頂上のそのアジサイの状況は非常によくないという話で実は見させてもらいました。確かに昔といっても何年前の話になるかわかりませんが、昔は本当にそれこそ女性のモデルさん入れて写真撮影会もして、モデルさんがそれこそ見えなくなるというか、潜ってしまうぐらいのすばらしいやっぱりアジサイだったと思います。それから見たら、私も本当に久しぶりに登って、ちょっと愕然としたところも実はあります。

いろいろ高橋委員のほうからお話がありました。このアジサイを今まで管理してもらっていた業者さん、花に対するやっぱり愛情がなかったのだと思います。その

辺は、確かに高橋委員のおっしゃるとおり、いかにいわゆる田吾作さん、山田さんが花にかける愛情、花はやっぱり、私も花好きでして、アジサイももちろん好きなのです。やっぱり花というのは、愛情かければかけるなりの応えてくれるわけですし、そういう意味においては業者さん、いわゆる仕事は仕事としていたのかもしれませんが、そういう植物に対する愛情がやっぱりなかったのだらうなどと、そういうふうには思わざるを得ません。今のこのいわゆる状況、先ほど二、三年かかるというふうな話高橋委員おっしゃられましたけれども、二、三年でも私厳しいのだらうと思います。確かにいわゆるどんどん、どんどん背丈だけ伸びていく状況をあれするには、やっぱりある程度背丈を低く、下のほうから剪定しなくてはならぬと思いますし、当然そうやれば翌年花が見れないのです。だから、一気にやってしまうと丸々来年護摩堂山のアジサイは全く花が見れないという状況になるわけで、その辺をやはり半分なのか3分の1になるかわかりませんが、年を追っていわゆる新しい芽を出していく、そういう剪定の仕方をしていくと、方法しかないわけですが、それがいわゆる二、三年で私できるとは思っていないのです。結構やっぱり4年なり5年なりかかっているのではないかなと、こう思います。

そういう意味で、これから新しくといたしますか、若いアジサイを植える。今までも植えてきたのでしようけれども、その辺をもう少し植え方を考えた植え方をやりしていかないとだめだと思いますし、そういう表土が雨で流される。流されないような工夫をした植え方というのをやっぱりやっていかなければならぬなどと、こう思いますし、そういう意味においては、これからそういう業者の問題も含めて、いろんな管理の仕方を当然考えて対策練っていかないと、対応していかないとだめなのかなということっておりますので、ぜひそういう面で対応していきたいなと思っております。

以上でございます。

委員長（池井 豊君） 関連して議長から一言。

議長（熊倉正治君） すみません、元担当が少しだけお話を。

私も、あじさいまつりのころに商工会長も言っていましたので、ちょこっと見に行ってきました。

（今年の声あり）

議長（熊倉正治君） 今年。高橋さんの写真もよくわかりますが、私は昭和60年ごろから平成11年まで担当していました。アジサイそのものは、今はもう保内緑化園芸組合にそっくり丸投げしていたようですが、私がしていたころは、3人か4人上野山

田のあたりの人、人間をお願いをして、特に祭りの期間中なんていうのは、毎日のように行っていただいて掃除をしたり、登山道が悪ければ直してもらったり、あとそれ以外時期になれば剪定もするし、冬囲いもするしというようなやり方をして、あと施肥と剪定と防除ぐらいは、保内の違う業者に委託をして毎年やっていた経過がありました。

そういう意味で言うと、もうアジサイだけを管理してもらっているわけですから登山道やそれ以外のものというのは、正直言えば今厳密に見ているのは産業振興課の担当だけですよ。場所が悪ければ、工事費入れて直したりということで、毎日毎日見たり、清掃作業しているというのは多分ないのだからと思います。だから、そういうあたりも今後まさにマンパワーですから、そういう皆さんが本当にいれば、この今委託料二百数十万円を分割して人間頼んでやるような方法もいいのだからと思いますし、アジサイのその伸び過ぎとか枯れるとかというのは、私がやっていたころからもあったのです。それで、伸び過ぎて強く剪定をすると花が咲かないねかと言われるから、やっぱり剪定する人は遠慮をして強く刈らないのです。強く刈ってもいいが、1株置きとか2株置きぐらいに強烈に剪定してもいいではないかというようなやり方もあの当時はしていたのですけれども、余り効果があったのかどうよくわかりませんが、とにかく私も見ましたけれども、年にとってアジサイは更新をしていかなければならないのだからというふうに私も感じていました。もう何年になるのでしょうか、40年ぐらいになるのでしょうか、植えてから。ほとんど更新なんていうのはしていないで、穴のあいたところへ、その辺祭りで使ったような鉢植えを植えたりみたいなことをやってただけで、根本的にその植えかえ作業なんていうのもやっていなかったと思いますから、ぜひそういうものも検討したほうがいいだろうし、あともっと言わせてもらえれば、上のほうでイベントができなくなったというか、やらなくなったというのも私は一番原因があるのだからなと思って今まで見ていました。ただ、それもそうめん流しがいいとは言いませんが、もう保健所の関係とかなんかで、下の駐車場でやったとしてもそれも許可が出ないみたいな話になっていましたから、勢いやっぱりあの広場でイベントをやって、山の上はアジサイ咲いていますから見に行ってくださいみたいな程度で、ほとんど上のほうではイベントをやっていないという状況も私は原因があったのではないかなというふうに思っていますので、ぜひそういったものもあわせて検討していったほうがいいのかなというふうに私は思っていました。

蛇足でございますが、以上でございます。

9 番（川崎昭夫君） 今アジサイの話出たのですが、高橋委員、さっきの椿寿荘のほうから何でも文句は出ないという話があったのですけれども、実はこれは前はやっぱり椿寿荘も私話聞くと、村井園芸ですか、そこのほうがやっていたのだけれども、指定管理者制度になってから指定管理者が自由にできるというか、選択できるようにしていただいていると思うのだけれども、今名前出すのは固有名詞出しませんけれども、個人の園芸の人が、田上の住民なのです。それに委託して年間契約してやっているのですけれども、すごく安いのです、サービスしてくれるし。前の館長の話聞くと、保内は非常に高く、何かどこまで手入れ入ったかわからない、そういうイメージが悪かったという話は私も聞いて、今個人の話、本当の地元の人だし、そういうことなので、管理者がそういうふうに目を配っているのです。だから、その辺の話をしていかないと、ずっと役場の町のあれだからマンネリ化というのを私本当につくづく感じるのですけれども、その辺もありますし、さっき町長が言われましたけれども、アジサイのころの撮影会が私もわかるのですけれども、あったのですけれども、その写真を椿寿荘の売店のところに張ってあるのです。そうすると、今の館長、副館長もやっぱり田上のPRをするために、田上にすばらしい護摩堂山にアジサイの花がありますよと説明するとああ、行ってみたいですねと行って、それで後からまた顔見せたとき、どうでしたか。余り大したことないですねというような、町をPRするために館長も一生懸命にやっているのを私も感じました。

そんながあるので、やっぱりあの写真見ると行きたいという話になるのです。あれ取るわけいかなないので、そんなようなさっきの議長も言われましたけれども、そういう撮影会というイベントやっていけば、自然と私は手入れが入ってくると思うので、私これからのテーマだと思うので、その辺課長どんな、そういうこれからのせっかく200万円、300万円の予算とって、もっと有効に使ったほうがいいのではないかと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

産業振興課長（佐藤 正君） その辺を含めて今後検討してまいります。来年度の予算に向けてある程度方向性を出していきたいというふうに考えています。

以上です。

委員長（池井 豊君） この件については終わりにします、あじさい園については。多くの意見が出ましたので、これを重く受けとめて執行が対応するという決意が述べられましたので、護摩堂山終わりにしましょう。今感化されて熱くなって、みんなが意見言いたくなくなる状態なので、この件については締め切ります。

ほかの7款について質疑ありますか。

7番（浅野一志君） アジサイの話ではないのですけれども、YOU・遊ランドの近くにある花ですけれども、ミズバショウの花があるのですけれども、ミズバショウ園ですか、あれ割ときれいですよね。あれ、ちなみにYOU・遊ランドが管理しているのでしょうか。

（野球場の下というかあれなんだの声あり）

7番（浅野一志君） いや、YOU・遊ランドの下です。麓です。

（下かの声あり）

7番（浅野一志君） それはどこ。

（何事か声あり）

7番（浅野一志君） どこが管理しているのでしょうか。

産業振興課長（佐藤 正君） あれは、管理しているというよりも自生しているという形のものでして、たしかYOU・遊ランド作ったときに野球場の法面の下あたりにアジサイではない……

（何事か声あり）

産業振興課長（佐藤 正君） いや、何か何とか園と作ったみたいですが、それは余り、ちょっと日が当たり過ぎて何か環境悪かったのかわかりませんが、そこはもう何もありませんけれども、あそこはちょうど日陰ですごく環境がいいところで、確かにミズバショウがきれいに咲いているかと私も思っています。特に管理らしい管理はしていないというふうに思っています。

以上です。

（管理したほうがいいんじゃないかの声あり）

委員長（池井 豊君） 私の認識では、YOU・遊ランド造成工事のときに一連の工事の中であそこら辺はミズバショウ園として植栽されたミズバショウだという認識がありますけれども、YOU・遊ランドと一体で管理する必要があると思いますけれども……

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） 一緒に管理されていると思いますけれども……

産業振興課長（佐藤 正君） すみません、私がちょっと認識不足でございまして、今町長からもちょっとお話あったのですけれども、館長のほうで手を入れて管理をしているという話ございましたので、申し訳ありませんでした。

委員長（池井 豊君） 浅野委員、何かありますか。

7番（浅野一志君） いや、ないですけども、できればうまく管理していただければ毎年楽しめますので、よろしくをお願いします。

委員長（池井 豊君） ちょっと待ってください。何か資料ちょっとできてきたようなので、ちょっと資料の配付をお願いします。

（資料配付）

委員長（池井 豊君） 今ごまどう湯っ多里館、YOU・遊ランド、椿寿荘のここ数年の入り込み客数の資料が届いたところですよ。

それから、高橋委員から湯っ多里館の収支決算の書類、資料を出せるかという質問がありますけれども、産業振興課長どうでしょうか、過去にも何か収支決算書みたいなのが出ていたような気もしますが。

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） 収支決算の……もしあれでしたら、休憩中に高橋委員からどういようなものの……

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） 高橋委員、これからもうちょっとたったら昼休み入るので、こういう数字が入った収支決算書があるのかというところを後でちょっと資料を詳しく請求してもらいたいのですけれども。

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） 収支決算書というの普通に出ますか。

産業振興課長（佐藤 正君） 収支決算書のほうは、ちょっとうちのほうはいただいて……

（何事か声あり）

産業振興課長（佐藤 正君） 今補佐からちょっと話ししてもらいます。すみません。

（何事か声あり）

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） すみません、産業振興課の近藤です。決算書というタイトルではないかもしれませんが、年間での収支の内訳という形で収入の部、支出の部ということで各項目に分けたものはございますので、これがいわゆる決算書に近いものかなと思いますので、これでよろしいでしょうか。多分ごらんいただければ……

（何で出していないのの声あり）

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 今までは余りお示ししたことはなかったかなという気はするのですけれども……

(出しているんだての声あり)

産業振興課長補佐(近藤拓哉君) ありますか。いいですか。

委員長(池井 豊君) 休憩時間中に高橋委員のほうから近藤課長補佐のところ今それ見てもらって、それが求めるものなのかどうかちょっと確認していただいて、だったらそれを出してもらおうようにしてください。

13番(高橋秀昌君) わかりました。

委員長(池井 豊君) では、午前中最後に。

3番(小嶋謙一君) では、私から簡単にちょっとお尋ねします。125ページの護摩堂管理事業、13委託料のところの登山道整備委託料、これ先ほどの話ですと中部山岳遊歩道の整備に関するものなのですが、この52万円の中でのその中身です。というのは、私もその遊歩道ずっと菩提寺山まで歩いたりいろいろしているのですが、足元は確かにきれいなだけけれども、要するにブッシュがひどいのです。見晴らしが全然悪いものですから、その辺どういうような形でされているのか、そういうところ全然気にしないのかどうかということなのです。

それで、この金額でいくと、恐らく田上町の境界分だけだと思のですが、昨年からこれから新潟市等含めて広域連携については、観光についても今回広域連携の中に含まれていますので、その辺隣の新潟市とも協議しまして、この遊歩道についてはきちんともうちょっと整備すれば、これは加茂までもうずっと行くのですから、整備すればトレッキングだとかそういう観光の一つの目玉になると私は思っていますので、ぜひとも今後それ考えてもらいたいというのが1つです。

あともう2点目は、127ページの14節、田上駅展示コーナー借地料、これあくまで展示コーナーだけの借地料として私は捉えているのだけれども、あそこにうどん屋さんやっていますよね。私よくあそこ結構うまいので、入っているのだけれども、うどん屋さんとのあれは関係ないですよ、これは。その確認です。

それからあと、展示のこれ管理は誰やっているのか。ほかの、町で許可したものだけ張っているのでしょうか、その辺ちょっと聞かせてもらいたい。

3点目が129ページの梅林公園管理事業のところでの梅林公園管理委託、これこの間も梅のお祭りのときに行ったのだけれども、中学校のところからずっと沢おりて登っていくのですが、その沢のところに倒木とかいろいろあって、あそこもミズバショウ出ていてきれいなのです、実際。大分あの沢が荒れているのだけれども、その辺は含めているのかどうか、あの沢のところ、中学校の下のところの。

(堤だの声あり)

3番（小嶋謙一君） 堤になるのか、あれは。堤の水源になるのか。あそこも含めているのか。もしできたら、ぜひとも今後はあそこも整備をきちんと加えてやれば、もっと人も見やすいし、見ばえがいいし、歩きやすいと思います。

その3点お願い。

産業振興課長（佐藤 正君） では、一番最後の梅林公園ののからまず話しします。沢のほうののは、沢のほうの管理については管理委託のほうには含まれておりません。したがって、今後そういう状況であれば、そういうのがひどければ、その辺も含めてちょっと整理といいますかしていきたいというふうに考えております。

それから、田上駅の展示コーナーの借地の関係ですが、この借地の関係の面積の関係ですが、展示コーナーは……ちょっと補佐から説明してもらいます。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 田上駅の関係なのですけれども、駅舎としては一体なのですけれども、建物所有がちょうど真ん中で分かれるような形になっておりまして、半分がJR、半分が田上町の所有となっております。今回の今お話がありました売店の部分について、そちらのほうについてはJRのほうから今お借りしているような形になっておりますし、あとそれ以外に駅の構内にあるおトイレがたしかあったと思うのですけれども、トイレの部分、そこについてもこちらのほうが一部お借りしているような形です。

あと、売店のほうについては、湯田上温泉旅館組合のほうがあちらのほう運営のほうをしていただくということで委託のほうをお願いしております。

あともう一つ、登山道等の下草刈り等なのですけれども、基本的に今のところお願いしているのはあくまでも登山道、人が歩くところの下草刈りをお願いをしまして、今ほど小嶋委員からお話がありました眺望、見晴らしの部分がよくなるよという部分での、そこまでの部分は実はちょっとお願いはしていないというのが現状です。あくまでも、例えば倒木があってどうしてもこれは危ないです。もうこれは通れませんということになれば、当然こちらのほうで倒木のほうの処理はいたしますけれども、積極的にここの部分切って眺望をいのようにしようというふうな、ちょっとそこまでは至っておりません。

もう一点あとつけ加えると、今新潟との広域連携というお話もございましたけれども、その辺また近いうちに集まりがあると思いますので、その中でほかの五泉あるいは秋葉区、どういった管理しているかちょっと聞いてみたいと思っております。

以上でございます。

3番（小嶋謙一君） では、最後はその遊歩道のことなのだけれども、眺望が一番肝心

ではないのですか、足元はともかく。足元なんて、結構足達者な人しか登らないのだから眺望です、問題は。今後ぜひとも前向きに検討してください。見晴らしがよければ、今度新潟といろいろ話ししたときも、結構バックとしては強いものがあると思いますので、何も無い、見晴らしの悪い、ただ歩くだけのところでは、新潟とお話ししても訴えるものが何も無いのではないかと私思いますので、ぜひともお願いします。

それと、田上駅のことなのですが、うどんやっているところ、商売確かに商工会がやっているのだろうけれども、その辺では借地料、このあれはどうなのですか、精算というのは。商工会と……

(何事か声あり)

3番(小嶋謙一君) うどん屋のところ、商工会やっているところも町でもって払ってやっているのですか、借地、商工会のほうで出しているのではなくて。

委員長(池井 豊君) 課長補佐、うどん屋の部分の借地は誰が。

産業振興課長補佐(近藤拓哉君) 町のほうで支払いのほうしております。

(何事か声あり)

委員長(池井 豊君) それは、今言ったこの中に入っているということですか、15万8,000円の中に駅展示コーナーとあとうどん屋の場所も入っているというふうに認識すればよろしいのでしょうか。それまたほかにあるのか、聞かせていただければということですよ、小嶋さん。

(そうそう、そういうことの声あり)

産業振興課長補佐(近藤拓哉君) ここの中に、15万8,320円の中に入っているということでご理解いただければと思います。

(何事か声あり)

3番(小嶋謙一君) そうしたら、商工会に対しては何、では町でもってどうぞということでもらっている解釈なのですか、町は。向こうも商売やっているわけだから、ある程度商工会から何がしのものをまた逆にいただいてもいいのではないですか、町で貸しているわけなのでしょう、今度はその場所。

委員長(池井 豊君) 課長補佐、商工会ではなくて温泉組合ですよ、これ。組合です、そこを認識間違いないように。温泉組合から何かもらっているのかということですけども。

産業振興課長補佐(近藤拓哉君) おっしゃるのもわかるのですけれども、特にお金とさせていただいている部分というのはございません。

3番（小嶋謙一君） 何と申しませうか、ではその辺ちょっと考えてみてください、このままでいいのかどうか。恐らく皆さんちょっとおかしいと思っていると思いますので、議員の皆さんは。検討お願いします。

では、私はこれで終わります。

委員長（池井 豊君） 午前中の質疑はこれで中断いたします。

午後からは、まずこの資料の説明から入って7款の質疑を進めていきたいと思ひますけれども、ちょっとおくれぎみになってきましたので、各自頭の中整理して、趣旨明確に質問ができるようお願いいたします。

暫時休憩をとります。

（何時の声あり）

委員長（池井 豊君） 1時15分まで。

午前 1 1 時 5 8 分 休 憩

午後 1 時 1 2 分 再 開

委員長（池井 豊君） 休憩前に引き続き、ちょっと早いのですが、資料説明が大変いっぱいあるので、早目に始めたいと思ひます。

まず、町民課のほうから昨日求められた資料について説明をお願いいたします。

町民課長（田中國明君） お疲れさまです。貴重なお時間頂戴してすみませんが、昨日町民課の決算委員会の中で高橋委員のほうから提出を求められました資料が調ひましたので、説明のほう若干させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

まず最初に、特定健診の受診率推移ということで、平成24年から平成29年までの受診率を掲載させていただいた資料がお手元にあるかと思ひますが、そちらをごらんください。結果から申しますと、平成29年度、これまで全部の市町村が入力を終えていないということで、若干変動はあるかもしれませんが、速報値という形になっておりまして、29年度合計でいたしますと、一番右になりますが、45.4%、県平均が43.5%ということで、ようやく県平均を上回ることができたというような状況でございましたので、お願ひしたいと思ひます。

なお、この受診率を上げるために様々町といたしまして取り組みをしてきた経過を若干説明させていただきたいと思ひます。まず1点目としましては、平成24年度から節目年齢40歳、45歳、50歳、55歳、60歳を迎える人に対しまして、基本項目無料クーポン券の配布ということで対応をしてきたものでございます。この無料クーポ

ン券の関係ですけれども、1人当たり基本項目ですので、800円自己負担していただいておりますが、その部分を無料にしてやってきたという部分でございますし、平成27年度からは個別健診の受診のその医療機関といいますか、そこを11カ所に拡大をして実施をしてきたということでもあります。その実施医療機関としましては町内、加茂市の医療機関計11カ所を対象にして、それも含めてやってきたと。対象は70から74歳までの方でございますので、お願いします。それで、平成27年度から同じく半日ミニドックと一緒に実施しているというような状況で、町民の方々の利便性の向上も図ってきたということで……

(ちょっと片仮名で言ったの何だったの声あり)

町民課長(田中國明君) 半日ミニドック。

それから、29年度で45.4%まで上がったその要因につきましては、昨日の国保の会計の中でご説明をさせていただきましたが、特定健診に係る診療情報提供事業ということで、町内の3医療機関から特定健診の項目に該当するその健診を受けている方のデータを提供していただいて、それらをそこに数値として計上したということで45.4%ということになったものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、もう1部、ダイオキシンの関係のこの計量証明書というものがA4両面で2枚のつづりがお手元に行っているかと思いますが、それについて説明をさせていただきますので、資料のほうをお願いしたいと思います。

(ダイオキシンの声あり)

(清掃センターだね。町民課、田中様と書いてあるよの声あり)

町民課長(田中國明君) それで、ダイオキシン類の関係のその法律的な位置づけでございませうけれども、ダイオキシン類対策特別措置法というものがございまして、そのこの同施行令第4条におきまして、設置者は年1回以上の測定を義務づけられているものでございまして、これ私昨日県のほうで調査したというような形でちょっと答弁させていただきましたが、設置者ということですので、一部事務組合の消防衛生保育組合のほうで年1回調査をしているということでございませうので、大変申し訳ございませうが、よろしくお願ひしたいと思います。

その結果がそこに今お示ししているものでございまして、清掃センター1号炉、2号炉とございまして、1号炉につきましては6月30日の日に調査をいたしまして、毒性等量というのがこの測定結果の3つ、3段のうち一番下のところに丸がつい

ているところがありますが、そこが3.9であったと。これ、基準値が5.0ナノグラムということですので、1号炉については基準値を下回っていたということでございます。その裏面見ていただきますと、今度2号炉の関係になります。同じくその毒性等量というところを見ていただいて、丸のついているところですが、そこが6.8ナノグラムということで、2号炉が基準値の5グラムを超えたということでございました。それで、3枚目になりますが、その後修理を若干したというようなことで加茂の事務局言うておりましたが、それを再測定した結果、それが29年の12月27日ということでございますけれども、基準値以内の2.2ナノグラムになったということでございますので、一応そのような形で検査等実施しておるところでございますので、よろしく願いいたします。

すみません、私の説明は以上になります。

委員長（池井 豊君） この2件については、高橋委員は総括質疑もしておりますので、この資料提供でいいでしょうか。

（これ、特定健診の中はドックも入っているの声あり）

委員長（池井 豊君） 特定健診の中にドックも入っているかと。

（入ったというか……の声あり）

委員長（池井 豊君） 半日ミニドックは入っているよね。

町民課長（田中國明君） はい。

（ミニドックは。ほかのはどうだ、人間ドックはの声あり）

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） 続きまして、産業振興課から資料の説明等からお願いします。

産業振興課長（佐藤 正君） それでは、幾つか資料お配りしましたので、順次説明申し上げます。

まず、A4の横の資料になります。関根委員さんからお話のありました路線バスの関係の資料でございますが、こちらに4カ年の、29年度、28年度、27年度、26年度のそれぞれ田上町管内の補助対象バス路線のバスのキロ数でありますとか、平均乗車密度、それから町が負担している補助金の額等々につきましてまとめたものが実はここにあります。これ4カ年のものでありますので、それぞれちょっとごらんいただきたいと思うのですが、実は平均乗車密度の考え方なのですけれども、あくまでも実際に乗っている人数でカウントするものではなく、実際に人から乗っていただいて、その運賃の収入から消費税を抜いた平均の賃料、要はどのぐらいの料金の平均の賃料を、それから賃料をまた走行距離で割ったものがその平均乗車密度と

いう形で数字としてあらわれます。したがって、実際に乗っている人数というのは、バス会社のほうでもサンプルをとらない限り実は把握をしておりません。それで、大変申し訳なかったのですが、一応29年度と30年度のサンプルになりますが、29年度であれば6月11日から11、12、13の3日間のデータ、それから30年、今年は6月10日、11、12ということで、3日間のそれぞれの乗車の様子と、表を見ていただくとわかるのですが、ちょっと小さくて申し訳ありません。乗るという字を書いたところに、数字の上段はどこの場所で乗ったかと。下は、どこの場所でおりましたかという、こういう感じの表になっておりますので、これを見ていただいても実際のところ通学の時間帯では学生がある程度おりたり乗ったりしている状況わかるのですが、それ以外はなかなか実際は乗っていないという状況がこれでわかるかと思えますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、次ですが、順序飛んで申し訳ありません。次、平成30年産の米作況調査集計表ということで、松原委員さんからお話しのありました、これがそれぞれ30年度、29年度、28年度の米の作況調査の集計表になります。毎年それぞれの集落、坂田から始まりまして8つの調査地点を設けまして、そのエリアの中で調査地点は毎年少しずつ変わっておりますが、それぞれ米の作況調査ということで、実際に坪刈りを行いまして、調査をしておる結果でありますので、そのようにごらんいただきたいというふうに思います。

それから最後、ごまどう湯っ多里館の収支の内訳でございますが、少し小さくて申し訳ありません。29年度のごまどう湯っ多里館の収支の内訳ということで、これは指定管理者のほうから提出されたものでありまして、収入、指定管理料から始まりまして、もろもろの附属する収入。それから、支出のほうは人件費、需用費等々の支出を経まして、29年度はこのような形で指定管理者から報告されておりますものを一応資料として提出させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

それと、資料にはございませんが、午前中お話しのありましたバスの関係の路線バス経費に係る特別交付税、どの程度入っているのかというお話でございました。29年度につきましては、町の負担が559万2,000円の負担をしておりますが、そのうち特別交付税ということで447万4,000円のお金が特別交付税で措置をされております。したがって、町の純然たる持ち出しにつきましては、111万8,000円の金額を持ち出しているという状況となっておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、お昼前に小嶋委員さんから田上駅のお話がございました。田上駅の関

係につきましては、旅館組合さんのほうで食堂のほうを運営されておるところでございしますが、実際のところあそこに観光案内所機能を持たせておりますし、あとはあそこに防犯だとか、そういった機能も、要は乗りおりさせる方、そういった部分のそこに人がいるという状況の中で、防犯的な機能も含めて、食堂ではなかなか採算がとれないというふうに実は聞いています、正直なところ。ほとんど余り人が来ないという状況もあるものですから、そんな中で田上駅観光、湯田上温泉が近い駅でもありますので、例えば護摩堂山登られる方が少し小腹がすいたときにうどんとかそばとか食べていただけるような、そういった場所を、湯田上温泉旅館組合さんのほうでそういう場所として提供している。観光案内所も含めてそういう機能を持たせているのだというお話もございしますので、現状では先ほど申し上げましたとおり、その辺の使用料といいますか、お金のほうは取っていないという現状でございしますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

資料のほうの説明含めまして、ちょっと私のほうからは以上であります。

委員長（池井 豊君） 課長から説明がございましたけれども、関根委員、これありますか、この……

12番（関根一義君） いいです。

委員長（池井 豊君） いいですか、これはこれで。

松原委員も、これ作況指数の数字、これはこれでいいですか。

10番（松原良彦君） 結構です。

委員長（池井 豊君） ごまどう湯っ多里館の収支内訳出て来ましたけれども、高橋委員、これに関して何か質疑はあります。

13番（高橋秀昌君） いいです。

委員長（池井 豊君） いいですか。

では、引き続きごまどう湯っ多里館、YOU・遊ランド、椿寿荘のこの入館者数の推移については説明はありますか。なかなか頑張っているなというのもあるのですけれども、湯っ多里館も。

産業振興課長（佐藤 正君） お手元に行っておりますごまどう湯っ多里館、それからYOU・遊ランド、一番最後が椿寿荘という形になっております。ごまどう湯っ多里館につきましては、平成26年度の途中、27年の1月1日から指定管理ということで指定管理者に業務をお願いしているところでありますが、26年度が14万6,000、27年度が14万ということで少し落ちておりますが……

（何事か声あり）

産業振興課長(佐藤 正君) まず、ごまどう湯っ多里館のほうですが、26年度14万6,000人ということになっておりますが、27年度につきましては、温泉がなかなかちょっと出ない状況が続いたということで、2カ月間沸かし湯で営業したという状況もありまして、27年度の入館者については、少し人数が減っております。それで、27年度からの比較の中で28年度は2,408人ほど増えております。また、29年度につきましては、前年度からわずかではあります、500人程度増えている状況で、少しずつではありますが、一旦下がったものを少しずつ回復しているような形で今のところ湯っ多里館のほうは推移している状況であります。

それから、続きましてYOU・遊ランドのほうでございますが、YOU・遊ランドのほうは、大体2万人前後という形になっておりまして、29年度は少し1万8,000人程度という形になっております。ただ、こちらの施設のほうも、羽生田野球場と同じ指定管理者が管理をしている状況となっておりますので、その相乗効果も含めて利用者が大分増えつつあるという状況も聞いておりますので、ちょっと推移を見守りたいというふうに考えております。

それから、椿寿荘のほうでございますが、29年度椿寿荘のほうですが、見ておわかりのとおり11月に5,277人という、今までですとなかなか信じられないぐらいの数字が実は入館としてはありました。そこで、1万人を超えたという状況となっております。指定管理の側も、いろんなイベントをしながらなかなか取り組んでいるという状況も見えますので、今一応そんなような感じで私どもは入館者の関係については把握をしているところでございます。

説明は以上です。

委員長(池井 豊君) ありがとうございます。

では、引き続き7款の質疑を受け付けたいと思います。質疑のある方。

5番(中野和美君) 私は、椿寿荘のことをお尋ねいたします。前にもと言っても10年ぐらい前ですが、前にも椿寿荘のことでお尋ねしたのですが、最近後ろのほうの板塀のほうは修繕したりもしているのですが、せっかくイベントをしたり、来場者も増えたりしているところ、外の国道側の土壁やはりちょっと突き出したようなまだらなような感じになっていて、そのころもお尋ねしたときはやはり昔からのつくりの壁なので、あれを修繕しようとするとかかなり高額の金額がかかるというふうに担当課から教えてもらったと思ったのですが、その後国道側のあの土壁を補修しているなんていう計画はありましたでしょうか、教えてください。

産業振興課長(佐藤 正君) 今のところは、その辺はまだ考えておらないところであ

ります。

5番（中野和美君） そのときも、下手すると昔の材料で同じように作ろうとすると、もしかして1億円ぐらいかかるかもしれないなんていう話をされていたようだったのですが、そのときは本当にお金もないし無理だねと言って終わっていたのですけれども、今もまだそういう計画はないということですが、せっかくそんなふうには椿寿荘が人気も上がってきたところで、そのように外壁のちょっと見るからに余りきれいな状態ではないと思われるのですが、補修など考えていただきたいと思うのですが、やはりそういうの見積もりは出したことなかったのでしょうか。もし出したことない、でもそのとき概算で何か言ってくれたので、担当課が。多少は何かで計算できていたのではなかったのかなと思うのですけれども、いかがでしたでしょうか。もしあれだったら、そんなふうに見積もりできるものなのか、今後考えていけるものなのか、ちょっと検討していただけるとありがたいです。

（今後の展開も含めての声あり）

産業振興課長（佐藤 正君） おっしゃるとおり、まずどの程度かかるかという部分については、きっちりある程度把握する必要があると思いますので、その辺の見積もりについては見積もりを徴す方向で検討してまいりたいというふうに考えています。

ただ、建物のほうも大分この間100周年ということで迎えた部分もありまして、そのような状況もある中でというお話も、町長も一般質問の回答の中で話させていただきましたが、まずもって必要最小限、本当に必要な部分は直していきたいとは思いますが、なかなか大きなお金で改修ということになりますと、すぐにどうのこうのという話になかなかならないものですから、その辺も含めて今後計画的に進められるようちょっと検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

（何事か声あり）

6番（椿 一春君） 3項の観光費のところでは質問しますが、ページで言うと127ページです。この中で、観光振興補助金のところに花の里補助金事業ですとか、温泉の里事業、遠足のまちタケノコ満喫ツアー補助金とありますが、これでこの補助金の中で、観光なので、集客とかでどれぐらいの方が訪れているとか、そのような実績の数値はあったらお聞かせください。

委員長（池井 豊君） さっきの説明だと、花の里だというと梅林で梅まつりと曾根のところ、下は温泉まつりにどのくらいの人、遠足のタケノコ満喫ツアーに何人というような感じで答弁願います。

産業振興課長（佐藤 正君） まず、遠足のまちタケノコ満喫ツアー補助金ということでありまして、これはYOU・遊ランドを拠点としまして、タケノコ掘り体験とかということで、指定管理者が計画したものに対しまして町として補助を行ったというものでありまして、参加者につきましては、64名の方の参加ということで実績は上がってきております。

それから、29年度の温泉まつりの関係でございますが、観月会と縁日ということで、来場者につきましては約1,000人程度参加があったというふうに聞いておりますし、東龍寺のクラシックコンサートということで今年もございましたが、100名の方の参加ということで、あとは華蔵院のお茶会30名の参加、それから落語まつりということで、今年もこの週末予定しておるイベント企画でございますが、73名の方の参加ということになっております。それから、湯田上温泉の出前の落語ということでありまして、それぞれ期間中4日間実施をいたしまして、48名の方から来ていただいたという状況になっております。

（何事か声あり）

産業振興課長（佐藤 正君） この花の里事業の補助金につきましては、これはイベントということではなくて、先ほどもちょっと説明の中で申し上げましたが、護摩堂山のオトメユリの植栽でありますとか、それからこれは曾根の保全会のほうに補助をしているものでございまして、何人の参加というようなことでの把握はしておりませんので、それに要する経費を補助したということでございますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

以上です。

6番（椿 一春君） 多分そのような答えが来ると思って質問したのですが、花の里のあそこは時期になるとものすごくすばらしい景観があるのです、わあ、すごいと驚くような。せっかくお金を出して整備しているところなので、ちょうど時期を見計らってその広告、PR等することによってもっともっとこのすばらしいものとか、お金が有効に生かせるのではないかと思います。来年度に向けてそのようなことを検討してもらえればというふうに思っております。

委員長（池井 豊君） では、よろしく申し上げます。

副委員長（高取正人君） 花の里事業補助金ということで、オトメユリ、ヒメサユリのことだと思うのですが、花の咲く時期があじさいまつり、温泉まつりよりちょっと前の時期で、今は西洋種のルレーブですか、別の洋種系のユリの花が植わっているかと思うのですが、これもこの事業の中で植えられたものでしょうか。

産業振興課長（佐藤 正君） そのようにお聞きしております。

副委員長（高取正人君） もう一件、梅林公園のほうの梅の花の剪定というのは、公園の管理の中はやられているようでしたが、説明のほうで梅の花の剪定のほうには触れられていなかったもので、ちょっとこれも間延びした枝があったり、枯れた枝があったり、特に枝垂れ梅なんかは、枝をすいてくれないときれいに下のほうに伸びていかなかったりするものですから、そこについてもお聞かせください。

産業振興課長（佐藤 正君） 剪定の業務のほうはしっかりとやっておりますので、よろしくお願いいいたします。

委員長（池井 豊君） ほかに質問ありませんでしょうか。

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） では、7款のほうはここで閉めたいと思います。

続いて、13款の産業振興課担当分の説明をお願いします。

産業振興課長（佐藤 正君） それでは、13款の説明申し上げます。13款につきましては、ページで言いますと188ページ、189ページになります。その真ん中ほどになりますが、13款災害復旧費、2項の農林水産業施設災害復旧費ということで、当初予算当然ないわけですが、補正額で409万9,000円のうち執行額は400万1,121円の執行ということになっております。この災害復旧につきましては7月の災害発生、7月18日に大雨降りまして、各林道それぞれ土砂崩れ、それから路肩の崩壊、法面の崩壊等々がございまして、それに係る経費ということでそれぞれ執行させていただいたものであります。

その路線名を申し上げます。湯川の護摩堂林道、それから川ノ下の一の滝林道、同じく三ノ沢林道、下吉田の土場林道、川船河の茗ヶ谷林道、それから羽生田の今滝・冬鳥越林道ということで、それぞれ災害復旧事業ということで災害復旧させていただいたものであります。ここで、災害復旧費ということで、災害復旧事業、備考欄見ていただきたいと思うのですが、279万1,521円ということでございまして、12節の役務費の手数料につきましては、これは災害復旧に当たる応急的な復旧のいわゆる人件費、手間代になります。これが手数料ということでそれぞれ支出をされておりますし、14節使用料及び賃借料につきましては、車の借り上げ、機械の借り上げ等々に要する経費、それから16節の原材料費につきましては、応急復旧の材料費、ブルーシートでありますとか、原材料費、土とかそういった経費がここに含まれております。その下の林業施設の災害復旧費であります、これが林道土場線の災害復旧工事ということで120万9,600円ということでございまして、これにつしまし

ては林道、これは応急復旧ではなく、応急復旧と完全に復旧するための工事ということで工事発注させていただいたものであります。それから、その下のその他公共施設災害復旧費災害復旧事業ということで82万4,063円ということではありますが、これらの経費につきましては、これは町道護摩堂線の路面の洗掘、これは町道護摩堂線、いわゆる護摩堂山に登るあの道路のことです。そちらのほうの路面の流出、洗掘等がありまして、それらに係る応急復旧を行うに当たりまして、必要な経費を支出させていただいたというものでございます。

説明は以上であります。

委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

13款について質問のある方。ないでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） では、これをもちまして産業振興課担当のところは終了とさせていただきます。産業振興課の皆さん、ご苦労さまでございました。

引き続いて、地域整備課にかかわる6款の国土調査事業、8款、それから13款、下水道、集排、水道の特別会計について移りたいと思います。いいですか。すぐ説明、それとも帰ってからあれしますか。

地域整備課長（土田 覚君） ご苦労さまです。では、私のほうから今ほど委員長がおっしゃった6款のほうから説明させていただきますが、よろしく願いいたします。

ページが117ページになりますが、よろしいでしょうか、皆さん。6款の部分で、国土調査事業というのが私どもで所管してございまして、1,426万155円ほど使用させていただきました。内容については、お手元の決算書のとおりでございますので、説明は省かせていただきますが、国土調査事業につきましては、平成25年度から実施してございます。29年度が5年目ということになります。地区が保明新田、千刈新田、石田新田、坂田の一部を行いまして、面積が0.11平方キロメートルの箇所を国土調査を行わせていただきました。その内容につきましては、補助事業でございまして、国が50%、県が25%、町が25%の割合で行うものでございまして、その町の25%のうち交付税措置が8割ございますので、実質の持ち出しが5%になる事業でございます。

6款は以上でございます。

次に、8款土木費のほうを説明させていただきます。土木費につきましては、決算書130ページからになりますが、よろしいでしょうか。土木費の8款1項1目の道路橋梁総務費につきましては4,653万2,023円でございますが、人件費ということで

ございますので、説明は省かせていただきます。

次に、2目の道路維持費でございますが、決算額1億1,020万8,184円となりました。1ページおはぐりください。133ページのほうになります。道路維持費については、側溝だとかそういう部分になりますが、説明欄で説明させていただく前に、133ページの15節の工事請負費でございますが、1,349万9,000円を繰り越ししてございます。これは、平成29年度の国の補正によるもので、30年度に繰り越しさせていただいたものでございますので、よろしく申し上げます。

なお、需用費の46万9,695円については不用額でございますが、光熱水費や燃料費等でございますし、委託料の13節、15節の工事請負費については請負請け差でございますので、よろしく申し上げます。17節と22節についてはこの公有財産購入等、補償補填及び賠償金については使用がございませんでしたので、不用額として残しておりますので、よろしく申し上げます。

それから、事業ごとに説明させていただきますが、よろしく申し上げます。133ページの右側でございますが、側溝改良工事事業として8件工事を行ってございます。1,584万5,760円、お手元の決算書のとおり、箇所が明示してございますので、見ていただきたいとおります。なお、道路維持費、道路新設改良費、河川改良費につきましても、地区の要望や私どものどうしてもやらねばならないという場所を主に行ったものでございますので、よろしく申し上げます。

次に、舗装、補修工事事業でございますが、これも5件の工事を終わってございます。1ページおはぐりください。135ページに行った箇所が書いてございます。それから、防護柵設置工事事業でございますが、249万4,800円ということで、3件の防護柵の工事を行ってございます。また、区画線表示工事事業についても106万3,800円、これ件数は2件なのですが、川船・茗ヶ谷線ほかの工事を行ってございます。消雪パイプ工事事業でございますが、90万7,200円ということで、これも原ヶ崎団地4号線ほか2件のメインパイプの工事を行ってございます。それから、路肩保護工事事業が2件、総額で70万7,400円ということで行ってございます。橋梁修繕工事事業でございますが、負担金補助及び交付金、橋梁長寿命化修繕計画負担金ということで、これ技術センターのほうにシステムの更新費用としてお支払いするものでございます。道路維持その他工事事業については、需用費の修繕料とその他工事事業に分かれますが、需用費は697万5,390円、この内容については修繕料でございます。その部分については細かく説明させていただきますが、修繕箇所として67件、プラス地区清掃の土砂の回収や砂利道修繕を合わせた金額でございます。よろしく

お願いします。次に、側溝維持工事事業として3件、72万9,000円を使用しました。隅切改良工事として保明・後藤線で1件の62万8,360円ということでございます。

(62万だって。今62万言っただろう。82万だろうの声あり)

地域整備課長(土田 覚君) すみません、申し訳ございません。82万8,360円使わせていただいた。

次に、1ページおはぐりください。137ページでございますが、社会資本整備交付金事業ということで、維持ということで書いてございますが、これが社会資本整備交付金事業の補助事業で行ったものでございます。橋梁点検業務委託料、これ毎年5年に1回ずつ橋梁を道路法の改正によりまして5年間で点検する約束事になってございます。43橋ほど点検をさせていただきました。次に、15節の工事請負費でございますが、5,886万8,640円ということで、以下の川船河西9号線の舗装補修、坂田・湯川2号線の消雪パイプ、坂田・湯川3号線の消雪パイプ、橋梁長寿命化の修繕工事ということで工事をさせていただきましたので、よろしくをお願いします。なお、補助率は57.2%でございます。

次に、3目の除雪対策費でございますが、今年度はすごく大雪だったものですから1億5,625万8,694円を使用させていただきました。内容について説明させていただきますので、よろしくをお願いします。その内容でございますが、町内一斉除雪が早朝13回、日中の一斉除雪が8回、部分除雪が9回という多くの除雪を行った年でございました。したがって、補正予算のところを見ていただくとわかるのですが、1億2,004万4,000円ほど補正をさせていただきましたところでございます。29年度は、総降雪量が397センチでございました。

(降雪だねの声あり)

地域整備課長(土田 覚君) 降雪です。

委員長(池井 豊君) 資料に書いてあります。

(そうの声あり)

地域整備課長(土田 覚君) この資料については、総務産経委員会のときにもお出ししているのですけれども……

(3ページの声あり)

地域整備課長(土田 覚君) そこに出ているか。

(主要施策の成果の声あり)

地域整備課長(土田 覚君) 主要施策の成果の説明書にも出ておりますので、見ていただきたいと思います。

(実際にメモ要らなかったねかの声あり)

(要らなかったんですの声あり)

地域整備課長（土田 覚君） ちなみに、参考にばたばたと言いますので、お願いします。控えていただければと思います。平成25年度が総降雪量が124、26年度が245、27年度が244、28年度が175ということで、29年度は397センチということで、例年になく23年度以来の大雪となったところでございます。

内容につきましては、お手元の決算書のとおりでございますので、金額についてはご確認願えればと思います。なお、当町においては、1回当たりの出動経費につきましては約270万円ほどかかります。よろしいでしょうか。

次に、1ページおはぐりください。138ページ、道路新設改良費でございますが、920万8,830円を支出させていただきました。

内容のほうを説明申し上げます。139ページのほうの備考欄を見ていただきたいと思えます。道路改良工事で1件、上野南9号線で186万8,400円、舗装新設工事で1件、下横場東2号線で64万4,760円、社会資本整備交付金事業、これ補助事業になるわけですが、委託料として581万400円、これは今年から工事を行う保明・後藤線の路肩拡幅の設計業務委託料でございます。次に、河川費のほうよろしく申し上げます。下段になります。河川費については、河川改良総務については113万3,412円ですが、これ通常経費でございますので、説明は省かせていただきます。大どころで言いますと、大正川浚渫工事負担金ということで、町が80万円、改良区がこれ3分の2なので、3分の1だと40万円、120万円の総事業費の中で大正川の浚渫や羽生田川の出口の浚渫を行うものでございまして、町が3分の2、改良区が3分の1の持ち出しによって行うものでございます。それを改良区に負担金として納めて、改良区さんから総事業費120万円以上で行っていただくものでございます。内容については、土砂の浚渫とか河川堤防の嵩上げとか、そういうものでございますので、よろしく申し上げます。次に、河川改良費でございますが、1,076万3,816円使用させていただきました。

この内容でございますが、1ページおはぐりください。よろしいでしょうか。河川改良工事として工事請負費で4件、299万1,600円ということで使用させていただきました。ここには3つしかないのですが、調整池整備を町内2件に分けて出ていますので、茗ヶ谷川支流が1カ所、調整池整備が2カ所、中轄川のほうの排水ポンプの撤去が1カ所ということで4件ということでございます。次に、河川改良浚渫工事事業で、これ江ざらいのことなのですが、浚渫工事事業につきましては4件の

工事を行ってございます。お手元の資料のとおりでございます。次に、河川改良護床工、川の河床を守るところなのですけれども、茗ヶ谷川で1件の工事を行ってございます。そのほかに、羽生田川の関係なのですけれども、少しその他工事として56万1,600円を使用させていただきました。

次に、3項の都市計画費でございますが、都市計画総務費についてでございますが、670万9,821円ということでございます。1ページおはぐりください。143ページの備考欄で説明させていただきますが、委託料ということで立地適正化計画の作成業務委託料ということで581万7,960円使用させていただきました。内容については立地適正化計画の検討や合意形成や打ち合わせ協議の部分抜いた全てのものを作成したところでございまして、今年が最終的にまとめる予定となっております。次に、都市計画用途地域変更及び地区計画決定業務委託料57万9,960円ということで使用させていただきましたが、これは本田上工業団地の関係でございます。委員の皆さんもわかっているかと思うのですけれども、大型の商業施設にするためにあそこ工業地域から準工業に落として、売り場面積1万平米以上ということで誘致しなかったのですけれども、隣接の市町村の絡みでちょっとできなくなったので、やれるところ、やった部分だけをお支払いした部分でございます。よろしく申し上げます。

次に、2目の公園管理費でございますが、393万3,871円を使用させていただきました。地区公園が34カ所、運動公園が1カ所、それからふれあい広場が1カ所、河川公園が1カ所、計37カ所の管理に関する総費用でございます。そのほか公園、その他としてブランコを2つつけています。保明地区公園に1カ所、原ヶ崎運動広場に1カ所ということで、2カ所にブランコを設置してございます。

次に、3目の下水道対策費でございますが、2億1,501万1,000円でございますが、これは下水道のほうで説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

次に、4目の住宅費でございますが、住宅管理費ということで250万円を使わせていただきました。右側のほうを見ていただきたいと思いますのですけれども、負担金補助及び交付金ということで、多世帯同居住まい推進リフォームということで、多世帯同居する人のリフォームに対して上限50万円を補助するそのリフォームの補助金でございます。あくまでも多世帯同居しなければだめな補助金です。予算は10件見えておいて、500万円の予算づけはしたのですけれども、最終的には6件の申し込みがあって、1件辞退したので、5件の申し込みとなったものでございます。したがって、補正で250万円落としてございます。また、民間住宅のアパート補助金とい

うことで500万円ほど見ておったのですけれども、残念ながらいろんな営業はしてみたのですけれども、そういうアパートを建てる人がいなかったということで、補正のほうで500万円ほど落とさせていただいております。

以上、8款の一般会計の部分は終わりました。

続けて、13款まで行きますね。

委員長（池井 豊君） 行っていいです。

地域整備課長（土田 覚君） 13款のほう行きます。よろしく申し上げます。どこだったか。

委員長（池井 豊君） 186ページ。

地域整備課長（土田 覚君） すみません、ご指摘いただきましてありがとうございます。186ページ、13款の災害復旧費でございます。3,757万6,648円を使用させていただきました。一番下段のほうです。これについては、7月3日から7月4日の雨、7月18日の雨、7月23から24の大雨、8月8日の台風、8月19日の大雨、8月24日の大雨、10月22、23日の台風ということで、計7回ほど天候にいじめられました。それらの費用でございまして、災害復旧事業の右側のほうでございしますが、11節の消耗品、これは佐藤課長も言ったように土のうやビニールシートの費用等でございます。次に、12節の役務費の手数料で、これも応急復旧に係った応急復旧作業手数料、人足というかその人件費になります。次に、使用料及び賃借料ですが、これは機械やそういう機械リース等のダンプを借りた使用料でございます。

次に、1ページおはぐりください。189ページになります。原材料ですが、応急復旧財源、これはクラッシャーとかそういう砂利道の復旧に使用したものでございます。次に、補償補填及び賠償金ということで、電線移設補償ということで、これ下吉田・原ヶ崎線の中学校裏の電線補償費に係る費用でございします。次に、河川災害復旧費でございしますが、1,552万7,160円ということで、工事として行ったものでございます。災害復旧費3件の工事を行っています。川船河の狐沢で766万8,000円、茗ヶ谷川で345万6,000円、羽生田川で440万3,000円の費用、災害復旧を行ってございます。

次に、3目の道路橋梁災害復旧費でございしますが、157万2,912円ということで使用させていただきました。これが道路災害復旧事業ということで、災害復旧工事で大原・今滝線のところで道路の災害復旧を151万2,000円使用して、野球場のちょっと先です。総務の委員会の人も見に行ったかと思うのですけれども、大原・今滝線の野球場の先で法面が崩れたところを災害復旧してございます。次に、補償補填及

び賠償金ですが、これも電柱仮設補償費でございまして、これも今ほどお話しした大原・今滝線に係る電柱仮設補償の6万912円を使用させていただいたものでございます。

災害復旧の部分は以上でございまして。一般会計のほうは以上でございまして。よろしく申し上げます。

委員長（池井 豊君） 6款の国土調査事業、それから8款の土木、それからこの13款の災害復旧、あわせて質疑をとりたいと思います。質疑のある方の発言をお願いします。

5番（中野和美君） これは、8款になるのでしょうか。
（何ページの声あり）

5番（中野和美君） 135ページの側溝維持とか地区清掃でやる部分とかあと土のうの積み上げのところに、どこまでになるかあれなのですけれども、ちょっと3日ほど前に町民のいろいろ話を聞いておりましたら、田上駅から羽生田駅のほうに向かってずっとやっぱり水が上がる地区になっているのは皆さん承知のことなのですけれども、田上駅前のクリーニング屋さんとお総菜屋さんの上のほうからおりてくる通路の脇にある側溝の水が403号線にぶつかるそこでかくんと曲がって、かくんと90度に曲がってもう一つの道路沿いに沿った方向に側溝に流れて、それでまた田上駅の脇を通過して線路のほうに道が水路があるようなのですけれども、そのちょうどクリーニング屋さんとお総菜さんの間が町道になっているのですが、その地区地区清掃でもあけられないような鉄板というか網になっていて、ちゃんとボルトみたいなのでしっかりとまっているので、もう地区の人は手が出せないようなのですが、あそこを見ても土のうがもう山のように盛り上がっていて、あそこに水がぶつかっても、そこでもう水の流れがほぼとまってしまっていてあふれ出るような形になってしまって、私上からのぞいてももう草木がそこから元気よく生えているのが見えるぐらい土が積もっていて、これ今日も夜中の1時半ごろすごい雨が降って、私またあそこどうなっているかななんて、1時半ごろだからどうしようか、見に行ったほうがいいのかかななんて、いや、行かないほうがいいのかかななんて思ったりして考えながら今朝を待ったのですが、特に大きな、そのときはまたあふれていたのかなと思います。わかりませんが、ちょっと心配しておりました。あそこ土のうの削除というのは、江ざらいですか、その辺はどうなっていますでしょうか、教えてください。

地域整備課長（土田 覚君） 今ほどの場所については、長沢クリーニングさんから武

田建設の前を通過、昔入倉肉屋さんのところを通過、JRの下を抜けて行く水路だと思えます。そこについては、小嶋議員からも一般質問でいただいておりますので、その側溝は掃除ができないから一刻も早く土砂の撤去をしてもらえというお話がございまして、私と補佐と県のほうに申し入れて、早急に予定となっております。要は大きな水路、あれは国道敷に入っている水路ですから国県が管理をします。県からやっていただくものでございまして、県のほうに申し入れてありますので、早急にやっていただけるといふふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、そこについては8月6日、町長とも現地を確認したのですけれども、やはり少し駐輪場のところとか一時なのではございますけれども、たまった経緯がございまして。ただ、駅前自体は下水道で雨水対策してございまして、当日の8月6日については、この間もお話ししたとおり、一時45分で50ミリぐらい降っているの、一時側溝からあふれてあの駐輪場のあたりが水びたしになったというふうには、私も現地を確認してございまして、よろしくお願いいたします。そういうことで県のほうにその浚渫を頼んでありますので、よろしくお願いいたします。

5番（中野和美君） それは、いつごろになるとか、そういう話はまだなかったでしょうか、県のほうからの。

地域整備課長（土田 覚君） 今のところまだ返事はいただけていないので、早目にやっていただくようにお話ししておきます。

その辺もありまして、例えば山田川と中轄川のとっつきのところとか、そういうところもみんな私どもお願いしてきたのです。中轄川がすごくいっぱいになるということで、山田川のほうずっと下げてくれないかとかいう話も一緒にしてきて、山田川のほうについてはいい返事がもらえて、なるべく早目にやるというご返事はいただいているし、そこのところもやるという話は聞いていますので、よろしくお願いいたします。

5番（中野和美君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

4番（渡邊勝衛君） 135ページの真ん中ほどに、消雪パイプ工事業ということであります。原ヶ崎団地4号線ということで、この坂非常に西風が来るような状態で、滑るといふようなことで、これツースパンだか消パイ延ばしてもらったわけがございましてけれども、これによって高橋委員、私の前を通過して西ヶ崎の踏切行きますよね。そこで吐出量が変わったか変わらないか聞かせてください。

あと、田上町には多くの消雪パイプがあるわけがございましてけれども、この吐出

量の一覧表がありましたら、土田課長のほう前からお願いしているのですけれども、ありましたら出していただきたいと思います。

あと、赤道についてでございますけれども、田上町には多くの赤道があるかと思っておりますけれども、この赤道の数と整備はどのような状態で依頼されているかということでお聞かせください。

以上です。

地域整備課長（土田 覚君） まず、原ヶ崎団地4号線につきましては、今ほどお話があったとおり、私どもの町の重機車庫のところに井戸が掘ってございまして、下は西ヶ崎の踏切、それから下と上はちょっと逆だかもしれないのですけれども、ひまわり歯科医院のところということで、区から相当要望ございました。それで、1本延ばし、1本延ばしということなのですけれども、どうしてもこの西ヶ崎に行く塚野・西ヶ崎線でしたか、高橋さんと渡邊さんところに行くところがメインで掘った井戸でございますから、どうしても踏切のところに非常に水が要るものですから、ましてやまたひまわり歯科医院の国道とのとっつきも水をやっぱりある程度出さねばならないということで、今回本田上4区の区長さんから2本どうしても延ばしてくれと。そのかわり、本線がちょっとぐらい少なくなってもいいのだということでやった仕事でございます。今私どもが現状見にいくと、普通の人にはわからないほど山をちょっとそいで、今のそちのほう出してありますので、今のところほとんどわからない状態だとは思っておりますけれども、そういうことでお願いします。

あと、消雪パイプの町全体で、私の記憶で37本ほどあるのですが、吐出量ということは、ご質問は井戸の揚水量のことを言うのか、吐出量と言われるものがちょっと私どもには、井戸台帳は37カ所ございますので、ただ一つ一つが吐出量を表にまとめているものでなくて、1カ所、1カ所の部分しかございませんので、37カ所分まとめようとするとなんかちょっとあれなのですけれども、あることはあります。

それから、赤道ということなのですが、これは私どもで言うと法定外公共物と言われるものでございます。本数というか、本数までは認識してございませんけれども、赤道、青線のある大きな図面はございます、当課に来ていただければ、どこの場所と言われれば。ただ、皆さんにお渡しできるような小さい感じで何本とかということではちょっとできませんので、当課に来ていただければ、場所とかそういうところをお見せします。赤道、青線というのは、地番が打っているところもありますけれども、ほとんどが打っていませんので、昔ながらの公図に赤線、青線という部分書いている図面がございまして、当課に来ていただければ、お見せすること

は可能でございます。

以上でございます。

4番（渡邊勝衛君） 今ほど話がありました。まず、消雪パイプの件でございますけれども、ちょっとなんて言わないで、今まで出ていた量がどのくらいで、工事をしたことによってこの場所の数字が変わったというような状態でやっぱり行ってもらわなければ、当然この先にまた4区のところはもうちょっと下げたいとか、うちの先のほうもまだ下げない部分もありますので、そういうところも見ながら行きたいと思っておりますので、できる限り数字で言っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

あと、赤道に関しては一応図面があるということでございますので、私後からいただきに行きますので、よろしくお願ひします。

委員長（池井 豊君） 課長、では吐出量というのは数値ではかられるのか。それちょっと明確にご答弁してください。

地域整備課長（土田 覚君） 吐出量と渡邊さんおっしゃいますけれども、揚水量ということで私ども考えて、揚水試験をしなければ当然あれですから、ただパイプを2本伏せて、では渡邊さんの通りがどのくらい影響があるのかということまではまだ把握していませんけれども、揚水試験自体がもう何十万円もしますから、果たしてそこまで必要なのかどうかということになるわけです。したがって、私どもは今どうしても区から2本延ばしてくれということで延ばしたわけです。延ばしても、当然くみ上げる量というのは限界まではくみ上げられませんから、揚水試験してみなければわからないわけですが、全体の検査をした中でひまわり歯科医院のところは大丈夫、それから西ヶ崎の一番大事な踏切のところはまだ出ているという確認をした中で2本延長させていただいたところでございますので、そういうふうなご理解をしていただきたいと思っております。

委員長（池井 豊君） 渡邊委員が知りたいのは吐出量、例えば何センチ噴出しているかとか、そういうあれがいいのでしょうか。さっきの話だと、吐出量でいうと管の長さだとか、出ている数だとかによって、揚水量だけでは全然どれくらい出るかというのは把握できないと思うのですが、渡邊委員が知りたいのは、やっぱり何センチくらいまでちゃんと出ているかという、そういうことですよ。そういうのは把握できないのでしょうか。

（何事か声あり）

地域整備課長（土田 覚君） 消雪パイプを伏せるのに何が一番大事だかという、ノ

ズル1個から毎分どのぐらいのリッター数が出るかという基準がございます。大体道が広ければ当然いっぱい水が要るし、道が狭ければ水は余り要らない。

ただ、皆さん方も私より大先輩でございますので、見ているとわかるのですが、山は大体12から15センチなのです。ノズルから12センチから15センチの間。ただ、水のないところは、例えば、湯川なんていうのはちょっと水が少し不足ぎみなので、例えばノズルを1個置きにするところもございますし、1個置きのところもありますし、例えば大郷の肉屋さんから田中医院の通りも、もうあそこ水が全然出ないけれども、やっぱり全体で出さねばないというのがありますよね。例えば誰かのところだけ山12センチで、では一番けつ行ったら3センチだった言えればそれも困るわけですから、どうしてもやっぱり末端が出づらくなるのは事実でございますので、渡邊さんの吐出量という部分は、今のお話で言う12から15センチの、ノズルが穴4つですから、4つで山上げていますから、ただ2本延ばしても調整はしましたけれども、さほどの山は落ちなかったというふうに私ども認識しています。よろしく願いします。

委員長（池井 豊君） 渡邊委員、いいですか。

4番（渡邊勝衛君） 今ほど12センチから15センチということで話があったわけでございますけれども、その12センチから15センチというその数字をやはりこれから11月になれば必ず業者が点検するわけだろう。その際に確認してもらいたいということ。それぐらいはできるのだろう。

（できるこってねの声あり）

地域整備課長（土田 覚君） それは、一番最初の点検のときに今渡邊委員がおっしゃるようにであれば、点検はします。

ただもう一つは、言いわけになりますけれども、もう一斉に使い始めるとき、雪がいっぱい降って国県道が出たりすると、国県道は町道よりも深いですので、引っ張られるので、その山はやっぱり落ちるのは事実でございますので、その辺の認識だけはよろしく願いします。

以上です。

4番（渡邊勝衛君） それぐらい皆さんわかっているかと思えますので、これでやめます。

委員長（池井 豊君） 維持管理に努めてください。

10番（松原良彦君） 相談というような絡みもありまして、今年の大雪の実態から見て、地域の皆さんと相談してあるのですけれども、12月におたくさんたち業者の方と会

って、除雪の対策会議開いていると思うのですけれども、業者さんが回ってきて何か見ていくのですけれども、そのときに私どももどうしても今年みたいな大雪になると、今まではここまでよかったのがもう一押しして、今まで来たことのない大雪が残っていつているのです。そうすると、うちら2月の時点で大雪になると、ハウス用の資材、山砂とかそういうのを置いてあるのですけれども、その山砂のところまで雪が乗かってしまって、いざ2月15日、20日時分、それを今度はかたい雪をどけないと山砂がとれないとか、私の家みたいにそこは駐車場にしてあるというのに、かたい雪があってそこへ自分の家の土地のところに車をとめられないとか、そういう今年の大雪で困った点が出たのです。それで、私どもも各相談しておきますので、ここは除雪の雪をいっぱいためないでくれとか、そういう相談なのですけれども、業者さんと打ち合わせをさせてもらいたいというような要望をその12月の除雪対策会議のときに地区から要望が出たら、除雪のとき区長と一緒に回って、ここはだめだとか、ここへ置かないでくれという、そういう話をさせてもらいたいのですけれども、役場関係としてはそれができますか、できませんか、ちょっとお聞きします。

地域整備課長（土田 覚君） できますので、事前に私どものほうにこの場所は置かないでくれとか、そういう部分を区長と相談して、私どもに事前にお話してください。私どもも、大雪になるとどうしてもやっぱりやり場がなくなるのです。そして、やり場がなくなるから、そこにどうしても入ってしまったというのもありますし、もう一つはそこに本来行くべきところではないのだけれども、言いわけにはなるのですけれども、例えば車がいて、その先行かないなんていうと、またすごく怒られるのですけれども、うち仕方がないから、終わってからまた相当、でもオペレーターに言うと、行ったときには車が確かにあったのだ。でも、朝方になるとみんな逃げるといわけではないけれども、いなくなるわけです。そうすると、すごく規定の順番が狂ってきて、時間がおくれるのも本当に事実なのです。一番最初か2回目なんていうのは、大体すごくいっぱいあります、まず竹が下がったりとか。そういうのも、ちょっと余談になりますけれども、今そういう町内にも何カ所かあります。ハウスのところの前に相当置いたとかいうのはあるので、ここに置かないでくださいというのは、事前に区長と相談して私どもに、希望に応えられるように努力します。

10番（松原良彦君） すみません、その関連なのですけれども、赤い印の棒をそこへ余計に置いていってもらうようなことも要望できますか、この境界の赤と橙の鉄の棒。

(赤じゃないです。赤と白の棒だの声あり)

地域整備課長(土田 覚君) 採決がまだ終わってごさいませんが、先回200本ほど追加で委員会で認めさせていただきましたので、十分可能だと思いますので、お持ちしますので、そこに……

(何事か声あり)

10番(松原良彦君) ありがとうございます。

以上でわかりました。

5番(中野和美君) 117ページの国土調査事業なのですけれども、ほとんど国などが負担してくれて、結局実質的には町の持ち出しは5%ということなのですが、これの前にちょっとお尋ねしたときに、もう30年も40年もかかるというふうに聞いたのですけれども、もうちょっと個人的なあれなのですけれども、私も造成したところの一番最後に残った土地のところに私当たってしまして、実際の面積よりも固定資産の面積、評価額の対象になる面積10坪ぐらい多いのです。この10坪分固定資産税余分に払っていることになるのですけれども、それでも下吉田はどのぐらい後になるだろうねと聞いたときに、30年以内ぐらいには何とかなるだろうねという話だったので、そうしたら自分で死ぬ前にやっておかなければいけないなと自分で思ったりもしているのですが、これやっぱりそんなふうに30年、40年とかけてやる事業ということで進展はないですか。このペースで行くのでしょうか。

地域整備課長(土田 覚君) おっしゃるとおりでございまして、当初は山を含めて50年ということでスタートしました。50年で大体年間2,000万円をずつやっていけば、大体総額がわかるわけなのですけれども、残念ながら国に2,000万円要望しても尻尾を切られまして、6割程度でございまして、今のまま行くと平場だけで50年ぐらいかかりそうだなんていう感じもするのですが、新潟市の例を見ますと、山のほうはしない市町村も多くございまして、大体それでも町としましては町民の皆さんの財産を確定する。それから、災害復旧時のときにおいても、あれだけ北海道のようにああいう感じになっても、すぐに自分の地籍がはっきりする。あたり隣との境界もきちんとするということでの事業でございまして、今の千何百万円でいっても四、五十年は。ちょっとまだ話ししていませんが、大体年間でも2,000万円ずつのすごく重たい仕事なのです。そういうことで、予算上は2,000万円ずつぐらいで大体50年でやるというふうに決めた仕事でございまして、よろしくお願ひします。

委員長(池井 豊君) 中野委員、自分の自宅の敷地の固定資産税の問題をここに持ってくるのやめてください。

5 番（中野和美君） いや、私だけではなくて、そういうところは前にそういう土地家屋調査士さん田上で呼んで相談室、相談時間を設けたりするではないですか。あいあいで行ったりするのですけれども、そのときに相談したときに、私だけではなくて、そういうふうに昔の測量の仕方やっぱり間違いが多いと。そういうことで、そういうふうな国も動いて正式な測量をしようということで始めたのだと思うのですけれども、それで私だけではなくて、そういう人というのは。やはり50年、60年と待っている間にもう死んでしまうので、私は自分で先やってしまおうと、地籍調査やってしまおうと思っていますけれども、待っている人もいないかなと思って一応聞いてみました。やっぱり50年、何十年とかかるものなのかということで、了解しました。

6 番（椿 一春君） 除雪対策のことなのですが、前町長は消雪パイプとかはもう設置しないということですとずっと来ておりました。余りにも今度消雪パイプで今年のものすごく雪降ると道ががたがた、がたがたして、とても通りが悪いのですけれども、機械除雪と消雪パイプと余り分けられていると、もう消雪パイプのほうが雪の塊ができてもう動きかえって悪いというところがあるのですけれども、そういったところに関しても、臨時的に機械除雪で排除するというのがこれから考えられるのかということ、あとちょっとこれ町長の考えを聞きたいところあるのですが、公約の中に安全な道路ということで、子どもにも安全な道路、高齢者にも安心な道路ということで書かれておりますが、昨年度ですと道路に積み上げられる雪がものすごく多くて、カーポートなんかからも雪を捨ててもおろせないとか、そういったもう雪おろしの部分で雪が捨てられないとか、その道路にたまった雪を排除するのも今後何かしら対策を考えなければだめだなと思いますし、今度歩道なのですけれども、今の基準ですと20センチですか、20センチになったら歩道を除雪するということなのですが、20センチいうと子どもの足だとずぶずぶ、ずぶずぶとなるので、その辺の安全な子どもにも安心な道路という、かえって歩道のほうをもっと基準を5センチになったらスタートするとか、除雪するための機械が今2台でしょうか、その辺の増設なんかで除雪の対策をこれからどのように考え、今よりも子どもにも安全な道路を、高齢者にも安心していけるような道路を考えているのかお聞かせ願えればと思うのですが、この……

委員長（池井 豊君） 町長にですか。

6 番（椿 一春君） はい。

委員長（池井 豊君） いいです。

6番（椿 一春君） 総括でしょうか。

委員長（池井 豊君） いやいや、いいです、いいです。町長、答弁があればお願いします。それ聞いて総括でしてください。

町長（佐野恒雄君） 消雪パイプの件でございませけれども、私自身町内回っております、やはり一番今年は特に雪が多かったということで、非常に要望が多かったのは消雪パイプの設置であります。今まで町として、いわゆる消雪パイプの新設というのは計画をしないというふうなことでございましたけれども、やり方、それなりの金もかかりますし、維持費ももちろんかかるのですけれども、特に山手のほう、これいわゆる消雪パイプの要望が非常に強かった面もありますし、その辺は水が確保できる、水というのはいわゆる井戸を掘って掘れる場所であるのかどうかという、そういう問題もありますし、ただ掘れなくても川の水を利用できるのかという、そういう方法もあるので、それらを十分検討しながら、できるだけやはり山手のそういう消雪パイプを要望されておる地域には、できれば設置をしていきたいなというふうな考えでございませ。

地域整備課長（土田 覚君） 消雪パイプの関係は、すごく本当にあれなのですけれども、まず町長がおっしゃられたことは本当のことで、私どもは町長のほうについていかなければならないということで相談もして、現地も見ています。

消雪パイプについては、やはり一般質問等でも出ていますけれども、まずは一番悪い田上小学校の坂を何とかしたい。次に、川水の雪の消えの悪い、町長今おっしゃいましたけれども、川水で要はやっている川の下さかき坂や湯田上環状線の道路については、何とかならないかねという話で相談して、何とか補助事業でできれば持っていったらなということで、鋭意今検討しておるところでございませるので、よろしくお願ひします。

なお、歩道につきましては、もう町民からも相当苦情をいただいておりますので、私ども当然通勤、通学に間に合うように歩道除雪をしたいというふうに思っていますし、20センチにこだわらず、当課にも鬼がいますので、10センチで出るときもございませ。ただ、言いわけになってすみませんけれども、10センチで出ても、やっている間にもうぼそ、ぼそですぐ積もるときもありますので、そういうときにはまた椿委員からもご一報をいただければ、2回戦に出るということも可能でございませるので、そういうふうに早朝のAランクに位置づけてやっておるところでございませるので、よろしくお願ひします。

また、最後になりますけれども、排雪なのですが、排雪も本当今年すごく多かつ

たです、雪。雪が多かったので、ちなみにこの委託料1億2,600万円のうち、排雪にかかった費用が捨て場と合わせて3,500万円ほどかかっています。捨て場は、そのところで重機がずっといて、人間がどんどん、どんどん送りますよね。それと、町内の狭い小路の排雪、それが3,300万円ですから1億2,665万円のうち、調べてきましたが、3,500万円ほどかかっているということでございますので、やはり排雪も雪が多く降ればいっぱいお金がかかりますし、そういうことでご理解をいただきたいと思います。なるべく区長の要請や、私ども十分パトロールした中で、悪ければ排雪作業というふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

委員長（池井 豊君） 椿委員、これで納得できるでしょうか。そうでなかったら、椿委員が言っているのは、何かもうちょっと子どもや高齢者の安全確保の上で歩道除雪をとというようなところだったと思ったのですけれども。

6番（椿 一春君） 大変な努力されているというのはとても感じられますが、高齢者に優しい道路というと、やはり道幅が狭くなったりするわけなので、そのマンパワーですか、歩道除雪、除雪している間にもう積もるということは出動台数が少ないからやっぱり行くのであって、それも1台増設してマンパワー増やしていくのですとか、あとその高齢者の安全で、今雪おろしのボランティアの方たちがいるのですけれども、なかなかそれでは追いつかないところもあるのではないかと思います。ちょっと課終わったのですけれども、労働費のほうに雇用対策にも結ぶと思うのですけれども、町で冬場の除雪の何かのときそういった、高齢者がいいのかわからぬですけれども、臨時的に雇用を生み出して雪おろし部隊のようなのを作りまして、高齢者が雪かきしなくてもいいような、そんな体制作りを今後考えていけるのかどうかと思いますが……

（総括で出してくださいの声あり）

6番（椿 一春君） その辺では今後将来的な除雪についてということを知りたいと思いますので、総括質疑させていただきます。

委員長（池井 豊君） わかりました。雪道のところ特に安全を確保という意味で、単なる除雪ということではなくて、そういう助け合いの仕組みづくりも含めた今後の体制ということで、では総括質疑をまとめて提出していただければと思います。

ほかに。

13番（高橋秀昌君） 4点ほど。

1点は、リフォームの事業ですが、かつてはいわゆる多世帯ではなくて普通にリフォーム助成があったはずなのに、それがなくなってなぜ多世帯のリフォームにな

ったのか。しかも、10件用意したけれども、5件しかないということですから、今まであったのを含めれば増えるはずなのに、どうしてこんなに変化したのかなというのが第1点。

2つ目には、雪です。今年の雪でいいよね、平成29年度の雪。これ、災害対策本部作っていないでしょう。作った。

(何事か声あり)

13番(高橋秀昌君) 作っていないでしょう。どうも前の町政は、災害対策本部作らない人なのです。私がかつて議員のときに大水害が起こったときも、災害対策本部作らない。今度の雪も、私はこんなときは対策本部作らねばならないのになと思ったけれども、その話がない。それで、私思ったのですが、今初めて見たのですが、結局対策本部作らないと、全部地域整備課の担当だけだろう。そうすると、おまえさんたちは寝ずで電話番したり現場行かねばだめだと。ところが、対策本部作れば、町長が対策本部長になって、それで各課を全部集めて苦情処理から現場行くのを経験者行けるのだ。そうすると、住民の側というのは、それでも電話して文句言ったら来てくれたというだけで不信感が少しでも減るのだ。なぜ対策本部作らないのだろうと思って条例を見たら、実は対策本部は課長が提起できないのだ。町長が必要と認めたときに対策本部を作ることができるだけなのだ。つまり対策本部を作る案件がないのだ。

例えば雪だったら、このくらいの雪積もったら対策本部作らねばないとか、水だったらこのくらい降ったら対策本部作らねばないとかという規定があれば作れるわけでしょう。課長だって安心できるわけだ。ところが、長が作るぞと言わない限り作られないという、非常に曖昧な条例だったのです。だから、これぜひ課長も検討してもらいたいのだ。課長は、水の時もそうでしょう、担当でしょう。水もそうだよ。それから、雪もそうだよ。風もそうだよ。

(風は総務課の声あり)

13番(高橋秀昌君) そうか、総務課。わかった、今。そういうときあの条例を変えて、課長が提起をする条件をやっぱり作るべきだよ。そうすれば、もっと住民の不信感も減るし、課も助かるのだ。というのは1つ提起。

それから次に、今回の除雪ですが、大雪だったということもありますので、昔はそんなにちょっと当たり前の雪なのだけれども、今の人たちにとってはものすごく大雪なわけだよ。そうすると、一番感じたのが除雪が下手くそで、下手くそで、びっくりするぐらい下手なのだ。最初はかっかしていたわけだ。だけれども、よく

考えてみたら、それまでろくに除雪していないのに、オペレーターが大雪だから乗れや言ってぼんと乗って、初年度から上手になるわけないよね。そこで、俺提案なのだが、こういうときのためのオペレーターを訓練する仕組みはできないのかなと思ったのです。極論言います。極論というか、私実はいつか雪のとき、仙台が大雪のときに、帰ってこれなくなって4日もホテルへ泊まらねばだめだったのです。仙台は除雪費がなかったのです。それで、何とかかろうじて、こんなしてられないって山形に抜けたのです、山形県に。宮城県と山形県の境のところまではまるでだめです。山なのです。だから、多分あそこ毎年降るのではないかと思うのだけれども、山形入ったとたんにもう雲泥の差なのです。何か口笛吹きながらあの雪の中を走れるぐらいもう、それも消雪ではないのです。除雪なのです。そういう多分東北、山形、秋田というのは、常に雪降るものだというから、オペレーターの人もやっぱり訓練されていると思うのだ。ところが、田上の人というのは、降ったときもあるし去年みたいなときもあるから、オペレーターが訓練できないのではないか。だから、そういう訓練を、あれは訓練でよくわからないけれども、雪降らねばできないので、難しさはあるけれども、検討してください。これ要望です。

それからもう一つ最後、ごめんなさい。4つ目だ。課長は、渡邊委員が言われたように、ありとあらゆるところから区長さんを通じて要望が来ますよね。そうすると、課長は銭がなければできないと、結論的にそうなのだ。それで、町長も言ったけれども、要望が2,000カ所もあって、実際やれるところが5分の1ぐらいしかないと話したでしょう。区長さんたちの不満、なるほどと思ったのは、わかったのです。今年はあるところできないけれども、4年後にはなるよという展望が見えれば、区長さんたちはそれでも納得すると言っているのです。予算は単年度主義だから、どうしても今年できるかできないかだけで物を見るのだが、でも大体要望というのはみんな実現するまで要望出るではないか。そして、しかもあなた方は全部現地を見て、緊急度とか危険度とか見てワン、ツー、スリーの番号つけるのでしょうか。そうやったら、それをパソコンの中に入れて、ではあなたたちが課内で協議をして、この問題は来年やれるねかと。これは、予算上できないねかと回して行って、そして要望した区に対して、いろいろ庁内で検討した結果、申し訳ないけれども、来年度はこの範囲ぐらいまではできるけれども、後年度になりますよと。後年度も、何年後ぐらいがめんどでできますよと示せば、課長、総務課長もやれるのではないか。そういう改善を強く要望します。

(賛成の声あり)

地域整備課長（土田 覚君） では、まず最初の話からさせていただきます。リフォーム。リフォームについては、3年間限定のために町内業者の景気のために、1件10万円を上限として3年間やらせていただきました。商工会からは、本当にありがたかったというお話も相当すごく受けていまして、もっと延ばしてくれないかという話もあったのですけれども、ある程度事業目的は達成したということで、3年で終わらせていただいて、その後今言う多世帯同居するための要は最近子どもが戻ってきたりということで、リフォームするとき50万円まで上げましょうと。10万円ではなくて50万まで上げ、その当時は普通の一般の10万円的时候は、たった10万円かなんかというお話もすごくあったのですけれども、利息というか、消費税ぐらいにはなるだろうということで、非常に町民からも喜ばれました。総額で幾らだったか…

（いい、そういう細かいことの声あり）

地域整備課長（土田 覚君） まあいいです。すみません、そういうことで多世帯同居していただいて、要は田上町にずっと住んでいただこうと。そうしている間に、お父さん、お母さんの面倒も見れるし、子どもたちがということで、あくまでも住民票を持ってきた人ということで限定しまして、すごく周知したのですけれども、大体年間五、六件ぐらいというふうに思っています。

次に、去年何で災害対策本部を設けなかったか。本当にもう対策本部まで寸前なのですけれども、災害対策本部イコールほとんど庁議のメンバーなのですけれども、除雪についてはおおむねの内規があります。積雪が1メートル以上になると、一般家庭の雪おろしが始まってきますので、大体その辺をめぐって対策本部を設けるというふうになっています。去年も、本当に大雪になりまして、1日に50センチも降ったときもありますので、総務課長と対策本部を設けるのかという議論は相当したところなのですけれども、まだまだ幸いにして当町については雪による交通止めの箇所は人家のあるところはありませんでしたので、そういう形になったということです。

次に、3番目の除雪が下手くそとか、オペレーターの訓練せいということは、これは提言ですので、私ども本当に力入れてやっていくところでございますけれども、参考に意見として聞かせていただきます。

次に、要望なのですけれども、一般質問にもあったように、二十何%しか要望に応えられないわけなのですけれども、なかなかいろんな事業をしていますと、手っ取り早いのは公共事業絞れという話になってしまうのです。例えばこういう大型の

プロジェクトがあつたりなんかすると、手っ取り早いのは公共事業をちょっと絞ってくれないかという話になってくるのです。そうすると、昔ながら一般会計の総予算の四十何億円というところは、余り増やしたくないというところから発想していきますので、町単独費がではどこまで使えるのかという部分で箇所づけが行われますので、そうした中で難儀さもわかっていただきたいのですけれども、町長とも話ししても、緊急度やそういう部分を、優先度が……

13番（高橋秀昌君） そんなこと言っていない。

地域整備課長（土田 覚君） そうですか。そういうところで決めていますし、継続事業は私どもやってあげたいなという部分もやっぱりあるものですから、継続事業やめたとすると、地区が何でここまでやったのに、では二、三年やめさせてくれなんていうときもございましたけれども……

委員長（池井 豊君） 課長、そういう話ではないのです。

地域整備課長（土田 覚君） お願いします。

委員長（池井 豊君） 要望事項については優先度をつけて、今年はやれないけれども、来年はできるとか、期間を示して住民、区長に納得してもらえるような施策はとれないのかというような質問だったと思いますけれども。

13番（高橋秀昌君） いい、へ理屈は。俺は、単独でもリフォームやってきたのに、何でやめて多世帯やったのか。両方やればいいねかと言っているのだから、それは検討しますでいいのだ。それでいいのだ。だって、町長と相談しなければだめだろうし。これまでの事業に対して言っているのだから、あなた新年度事業のときに町長と相談すればいいのだから、そういう声ありましたと言って。それで、経過はこうですよでいいのです。

それから、改良工事等についてはあなた何、全然ピント外れたこと言っているのだ。俺、別に予算増やせと言っていないのだ。それは、予算増やすのはいい。でも、そうするとおまえさんが言うみたいに、公共事業ばかり増えていくねかになるわけでしょう。だから、23%のことしかできないなら、23%が次の選挙がある4年後になると何%になるのだ、100%近くなるでしょう。そうだろうが、実際。つまり今回だめと言われた人たちが、ではどうすればいいのだになるわけだ、住民感覚からすれば、区長さんたちからすれば。それは、区長さんが勝手に決めたのではないのだ。それは、地元の住民の声を反映して町に出して、それが2,000カ所もなるわけだろう。そうしたら、あなたたちが精査をして、これは今年度何とかしようがないか。これは、来年度に回すしかない。これは、では再来年に回すしかないねとって検討し

て、その表を皆さんに示したらどうかと言っているのです。そうすれば、実現できなくても区長さんたちは何とか、おい、俺たち4年後だってというのあっても、その希望があるねかと言っているのだ。町長、そういうふうを受け取っただろう、俺の言っているの。

(何事か声あり)

委員長(池井 豊君) 町長の答弁欲しいの。

13番(高橋秀昌君) いや、いいけれども、そういうこと言っているのだ、課長。町長と相談して、新年度予算作るときに、これからまた要望出るから。そういうふうにしたら、区長さんたちがおまえさんに、課長に対する不信感なくなるのだ、それで。そのこと言っているのだ、俺は別に。そうすれば、区長さんたちもそれなりに我慢できる、納得できるし、町民に俺たち要求したけれども、これはとても来年だめで、4年後になったとねと言え、町民の人は納得するこて。だって、2,000カ所全部実現一遍にしなさいなんて不可能だろうが。展望示せというだけだ。また長くなるから。

委員長(池井 豊君) よく課長、町長と相談してできますか。

地域整備課長(土田 覚君) 普通リフォームの関係については、戻りますけれども、当時はちゃんと町長と相談してやりましたので、今後また新たにやるということになれば、佐野町長とも相談してやります。

13番(高橋秀昌君) 課長に対して言っているのだから、相談してくれということだ。
(相談しますでいいねかの声あり)

地域整備課長(土田 覚君) それから、地区要望の関係ですけれども、これも町長と相談して、ただ担保というところがでは4年後絶対しますとか、10年とかいうのがなかなか言えないものですから、そういうふうにお話ししたところでございます。
(こんな大雪、区長だけが立つような世の中だめだぞの声あり)

13番(高橋秀昌君) それで、災害対策本部については、1メートル超えねばだめとか何か言っているけれども、昔は当たり前のことなのだ、1メートル降るのは。でも、ずっとそうなって低くなったのだから、対策本部は。別に対策本部は1メートル以上降らねばだめだと書いていないのだから、もっと基準を下げてみんなで力合わせてやったほうがいいのではないかと。だから、対策本部作ったらいいのではないかと。言っている話なのだ。いい。あと、それを町長と相談して来年度から変えなさい。
(はい、終わりの声あり)

委員長（池井 豊君） 休憩をとろうと思いますけれども、まだあるのだったら休憩後にやります。

暫時休憩して、3時10分まで。

午後2時56分 休 憩

午後3時10分 再 開

委員長（池井 豊君） 休憩前に引き続き会議を再開しますが、関根委員が病気治療のため……

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） そうだ。私の時計で10分にあと6秒でなります。関根委員がちょっと病気治療のためちょっと早退いたしましたことを報告しておきます。

2番（藤田直一君） 私は、1つだけ質問がございます。143ページ、13節立地適正化計画作成業務の委託という件でございますが、私が田上町都市計画審議委員のとき、田上町の総合都市計画のいろんな作成に一応参加をさせていただきました。その中に、そのコンパクトシティーに関する内容もあったかというふうに、退任してもう2年になりますから。この立地適正化計画策定業務委託ということに出たわけで、これ恐らく30年度、今年には完成するというふうに書いてありますから、昨年、29年度に出したということでしょうけれども、これを委託を始めたということは、計画の中の何年か後にはこれを実施しようという基本的な構想があって委託して計画に入ったということで解釈していいのでしょうかという1点と、それからコンパクトなまちづくりを目指したと、こうなりますけれども、今佐野町長はこのコンパクトというのは少子高齢化、これからどんどんと人口が減っていくだろう。それを予定して人口がこれ以上に減ったときには、この町は本当にコンパクトにしてある程度の場所に集約をした中での町政をやろうという基本的な考えが俺この中に含まれているのではないかと思うのです。だから、いや、間違っているかもしれないです。片やこれから少子化に向けてどうしたら人口を増やそうかと進めながら、片やコンパクトになることに送って、矛盾しているのではないかと、私の考えです。そうではなければいいのですけれども、その辺も踏まえてこの2点だけちょっと聞かせてください。

地域整備課長（土田 覚君） 藤田委員からは、当時都市計画審議会の委員長までしていただきまして、本当にありがとうございます。その中で、立地適正化計画ということで今年にまとめたい。本当は、去年までにはまとめたかったのですけれども、

やはり公共交通の関係がなかなか今プロジェクトチームで、プロジェクトというか、あそこでもんでいますので、ちょっとその部分がまだできなかったものですから、また立地適正化計画につきまして庁内にある検討委員会やその辺の部分で今もんでいますので、後で全員協議会等で説明させていただきますけれども、国が推奨しているコンパクトシティというのは、少子高齢化がどんどん、どんどん進んでいくから、要はコンパクトな行政運営していきなさいということでございまして、その立地適正化計画というのは、これだけの広さの中から居住を長い間で誘導してこうという計画です。また、その中には、居住誘導区域の中には今もある都市機能も誘導していく中で、そういうふうな計画を立てていくということでございますので、あわせてまた全員協議会等で説明させていただく予定でいます。

なお、この立地適正化計画でございしますが、質問にはなかったのですが、取り組み状況ですが、県内の15市町村で今作成が終わったり、取り組んでいるところでございますので、国が早目に作りなさいよと言われているものでございますので、よろしくをお願いします。

なお、後段のほうについては、町長のお考えもありますので、町長からお話し願えればというふうに思いますが、町長よろしいでしょうか。

(何事か声あり)

2番(藤田直一君) いや、わかりました。議会説明があるということであれば、それまで私首を長くして待っていますので、ぜひ早目に議会でちょっと説明をまた聞かせていただければと思います。

以上です。

副委員長(高取正人君) 131ページ、13節委託料、道路台帳作成委託料ということなのですが、最近電子地図化されている部分が多いかと思うのですが、田上町の道路管理台帳はまだ電子化されていませんか。

地域整備課長(土田 覚君) 電子化されておりません。

(せんの声あり)

副委員長(高取正人君) 道路の図面だけではなくて、田上町で管理する工作物等の話もあって、それが全部一元化して、最近はもうGISの、森林だけではなくてその緯度、経度の情報をもっともうどこがどうなっているか、現場に行ってそのGPS受信機を持って見れば、災害のあった箇所がすぐわかると。特に河川とかですと、目印になるものがないから、なおさらGPSという話がありますので、今後そういう電子化の

予定はありますでしょうか。

地域整備課長（土田 覚君） 今ほどのご質問ですが、何年か前に電子化ということでお願いした経緯もございます。すごくお金がかかりますので、今の紙ベースでも十分対応できるものと思っております。

電子化するには、道路台帳もそうですし、下水道台帳、水道台帳も某新潟市はみんなCADというか、電子化されていて、もうパソコンでどんどん、どんどんというふうな状況になって進んでいます。しかしながら、その設備をするには相当な費用がかかりますので、当町にはまだまだ早いのか。今の紙ベースでも十分あれだというふうに思っております。

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） わかりました。

6、8、13、これで閉めてよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

委員長（池井 豊君） 続いて、では下水道特別会計お願いします。

地域整備課長（土田 覚君） それでは、下水道事業特別会計歳入歳出決算書をよろしくお願いします。ページが204ページからになりますので、よろしいでしょうか。

お手元の決算書の29年度の田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算書ですが、歳入でございます。歳入については、下水道につきましては分担金や負担金が新たな加入者とかそういう部分がありますと、収入があります。3万9,810円でございます。

また、2款の使用料及び手数料については7,799万495円でございますし、また3款の国庫支出金につきましては、補助事業で行った部分を入れているものでございまして、858万6,000円ということでございます。

繰入金については、これは先ほど8款でもお話しした一般会計から繰入金でございます。

繰越金につきましては、28年度の繰越金でございます。937万5,375円です。

諸収入は59万1,705円でございますし、町債は6,250万円ということでございまして、歳入総額3億7,409万4,385円となっております。よろしくお願いします。

それから、また質問されると思いますので、不納欠損のところ説明させていただきますが、13万8,386円ということで、これは不納欠損については平成24年度7件分の不納欠損額でございます。収入未済額というのは、後でまた説明させていただきます。

次に、1ページおはぐりください。また、詳細に説明しますけれども、総務費が

7,842万5,751円、下水道費が5,574万6,448円、公債費、これ公債費です。起債が2億2,745万293円、歳出の合計が3億6,162万2,492円ということでございます。

次に、1ページおはぐりください。歳入の詳細でございますので、見ていただきたいと思えます。今ほど説明したように、使用料は209ページ、7,799万495円です。前年比3.6%の増でございます。その内容ですが、現年度の使用料は7,660万7,671円、滞納繰り越し分が137万2,824円でございます。それから、国庫支出金でございますが、858万6,000円、これは国の社会資本整備交付金を受け入れたものでございます。繰入金は一般会計からの繰越金でございますし、繰越金は先ほどもお話ししたとおり前年度の繰越金でございます。

1ページおはぐりください。一番下段の町債が6,250万円ということで、下水道事業債、これ850万円ですが、補助裏ということで、補助金の裏の起債の分の850万円でございますし、下水道資本費平準化債という部分で5,400万円の平準化債を借りてございます。これは、利率が0.3%で20年の起債でございます。

次に、歳出でございますが、1款総務費の1項1目の一般管理費については、通常経費でございますので、説明は省かせていただきます。職員給等でございます。

次に、2項の維持管理費でございますが、1目の管渠維持費でございますが、1,176万3,543円でございます。あと11節からの部分についてはお手元の資料のとおりでございますので、説明は省きます。

それから、2目の、1ページおはぐりください。処理場管理費ですが、6,002万1,247円です。これは、終末処理場の維持管理に係る費用でございます。よろしくお願ひします。

次に、2款1項1目下水道事業費でございますが、5,574万6,448円を使用させていただきました。

1ページおはぐりください。説明欄で説明させていただきます。13節の委託料につきましては、田上終末処理場の改築更新の実施設計業務委託ということで補助事業で行わせていただきましたし、15節の公共汚水ます設置工事ということで、山田の公民館や湯川の1件のお方のために公共汚水ますを設置しております。92万3,400円。それから、公共下水道の汚水と公共下水道の雨水の事業計画変更や都市計画法の絡みの業務をお手元の決算書のとおりに行っております。

それから、3款の公債費でございますが、2億2,745万293円、これは起債の償還の費用でございます。

1ページおはぐりください。元金が1億9,298万4,696円、それから利子が3,446万

5,597円でございます。

予備費は使用いたしませんでした。

したがいまして、歳出の合計が3億6,162万2,492円となったものでございます。

以上、下水道事業の決算につきまして説明させていただきました。よろしく願います。

以上でございます。

委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

下水道特別会計で質疑のある方。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） 質疑はないとみなしてよろしいでしょうか。

（はい、了解の声あり）

委員長（池井 豊君） では、下水道は閉めさせていただきます。

続いて、田上町集落排水事業特別会計の説明をお願いします。

地域整備課長（土田 覚君） 続けて、平成29年度集落排水事業特別会計歳入歳出決算書についてご説明申し上げます。

ページが224ページからになります。集落排水事業につきましては、整備が全て終わってございまして、維持管理が主な仕事となっています。

それでは、歳入につきまして説明させていただきます。224ページ、分担金、負担金については13万9,000円の収入済額です。これについては、1軒の方が分担金を納めて入ったということになります。

使用料及び手数料につきましては1,624万6,074円でございます。

繰入金は、一般会計からの繰入金です。5,299万8,000円。

繰越金は441万6,020円、これについては前年度の繰越金でございます。

したがいまして、歳入の合計が7,379万9,094円となったものでございます。

1ページおはぐりください。歳出でございますが、1款の総務費2,131万5,157円でございます。公債費が4,783万5,280円です。したがいまして、集落排水の歳出は、ほとんどがこの借金返しというか、公債費に占める割合が多いものというものでございます。したがいまして、歳出の合計が6,915万437円となったものでございます。

1ページおはぐりください。これが228、29ページが今ほど説明しました詳細な内容でございますので、よろしく願います。その中で、使用料のところの不納欠損額8万9,796円は、平成24年度の1件の部分が不納欠損となったものでございますので、よろしく願います。

2 ページおはぐりください。歳出ですが、先ほども言いましたとおり、集落排水についてはほとんどが維持管理が主なものとなっています。総務費でございますが、一般管理費として134万8,152円ということで、お手元の右側のほう、集落排水事業ということでございますが、ほとんどが消費税もやっぱり納めねばならないわけですから、それらの費用でございます。

次に、2 項の施設管理費は、管渠維持費と処理場維持費に分かれてございまして、施設管理費全体で1,996万7,005円となるものでございます。その説明につきまして、右側の備考欄を参照にさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

委員長（池井 豊君） 集落排水特別会計の説明が終わりました。

質疑のある方ご発言をお願いします。

課長、233ページのところに公共汚水ますの設置工事というのがあったけれども、これ何件あったのでしょうか。これも1つあったということですよ、これちょっと聞かせてください。

地域整備課長（土田 覚君） 233で、公共汚水ます設置工事ということで102万1,680円を使わせていただきましたが、これについては……

（それは金入っているんでしょうかねの声あり）

地域整備課長（土田 覚君） 石田新田で1軒新たに家を作ったことによりまして、公共ますをつけたものでございますので、よろしくをお願いします。

委員長（池井 豊君） ちょっと下水道の公共汚水ますの設置工事と値段比べてこっちのほうが高いような気がするのですけれども、何かそういう要因はあるのですか。

地域整備課長（土田 覚君） この場所は、ちょっと遠かったのです。遠かった分延長がすごく長かったのですし、やっぱり公共下水道のこっちのほうはある程度管が近くにございますので、大体30万円から50万円ぐらいかかるのですけれども、ここの集落排水のところはないところは半分引っぱりましたので、それだけかかったということでご理解いただきたいと思います。

委員長（池井 豊君） ありがとうございます。

3 番（小嶋謙一君） 先ほどの下水道もそうだし、これも今の集落排水もそうなのですが、ちょっと教えてほしいのですけれども、223ページの13節委託料、污水管渠の清掃業務委託、これは清掃するときの何か目安とか、どういう基準でもって清掃等行っているのでしょうか。

地域整備課長（土田 覚君） 処理場に近くなると、毎年行うところもございますし、

5年に1回ずつ清掃するところもございますので……

(詰まってくるからですねの声あり)

地域整備課長(土田 覚君) そういうことで、清掃……

(清掃の基準の声あり)

3番(小嶋謙一君) どういう、清掃しなければいかぬという基準というか、判断というかあるわけですね。

(詰まってくるんだか、汚れがつくんだかの声あり)

3番(小嶋謙一君) 例えばある程度今おっしゃったように定期的に見て歩くのか、各区间ごとに。

地域整備課長(土田 覚君) だから処理場に近くなれば近くなるほど勾配も緩くなってきますので、そういうところに土砂がたまったりとか、流れにくくなったりとかいう部分もございますので、やっぱりそういうところは毎年やることになりまして、支線というか、枝線については例えば5年とか7年に1回ずつローテーションで清掃しているというのが今現実でございます。

(何事か声あり)

委員長(池井 豊君) ほかに質問ありますか。

(なしの声あり)

委員長(池井 豊君) なければ、集落排水特別会計閉めます。

最後に、水道事業会計の説明をお願いします。

(水道の声あり)

委員長(池井 豊君) 水道。

(課長どうぞの声あり)

地域整備課長(土田 覚君) ではそれでは、最後になりますけれども、認定8号、田上町水道事業会計決算の認定につきまして説明申し上げます。

それでは、恐れ入りますが、決算書335ページをお願いします。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

地域整備課長(土田 覚君) いいですか。335ページです。平成29年度田上町水道事業決算報告書でございます。業務量としての年間有収水量は137万6,723立方となりました。昨年比2万4,808立方、率にして1.84%の増でありました。

はじめに、収益的収入及び支出でございます。恐れ入りますが、336ページと337ページをお願いします。いいですか。上段の収入でございますが、1款水道事業収益補正後の予算額2億4,474万2,000円に対しまして、決算額は2億5,015万8,314円で、

前年比28万2,783円の減でございます。予算額に比べ541万6,314円の増となっております。その内訳といたしまして、1項営業収益2億4,749万7,601円、2項営業外収益266万713円となっております。営業収益については、昨年比446万5,024円の増となりました。主な要因は、一般家庭の水道使用料の収入の増でございます。今年は雪もすごく多かったものですから、雪消し等に多く使用されたのかなというふうに思っております。営業外収益については474万7,807円の減、要因は昨年度に比べまして4条予算の工事が少なかったことによる消費税還付金等が皆減になったことによるものでございます。

次に、下段の支出でございますが、1款水道事業費用補正後の予算額2億6,694万2,000円に対しまして、決算額は2億6,180万930円で、前年比788万6,968円の増でございます。その内訳といたしまして、1項営業費用2億4,108万7,292円、2項営業外費用2,000万7,141円、3項特別損失70万6,494円となっております。4項の予備費の支出はございません。支出増の主な要因は、消費税を昨年比へて納付する必要が生じたこと等によりまして増えたものでございます。

恐れ入りますが、338ページ、339ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。上段の収入は、29年度はございません。

次に、下段の支出でございますが、1款資本的支出、補正後の予算額6,568万4,000円に対しまして、決算額6,459万9,664円となりました。その内訳といたしまして、1項建設改良費3,659万1,936円、3項企業債償還金2,000万7,728円でございます。

(課長、ゆっくりでいいから数字間違わないで読んでの声あり)

地域整備課長(土田 覚君) いいよね、間違いないですよ。

(3回目が間違っているの声あり)

地域整備課長(土田 覚君) どこ。

(今2,800だての声あり)

地域整備課長(土田 覚君) すみません、2,800万7,728円です。すみません、失礼しました。

なお、欄外に記載してありますように、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,459万9,664円は、過年度分損益勘定留保資金6,240万3,584円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額219万6,080円で補填いたします。

次に、340ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。損益計算書でございます。税抜きで計算しております。営業利益は274万9,664円、経常損失は1,325万

1,051円、特別損失と合わせた当年度純損失は1,395万7,548円の赤字となりました。

次、次ページが計算書でございます。

次に、343ページから347ページをお願いいたします。平成29年末における貸借対照表でございます。ご確認ください。一番大事な流動資金の現金預金でございますが、344ページの上段、2億7,757万1,025円で、前年比1,680万6,389円の増でありました。

次に、348ページをお願いします。平成29年度水道事業報告書でございます。総括事項は記載のとおりでございますし、下段から2行目において今後とも良質な水道水の安定供給を図り、健全な水道事業を運営していくため、投資効果、経済性を十分考慮し、計画的な施設整備と経費の節減に努めると結んでおります。

以下、349ページから361ページには、地方公営企業法施行令第23条に基づく資料を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上で認定第8号、水道決算について説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

課長、有収水量はどこか記載はあるのだろうか。

地域整備課長（土田 覚君） あります。

委員長（池井 豊君） どこにあるのだか。

地域整備課長（土田 覚君） 350ページ。

（ああ、あつたの声あり）

地域整備課長（土田 覚君） いいですか。350ページの業務量のところでございますので、よろしくをお願いします。

委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

質疑のある方。

13番（高橋秀昌君） 340から341のところで、水道損益計算書があるのだが、当年度で言えば赤字だったということだね。1,395万7,548円、さっき言われたように1,395万7,548円、これが赤字という理解の仕方すればいいの。それなのに、現金、預金が昨年より増えましたと言っているところが理解できないのだけれども、説明をお願いします。

地域整備課長（土田 覚君） おっしゃるとおりです。水道の決算上は、赤字決算となりました。それは羽生田浄水場の施設、ここでお願いします。356ページをお願いします。

(356ページの声あり)

地域整備課長(土田 覚君) ここで、減価償却費8,894万5,760円ということと、資産減耗費が286万3,520円ということで、どうしても水道の決算上減価償却費を落とさなければだめだ。しかしながら、現金の支出はないわけですから、したがって帳簿上は赤字になります。

13番(高橋秀昌君) これは何、羽生田。

地域整備課長(土田 覚君) 羽生田の浄水場を作ったことによりまして、15年の機械類の減価償却費が15年間分上がりますので、その分があります。したがって、単年度赤字は41年度まで続きまして、42年度から黒字決算となる予定でいます。

13番(高橋秀昌君) 減価償却費が増えたことによって、帳面上の赤字が発生したのだよという理解でいいのですね。

いわば営業収益における全体の赤字部分は、あくまでも減価償却費を算入したからであると。しかし、減価償却費は早い話が金があれば、借金でなければそのままだからということなのだね。了解。

15年続くのね、減価償却ね。これは、29年度から減価償却発生するの、30年度から発生するの。建設したその年からだから、1月1日から、決算上そうになっていた。

地域整備課長(土田 覚君) できた翌年から発生するのですけれども、今までは当然管路というか、その水道管であれば大体40年という耐用年数がございますし、ああいう機械類とかそういうものは15年間ということですので……

13番(高橋秀昌君) だから、いつから始まると言った。

地域整備課長(土田 覚君) いつから。

13番(高橋秀昌君) 30年からと聞いたけれども。

地域整備課長(土田 覚君) いやいや、もうずっと前、終わったときから始まっています。

13番(高橋秀昌君) あと、では今何年目なの。そして、何年まで。

(何事か声あり)

13番(高橋秀昌君) 15年の減価償却期間だ言っていたよね。

地域整備課長(土田 覚君) よろしいでしょうか。今までは、25年度までは減価償却費というのは大体5,600万円ぐらいだったのですけれども、26年度からは大体8,600万円とか8,700万円前後に増えてきますので、ずっと行きまして、先ほども言いましたように41年度までどんどん、どんどんその減価償却費は8,400万円前後で推移するというふうになっています。

13番（高橋秀昌君） わかった。了解。

副委員長（高取正人君） ページにしますと344ページ、貸借対照表の流動資産、(2)、未収金ということで、営業未収金がかなり3,353万2,922円、これに対する未収金貸し倒れ引当金が13万8,000円計上されていますが、未収金というのは、これ何件ぐらいの件数になるのでしょうか。

地域整備課長（土田 覚君） 未収金につきましてはご説明申し上げます。

3点ほどあります。1つが3月の料金収入、それは当然25日に締めて、口座振替が4月になりますので、その3月分の水道使用料約2,060万円ほどが3月振り替えが未収金になります。よろしいでしょうか。

それから、29年の4月から30年の2月までの未収金が404万8,000円ほどになりますし、過年度の未収金が887万円ほどありますので、合わせて営業未収金としては3,353万2,922円。そのうちの、先ほども言いましたように、3月の料金というのはほとんど3月うちに入ってきてませんから、翌年のところの4月10日前後に口座からみんな落ちますので、このときには水道は3月31日で締めますから、今のところは未収金になるということになります。

それから、未収金貸し倒れ引当金等についてはこれ最近、23年度から制度ができたもので、私どもなかなか知っていませんでしたが、入ってくるもの入ってこないと言われるもので、不納欠損が確実なものをここで引当金として13万8,000円の減ということで引き当てたものでございますので、確実なもの、絶対入ってこないというやつを未収金貸し倒れ引当金ということで計上したものでございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上であります。

副委員長（高取正人君） 当年度の未収金が404万円、過年度、年度をまたいで今まで収納できなかった料金が887万円ということなのですが、合わせて1,200万円を超えています、これに対するこの料金をなるべく早く払ってもらうような努力はしているのでしょうか。

地域整備課長（土田 覚君） 当町においては、水道の債権につきましては2年で時効が来ます。しかしながら、4年間持っています。下水道は税と同じですので、5年間持っています。水道は4年間持っている。その4年間で、最後の最後まで取れないのが不納欠損として残るわけですけれども、私どもは職員ももちろんのこと、1人職員を週……

（何回の声あり）

地域整備課長（土田 覚君） 1カ月3回集中的に滞納整理に回っていただいている努力もしていますし、職員もいただきに上がっているというところなのですけれども、なかなか本当に。

ただ、実際には過年度の未収金も、先ほども言いましたような29年4月から30年の3月までの入らなかったものも、ある程度は取れていきます。したがって、最終的に4年後に不納欠損となるものが皆さんに報告します。頑張っていますけれども、大体120万円前後が不納欠損となるものでございます。

副委員長（高取正人君） ありがとうございます。

もう一件別なのですが、水道事業団のほう、三条市の水道用水供給企業団が来年度から値上げということを言われていますが、田上町のほうの値上げのほうは大丈夫でしょうか。

地域整備課長（土田 覚君） そのために現金を2億何千万円ためてきたところですが、それでも、水道企業団の部分が値上げになっても、そんなに100万円前後ですから私はさっきもどなたか言った、もう何年もないのですけれども、この2億7,000万円の現金が最終的にはどこかの会計と同じ言い方になるかもしれない。最低でもやっぱり運転資金としては2億円は必要だというふうに思っています。

（2億要るかの声あり）

地域整備課長（土田 覚君） 2億円は要ると思います、もしかのために。

ほかの、ただ本当はもっと使いたいのです。例えば管路の更新とか、その施設の耐震化もしたいのも十分やまやまなのですけれども、羽生田浄水場を約8億5,000万円ほどかかって作ったという具合で、今後やっぱり起債も返していかなければならないわけですし、やっぱりこの2億7,000万円が、補佐とも話ししているのですけれども、2億円は最低必要。その中に、やれるものは更新していったり、急遽例えば水道引いてくれなんていう工事もしなければならぬのです。そういうためのお金も必要ですから、幸いにして石綿パイプはございませんので、古い老朽管の更新しか残っていませんけれども、最低は2億円必要ですから、今高取副委員長おっしゃったように、企業団の100万円増えても大丈夫、料金値上げは改定しなくても大丈夫ということになります。

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） 私からちょっと1点聞きたいのですけれども、350ページのところで、昨年、28年度と29年度を比較して有収水量が増えているのに、年間配水量が減っているという、この現象というのは、これというふうに捉えたらいいのでしょ

うか。わかる。年間の有収水量は28年度より増えているのに、配水量は減っているという、これこの感じはどう捉えたらいいのです。28年が異常だったのか、ちょっとそこら辺お聞かせください。

地域整備課長（土田 覚君） 本来であれば、年間配水量が減れば当然料金も少なくなるし、この有収水量もあれだと思うのですけれども、有収水量というのは、お手元の年間の有収水量137万6,723立方を365で割ったものでございます。28年度は、たしか俺366で割ったので、うるう年だったかという部分もあるかと思えます。したがって、その間に漏水を探し当てて直したりとか、効率的な、今年は、29年度効率的だったというふうに思っていますけれども、そういうふうに思っています。要は、年間の有収水量が137万6,723円ということ、有収ということは、お金を取る立方数ということでお考えになってください。当町には、例えば公民館も料金取らないですし、管の漏水も当然取れないわけ、無収水量になりますし、例えばいろいろあるのです。お金が取れない水道もあるわけです。そういう部分もございますので、そういうふうな形でお願いしたいと思います。

要するに有収水量が上がってくれば、このパーセンテージが上がってくれば、いい方向に向かっているというのは間違いございません。

委員長（池井 豊君） ということは今年、29年度は管の水漏れをかなり防げたので、配水量がぐっと減ったというふうに理解していいだろうか。いいでしょうか。

地域整備課長（土田 覚君） それも一つの原因です。

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） わかりました。

ほかに質問ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） では、以上で水道会計を閉めたいと思います。

執行の皆さん、ご苦労さまでした。委員の皆さんは、もうしばらくお待ちください。

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） すみません、では本日の議論の内容を副委員長から報告願います。

副委員長（高取正人君） では、本日の質問件数について報告いたします。

5款労働費6件、6款農林水産業費12件、7款商工費8件と13款災害復旧費、産業振興課の分がゼロ件、地域整備課の分がゼロ件、6款国土調査事業、これ地域整

備課の分なのですが、こちらもゼロ件です。

(いやいや、1件。中野さんだの声あり)

副委員長(高取正人君) では、これを1件追加します。

8款土木費が13件、下水道事業特別会計がゼロ件、集落排水特別会計がゼロ件、水道事業特別会計が4件の計44件になります。

総括質疑は2件、私の竹林の整備について、椿委員の除雪対策と安全、安心な道路についてということで2件あります。

以上です。

委員長(池井 豊君) ほかに総括質疑求めたのに言ってない、取り上げられなかったなんてことはないですか。いいですか。

(はいの声あり)

委員長(池井 豊君) では、以上で本日は散会になります。

大変ご苦労さまでした。

午後4時03分 散 会

平成30年第4回定例会
決算審査特別委員会会議録
(第3日)

-
- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 平成30年9月18日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 高 取 正 人 君 | 9番 | 川 崎 昭 夫 君 |
| 2番 | 藤 田 直 一 君 | 10番 | 松 原 良 彦 君 |
| 3番 | 小 嶋 謙 一 君 | 11番 | 池 井 豊 君 |
| 4番 | 渡 邊 勝 衛 君 | 12番 | 関 根 一 義 君 |
| 5番 | 中 野 和 美 君 | 13番 | 高 橋 秀 昌 君 |
| 6番 | 椿 一 春 君 | 14番 | 小 池 真一郎 君 |
| 7番 | 浅 野 一 志 君 | | |
- 4 委員外出席議員
- 議長 熊 倉 正 治 君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|---------|---------|-------------------|---------|
| 町 長 | 佐 野 恒 雄 | 保健福祉課長 | 鈴 木 和 弘 |
| 教 育 長 | 安 中 長 市 | 町 民 課 長 | 田 中 國 明 |
| 総 務 課 長 | 吉 澤 深 雪 | 会 計 管 理 者 | 渡 辺 明 |
| 地域整備課長 | 土 田 覚 | 教 育 委 員 会 長 | 福 井 明 |
| 産業振興課長 | 佐 藤 正 | 竹の友幼稚園 事 務 局 長 | 山 口 浩 一 |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 小 林 亨
- 書 記 中 野 祥 子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社

9 本日の会議に付した事件

認定第1号 平成29年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について中

歳 出 3款 民生費

10款 教育費

町長への総括質疑

午前9時00分 開 議

委員長（池井 豊君） おはようございます。決算審査特別委員会3日目になりました。本日は午前中に3款、10款の教育委員会担当のもの、それから午後からは総括質疑というような形になります。

何かエアコンの不調により出だしちょっと暑いようですけれども、直ったそうなので、熱い議論をお願いしたいと思います。

今日も佐野町長も参加でございますけれども、教育委員会のところは主に教育長に質問だと思っておりますけれども、あえて町長の場合は町長というふうな形で明確にさせていただきたいと思っています。本日もではよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は14名全員であります。三條新聞社より傍聴の申し出があり、これを許可いたしましたので、報告いたします。

それから、審議2日目に高取副委員長から総括質疑が出されていたのをまとめてくるということだったので、副委員長からその報告があります。

副委員長（高取正人君） おはようございます。総括質疑ですが、質問項目は竹林の整備について、内容は全国的に杉林の荒廃が伝えられて久しい林業ですが、同様に田上町の特産品であるタケノコのもとである竹林の荒廃が伝えられています。成長の早い竹は老化するのも早く、生えてから5年から7年くらいで新しいタケノコを生やす力が衰えてしまいます。そのため、定期的に竹を間引いていかないと新しいタケノコは出なくなります。田上の竹は、竹林の多くは傾斜地にあり、土どめの役割を担ってきましたが、傾斜地のため林道も多くは整備されていません。そのため、タケノコの採取や竹の伐採に多くの人力を必要としているのが現状です。また、生産者が高齢化し、次代を担う若手が少なくなっていることも事実であり、里山の自然を守るためにも、定期的に竹を伐採していくことも必要だと思っています。また、道の駅の計画の一つとして、原ヶ崎運動公園の一画に竹炭用の窯をつくとありますので、竹炭の原料の安定確保も必要なことです。町長に伺います。田上の特産品であるタケノコの振興のための林道整備についてどのように考えていますか。また、タケノコ生産者には林道整備等の補助金を出すことについてどのように考えますか。

以上です。

委員長（池井 豊君） ということだそうです。

さて、これからまた審議に入ります。引き続き、審議を進めます。

それでは、3款民生費の教育委員会担当分から説明をお願いします。

教育委員会事務局長（福井 明君） 皆さん、改めましておはようございます。では、3款民生費のほうでございしますが、86ページ、87ページからとなっておりますので、よろしく願いいたします。

最初に、竹の友幼稚園の保育業務に係る決算でありますけれども、この部分3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の2億8,000万円ほどの金額を執行いたしました。不用額につきましては、一番多いものについては7節の賃金で、保育士補助員となっております。最初に、29年度の状況でありますけれども、竹の友幼稚園の入園児童数につきまして、これ3月末でありますけれども、町内の児童が263人、ほかに町外から三条市から2人、加茂市から3人の受託児童5人を含めて定員278名としておりました。それに対して、定員278人に対して268名というふうな形になっております。充足率96.4%となります。この中では、主要施策の成果の説明書の21ページに記載をしているところであります。延長保育の利用者につきましては延べ578人、大体月平均で換算いたしますと、48人が延長保育を利用したということになります。広域入所につきましては加茂市、三条市、新潟市の3市へ委託をしまして、9施設の26人というふうな形になっております。一時預かり申請件数につきましては、申請件数27件、日数にしますと延べ180日を利用したことであります。また、子育て支援センターにつきましては、238日の開設日数に対して延べ4,781人、これ保護者と児童も含んでおりますが、4,781人利用しております。日平均でいきますと、大体20人ちょっと、20.2人というふうな形になります。相談件数につきましては、子育て支援センターの相談件数9件となっております。それでは、備考欄から説明をいたします。まず最初に、児童福祉総務事業1億8,640円ほどのものにつきましては、幼稚園運営に係る内科医、歯科医の勤務報酬、それから嘱託の園長を配置した経費のほか、職員の人件費の経常経費となっております。

続いて、88、89ページをお開きいただきたいと思えます。89ページの真ん中辺に19節負担金補助及び交付金がございしますが、これは加茂市・田上町消防衛生保育組合で子育て世帯のニーズが多かった部分の病児保育園を新規に建設するための経費であります。926万8,000円を負担したということになります。平成28年度で負担額251万円、29年度末累計で総額で1,177万8,000円となっております。続いて、児童福祉総務費その他事業の9,380万円ほどの金額につきましては、臨時職員の雇用に関する人件費となっております。

それから、2目の児童運営費に7,920万円ほど執行いたしました。この中で、不用額320万円ほどありますけれども、主に11節の需用費、消耗品とか光熱費、それから13節委託料の清掃業務委託料などの請負差額によるものであります。

備考欄をごらんいただきたいと思います。89ページから次の91ページ、それから93ページまでずっとかかっておりますけれども、幼稚園運営事業ということで7,490万円ほどにつきましては、施設の維持管理、保育に要する経費など経常経費を執行したところであります。入園、進級式には、子どもたちを飽きさせないように動物の着ぐるみが前に出まして、身ぶり、手ぶりで説明をしながら式を進行させていただきました。

続いて、92、93ページをお開きいただきたいと思います。備考欄、幼稚園運営その他事業100万円ちょっとの部分につきましては、冬期降雪時の園児の避難路の確保のために、小型除雪機1台を購入いたしました。ほかに備品購入につきましては、検食用のフリーザーがあります。また、施設設備の修繕をここでっております。続いて、子育て支援センター運営事業240万円ほどにつきましては、未就園児と親の交流の場や子育て支援に関する情報提供、それから育児相談などの運営に要した経常経費でございます。続きまして、子育て支援センター運営その他事業の69万円ほどのものにつきましては、外の遊び場の部分で古くなりました人工芝を撤去いたしまして、新しい人工芝に張り替え工事を行ったものでありますし、また利用者からの要望が高かった部分であります。折り畳み式のおむつ交換台をトイレ内に設置をしたところでございます。次に、特別保育事業16万6,000円ほど執行いたしておりますが、これにつきましては、おじいさんとかおばあさんなどをお迎えいたしまして、園児と一緒に時間を楽しく過ごすこととか、田上、それから羽生田両小学校の1年生を招待いたしまして、夏まつりの遊びを通じて幼小の連携交流を図ったところであります。

とりあえずここで終わります。

委員長（池井 豊君） 3款の幼稚園関係の説明が終わりました。

3款の質疑を受け付けます。質疑のある方ご発言を願います。

5番（中野和美君） 私は、4点ほどあります。1つは、臨時保育士の社会保険を掛けている臨時保育士の6年以上11年未満、11年以上16年未満、16年以上というふうにちょっとお給料が段階で分かれているようなのですが、そのちょっと人数を把握できたらなと思っています。もう6年以上ですと、本当は正職員にしなければいけない人たちが今どのくらい、総人数ではこの前お伺いしましたけれども、何年の方

がどのぐらいの人数いらっしゃるのかなと思って、ちょっと教えていただけたら。それは後でいいですが、教えていただけたらと思います。

そして……

(後でいいんじゃないの声あり)

5番(中野和美君) 集計してもらって。今出れば一番ありがたいですけども。

委員長(池井 豊君) 今日は最終日だから、後で言われるともう総括質疑になってしまふから、なるべくすぐ出せるものはすぐ出したほうがいい。よろしく願います。

5番(中野和美君) では、願います、すぐ出せるようでしたら。

それと、29年の決算で保育士の正職員数が27名でして、今年は28名になっているのですが、1人だけ正職員増えて、それはまことにありがたいんですけども、1人だけというのは、女性の職場で周りに対して1人だけというと大丈夫だったのかなとちょっと不安もありまして、そんないきさつ、大丈夫なのかなということ、こんなところでちょっと聞いてあれなんですけども。

あと、保育士の作業の中で、10年前まだそうだったんですけども、それぞれの保育手帳に、個人、個人の保育手帳にその日あったことを全部先生方がお昼寝の間に書き込みをしていたのですが、その業務が大変な莫大な業務でして、先生方は一人ひとりにかかわって、親御さんとかかわれるからまあいいのだというふうにはおっしゃっていたんですけども、大変な作業だったので、いまだに、すみません、私も保育のほうちょっと現場を見れていないのですが、まだ手書き作業をしているのかどうか。その後軽減するような措置がとられたのかどうか。10年前はまだ手書きでした。

竹の友の幼稚園、つくったときはまだ幼稚園、認定保育園ではなかったのですが、30年度から認定保育園になったということで、たしか前にいろんなところ、県外に視察に行ったときは、認定保育園にしないほうがいいという話でまとまったような気がしたのですが、認定保育園になったいきさつなど聞かせていただけたらと思います。願います。

教育委員会事務局長(福井 明君) まず、最初の質問であります、29年度からではなくて30年度から先ほど言われたその6年以上という段階的な引き上げを行っているということになります。したがって、今手持ちが30年度の資料持ってきておりませんので、今の場所で資料提出はちょっと難しいので、よろしいでしょうか。

それから2つ目は、27人から28人に1人増えたという部分であります、これに

つきましては、採用の関係で一応話があるのは先に退職をする保育士の先取り確保のために実施をしたものであります。したがって、将来的にはもとに戻るといふような状況にはなるのですけれども、ただ状況としては女性を入れたり、男性を入れたりということで、採用枠についてはそれぞれ今30年度で3人男性いらっしゃいますし、できるだけ男女問わずそういった形で採用している状況であります。

それから、保育手帳の関係、要はお便り帳だと思っておりますが、これにつきましては多分今も私変わっていないとは思いますが、ちょっと事務長に答えさせますので、よろしくお願いします。

4番目について、今年度からこども園になったいきさつということなのですが、当初やはり認定こども園というと、幼稚園とそれから保育所というのを全く分けて行っていました。制度改正のときから、これを一緒にしてもいいということになりましたので、何ら今の竹の友幼稚園の機能なり、また運営の状況については、特に問題はないということでありまして、また1号認定と呼ばれる要するに幼稚園の部分でしょうか、そこが広く受け入れることができるということもあまして、そことの今度やりとりが可能になったということになりましたので、よろしくお願いします。

竹の友幼稚園事務長（山口浩一君） それでは、手帳の関係の業務についてご説明をさせていただきますが、今ほど局長言われたように、子どもに持たせて帰る手帳については、旧来どおりの手書きで保護者とのやりとりをやらせていただいております。

ただ、ほかの部分については、やはりOA化というのは必要なところではありますけれども、なかなかパソコンが回ってきていないというのが状況ですが、なるべくデータとして残して次に引き継げるようなものについては、そういったOA化という部分を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（池井 豊君） 中野委員、さっき資料提出できないというの、あれ……

5番（中野和美君） 後で、では。

委員長（池井 豊君） 後ででいいのですか。

5番（中野和美君） 後で聞きます。

委員長（池井 豊君） 今回これからの質問に使えということではなくて、それを見たいということで。

5番（中野和美君） そうです。

委員長（池井 豊君） では、昼過ぎまでにできますでしょうか。

教育委員会事務局長（福井 明君） これ終わって、お昼過ぎぐらいまででよろしいですか。午後からというか。

委員長（池井 豊君） はい。

教育委員会事務局長（福井 明君） わかりました。

委員長（池井 豊君） 中野委員、続きをお願いします。

5番（中野和美君） ありがとうございます。

手書きの子どもたちに渡すその手帳に添付する言葉ですが、本当に先生方大変だと思うので、やはりその辺大分ほかの保育園なんかでも改善されてきている部分があって、手書きにしているその手間をもっと子どもたちのほかのことに振り替えて有意義に使っているという事例もよその保育園では聞きますので、ちょっとその辺はまだOA化なりを考えていただきたいなと思っています。

それから、認定保育園につきましては、制度改正があったということで、今までの運営に何ら問題はないということで了解いたしました。

資料のほうは、先ほどお願いしました年度による人数、6年、11年、16年というような年度による人数は、私資料としていただきたいので、後ではお願いいたします。

それで、ここでまたあれなのですけれども、やはり先輩議員もお話をしておりまして、保育士の正職員化、ぜひお願いしたいと思いますが、これはまた同じような返答で返ってきてしまうのでしょうかけれども、今後來年の予算に当たりましては、議員誰も正職員にするのにだめだという人はほとんどいないのではないかと思いますので、その辺執行のほうの努力もお願いいたします。

以上です。

委員長（池井 豊君） 答弁は必要ですね。

5番（中野和美君） いいですか、後でもらって。同じような……

委員長（池井 豊君） もらいましょう。同じようなことなので、教育長なのか局長なのか。では、教育長をお願いします。

教育長（安中長市君） 正職をもっと増やしてほしいというご要望ですが、予算の関係もあります。精いっぱい努力していきたいと思っています。

12番（関根一義君） 関連して、まずその見解を伺いたいと思いますが、ただいま教育長から精いっぱい努力という見解が述べられましたけれども、それではだめなのです。精いっぱい努力ではだめだ。

教育長がどこまで把握されているのか、引き継ぎが受けておられるのかどうか

かりませんけれども、私たちは29年度末の段階で臨時保育士が6名の退職を見たということがありまして、30年度予算審査の段階でいろいろ議論をいたしました。そこで明らかになったのが、現状のような要するに幼稚園の職員体制、いわゆる正職と臨時保育士の比率の関係もあろうかと思えますけれども、そういう状況の中で途中入園が困難なのだという見解が出ました、30年度は。そういう議論の中で私たちは、当時は小嶋委員長でしたけれども、予算審査特別委員会の総意として、将来的にというのは、それはもちろん31年度予算編成の関係ですけれども、適正要員を確保しなさいという申し入れをしたわけです。これは、委員会総意ということですが、ある意味では委員会決議に準じたものです。だから、予算審査の議論の過程で一議員だとか複数の議員がこういう意見があったよというふうなレベルのものではございません。議論の結果、予算審査委員会の総意で申し入れをしたのです。町長に申し入れをしました。

それは、いろんな議論がありまして、今日も事務長おいでですけれども、事務長もおいでになっておられましたけれども、大変厳しい、要するに幼稚園のいわゆる保育士運用と申しますか、そういう実態が明らかになって、結論的に言いますと、私も細かいところまでは勉強不足でわからないのですけれども、途中入園が困難な状況が予想されるという、こういう答弁がありまして、それは許すわけにはいかないよということで、ある意味では予算を承認する、そういうための一つの議員側としての決意を申し入れたのです。だから、この点については、一般的な議論経過の中で努力していきましょう。来年度に向けた検討課題ですというレベルでは、私たちとしては承服できないというふうに思っていますので、その辺の引き継ぎがあったかどうかということと、町長にも伺いますけれども、そういう引き継ぎが現にあって、31年の課題に明確に据えているかどうかということについて答弁をお願いしたいと思います。

委員長（池井 豊君） 教育長からでいいでしょうか。

教育長（安中長市君） 今のご質問ですが、私も大変重たく受けとめています。一番最初来たときに、すぐに職について1週間、10日後ぐらいに事務長と、それから園長さんをお呼びしまして、一番最大の課題は何かと言われたら、職員の数が少ないと。足らなくて回らないというふうに言われました。その対策をいっぱい今考えているのですけれども、正職を1名増やす、これももちろん大事なことだと思うのですけれども、そうすると臨時が1名減る。その臨時の1名も、なかなか集まらない。難しいなと思っています。

ただ、今関根委員さんの言われたことは、大変重たく受けとめさせていただきます。

町長（佐野恒雄君） 今関根委員のお話でございますが、引き継ぎというふうな形ではもちろんなかったのですけれども、そういうことがこの委員会の中で、いわゆる委員会総意という形であったということは承知はいたしております。

そういうことで、今教育長のほうからも答弁ありましたですけれども、今回その6人でしたか7人でしたですか、いわゆるやめられた。そして、いわゆる途中入園児を受け入れられないという、そういう事情もあったということも承知をいたしておりますので、そういう意味でこれから非常にそういう保育士の関係、採用等大変厳しい面がやっぱりあるかと思えます。そういう面を考えて、またそうした委員会での総意であったというふうなことも受けとめながら、いわゆる地域の採用については十分検討していきたいなと、こんなふうに思っております。

以上でございます。

12番（関根一義君） この点については、私の総括質疑に財政指数と今後の財政運営の考え方についてということをお願いしてありますけれども、それに関連しまして、この件についても補足的に町長に総括質疑の中に含めて質問したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

委員長（池井 豊君） では、最初に出した総括質疑の中にこれを……

12番（関根一義君） 中に組み入れるということで考えていますが、よろしいでしょうか。

委員長（池井 豊君） はい。

12番（関根一義君） わかりました。

13番（高橋秀昌君） 私のほうから幾つかのうちの一つなのですが、今事務長からパソコンの件が少し話されましたけれども、今役場の職員は、全ての職員がパソコン1台ずつ持っていますが、保育教諭は1台ずつパソコンを持っていないというふうに理解してよろしいでしょうか。だとしたら、何人中何人が持っているのか示してください。

竹の友幼稚園事務長（山口浩一君） それでは、高橋委員のご質問にお答えをさせていただきますが、専有をしていますのは私、園長、副園長、主任2人、それから看護師の6名です。あとは、共有というような形で使い回しているノートパソコンが4台になります。

あと、申し訳ありません。それから、調理のほう栄養士が1台専有しております

し、あと支援センターにも1台入っているという状況であります。

以上です。

教育長（安中長市君） その件に関しては、先ほどお話をしました。一番最初に事務長と園長さんとお話ししていく中で、2番目、3番目の中にパソコンが入っていましたので、何とか今年度中に使えるものを何台か回したいと思いますし、それで足りないようでしたら、教育委員会としましては、来年度の予算の要求に入れていきたいと思っています。

13番（高橋秀昌君） 今の答弁で納得なのですが、これまでは幼稚園の、つまり現場ですよね、いわゆるOA化などと言われてもう随分たって、役場の職員が1人ずつパソコン持つのが当たり前というときでさえも、幼稚園では保育教諭に1台ずつないというのは、やっぱり異常な事態だという認識を持つべきだと思います。その点では、今教育長おっしゃったように、来年ぜひ1人が1台ずつパソコンを持つという、そういう常識的なことが行われるようなやっぱり予算編成をぜひ要請したいと思います。

それから、もう一つですが、ほかの保育所と比べれば、まだ田上町は臨時は少ないほうだというような趣旨の話があるのですが、私はそういう比較論で物を見るのは正しくないと思うのです。例えば教育委員会事務局長が正職員で、同じフロアにいる町民課長や保健福祉課長が臨時職員だと。この状況想像してみてください。やっぱりこれ異常ですよ、だとしたら。つまり同じ職場にいて、同じ国家試験を合格した人がいるのに、わずかな、30分か1時間の差をつけるだけで臨時と正規の職員に分けていくというのは、やっぱり異常だよという認識のもとがあってこそ、もちろん一、二の三で正規の職員に全員することができないとすれば、3年なり4年の計画的に正規の職員をしていくという、そういうやっぱり計画的な姿勢がどうしても必要だと思いますので、ぜひ教育長が先ほどおっしゃったことが現実化、実現化するように努力してもらいたい。町長もぜひ肝に入れていただきたいということを要請しておきたいと思います。

以上です。

委員長（池井 豊君） 答弁は要りません。

13番（高橋秀昌君） いいです、もう答えているので。

副委員長（高取正人君） 私のほうからも1つ。89ページ、共済費ということで、雇用保険料が入っていると思うのですが、これは正規職員の雇用保険料で、その後のその他事業のほうの共済費には社会保険料はのっていますけれども、雇用保険が入っ

ていないということで、これは臨時職員は雇用保険の対象ではないということだと思っておりますが、答弁をお願いします。

教育委員会事務局長（福井 明君） 臨時職員については、この89ページに書いてある児童福祉総務その他事業が全てであります。したがって、児童福祉総務その他事業のうち、ここに書いてある4節の共済費、雇用保険料については、これはそれ以外の人……

（何事か声あり）

教育委員会事務局長（福井 明君） その4節の共済費については、やはり雇用保険料は園長分の部分であります。

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） 副委員長、ちゃんと質問してください。

副委員長（高取正人君） こちらの4節共済費の雇用員は、幼稚園園長の雇用保険ということで、あと一般職員は公務員なので、雇用保険は要らないということだと思っておりますが、臨時職員の扱いなのですが、最近育児休暇という形で雇用保険を1年以上納めた人が対象で、その人は育児休暇を受けた場合に雇用保険からその休業補償という形で給付金が払われるわけですから、公務員扱いされていないようでしたら、その臨時職員をそういう給与は上げられないのであれば、ここの手当ということで雇用保険として雇用保険に入れまして、育児休暇の対象とするような形の救済措置もとれるのではないかと思っておりますが、その辺の考えをお聞かせください。

教育委員会事務局長（福井 明君） まず、社保に入っている臨時の保育士は、それなりのまた補償制度があります。当然のことながら、育児休業になれば園のほうでは一応正職員と同じような形で育児休業を認めて許可をしているという状況であります。

その支払われる部分については、当然その社会保険料とかそういったところの中からはなるかとは思っておりますが、そういった形での対応をしているということでありますし、実際その臨時職員の中でも、今育休に入っている人たちも中にはいらっしゃいますので、その復帰に向けては園のほうも一応職場の確保のために実際やっているという状況です。

（俺はすっきりしないけどの声あり）

委員長（池井 豊君） 副委員長がこれでいいという話なのですけれども、ちょっと私すっきりしなかったのが、この4節の社会保険料というのと雇用保険料というのありますよね。雇用保険は、だからその園長のものというのは納得したのですけれども、

ほかの臨時職員は社会保険料の中でいろいろなところ、32万3,000円というふうな形で、これ明確でいいのですか、それで、だと思えますみたいな説明だったのですけれども。

教育委員会事務局長（福井 明君） ほかの保育士の賃金だとか、そういった部分についてはその下、89ページの児童福祉総務その他事業の中の共済費、労災保険料とその社会保険料というのはございますが、そこで支払われているという状況です。

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） 社会保険料から支払われている。わかりました。

13番（高橋秀昌君） ちょっと伺いたいのですが、5年ルールというのがありますよね。2013年に法律が改定になって、臨時職の人たちが5年を過ぎて自ら申し出ればずっと永続的に雇用する権利を生ずるという5年ルールというのがあるのですが、これは幼稚園や本庁で職員にきちんと通知というか、知らせているのでしょうか。

教育委員会事務局長（福井 明君） 私のほう、5年ルールの具体的な理解はされていませんので、この場でご説明することはちょっとできないのですけれども、一応町のほうでは正規職員と違う時間帯、要は通常正規職員ですと1日7時間と45分の労働にはなるのですが、7時間30分ということでちょっと時間を短縮した中で雇用を今しているのが臨時職員です。

それを継続的にできる形にしているものですから、先ほどの5年ルールという部分については、私も認識がなかったのですけれども、その辺確認した上で、この場ではちょっと今お答えできないということで申し訳ありません。

13番（高橋秀昌君） 実は、私も余り認識がなかったのですが、5年ルールというのは、5年たったら本人が申し出ることによって永続的な雇用されるということになっているけれども、解説によると直ちに正規社員とは違うのだという解説があるのです。ですから、いわゆる民間会社なんかは、雇いどめをしてもう永続的に雇わないとか、そういうのは社会問題になっているのですが、どうも法の解釈によっては、正規社員とは違ふと。ただ、臨時としてずっと永続的に雇っているのだという、そういう捉え方もあるらしいです。

なぜここでそれを取り上げたかというのと、やっぱり相当の期間、今事務局長がおっしゃったように、正規社員よりもわざと労働時間を少し減らして、減らすことによって正規社員としての主張ができないように田上町はしてきたわけです。ですから、そののところも含めて、現在の臨時職員をわずかな時間でありますから、正規の職員に引き上げていくことがやっぱり順当だという考え方を貫いていく必要があ

るのではないか。余り法律にとらわれると、正規にしなくていいねかみたいなのもありますので、そこのところもやっぱり考えた上で検討していただきたい。問題はお金なのだ、多分。財政的にどうかという考え方なのだ。そこは、財政があつたらではなくて、それが当たり前の状態なのだということをぜひ認識してもらいたいということで、事務局長その5年ルール調べてわざわざ報告しなくていいですから、あなた自身がごらんになって、やっぱりそういう捉え方もあるのだなで結構ですので、そういうふうにしていただきたいと思います。

以上です。

委員長（池井 豊君） ほかに質問あるでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） ないようでしたら、3款を閉めたいと思います。

続けて、10款の説明をお願いします。

教育委員会事務局長（福井 明君） それでは、10款教育費ですが、ページでいいますと148、149となります。まず、10款教育費、全体の支出済額は2億9,290万円ほどになっております。内容については項、目別に説明をさせていただきます。

それでは最初に、1項教育総務費、1目教育委員会費でありますけれども、174万円ほど執行しております。備考欄のほうに、見ていただくとわかるのですが、教育委員会費につきましては、教育委員の教育業務に係る経常経費、それから報酬、費用弁償などの執行でありまして、町民への教育情報、それから啓発機関として毎年「たけの子」という機関誌を教育委員会で発行しているのですが、平成29年度では4回発行したことになります。

それから、150ページをお開きいただきたいと思います。備考欄の事務局費、ここでは4,530万円ほど執行しております。不用額が85万9,000円ほどございますが、この中で事務局費につきましては、教育長ほか事務局職員の人件費とか嘱託の学校指導主事、それから訪問教育相談員などの報酬ほかの経費となっております。

それから、続いて次のページ、152、153ページをお開きいただきたいと思います。3目の教育振興費では3,330万円ほどの執行となりました。不用額が400万円ほどありますけれども、主なものにつきましては8節の報償費、それから15節の工事請負費、請負差額があつたり、それから19節の負担金補助及び交付金などの部分であります。それで、備考欄の教育振興費2,930万円ほどにつきましては、地域とともにある学校を目指すために、29年度から学校運営協議会を設置をして田上コミュニティスクールをスタートさせたところであります。それから、大学連携の一つでありま

す小・中学校に薬科大の学生による理科支援員を配置した賃金をはじめ、それから外国語指導助手、それから学校図書司書の配置のほかに、小学校4年生から6年生を対象としたたけの子塾を退職教員とか薬科大の学生を配置した報酬です。それから、スクールバスのその維持管理に要した経費とか、教職員とか児童・生徒健康管理対策費の部分、それから教育機器類の管理に要した経費などの経常経費のほかに、雨で小学生は中止となりましたけれども、中学生による夏まつりのボランティア活動や中学生の3日間の職場体験活動、それから家庭でのアウトメディアウイーク、これはノーテレビ、ノーゲームデーという、以前は言っていたのですが、それをやる時間で子どもの未来を話し合う場ということで創出して、親子のきずなを深めるなどの経費を執行したところであります。

続いて、154、155ページお聞きいただきたいと思います。155ページの中では、19節負担金補助及び交付金で1,200万円ほどの執行でありますけれども、ここでは理科センター、三南視聴覚教育協議会などの教育関係の負担金でありまして、関係市町村の教育環境と教育の資質向上を図るために支払った負担金であります。また、町の政策的な事業として取り組みました就園、就学奨励補助や、それから教育資金の利子補給、それから学校給食費補助などを例年同様に執行しております。今回平成29年度では、田上中学校で10月29日、創立70周年記念式典が行われまして、記念事業の補助を行ったところであります。それから、その下のほう、不登校児童対策事業82万3,000円ぐらいの金額の執行につきましては、不登校児童・生徒対策として適応指導教室を開設した指導員の報償費などの経常経費となっております。適応指導教室の通級者につきましては、3月末で中学生が4名、開設日数が207日となっております。それから、教育振興費その他事業であります。316万円ほどにつきましては、これスクールバスのタイヤの更新による購入費、車検などによる修繕のほか、湯川地区のスクールバスのバス停を乗車のより安全な位置に移動して待合所の設置を行ったところであります。

その下、一番下になりますが、2項の小学校費でありますけれども、6,100万円ほどの執行をしております。これは田上、それから羽生田両小学校の2校分に係るものであります。1目学校管理費で5,800万円ほどになりました。不用額で400万円ほどございますけれども、11節の需用費、それからこれ消耗品とか燃料費などですけれども、それとか14節の使用料及び賃借料で教育用コンピューターの借上料の請負差額があります。それが主なものであります。

続いて、157ページ、ここの部分は全部田上小学校の管理費であります。管理員及

び学校医などの人件費、それから機械設備とか衛生管理に関する経費、それから教材消耗品類の購入などの経常経費であります。157ページの下の方に、14節で使用料及び賃借料で教育用コンピューター借り上げにつきましては、古くなりましたデスクトップパソコンをタブレット端末として利用可能な部分で整備をして、児童用のノートパソコンに入れかえたもので、20台整備をしたことによります。それ以外に教職員のノートパソコンを20台入れかえたものであります。

次のページ、158、159ページをお開きいただきたいと思います。備考欄で田上小学校整備事業273万円ほどのものにつきましては13節委託料、それから15節の工事請負費と18節備品購入費の中では、田上小学校の食堂棟にアスベスト含有材を使用した暖房用の煙突が見つかったことから、その封じ込め工事を行ったもので、使用できなくなった暖房機のかわりに備品として業務用の石油ストーブ10台を購入したところであります。また、平成30年度に支援が必要な児童のために、階段に児童の身長に合わせた手すりを設置をいたしました。それから、毎年予算の範囲ではあります、児童用の机、椅子の入れかえを行ったほかに、防犯ベルを1年生41人に贈りました。それから、田上小学校その他事業、その下であります、770万円ほど執行となります。特別支援学級に介助員4名を配置した経費、施設設備などを修繕した経費となっております。修繕の内容につきましては、裁断機その刃の修理だとか、プール欠損部の補修などを行ったところ、それから、その下に羽生田小学校管理費、ここについては2,170万円ほどの執行をしております。これにつきましては、田上小学校と同様に経常経費でありますので、説明を省略いたします。

続いて、160、161ページをお開きいただきたいと思います。161ページの下の方に羽生田小学校整備事業で96万円ほど執行しております。これは、15節の工事請負費では羽生田小学校の教務室が3階にあることから、来客、職員用の玄関にモニターをつけまして、教務室から鍵を開閉できるように電気錠システムを設置をしたところであります。

続いて、次のページ、162、163ページをお開きいただきたいと思います。163ページの上のほうの部分です。18節の備品購入では、田上小学校と同様に毎年予算の範囲で児童用の机とか椅子の入れかえを行ったほかに、防犯ベルを1年生35人に贈ったところであります。その下になります、羽生田小学校その他事業819万円ほどのものでありますけれども、田上小学校とこれも同様に特別支援学級に介助員3名を配置した経費であります。それと、施設設備などを修繕したものであります、修繕内容につきましては、子どもたちが使うミシンの修理だとか、それから教務室に

ある電話交換機の取りかえ修繕などを行ったところであります。

続いて、その下の2目教育振興費で292万円ほど執行しております。最初に、備考欄のほうをごらんいただきたいと思いますが、田上小学校教育振興費で64万円ほどの執行であります。これ校内研修会、田上小学校甚句太鼓の講師謝礼が入っておりますが、それから要保護、準要保護では就学援助として7名の就学援助を行った経常経費となっております。それからその下、田上小学校の備品購入では63万7,000円ほどの執行となっております。通常の教材費、備品です。特に物で言うとデジタルタイマーとかワイヤレスマイクなどの整備をしたということであります。総合学習支援事業、田上小では7万円ほどの執行をしております。これは、地域の伝統文化、それから産業の環境問題、田んぼとか畑について学習した経費となっております。その一番下になりますが、羽生田小学校教育振興費で75万3,000円ほど執行であります。これは要保護、準要保護では7名の就学援助費を支出した経常経費となっております。

続いて、164、165ページをお開きいただきたいと思いますが。羽生田小学校備品購入費では65万4,000円の執行となっております。田上小学校同様に通常の教材備品、デジタルカメラとかデジタルビデオカメラとか、それから理科用の実験用品などの整備を行ったということであります。その下、総合学習支援事業、羽生田小15万9,000円ほどであります。羽生田は稲作の体験学習、地域の産業ということで、特に梅や、梅ジュースなどについて学習した経費ということであります。

それから、続いて3項の中学校費であります。3,650万円ほど執行しております。1目の学校管理費では3,230万円ほど執行しておりますが、不用額で320万円ほど出ております。これは11節の需用費、消耗品とか燃料費、それから14節の使用料及び賃借料、これは田上小学校と同じで教育用コンピューターの借り上げの落札で請負差額が出たというものが主なものであります。田上中学校管理費、備考欄になりますが、2,120万円ほどにつきましては、小学校同様の経費であります。管理員、それから学校医の人件費、それから施設設備、衛生管理に関する経費だとか、消耗品類の購入費などの経常経費です。

167ページの13節の委託料がございますが、これにつきましては、大雪だったために2月ですか専決補正をさせていただいたものであります。中学校の卒業式の前にかなり雪が積もって、周囲に積もった雪を排雪した。3日間ほどかかりましたでしょうか、その経費と14節では使用料及び賃借料の教育用コンピューター借上料、これについては古くなったデスクトップパソコンをノートパソコンに入れかえ、生徒

用40台を今整備をしました。それから、教職員用としてノートパソコンを25台入れかえたということでございます。それから、田上中学校、その下です。整備事業につきましては、465万5,000円ほどの執行をしております。13節、それから15節では屋内消火栓の配管に漏水があったということから、9月に補正をしたものでありまして、土中配管を鋼管からポリエチレン管に入れかえたものであります。また、網戸工事では、3階の教室の前の廊下25枚と視聴覚室19枚、合計44枚を設置をしたものであります。それから、18節の備品購入では冷凍冷蔵庫2台、これは家庭科準備室、それから3階にある理科準備室にある冷凍冷蔵庫であります。その入れかえを行ったり、生徒用の椅子の入れかえを行ったものであります。田上中学校その他事業につきましては、650万円ほど執行しております。これについては、特別支援学級に介助員1名を配置した経費のほか、備品修理、それから今回体育館の霞幕だとか、会議室の空調が壊れたものですから、空調の取りかえ、それから合併浄化槽の破碎機が壊れています。9月に専決したものなど入れかえ修繕を行ったものであります。それからその下、教育振興費では418万円ほど執行したところであります。備考欄の田上中学校教育振興費では316万円ほど執行しました。学力等の調査経費とか部活動を支援する、例えば郡市大会とか中越大会、県大会などに要する経費、それから生活困難な世帯に対する就学援助の12名分をこの中で支出しております。

それから、中学校の、次のページです。備品購入費、ここでは理科支援、理科や英語などの教科用の教材です。それから、生徒の図書の関係などの通常の教材備品の整備として87万円を執行したところであります。それから、総合学習支援事業ということで15万円ほど執行しております。これは、職場見学とか職場体験、進路を考える時間を通して学ぶこと、働くことの意義を理解をさせて、生きることの尊さを実感させるためのキャリア教育を推進したというところであります。

続いて、4項社会教育費になります。これは4,600万円ほど執行しております。1目の社会教育総務費2,890万円ほどの執行を行っております。不用額では250万円ほどありますが、7節の賃金、これは学童保育の指導員の賃金だとか、8節の報償費、学童保育の各種指導員謝礼で、あと11節の消耗品費が主なものであります。備考欄の生涯学習事業1,110万円ほどとなっておりますが、これについては職員人件費、それから各種教室の講座開設に係る経費であります。平成27年度に指定寄附をいただきました、音楽振興基金として設置をしておりました。その基金を活用いたしまして、ロビーコンサートを6回開催したものであります。また、生涯学習センターの建設基金につきましては、今回利子分3万2,000円ほどですが、積み立てをし、年度

末の現在高につきましては、この決算書の198ページに記載してあるとおり2億7,810万4,000円となっております。

それから次のページ、170、171ページをお開きいただきたいと思います。社会教育事業、真ん中辺でしょうか、630万円ほど執行しておりますが、これは教育委員会の特別職である社会教育委員などの報酬、それから人件費、旅費などの経費、それから民俗資料館の維持管理、文化団体への活動支援を行っております。また、古くなりました文化財看板2カ所を工事で製作をいたしまして、設置をしたところであります。

続いて、172ページ、173ページ、そこで成人式事業がございます。ここについては22万9,000円ほどですが、3月21日に第66回ということで成人式を実施しております。該当者120名のうち、出席者84名が式に出席をしたところであります。それから、原ヶ崎交流センター管理費320万円ほどであります。これは経常経費となっております。施設利用状況につきましては、利用者8,164人、児童図書館の貸し出し数が1,738冊、それから図書室の利用者数は2,988人となっております。

続いて、次のページ、原ヶ崎交流センターその他事業40万円ほどでありますけれども、施設の維持管理、それから児童図書などの購入を行ったところであります。その下に、学童保育事業757万円ほどにつきましては、児童クラブ運営に係る指導員の賃金だとか消耗品類で、経常経費として執行したところであります。小学校1年生から6年生を対象に、通常日は各学校で、それから長期休業や土曜日などについては両小学校合同で原ヶ崎交流センターを利用いたしまして、田上小学校、それから羽生田小学校でそれぞれ291日開設をしたというところであります。田上小学校では延べ4,077人、羽生田小学校では延べ3,472人、土曜日、それから先ほど言った長期休業期間では延べ2,177人ということで、合計が……

(何事か声あり)

教育委員会事務局長(福井 明君) すみません、合計で9,726人となります。全体で利用したということになります。

続いてその下、2目の公民館費であります。1,000万円ほどの執行であります。不用額の部分については82万円ほどありますが、これは11節の需用費、消耗品費などが主なものであります。備考欄、公民館施設管理費につきましては、施設の維持管理に関する経常経費で540万円ほど執行しております。

続いて、次のページ、176、177ページ下のほうであります。備考欄、公民館事業費440万円ほどになっておりますけれども、これは公民館長の報酬のほか公民館が

主催した事業の経常経費を執行したところであります。事業では、青少年参加の妙高研修とか、早朝ハイキング、囲碁・将棋大会、書き初め展、地域のコミュニティ活動を支援した地区公民館活動助成などを行っております。

それから、続いて178、179ページになりますが、公民館その他事業です。ここでは、修繕経費など経常経費22万円ほど執行しております。公民館の施設利用の状況につきましては、昨年1万6,463人、それから図書室の利用は2,029人の3,940冊ほど貸し出しがあったそうです。以上です。

次に、3目文化活動費37万円ほど執行しております。備考欄のほうでは、文化祭事業ということで、10月14日から15日、2日間文化祭を開催いたしまして、展示の部では457点の作品が展示をされた。それから、芸能の部では20団体が出演いたしまして、2日間合わせまして1,212名の来場者があったということでありまして、

それからその下、4目コミュニティセンター事業670万円ほど執行しております。備考欄のところになりますが、コミュニティセンター管理事業では429万円ほど執行しております。施設の維持管理及びその開放に係る経常経費となっております。施設の利用者であります、1年間の開館日数は359日で、1万4,834人が利用したということになります。団体数でいいますと、2,080団体が利用したということになります。

続いて、180、181ページ、備考欄、コミュニティセンターその他事業、ここでは多目的ホール屋根の雪どめ金具が雪によって外れたということで、危ないということから、その補強改修を行ったところであります。13節の委託料、それから15節の工事請負費で248万円ほど執行したということでありまして、

続いて、5項の保健体育費、ここでは6,878万円ほど執行しておりますが、これは体育スポーツ振興や学校給食に係る経費となっております。それでは、1目の保健体育総務費であります、127万円ほど執行しております。備考欄、保健体育総務費119万円ほどのものにつきましては、スポーツ推進員などの人件費や旅費、それからスポーツ振興と技術レベル向上の観点から、28人の方にスポーツ褒賞を行ったところであります。負担金補助及び交付金では、スポーツ少年団7団体を活動支援を行ったということでありまして、

続いて、182、183ページとなります。上のほう備考欄ですが、保健体育総務その他事業の8万円につきましては、スポーツ推進員のユニフォームの購入代の補助ということで、1人当たり8,000円の補助を行ってきました。

それから、2目の総合体育大会費につきましては245万円ほど執行しております。

これは佐藤杯駅伝、備考欄見ていただくとわかるのですが、第58回大会に21チームが参加をして、その経費25万8,000円ということで執行しております。その下、各種大会費220万円につきましては、町主催のスポーツ大会など、田上町スポーツ協会に委託をして実施をしたものであります。開会式などの行事、野球やテニス、バスケットボールなど球技大会を委託開催した経常経費でございます。

それから、3目の体育施設費につきましては、主に町民体育館、羽生田野球場の管理に要した経費で1,030万円ほど執行したところであります。備考欄のところ、町民体育館管理費は、施設の維持管理に要した経常経費でありまして、430万円ほど執行しております。なお、町民体育館の利用状況につきましては1,440団体、2万5,313人利用しております。もう一度言います。1,440団体の2万5,313人が利用したということであります。同様に、町営の野球場の管理費460万円につきましては、既にY O U・遊ランドで指定管理を行っている株式会社きらめきが施設の一体的な維持管理を行っております。利用状況につきましては、延べ利用者は8,525人、回数でいいますと野球場での回数は193回、そのうちナイターが62回という形になっています。延べ利用者は8,525人、野球場の利用回数は193回。193回のうち、ナイターの利用は62回というふうな状況であります。

続いて、184、185ページをお開きいただきたいと思います。体育施設その他事業139万円ほどの執行につきましては、護摩堂ふれあい広場のテニスコートのネットの支柱が腐食により折れましたので、その取りかえ工事を行っております。また、町民体育館の施設修理にかかった経費がこの中に見てあります。町民体育館では、大体照明の取りかえとかギャラリーの漏水修理が主なものであります。

続いて、4目学校給食施設費につきましては5,470万円ほど執行しております。不用額165万円ほどありますが、7節の賃金、これは臨時の調理員の関係、それから11節の需用費につきましては、消耗品とか修理の請け差が主なものであります。学校給食費につきましては、1年を194回を基本として1日当たり864食の給食を提供したものであります。また、週5日のうち米飯給食の回数を3.5回ということで、パンが1回、麺が0.5の割合で行っております。栄養や衛生管理などを行いながら、地産地消に心がけて食育の推進を図ってまいったところであります。備考欄、学校給食施設費5,216万円ほどにつきましては職員、それから臨時職員などの人件費、それから共同調理場の維持管理、衛生管理などに要した経常経費でございます。

それから次のページ、186、187ページになります。備考欄、学校給食施設整備事業で190万円ほどとなっておりますが、これは学校給食調理場の衛生管理のリスクを少

なくするために、今まで和式の水洗トイレだったものを非接触型の洋式トイレに整備をしたものであります。その関係経費で190万円ほど執行しております。その下、学校給食その他事業62万円ほどですが、調理場の中のガスの回転釜だとか、食器保管庫の計器の取りかえ修繕などを行ったものであります。

以上です。よろしく申し上げます。

委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

ちょっと暫時休憩に入りたいと思うのですがけれども、その前にこの休憩の間に資料請求するような方いらっしゃいましたらお願いしたいと思うのですがけれども、私のほうから湯っ多里館やY O U・遊ランドなど指定管理出しているところの使用、ここ数年の利用者数の推移みたいなところを一覧表を産業振興課から出してもらっているのですがけれども、同じように野球場のちょっと推移みたいなのを出していただきたいのですがけれども、出るでしょうか。すぐできるでしょうか。何か毎年出していた、野球場の利用状況も出していたと思うのですがけれども、それちょっと後で、終わった後相談します。

ほかに資料請求ある。

4番（渡邊勝衛君） 各地区にあります集会場と公民館とかいろいろあるわけですね、各地区に置かれて。その所有者リストというやつがありましたら出していただきたい。例えばその場所が町有地になっているとか、財務省の土地になっているとか、個人の土地になっているとか……

（地区公民館のほうではないのの声あり）

4番（渡邊勝衛君） 駐車場、土地の関係。土地所有者。

委員長（池井 豊君） 地区公民館は把握できる。

（も、無理の声あり）

委員長（池井 豊君） 教育委員会ではないのだ、これ。

（それ町民課だよの声あり）

（教育委員会ではないの声あり）

委員長（池井 豊君） ちょっと後でそれ個人的に聞いてください。

4番（渡邊勝衛君） ありがとうございます。

委員長（池井 豊君） ほかにない。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） では、休憩をとりたいと思います。

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

委員長（池井 豊君） 時間となりましたので、休憩前に引き続き会議開きます。

10款全般、質疑のある方。

10番（松原良彦君） 大変ご苦労さまです。私のほうから2点ほどお聞かせ願いたいと思っています。

1つは、169ページの学校に自転車に乗っていく人のヘルメットの補助金の話なのですが、去年も私ちょっとよくわからなくて聞いたら、このヘルメットの購入は個々でというか、希望者だけに出しているということで、そうするとだんだん自転車に乗る子がスクールバスに乗ったりなんかして少なくなっているかと思うので、私はこれをやめて体操着とか着類にしては、その補助にしてはどうだろうかという提案なのです。というのは、中学3年になるとみんな穴のあいたぼろぼろの、そういうものを着ている子が目立つので、何かしらそこら辺、ヘルメットは希望者だけなのであれば、それはどのくらい、大した金額ではないのですが、そういう変更というか、そういうふうなことを考えられないかということで1点お聞きします。

それから、もう一点ですが、私は不思議に思ってお聞きしますが、経常経費の一部使い方なのですが、これは本当に、157ページの火災報知機点検業務委託料、電気保安業務委託料、警備委託料、これ以外ピアノもあるし、いろんなものがあるのですが、この委託料の関係なのですが、私が入って今7年目になりますけれども、ほとんどこの金額が変わっておりません。それで、変わったというのは、町体を一部工事したとき、事務所の関係で接続関係がうまくなくて工事したと思うのですが、そのとき金額が変わっています。それから、2014年ですか、消費税が上がったとき、このときは3%軒並み加算してあります。それ以外は変わっていないのですが、これは大変ありがたいというか、いいというか、そういうことなのでしょうけれども、23万円とか29万円とか大変高い金額が毎年出されているわけですが、これそうすると工事が終わった時点でこちらは管理委託料幾ら、幾ら来年からお願いしますというような、そういう契約方法になっていないと、この一律10年も値段が変わらないということは、私にとっては大変不思議な現象だと思っています。その点、その契約方法はどうなっているのか。それから、委託料はその時点でもう大体幾ら、幾らですよと決まっているのか。そして、なぜそれを言うかという、予算書は1,000円以下切り捨てになって

いるのです。例えば35万4,000円だったら、決算書は35万三千幾らというふうに、その予算書の上をオーバーするようなことはないのです。必ずその予算書の金額より下場の金額で終わっているわけなのですけれども、そうすると私みたいなお金のない者は考えるのがよくこういうのをしてきたなと不思議に思うので、その点をちょっと教えていただくというか、聞かせていただきたいと思います。

2点よろしく申し上げます。

教育長（安中長市君） では、ヘルメットの件ですけれども、29年度は34人の子どもが希望しました。この希望する子というのは誰かということ、中学1年生になって自転車通の子なのです。中には、時々部活動で夏休み利用するので、自分も買おうかなという子がいます。これは、全額ではなくて補助金です。これは、やっぱり必要だと思っています。

それから、体操着の補助ということを言っていただきまして、大変ありがとうございました。実際3年生ぐらいになると膝のところがすり切れたりしているのですけれども、実は田上中学校の体操着は、どこの中学校に比べても丈夫です。もっと今どきのやつにしようかなと検討したときもあったのですけれども、今の素材はだめなのです。あの素材が、何でできているのだから私もはっきりよくわからないのですけれども、例えば私が前勤めていた中学校では、3年生になると4人か3人に1人はもうここに穴があいている。何かパッチしたりしているのですけれども、田上中学校の体操着はすごく丈夫なのです、どうしてだかよくわからないのですけれども。それでも穴があきます。ただ、あれすごく冬はいいのですけれども、夏は暑過ぎて厳しいという部分もあります。ちょっと蛇足でした。

では、もう一つは局長のほうで答えます。

教育委員会事務局長（福井 明君） では、委託のほうの関係ですが、毎年変わらないのではないかという話なのですが、業務内容自体が毎年変わるものではありません。例えば火災報知機の点検だとか、これ法定的な部分の点検も含んでおりますし、電気保安協会による点検も委託も法的な部分での点検業務というような形になっております。

ただ、ここ数十年変わっていないというのは、委託業務先がずっと見ると同じところだということもあるかとは思いますが。ただ、先ほども言ったように、業務内容はほぼ変わらない。例えば施設の面積が変わるだとか警戒区域が変わるだとか、そういった条件が変わればまた金額も変わってくるのでしようけれども、その状況の中で今現在委託をしているということ。まとめて役場で一括して安くやっていると

ころが保安協会の業務委託だとか、火災報知機の業務点検、これは町全体の施設として一括をしたほうが安上がりだということで、そういった部分については、一括で業務委託をしているという状況です。

以上です。

10番（松原良彦君） 大変委託料のことについて詳しくお聞かせ願ひまして、ありがとうございました。

施設の大きさが同じということで、今回のこの157ページ、田上小と羽生田小が同じ金額が、一円なりとも変わらない金額が出ているわけですがけれども、その前は金額が違うのだ。同じ設備、同じ容量、同じものであれば、両小学校同じ金額が出てきてもいいわけですがけれども、それはちょっとした備品の交換だとか、何かしらそういうのがあった場合は変わるのか、そこら辺がちょっと意味不明なところもあるのですがけれども、これだけの金額が大きいということになると、この工事が終わったときに大体幾らぐらいの保安料がかかりますよというような話はあったのかなのか、それだけでも聞かせていただきたいと思います。

教育委員会事務局長（福井 明君） 今お話しの部分については、例えば施設が工事が終わって、その後委託管理をしようとした場合ということでしょうか。

まず最初に、保安協会だとか火災報知機、そういった部分、法的な部分については、先ほど言ったように施設の面積はでき上がれば決まってくる。その中で、その点検業務委託については、最初にはどこの業者で行うかとか、当然その入札をかけたなり業者指名をして、その中から選んでいくということにはなるのですが、一つの例でいいますと、保安協会はちょっと技術者が役場の職員の中でおられませんので、おのずとそういったところをお願いをせざるを得ないということになります。そうすると、当然その業者のほうの見積もりによっての執行というふうな形にはなるかとは思いますが、あとほかで競合できるような部分がある委託料については、それは3社なり4社なり、そういった形で見積もりを行った上で安いところから委託を行っているというのが原則になっておりますので、よろしくお願ひします。

10番（松原良彦君） わかりました。ありがとうございました。

3番（小嶋謙一君） 扶助費についてちょっとお尋ねしたいと思います。先ほどの説明ですと、小学校では扶助費、小学校では7名の児童、それから中学校で、私聞き漏らしてしまったもので、何名なのかそれ私ちょっと控えなかったのだけれども、ここに扶助費については要保護、それから準要保護という形で、援助費ということで上げてありますけれども、調査の実態といいますか、その中身、実際田上の実情は

どうなのか。その要保護、それから準要保護と分けたそのあれの違いはどうなのか、まず聞かせてもらいたいと思うのです。

というのは、田上の子どもたち、児童の中にいるかどうかわかりませんが、都会とか本屋さんでいろいろ読むと、今貧困児童という言葉が出ています。貧乏と貧困は違うのだと。貧乏というのは、家庭的なそういう経済的な事情でもってほかの子どもとの接触とか交流とか、何かあると引きこもるといえるか、そういうところまで、内部、精神的なところまである程度固まってしまう、家にこもってしまうような形の子どもが例えば都会で増えているという形で、貧困児童と言っているようなのですけれども、田上はそこまでは行っていないとは思っただけけれども、実際その辺の実態はどうなのか教えてもらいたいということと、これ援助を受けている保護者の皆さんからもうちょっと要望とか、極端に言えば金額をちょっとアップしてほしいとか、上げてほしいとかという要望あるのかなのかというのをまず教えてもらいたいのです。

教育委員会事務局長（福井 明君） では要保護、準要保護の関係でありますけれども、まず田上小学校で先ほど私が説明した人数が7名で、羽生田のほうも7名、中学校のほうは12名ということで説明をしたかと思えます。要保護、準要保護については、所得の関係を審査をして、それを教育委員会で諮った上でやっていくということになります。内容については、給食費だとかそういった部分の補助、それに必要な、学校生活に必要な部分の関連経費を補助をしているということになりますので、必要経費分ということになります。よろしいでしょうか。

教育長（安中長市君） 今要保護、準要保護のお話をいただきましたけれども、実はどこの市町村でも同じかもしれませんが、田上町でもそれ以外に就学援助をやっています。これは準要保護、要保護はほぼそのままそうなりますし、そのほかに収入が少なくてちょっとなかなか生活ができないという方は、各小学校、中学校の校長先生を通じてそれを資料を出していただいて、毎回、毎月やっている定例の教育委員会で必ずきちんとお話をみんなで相談してああ、この方難儀そうだなと。ぜひ就学援助という形で許可を出しています。

以上です。

（何人の声あり）

委員長（池井 豊君） 就学援助の人数はわかりますか。

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） 調べている間に、では小嶋委員の質問続けます。

3番（小嶋謙一君） では、今の調べている間にお聞きしますけれども、そうしたら所得がもちろん基準ですよと、必要経費なのですよということなのですよけれども、これはこちらから、執行側のほうから、町のほうから直接ある程度一方的に、あなたのところ所得はこれだけだからこうしますということで行くのか、それとも保護者のほうから申請とかもちろんあるのでしょうか、これだけ見てほしいとかという。

教育長（安中長市君） 基本的には、保護者のほうからの申請です。

ただ、各学校もよくわかっていまして、例えばこの家大変厳しそうだなということがあれば、個人的に声をかけます。それもきちんとやっています。

（何事か声あり）

教育委員会事務局長（福井 明君） 先ほど教育長のほうで説明した就学援助というのは、ここで言う先ほど私が言いました要保護、準要保護の中に入っている。要保護というのは……

（その中に入っているの声あり）

教育委員会事務局長（福井 明君） 入っています。

先ほど言った田上小7名、羽生田小7名、それから田上中は12名ということで入っておりますが、ただ町の中で要保護、要は生活保護を受けている世帯はおりません。したがって、準要保護、就学援助をしている方々は、田上小は7名、羽生田も7名、田上中学校は12名ということで、そういった形で許可をしているということです。

（何事か声あり）

3番（小嶋謙一君） では、また次ちょっと中身変わりますけれども、公民館事業なのですが、公民館事業どこだったか。

（177のあたりの声あり）

3番（小嶋謙一君） これ179ページ、19節負担金補助及び交付金なのですよけれども、今回156万円、29年の予算では170万円見ていまして、156万円使用していますよと。そして、予算のところでは上限1地区15万円ですよ。これ、ずっともう何年どころではない、十何年もこういう状態ではないのかなと私思っておりますけれども、実際どうなのでしょう。私も思うのは、予算170に対して使い切っていないというのが1つ頭にありまして、この15万円は果たして、金額がこうだから、この程度だから、みんな中途半端に終わるから利用しないのかどうか、その辺ちょっとわかりませんが、要はこのたびの佐野町長さんかわりまして、所信表明の中にコミュニティのそのコミュニティ力のアップとか、地域との交流、交わりを強めていくという何か話

がございました、所信表明の中で。私は、その地区公民館活動というのは、そういうコミュニティを高めるには非常にいい事業だと思っています。したがって、これから予算編成するに当たっては、この予算170万円だったのだけれども、次年度はもう少し予算アップし、その中で町長の思いを遂げるような、手助けになるような事業にしてもらえないか、その意気込みをお聞きします。

(意気込み大事だての声あり)

町長(佐野恒雄君) 十分検討してまいります。

委員長(池井 豊君) いいですか、ではとりあえず。

13番(高橋秀昌君) 第1に、まず来年から改善してほしいのですが、教育費に関しては、教育費だけでも38ページもあるのです。そのほかに3款も入りますから、約40ページもあるのですが、事務局長、これ主要施策の成果の説明書は、書くのは義務なのだけれども、書いている中身が読んでもさっぱり要領得ないのです。事務局長、数字どんどんしゃべるでしょう。私らは、その数字をここの教育費の主要成果のところに入れてくれれば、あと政治的な質疑をやりたいわけなのです。そうでないと、私は人間何人になるねと全部聞いていかねばだめなので、ぜひ来年から改善してほしいのです。

例えば先ほどの就学援助、要保護、準要保護の話ですが、実際には要保護はいなくて準要保護世帯だけなのに要保護、準要保護というでしょう。そうすると、私はその中に両小学校に7人ずつ、中学校12人がいるのだとってしまうわけだ。でも、委員の質疑の中で、要保護はいませんというわけではないですか。そうしたら、準要保護世帯でいいわけです。そういうふうに、要保護と準要保護は別々なのだから、そこのところはやっぱり分けて物を考えて数字出してもらえれば、こちらはああ、そうかでわかるわけです。そうすると、教育長がおっしゃった校長が見ていて、どうもこの子はということで準要保護の対象にするのだとなると、つじつまがよく合うわけで、わかるわけですので、そういう説明をしてほしい。

それから、例えば175ページで学童保育に関してですが、ここでもちょっと私正しいかどうかわからないけれども、児童クラブとしてトータル291名やっていますよというのが全然ほかの説明のところに入ってこないのです。それで、私はこういうのを知りたいのは、ではこれだけの子どもたちを誰が面倒見ているのか。どういう資格、田上町でいうと保育教諭の資格を持っている人がやっているのか。それとも、昔の保母さんの保育士の資格を持っている人がやっているのか。あるいは、無資格の人でやっているのかもわからないではないですか。そういうこともぜひわかるよ

うに書いてもらいたいのです。そうすると問題点もこっちもつかめるので、その改善をひとつお願いしたいと思います。

そこで伺いたいのですが、成果のところでは43ページのところで、教育総務費で不登校児童のための事業やりましたよと書いてあるのですが、対象者が5名おりますと。これは小学校、中学校、3校全部で合わせて5名なのかどうかというのが1つと、もう一つはこの不登校の子どもたちの、これ単純に言うと教室が207日ですので、5で割ると1人当たり40日しか登校しないという状況になりますよね、単純に。単純な計算です。だけれども、実際には何も書いていないから、個別にどうなのかが全然見えてこないのですが、それで伺いたいのは、こういう不登校が依然といるということは、昔だったらいじめがきっかけだったのが多いのですが、今はどんな原因が中心的なことなのか報告してください。

教育長（安中長市君） 今町で適応教室というような名前をつけさせてもらっているのですが、その適応教室を中学校で開催しています。これは流れがありまして、1人午前中だけなのですが、元学校の先生をそれに充てさせていただいているのですけれども、公民館でやっていたのです。ところが、子どもたちは、本当は学校に行き、本当は教室に入りたいわけですが。だけれども、いろんなことがあって学校に行けなかったり、教室に行けないのです。それを公民館でやるとそこが中心になってしまっていて、いつまでも学校に足が行かない。それで、当時私が中学校に勤めていたときもそうなのですけれども、その少し前からそうなったのでしょうか……私が勤めていたときだ。小学校で違う教室で勉強したいという子がいなかったのです。何年間もそういう子がいなかったから、考え方を変えてまずは中学校に来てもらって、当時10人ぐらいいたものですから、田上中学校でやろうと。もしその小学校さんのほうでそういう要望があったら、小学校のほうにも出向かなければいけないねということで、中学校に来てそのまま始めています。

不登校、学校に来れない子の中で、家から出られない子がいます。それから、家から出られるけれども、学校に来れない子がいます。学校に来て、適応教室に入れる子もいれば、適応教室にも入れないで保健室に顔を出して帰ってしまう子もいます。学校がある日は、夏休みの登校日さえその指導員はいます。ですから、中学校の授業がある日は全部います。その人数の数が少し、ちょっと私もしっかり聞いていなかったのですが、そういうことでやっています。ただ、子どもの中には毎日来る子もいるし、それからたまにしか来ない子もいます。1時間が帰る子もいれば、実は午後までいる子もいます。そうすると、適応指導教室午前中だけです

ので、午後はそういうことは、そういうときは空き時間の中学校の先生が対応したり、場合によっては自習というようなこともさせていただいています。

以上です。

教育委員会事務局長（福井 明君） では、不登校となっている人数、不登校のあれですが、年間30日以上欠席がある児童・生徒ということで不登校を位置づけております。それで、まず小学生のほうは不登校児童が4名、それから中学校のほうは9名ということでご報告がありました。そのうち中学校の9名のうち5人は、適応教室に通っているということでもあります。

13番（高橋秀昌君） そうすると、両小学校と中学校で不登校に陥っているのが13名いて、実際に適応教室に通っている子どもは、そのうちの5名だけだという理解の仕方。あとは、一切学校には行けないのだということです。

（学校に来て適応教室に入られないの声あり）

13番（高橋秀昌君） そうですね、そういう人もいますね。保健室で帰っていくという段階的なものがある。この辺は、かつてはいじめが主な原因だったのだけれども、最近の動きは全くそれとは違うのでしょうか。

教育長（安中長市君） 今、今年の原因が何人、何人というのはいえないのですけれども、本当に学校に来れなくなる子は、もう一人ひとり全員原因が違うというふうにご理解ください。それも、明確にこれだというのはまず考えられません。幾つかの原因がいっぱいあって、その中でこれかなというふうに学校の先生が思うときもあれば、お家の方が思うときもあるのですけれども、1つではなく幾つかの原因があります。その幾つかの原因の中にああ、いじめが少し大きな原因だったかなという子どもの中にはいます。ただ、その十何名の中の全員ではありません。

いじめが原因で不登校になった子というのは、そんなに多くはないです。ただ、いないわけではないです。そこところがすごく大事で、その子どもの学習権もあるわけですし、その子どもをどうやってケアをしていくのか。ちょっとしゃべり過ぎですけども、例えば過去にはどうしても適応教室にも行けないという子は7時過ぎ、子どもたちが全員帰ってから学校に来て、週に1回学級担任やほかの先生と接触をしたり、授業を受けて1年、2年そういうふうにした子もいます。

以上です。

13番（高橋秀昌君） そうすると、いじめのケースもあり得るというお話でしたので、今両小学校でのいじめの場合というのは、学校の対応というのはマニュアル化といいますか、どんなふうな対応をするような仕組みになっているのでしょうか、田上

町の場合。

(小学校ですかの声あり)

13番 (高橋秀昌君) 小学校も中学校も含めてです。

教育長 (安中長市君) それも、またケース・バイ・ケースだと思いますが、その子どもの気持ちをその子どもからよく話を聞き、話ができない場合はよく考え、そして親御さんがこうしてほしいということを学校側は最大限できる範囲でやっていると思っています。

子どもが1回そういうふうになりますと、なかなか実はその原因を全部取り除くことは難しい場合もあります。例えば友達関係が壊れてしまえば、今まで親しかった子どもたちと少し疎遠になってしまった場合、その友達関係を無理やり回復させることがなかなか難しいです。その場合、学校は何を考えるかという、その子たちに手紙を渡してくれとか、それからその子たちが無理なら、周りの子たちから声をかけるとか、家に伺わせるとか、いろんなことをするのですけれども、それがまたその時期がありまして、もうふさぎ込んでいるときは、そういうのが反対に子どもにすごくプレッシャーになる場合もあります。そこのところを学級担任や、それから学校にはその専門の先生はいませんが、スクールカウンセラーもいますので、スクールカウンセラーの先生と相談をして、学担がスクールカウンセラーと相談をするときがあります。それから、親御さんがスクールカウンセラーと相談をするときあります。もちろん子どもも相談するときもありますし、場合によっては家まで行っていただくときもあります。そういった専門家の力をかりながら、その子どもが一步でも前に進むように、少しでも通常の生活に戻れるように精いっぱいやっています。

以上です。

13番 (高橋秀昌君) 努力については承知しました。

これは外国の例なのですが、参考にしていただければ。もちろんヨーロッパと日本というのは風土が違いますから、必ずしも一致するわけではありませんが、共通している点は、学校長がその学校運営の最高責任者であるということは共通していますよね。そこにいじめがあった場合は、まず学校長がその子どもと話をするのだそうです。そして、その子どもに対して学校長はおわびするのだそうです。そのことによって、子どもの心理が校長先生が僕に謝ってくれたというすごい信頼感が生まれるのだそうです。そういう事例が外国にはあるというふうに聞いて、そして問題が解決したときも、ちゃんと学校長がその子どもに寄り添って説明をするのだそ

うです。そうやって一つ一つ解決していくということを、書物でしかありませんけれども、学んだことがあります。

大体問題が大きくなると、教育委員会が出て行って何だかんだニュースになっていくという事態が起こるのですが、やっぱりその最高責任者は学校長ですので、学校長がきちんとその子どもと正面から向き合うというのは、とても大切な一つの事例ではないかと思っておりますので、できれば参考にしていただきたい。そして、可能な限りいじめがなくなるような、そういう学校を作っていただきたい。もちろん私は、学校だけが原因だと思っていないのです。実は、この社会全体が弱い者をいじめる構図になっているがゆえに、子どもたちが被害者でもあるのだという認識があるのですが、そんなこと言っていると切りがないので、学校長がどういうスタンスを持つかについても、ぜひ参考にしていただきたいと思っております。

以上です。

2番（藤田直一君） 159ページなのですが、アスベストの封じ込め工事がここに上がっていますが、私はもうアスベストの処理は全部の学校終わっているのではないかなという解釈をしておりました。今回ここに上がっているということは、残りの学校にもアスベストが未処理の工事がまだあるのかなのか、その辺をちょっと聞かせてください。

それと、もう一点がここに委託管理料、183ページの一番下、町営野球場の管理費で指定管理委託料460万円、それでその下に修繕費というのは、こういう施設を含めての修繕費という解釈でよければ、また修繕費の内容についてちょっと聞きたいのですけれども。

教育委員会事務局長（福井 明君） まず最初に、アスベストの問題であります、平成17年ごろだったでしょうか、当初アスベストが出た、問題が出たときには、天井にあるあのふわふわしたような感じのというもの、それが問題視されて、それを撤去してくださいということで学校関係もその撤去を行いました。今回そのアスベストが見つかったというのは煙突であります。煙突の中に練り込まれていたアスベストでありますので、製品の中に入っている。ただ、当然劣化をしますと、それがぼろぼろと落ちてくるということで、それが飛散するということで今回このような形になった。調査の対象自体がそういった形で年代を追うごとに変わってきたというのがまず1つあります。そこで、先回その調査があった際に出たのが田上小学校の給食棟の煙突であったということでもあります。

認識の上では、もっと調べればではほかにあるのではないかと。例えばの話、壁

材だとか天井材だとか、そういった部分に年代が古いものほど多いという話には聞きますが、その中に練り込まれている部分はあるやに聞きます。ただ、これを全部取り除いてまた例えばその調査をするというのは、なかなか至難のわざではない。私どもではちょっとなかなかできづらい部分がありますので、この辺については専門家の知識を得ながら少しずつ見ている。ただ、特に今飛散するという事態になっていない部分については、当面その部分を見ていくという形で今考えております。

2番（藤田直一君） 私どなたさんに発注するかわかりませんが、恐らく調査委託はその学校を設計された設計屋さんにそれぞれ委託をしていくのが私は一番ベストだと思うのです。そうすれば、どの設計に何を使ったというのは、やっぱり設計された業者さんがわかるわけですから。飛散する、しないというものはどういう判断でいくのかわかりませんが、やっぱりあるのであれば把握はしておいて、これはしなければならぬ封じ込め工事だと。これはしなくてもいい、その辺の判断だけはしっかりとやってもらいたいし、本当に今言うこれからどこの、田上小学校そうなのだ。羽生田小学校はそういうのはないのか。では、中学校は間違いなくあるけれども、処理はしてあるから飛散をすることはないのだとかというのをしっかりとやっぱり教育委員会としては把握をしているべきだろうというふうに私思います。

今発注している、要はこの委託している業者さんはどういうところに、新しいところに委託するのか、それとも前設計したところに委託して調査をしているのか、その辺聞かせてください。

教育委員会事務局長（福井 明君） まず最初に、29年度で封じ込めやったというのは、これは経過を説明しますと、まず私どものほうで図面関係をみんな洗いまして、その中に含有アスベスト、要はそういった部分があるかないかを図面の中で確認をしております。その中で、たまたまそういう部分があって、現地調査をしたらかなりぼろぼろと落ちていましたので、それを検査機関に委託をしたら、中でアスベストがわかったということで、今回田上小学校の煙突のほうの封じ込めを行ったということでもあります。

それで、先ほどの藤田委員の質問でありますけれども、図面関係がある、また当時その設計をした業者がいればいいのですが、過去の部分のその業者がなかなか見つからないということもありまして、こちらとしては教育委員会に残っている図面を頼りに今まで調査をしてきたという状況であります。その中で、把握をせよということでもありますので、私どものほうでこういった施設が可能性がある。まだ検査はしていないので、可能性があるという段階での判断になるかとは思いますが、

もう少し具体的に見てあるなしの確認をしていきたいというふうには思っています。

ただ、これを封じ込める、それから今当面問題がなければ、そこにあるという部分を認識するという事で承知をしました。よろしくお願いします。

2番（藤田直一君） 設計業者がいるのがわからないというの、田上小学校、羽生田小学校、中学校しかないわけですから、設計業者が潰れたなんていうのはどこがあります。ないでしょう。みんな基さんか堤さんか、恐らく田上町としてやっておられるのは、そんなに潰れたところはないのではないかと思います。でもしっかりと私は把握はして、設計業者さん、どこの施設が誰がやったのだということは、やっぱり把握をしておいてもらいたいなど。何かあったときにはその設計屋さんへ聞けば、それは従業員はいる、いないは別としても、恐らく保管10年なら10年してあると思うのです、しっかりと。ですから、せめてどこかわからないということのないようにぜひしておいていただきたいと思いますが。

教育委員会事務局長（福井 明君） 図面がありますが、設計業者、例えば学校関係で言いますと、最初に本体工事を請け負ったその設計業者さんと食堂棟をやった業者が違ってたりするケースもありますので、その辺は設計業者は私どもで把握しております。その辺は大丈夫です。

ただ、そこに今度こちらのほうで委託をして聞くかどうかというのは、まだ今後の問題だということで、まず私どもが図面で確認をしてからということでもありますので、よろしくお願いします。

2番（藤田直一君） いや、わかりました。

どっちにしろ皆さんが判断して委託するか、それとも最初からもう委託して把握するか、どちらかのやり方は執行側のご判断でしょうけれども、とりあえず早目にアスベスト封じ込め、飛散しないようにしていただきたいということでもあります。

次、185ページの野球場の修理費、この97万2,313円というの、これ野球場の修理費なのか、それともその他いろいろの施設の修理費なのか、ちょっと聞かせてください。

教育委員会事務局長（福井 明君） 冒頭に私のほうで若干説明を加えたのですが、護摩堂ふれあい広場のテニスコートの修繕工事は15節であります。その上の修繕費につきましては、町民体育館などの施設です。したがって、ここでいう体育施設その他事業というのは、町で管理している体育施設全般的な部分での修繕です。

例えば体育館であると、体育館の照明器具の取りかえだとか、ギャラリーでちょっと漏水があったものですから、その修繕だとか、護摩堂ふれあい広場のテニスコ

ートが地盤がちょっと陥没をしてその辺の修繕だとか、そういったものに使ったものであります。

2番（藤田直一君） いや、わかりました。

それで、実はこの前俺事務局長さん、福井さんのほうにもちょっとお話ししましたけれども、今野球場のこれだけの使用者がいて、8,525人で各団体もいるでしょうけれども、実は野球場のナイター設備の電球が今20個ほど切れております。それはお話ししましたよね。そのナイターをやっている。20個切れている。そうすると、私は行って見て明るいと思うのだけれども、皆さんに聞いたら暗いのだと、そういうお話でした。暗いので、何が支障出るといって、フライが上がったときに落下する球が例えばよくわからない。顔に、目に当たる。そういうことも考えられる。だから、早急に取りかえをしてもらいたい、そういうお話が出ています。

それで、お聞きしたいのですが、こういうものの予算組みは、毎年前年度にやるのか、それとも春にやって緊急、いや、緊急ではない、その辺の判断を誰がしてそれをやるのか、その辺を私今お聞きしたいのです。照明、ナイターやっていて、あれ全部で照明が3つありますよね。1つのところに40個ぐらいついていますか、ちょっと俺数えなかったのですけれども。でも、総体的に一つの照明に大体6個から7個が平均的に切れているのです。ですから、その辺の取りかえをしなければならぬという緊急性ある、なしという判断でやっているのか、その辺は要望があったらああ、これは大変だというふうな判断なのか、予算がないからしないのか、その辺の判断基準をぜひ聞かせてもらいたいのです。やっぱり緊急性の私はあるものだと思いますけれども、お願いします。

教育委員会事務局長（福井 明君） 修繕については、できるだけ緊急性の高いものを先にやっていることを原則にしております。

ただ、野球場の照明については、これについては実は指定管理で20万円ほどの修繕費を中に入れてあります。一般的な修繕ということで、今まで田上町がやってきた修繕料、経常経費の中に20万円という形での盛り込み方をしております。したがって、指定管理者には去年からちょっと話はしていたのですが、これについて照明のほうできるだけ直してほしいということで話があり、先ほど言われたように、私も見ると余り暗くないなと自分の中で感じてはいたのですが、全体を通して17個切れていたということでしたので、これについては実際そのプレイヤーの人たちに聞くとやはり暗いというご意見もありましたので、これについては何とか対応していきたいというふうに思っています。ただ、先ほど言ったように、緊急度が高いものか

らこの施設修繕については行っているということですので、その辺はご了解願いたいと思います。

先ほど指定管理の中で20万円という部分では見ているのですが、もしそれを超えるような金額になるようでしたら、何らかの形で対応していきたいというふうに思っています。

以上です。

2番（藤田直一君） 指定管理者の460万円の中に維持修繕費として20万円が含まれているのだと。では、その20万円がこの1年間で使われたのか、別のところに使われていないかの判断もあるでしょうが、ぜひ今ほど事務局長が言われたように、早目に照明器具の取りかえをしていただければ大変ありがたい。そういう要望が団体からいっぱい出ていますので、私も行って監督とかいろんな皆さんに聞きましたけれども、やっぱり暗いのだと、恐いのだと、そういう話が出ていますので、ぜひ毎年こういう問題も出るでしょう。ですから、LEDがあるかないかわかりません。でも、極力切れない照明設備をしてやれば維持費もかからぬで済むのではないかなと思いますので、よろしく願いをいたします。別に答弁はいいです。

6番（椿 一春君） 成果のところの43ページの学校給食の補助についてなのですが、米飯給食の普及と地産米のコシヒカリを提供するとともに軽減を図って、104万2,000円使われておりますが、今米の流通も大分変わりました、業務用米、銘柄でいうとこしいぶきですとかそういったものがとても人気になってきて、どちらかというとそっちのほうの米が主流になっていると思っています。それで、今この104万2,000円のものなのですが、その内訳で米飯給食の普及に対して副食が少しかかるからというものの意味合いのものなのか、それともその学校給食はこういった基準の米があって、その差額分でこの104万2,000円が使われているのか、この米の補助金のその使われ方の内訳みたいなのがあったら聞かせてください。

教育委員会事務局長（福井 明君） 学校給食への補助金のほうの関係でありますけれども、これについては、まず地産地消ということで田上産のそのコシヒカリということですが、米の価格の中で通常のお米と、それからコシヒカリにすることによって差が生じます。その差の生じた分の部分をまず行っております。

あと、これは毎年学校給食会というところから、県内の市場価格が春と秋に2度ほど来まして、それに対してコシヒカリと、それから通常米との差額がその計算で出てくるということになりますので、その分の差額を今補助しています。

それと、給食費のそれ以外に米の消費拡大という意味で、使用する米の量に応じ

て小学生の場合はキロ当たり単価で5.4円、それから中学校については7.4円の補助をその中に加算しているということで、トータル先ほど言った100万円ちょっとの補助を行っているということでもあります。

以上です。

6番（椿 一春君） では、米の差額ということが大半だというのわかったのですが、その基準米というのは、コシヒカリでないと銘柄なんか通常米というのはどういふのを通常米というのか教えてください。

教育委員会事務局長（福井 明君） 学校給食米として、先ほど言った学校給食会のほうから来るのが一般的には統一方式米というのがありまして、それと独自方式米ということで、地元のコシヒカリ、一応コシヒカリ分ということでもありますので、それとの差額ということになります。したがって、一般市場でのその状況を見て、多分農協さんあたりで価格を決めた上でその価格を決定しているということになるとは思うのですが、それでその差額分ということで行っています。

大体時期にもよるのですが、50円とか60円ぐらいの差額になったり、低いときになると30円とかそのくらいになったりすることもあるって、ちょっと年度によっては変動するということになります。

6番（椿 一春君） わかりました。

今大体米も、普通のこしいぶきなんかでも炊きたてというのは、とてもコシヒカリと変わらぬくらいおいしい米になっておりますので、田上産の通常のこしいぶきですとか、通常の米でもとてもおいしいのではないかと思います。それで、今新聞ですとか子どもを持っている方からの要望もあるのですけれども、学校給食を補助してもらえないかという、そういったものにもし米の、今100万円使っているのですけれども、そちらのほう見直しして、子ども給食の、学校給食の2子目、3子目とかの半分補助だとか、無料化できるとか、そういったものに検討していったらどうかというふうに思って今米のここを聞いてみたのですが、今新潟県内でも幾つかの学校が検討されているので、そういったことについて田上町ではどのような考えなのか、あったらお聞かせください。

教育長（安中長市君） もっと補助をということですが、町長の公約にも2人目、3日目を安くしたい、無料にしたいというのがあるので、今それについて検討しています。

4番（渡邊勝衛君） 小学校の空調設備の関係でお聞きします。先日的一般質問のときに、佐野町長より設備投資には学校施設環境改善交付金をいただいてやるという話

でございますけれども、この申請をした時期と、この申請するための台数といえますかその金額、あとこの交付金がいつ決定するかということで、3項目お聞きしたいのですけれども、よろしく申し上げます。

教育委員会事務局長(福井 明君) 申請した時期については、既に昨年、平成29年の10月だったと思いますが、そこで県のほうから調査物が来て、その調査に提出をしたと。要は要望調査です。それに対して、台数まではないのです。どこの部屋をエアコン設置をしますかということで、今普通教室、それから特別教室、全てを一応対象として、大体1校当たり1億円ぐらいかかるだろうということで試算をして、県のほうに提出したところです。

ただ、その際に秋の大型補正の部分では該当できなかったということと、それから29年の秋に申請したものが30年度の春先にわかるのですけれども、それがだめだったというのが連絡が来た状況です。そこで、町のほうでは来年度、30年度要望と、それからあわせて31年度要望も引き続きやっているということでありますので、回数というと県に提出した回数がここ2回、3回ぐらい。県の調査部分では、数回まだありますけれども、そういった形での報告なり、また申請を上げているということでもあります。

4番(渡邊勝衛君) 昨年の29年ですか、10月に申請したと。そして、今年の春先にだめだと言われたわけなのですけれども、それ今年出すことによって、来年の春というような状態で、毎年出すのではないということね。

委員長(池井 豊君) 局長、整理してやってください。29年度の補正ののに提出して、その答えが春に来てだめだったのがわかったし、31年度の最初ののもやったけれどもとか、ちょっと分けてわかりやすく説明してください。

教育委員会事務局長(福井 明君) すみませんでした。

ルール上、国の制度では大体6月に1回来年度要望と言われる部分のものをを行います。それは、翌年度要望になりますが、先ほど言った10月から11月にかけて、ここは来年度要望の確認です。ただ、補正予算がついたら手挙げますかと聞いていますので、はいと答えています。したがって、29年度の秋には補正予算があったら手を挙げますよということで申請を上げていると。ただ、これは来年度用、平成30年度用も含めてということになります。

今年6月ですが、それは31年度用の要望です。これについても、同じく同様な聞き方になりますので、繰り返しの状況で今申請を上げているという状況です。

4番(渡邊勝衛君) 今ほど来年の4月あたりに確定するのではないかという話なので

すけれども、それでいいですか、最終的な答えというのは。問題は、その4月に決まった場合に、その年に設備投資ができるかできないかのものなのです。

教育委員会事務局長（福井 明君） 先ほども申し上げたように、6月には来年度用、つまり平成30年の6月ぐらいには31年度の要望を今行っていると。

ただ、この10月か11月ぐらいに大型補正があった場合どうしますかという聞き方がまたありますので、そこには30年度の要望も含めて今両方かけ持ちでやっているということです。したがって、今回大型補正があるようであれば、そこでひっかかってくる。要は採択されるということになりますし、そこでだめであれば、来年度の春の期待ということになります。

ただ、これはほかの市町村もそうなのですけれども、来年の夏までに整備をしたという政府の官房長官が言った言葉もありましたので、そうすると今年度ぐらいに設計を行って、来年度にはすぐ発注をしていかなければ夏には難しい部分なのです。その辺は、スケジュール的に先ほどもちょっと状況を見ると、非常にタイトな状況だということです。

4番（渡邊勝衛君） 今ほど大型補正が通ればという話があったわけですが、ごさいますけれども、その大型補正が通る前に見積もりとか何かできるわけですか、見積もりの関係の話。

教育委員会事務局長（福井 明君） 基本的には、採択をされてからの動きになります。

したがって、その辺のタイミングを見計らってすぐに補正をかけるということにはなりませんので、できるだけ速やかに私どもも進めていきたいというふうに思っています。

4番（渡邊勝衛君） ありがとうございます。

議長（熊倉正治君） 今たまたま空調の話が出ましたので、決算とはちょっと外れるのですが、議会の会派代表者会議の中では、その学校の空調設備の予算確保のために要望活動やろうではないかという合意ができています。佐野町長にはお話ししてあるのですが、ぜひ議会としても、もう緊急の課題ということで予算確保で要望活動やりましょうという、議会は合意が多分できると思いますし、あす、あさっての本会議の中で要望決議というか、要望活動しましょうという決議をする予定になっています。

ですから、町というか教育委員会のほうも、ぜひ議会と足並みをそろえて要望活動に協力をしてほしいし、一緒になってやっていきたいなと思っていますので、そうすると当然箇所数とか学校の空調の台数とかいろいろ細かなものも出てきますし、

要望書も作っていただくということになるかと思しますので、ぜひ足並みをそろえて要望活動一緒にやっていただきたいということをこの場でお願いをしておきたいと思えます。

町長（佐野恒雄君） 今熊倉議長のほうからお話がありました。いわゆる議会のほうからエアコンについてのそのいわゆる要望活動を上げようと、こういう話でございますので、ぜひ執行側としても、これ私今一番心配しているのは、国の予算措置が例えば決定したとしても、一斉に実はこのいわゆる事業に対して各自治体が動き出すわけです。そうしたときに、本当に夏までにいわゆる間に合わせることができるのかなという、非常にそういう面での不安を実は私持っております。

そういう意味におきましては、国に対する要望活動、議員の皆さんと一緒にやって要望活動、これはもちろんなのですが、それが実際に予算措置ができたときに、それからでは私遅いかと思うので、それこそこの小学校2校、中学校1校に対するいわゆる見積もりを含めた準備をもう早急に進めないで、そういう面で非常に不安がありますので、早急に準備を進めるべきだなと思っております。例えば電気がいいのかガスがいいのかということも含めて比較していかななくてはならぬ問題もあるでしょうし、早急にその辺の準備については進めたいなと、こんなふうに思っております。

委員長（池井 豊君） ありがとうございます。

どうでしょうか、こちら辺で10款閉めたいと思えますが、まだありますでしょうか。

（1つの声あり）

委員長（池井 豊君） 手短に質問だけお願いします。

13番（高橋秀昌君） 先ほど委員のほうから米を、コシヒカリを減らしてでもほかのところという指摘がありました。恐らく制度が変わっていないとすると、今から20年から23年前から田上町では地元のコシヒカリを学校給食に入れるというふうに変ったと思うのです。当時学校給食会が独占していたのだけれども、それを開放したものですから、ちょうどいい機会だということで、コシヒカリを導入するという、P T Aや何かと一緒に町に働きかけて教育委員会が受けたというものですので、ぜひこの制度はそのまま残した上で町長が言う学校給食の無料に向けたというか、そういう方向で検討してもらいたい。

以上です。

委員長（池井 豊君） ということで、検討よろしくをお願いします。

では、10款閉めてよろしい……答えありますか。

教育委員会事務局長（福井 明君） 学校給食の先ほどの補助は、私が調べた中ではちよっと決算書も含めて平成11年度ぐらいから始めているみたいなのです。

（何事か声あり）

教育委員会事務局長（福井 明君） そこからのスタートなのか、それより前なのかがちよっとわかりませんが、おっしゃったように学校給食、地元産の米を使うことは食育にもつながる、地産地消にもつながるといふこともありまして、こんな形で進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長（池井 豊君） 以上で10款を閉めたいと思います。

執行の皆さん、ご苦労さまでございました。ご退席ください。

この後、副委員長のほうから本日の質疑と総括質疑等々の確認も、それから全体の確認もいたしたいと思います。

それでは、副委員長のほうから本日と全体の質問件数、また総括質疑の件数、また総括質疑の順番等々を報告をお願いします。

副委員長（高取正人君） では、報告します。

今日の質問件数ですが、3款民生費が7件、10款教育費が12件の計19件、総括質疑はなしです。3日間のトータルですが、1日目が質問件数39件、2日目が44件、3日目が19件、計102件です。総括質疑は1日目が5件、2日目が2件、3日目がゼロ件の7件になります。

総括質疑の順番ですが、通告順になりますので、1番目が関根委員の財政指標の評価と財政運営の考え方で、2番目が高橋委員の……

（何事か声あり）

副委員長（高取正人君） それは、今日の分になるので、最初にしますか、後にしますか。

（いや、これにプラスしての声あり）

副委員長（高取正人君） プラスで、では同じことで、1番目をお願いします。

2番目、3番目、4番目、5番目は高橋委員の人は宝、人は城、町民の健康寿命を上げることや早期発見、早期治療には健診の受診率を抜本的に上げることが重要、ダイオキシン問題、国保特別会計は1億円もの黒字を出しているという、この4件が次になります。6番目が私の竹林の整備についてで、7番目が椿委員の除雪対策と安全、安心な道路になります。

以上です。

委員長（池井 豊君） 以上、よろしいでしょうか。関根委員がではそれ含めて1回一番最初にやって、高橋委員4回連続になりますけれども、4つ連続になりますけれども、そういう形で進めていきたいと思っております。

これから今日の分は町長と総務課長に報告に行ってきますので、ではお昼のため休憩します。1時15分再開にしたいと思います。総括質疑からになります。

それでは、ご苦労さまでした。

午前 11時51分 休 憩

午後 1時15分 再 開

委員長（池井 豊君） 会議を再開します。

決算審査特別委員会に付託されました案件は8件、3日間審査し、委員の皆さんから102件の質問、7件の総括質疑がございました。それでは、総括質疑を行います。

まず最初に、関根委員から財政指標の評価と財政運営の考え方についてお願いします。

12番（関根一義君） 町長、それでは総括質問させていただきます。

通告をいたしてありますけれども、財政指標の評価と財政運営の考え方につきまして町長の見解を賜りたいと思います。いろいろ議論がなされてきましたけれども、一般質問における議論だとか、あるいは予算審査特別委員会の議論だとかがなされてきましたけれども、公債費比率及び将来負担比率等々の財政指標が明らかにされました。私は、この評価の捉え方について質問をいたしまして、一定の考え方については総務課長を中心とした皆さんから見解が述べられましたけれども、町長にも改めてお伺いしたいと思います。

指標は、ご存じのとおり全ての数値が基準内であるということが示されました。しかし、私は財政指標が基準内にあるということをもって評価をするというのは、いささか手落ちではないかと。これをどういうふうに捉えるのかということが重要なのではないかと考えています。審査委員会のところでもそのような指摘をいたしました。ある面では、事業を抑制すれば指標が改善されるというのは、これは短絡的な物の言い方かも知れませんが、これは当然というか、周知のとおりだというふうに私は思います。したがって、こうした要するに改善された指標の評価をきちんとして、今後の財政運営のあり方を示すということが重要なのではないかと考えていまして、町長に尋ねているわけです。

一方、私は町債の地方債残高というのもありますけれども、ある意味ではこれは

将来的な世代間の負担の公平化に寄与するものだというふうに思います、町債というのは。もう一つは、世代間だけではなくて年度間における負担の平準化、こういうものに資しているのだというふうに捉えていまして、町債についてはそういう大局的な物の見方から町としての町債の適正な運営の仕方というのは、これは当然考えるべきだろうというふうにも考えております。そこで、町長に伺いたいのですけれども、こうした財政指標の評価をどのように行っているのか。あわせて、今後の財政運営についての考え方について伺いたいと思います。

抽象的でありますから、ちょっとつけ加えておきますけれども、過去何年になりますか、三、四年前から私は主張していると思うのですが、ここまで改善してきた財政健全化の成果を町民に還元すべきだという主張をしてまいりました。ある意味では、積極財政運営かあるいは緊縮財政かなんていう議論がありますけれども、そういう一般的な捉え方ではなくて、積極的にどこに、町民の皆さんに還元をしていくのか。行政サービスをさらに維持したり向上したりしていくためには何をすべきなのかと、ここに焦点を当てた議論が大切なのではないかと、こんなふうに思っております。

そこで、町長申し訳ありません。町長に通告の中身には入っていないのですけれども、何点か具体的なことを申し上げておきたいと思っておりますけれども、この点については通告してありませんから、町長から特段のその件に関するコメントをいただく気はありませんけれども、あえて申し上げておきたいと思っております。この間の議会理論の継続性というのを私は常に考えています。数年前こういう議論したよなど。あるいは、最近における決算委員会だとか予算委員会ではこのような議論が行われたよねというものも踏まえた上で、今日的な課題は何なのかというふうな点を私は考えています。あわせて、今回の決算委員会の特別委員会の中で議論されたことを踏まえまして、私はあえて3点申し上げたいと思っております。1つは、先ほどの午前中の議論になりましたけれども、3校の空調設備の整備、これはいろいろな議論がありまして、教育長からも見解が述べられましたし、この間の取り組み等々については局長からお話がありましたけれども、ここまで来たら私は、町長は国の支援があるか否かということも大切なことなのだけれども、それにかかわらず3校の空調設備については、単独事業としてもやる決意が求められているのではないかとこのように私は思います。燕でも湯沢でもそういう方向が出されていますけれども、田上町においても確かに大変です。財政的な総額からすれば大変なのだけれども、今求められているのは、そういう国の支援がどう転んでいくのか、どう措置されて

いくのかというのかかわらず、今やるべきことは単独事業でもやり抜くのだという決意が重要だろうと。あわせて、先ほどうちの議長からも話がありましたけれども、議会としても要請行動に打って出ようということを最終日において決議する、そういう打ち合わせになっています。そういうものはもちろん大事なことですけれども、町長には単独事業でもやらなければならないのだという、この決意に立てるかどうかというのが重要だと私は思います。

2つ目は、幼稚園の保育士の適正要員の確保について申し上げたいと思います。これも、特別委員会のところでも議論させていただきましたし、この点につきましては、その場においては町長も参加されておりましたし、教育長もおられましたから、細かいことは触れません。私たちは、幼稚園の職員の配置のあり方、一般論で臨時職員を全部要するに職員化しなさいという、そういうのは一般論としてはあるけれども、そこで焦点を当てるのではなくて、今幼稚園で生み出されている現実、これに対してきちんとした措置が必要だろうと。その上に立って、30年度の予算委員会の中で議論になりまして、それは要するに予算委員会の総意で町長に申し入れたものです。予算委員会の総意というのは何を意味するのかということ、議会決議に準ずるものとして私は捉えています。だから、単に予算委員会の中でそういう議論があったということだけではないのだということをぜひ町長から捉えていただきたいということを考えています。何らかの措置をしなければ私はならないと思います。途中入園が困難だなんていう事態が放置されていいわけがない。一方では昨年度、29年度6人もの要するに臨時職員の保育士の皆さんが退職していったというこの現実、その背景も議論しなければなりませんけれども、それはそこに従事している臨時保育士の皆さんの心情だとか将来的な希望だとか、いろんなことがあってそうなっていると思いますから、そこにメスを入れるということはどうしても必要だ。この2点からぜひお願いしたいなというふうに思いますし、適正要員の確保を31年度予算に措置をすべきだというふうに私は思いますので、2点目に提起しておきたいと思います。

それから、後ほど高橋委員からも触れられると思いますけれども、予算審査特別委員会の中で議論になった国保の住民負担の軽減化という議論です。言葉で言えばです。どうあるべきかというのは、それは執行側の議論が深まらなければなりませんけれども、この点についても私はやるべきだというふうに思っています。なぜそういうふうに言うのかということですが、これも30年度の予算委員会の中で議論した事柄なのです。どういう議論があったのかということですが、30年

の4月1日から国保の運営主体が県に移管されていくという、こういう状況の中で、国保の当時は要するに準備基金というふうに言いましたけれども、今調整基金というかなってありますけれども、その将来的な取り扱いのあり方について議論がなされました。これを町民に還元するということの必要性があるではないかという議論がなされました。この今回の決算委員会特別委員会の中においては、国保運営協議会の中でも議論経過があるという話も課長から紹介がちらっとありました。そういう側面からしても、私はこの間議論してきたことを踏まえまして、国保に関する住民への還元、こういうものを検討すべきではないかというふうに思っています、これは通告をしていませんでしたので、あえて要するに町長から個別の見解については今回は無理していただくというふうには思っていないけれども、もちろんコメントがあればいただきたいと思いますが、以上3点申し上げまして、私の総括質問にしたいと思います。

委員長（池井 豊君） 佐野町長、答弁お願いいたします。

町長（佐野恒雄君） 関根委員の質問にお答えをさせていただきます。

平成29年度決算における実質公債費比率や将来負担比率等の健全化判断比率は、近年では最も低い数値となっております。この大きな要因は、町債の残高の減少や過去に社会福祉法人が建設してきました特別養護老人ホームの建設費の償還に対する負担が減少してきたことによります。町のそれぞれの財政指標は、国が示している早期健全化の判断基準を十分に下回っておりますので、指標だけで判断すれば、財政的には健全な状況と思われれます。しかしながら、委員のご指摘のとおり、財政指標の数値の改善のみで財政運営を評価すべきではないというお考えには賛同いたします。健全な財政運営を念頭に置いて、住民のニーズにいかに対応していくかということが大切であると考えております。

ところで、今後は建設中のまちづくり拠点整備事業にかかわる起債の償還、それから各施設オープン後の維持管理経費、学校のエアコン整備、下水道事業の再開、公約の実現、防災行政無線の整備など、さまざまな大きなプロジェクトを予定をいたしております。今後中、長期にかかわる財政負担が予定をされており、決して財政的に余裕があるわけではありませんので、財政事情を見きわめながら事業推進を図っていく考えでおります。

問題は、やはり町として自主財源の比率、これをいかに上げていくかということが一番大きな問題ではないかなと、こう思っております。先般も、ふるさと納税でかなりいろいろと皆様方からご議論いただきました。一千何百万円かのふるさと納

税があって、最終的に200万円というふうなお話もありましたけれども、しかしながら200万円とは言いながらも、農産物の返礼であるとか、湯田上温泉、ゴルフ場の利用、そういった形でのいわゆる農業関係、農産物、観光関係、そういう形でのいろいろな寄与の形もあろうかと思っております。そういう意味では、そういうわずかではありますけれども、そうしたいわゆるふるさと納税のこれからの、もう少しやはりやり方によってはふるさと納税を増やしていくことも可能かと思っておりますので、そういう形の中で自主財源をいかにその比率を上げていくか、そういうことが一番大きな課題でなかろうかなと、こんなふうには実は思っております。

それから、竹の友幼稚園の保育士の適正確保、これにつきましては、午前中この委員会の答弁でもお答えしたとおりでございます。3月の予算委員会の総意として申し入れがあったということは、引き継ぎではありませんでしたけれども、私自身この申し入れがあったということは承知をいたしておりますので、大変重く受けとめておりますので、十分検討してまいりたいなと、こんなふうには実は思っております。

以上でございます。

12番（関根一義君） それでは、ちょっと2回目の質問をさせていただきますが、まず町長の基本姿勢は、そういう答弁だろうというふうには私は思いますけれども、町長に申し上げておきたいのは、新しく就任した町長でございますから、町長の公約もございましょう。あるいは、田上町の将来を見越したいろいろな施策を思い描いていることもございましょう。そういうことについては、十分私も承知しておりますし、そのことに全力を挙げるといふのは当然なことだと思いますけれども、1点だけ申し上げますと町長、町長が思い描いている田上町の将来を見越した政策の転換、これについては3年間でやってくださいと、残り3年間で。ここ1年間は、今までの継続議論をやってみてはどうですかということをお願いしておきたいわけです。緊急性を要することだけを私は捉えているつもりです。だから、一般論で言っていることではございません。

だから、空調設備についても、それはそういうことなのです。私は、あれは災害だと思えます。40度を超えるような小学校の3階の教室で授業をさせるなんていうのは、これは人災だと思えます。だとしたら、そこに緊急的にメスを入れるということはどうしても必要だ。これは、要するに町長の考え方、腹は私もうかがい知っているつもりです。何とかしなければだめなのだという決意に燃えているというのは知っているつもりですけれども、こういうことはここ1年ぐらいのところで勝負

をかけていただくということが必要だと私は思っています。

くどくなりますけれども、幼稚園問題については、単に幼稚園の要するに臨時保育士の処遇改善なんていうレベルだけではないのです。そこには、その背景には田上町における子育ての根幹がそこにあるのだということだと思ふのです。ですから、そういうところにも入れてぜひ英断をお願いしたい。来年から4名増やせ、5名増やせなんていうことにはならぬと思ふます、私も。だとしたら、当面1年間の間に何が改善できるのか。そして、幼稚園に働いている皆さんが要するに町長部局に何を言っても聞いていただけないのだなんていう言葉が出ないようにしなければならぬ。それは、そういうふうと思ふます。前教育長は、町長のいない席上、こういう委員会の席上では、私たちはそう主張しているのだけれども、町長部局とはうまくいかないのだと、こういう見解になるわけです。そういうことがあってはならぬ。ここは、町長もきちんと踏まえていただきたいし、教育長もその腹を固めていただきたい、こんなふうと思ふます。

3点目ですけれども、これもくどくなります。一、二分時間が欲しいのですけれども、今ある国保調整基金、将来どうなるのだと、これは疑問が投げかけられたわけです、疑問が過去において。それは、それなりの回答をいただいています。そういう案件ではないのだという見解もあるけれども、私は国保の現状を考えたら、あるいは住民に要するに還元するという視点から考えたら、何らかの形で住民の軽減措置に踏み切るとするのが大事だと思ふます。そのほかまだまだいっぱい事案あります。そこに地域整備課長おられますけれども、地域整備課長が抱えている事案なんて山ほどあります。住民の皆さんからすれば、そちらのほうが大事なのだという声も山ほどあります。あるけれども、どこに焦点を当てるのかというのは、今決算委員会の私は焦点だったと思ふます。そういう意味での検討をぜひお願いして、私の質問を終わります。

委員長（池井 豊君） 関根委員の質問終わります。

それでは、続けて高橋委員は4件あるのですけれども、1件1件別々に質疑していただきたいと思いますと思ふますけれども、まず最初に人は宝、人は城ということで、正規職員と非正規職員の関係について質問をお願いします。

13番（高橋秀昌君） 委員長、一つ一つ言いましたが、大体当局、町長みんな決算委員会でいろいろ言っているのです、答えは私の質疑に対して正面から真摯に検討するという答えいただければ第2質問なし、それにかわることを言えば、また言うということで質疑させていただき。

(じゃ、まとめて言うんだなの声あり)

13番 (高橋秀昌君) まとめて言います。

まず1つは、隣の関根委員がおっしゃったように、やっぱり正規職員と非正規職員、特に竹の友幼稚園での比率が同じというのを異常だと考えることが重要だと思いますので、ぜひこの点での改善を、もちろん計画的で結構ですから、立てていただきたい。

2つ目は、保健福祉にかかわる問題であります。国保にもかかわる問題でありますけれども、やっぱり健康寿命をどう引き上げていくかが町としても大きなこのかなめだと思うのです。そのためには、特定健診などさまざまな健診を気軽に参加できる状況をどう作り出すか。そして、そこに参加する人々、町民が行こうかという気持ちをどう引き出すか、この点ではやっぱりどうしてもマンパワーが必要だと考えました。保健師の増員あるいは担当する職員の増が必要だと思うのです。もちろん宣伝などによるキャンペーンも大切ですが、こぞってやっぱり健診に行こうではないかというこのまちづくりをしていくことで健康寿命を上げていく、こういうための一定の施策、予算を伴いますが、この点で力を入れていただきたい。

3つ目には、ダイオキシン問題です。これは、直接町民からはがきいただきました。このまま行くと、田上の米はダイオキシンに汚染されて売れなくなるのではないかという匿名の手紙でしたので、したがって私は年に1回ということではありますが、できる限り数多く検査を行って、それを「きずな」あるいはインターネット、町のホームページなどで公表するなどしていただきたい。それから、異常が出たときに、ちょっとダイオキシンの異常が出たときの対策方法というのはわからないのですが、ただ単に基準よりオーバーでしたという表現だけではなく、何らかの施策ができるかどうかというのは、ちょっと私も知識がないので、わからないのですけれども、コメントを加えることが必要だと思います。そして、ダイオキシンを減らす決定的な要因は、塩化ビニール系を燃焼させないということなのです。今三条なんかで行われている巨大プラントで24時間1,200度で燃やしますが、これはダイオキシンが出ないのではないのです。やっぱり出しているのです。24時間燃やしますから、ごみが足らなくなればごみを探しに行くと。もちろん三条の実態をわかって言っているわけではないのですが、こういうのが常にあります。ですから、今の田上町の中で今ある焼却場をいかに長くもたせるか。そして、もちろん田上町長だけでは決められないので、加茂の市長との協力もありますけれども、これで分別を田上だけでもやっぱり手をつけていくことが必要だと思いますので、ぜひそういう視点

で取り組んでいただきたいと。

最後に、4つ目ですが、国保の特別会計は、今隣の関根委員もおっしゃられたように単年度で、この29年度で1億円の黒字出しています。これ、私率直に言って異常だと思います。経費の関係で言えば、黒字出たのだからいいではないかになりますけれども、やっぱりそれはどうも違うだろうと。やっぱりそこには負担があるわけでありますから、町民に寄り添った、より支払いやすい国保税に引き下げていただきたい。もちろん根本的には国なのです。社会保障として国が責任を負うということが中心的ですから、ぜひ町村会長会議などでも国にやっぱり要請していくことが必要だと思います。国の負担を増やせということです。

最後に、ちょっと気になったことがありますので、言わせていただきます。先ほど町長は、町として自主財源をいかに引き上げていくかがポイントだったというふうにおっしゃいました。私は、これに対して眉唾なのです。もちろん自主財源を増やすことは正しいことです。いいことです。では、自主財源の大きなものは何だ。町民税なのです。では、本当に町がこぞって町民税が上がる。つまり上がるように、町民の所得が増えるように本気になって取り組む気あるのかということです。はっきり言ってないと思います。本気になって取り組むのなら、各事業体に行って給料上げてくれ、言わねばだめなのです。実はその腹持っていないのに、自主財源が上がらなければだめだなんていう、上げるのはポイントというのは、私率直に言って言葉だけだと思います。私は、今の仕組み上は地方交付税は私たち町の、地方の財産なのです。権利なのです。国からいただくのではないのです。当然として我々が受け取るべき金なのです。財政需要額に対して財政基準収入額が少なければ、その差額分を国がきちんと地方交付税として交付するというのは法律上あるのです。にもかかわらず、この地方交付税が減らされるというのは、残念ながら単価をちょこちょこちょこっといじるでしょう。そうすると、減らしていく、特例でやってしまう。そういうことがあって、なかなか交付税が増えないということで、これも町村会でもっともっと増やせ、常に増やせということを要求してきているはずであります。町としても、地方交付税を増やせということが中心です。自主財源を増やそうなんていったら、町税をどんどん強めることに結びつきかねませんので、そういう視点を改める。もし本当に銭を持って自主財源を増やしたいなら、事業体に行って、先ほど言いましたように給料を上げてくれという運動を大々的にやるしかないので。それはできないでしょう。やっている村もあったのですけれども、田上多分できないと思います。ということで、安易に自主財源を増やすことなどという表現を

できたら使わないように、自分の頭で考えれば使えないはずなのです。どこかに帳面に書いてあるのです、本に。国がそれで書いてあるのです。それにのっとしてやるということをやめて、自分の頭でこのまちづくりを考えていくことにぜひ専念していただきたいということを強く要請しておきたいと思います。

質問事項と違いますけれども、以上のことで私の質疑を正面から受けとめて検討すると答えてくれれば、これで終わります。

町長（佐野恒雄君） それでは、高橋委員の質問に答えさせていただきます。

まず、住民ニーズが多種多様化する中、住民サービスに向けて質、量など住民の満足度を維持、向上させていくためにも、マンパワーの活躍は確かに重要であります。そのためには、正規職員を確保する必要がある、その考えを否定するものではありません。しかしながら、全て職員を正規採用することは、財政的には不可能であります。限りある財源をもとに住民福祉の増進を図ることが町の最大の役割であり、事業の実施に当たっては緊急性、必要性の高い事業に重点的、効率的に配分する必要があります。このようなことから、非正規職員を一定数任用せざるを得ない状況であることは理解をしていただきたいと思っております。

ただし、先ほど関根委員の質問の答弁でもお答えをしています。委員会の総意として、3月の予算委員会で申し入れがあったということは十分承知をいたしておりますので、そのことについては、しっかりと対応したいというふうに考えております。

次に、2点目の健診の受診率を抜本的に引き上げることにに関してのご提案でございますけれども、まず特定健診におきましては、平成24年度より40歳から60歳の年齢層において5歳刻みで基本項目を無料とする取り組みを実施しておりますが、平成29年度の無料対象者の受診率は36.3%と決して高くはなく、この結果から見ましても、自己負担額を無料してもすぐに受診率が上がるようなことは期待できないかと思っております。

次に、マンパワー、保健師の増員に関しましては、ここ数年正職員の増員を行ってきておりますけれども、議員ご提案の取り組みを進めるためには、さらなる人材の確保、経費が必要になってまいります。このような状況下において、まず現状においてここ数年で受診率が向上している結果を踏まえ、平成31年度においては特定健診にかかわる診療情報を提供してもらう医療機関の拡大や個別健診対象年齢の拡大を検討し、受診率向上を図るとともに、受けやすい環境の整備を進めていく上で、議員ご提案の個人負担額の無料化、マンパワー、保健師の増員につきましても、非

常に有効な手段で考えておりますので、今後も引き続き検討していきたいと考えております。

3点目のダイオキシン類の問題にかかわる高橋委員ご指摘のことにつきましては、町といたしましても町民の健康を守る観点からも、一部事務組合を通じて測定回数の増や発生抑制のためのごみの分別処理について協議を進めてまいりたいと考えております。

また、町といたしましても、ダイオキシン類の発生抑制につながるごみの減量化を進めるための有効な分別や処理の方法について研究し、啓発を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

4点目の国民健康保険税の引き下げの関係でありますけれども、平成31年度の田上町の標準保険料率がもう少しいたしますと県から示されることになっております。それらを参考にするとともに、平成30年度の決算見込みを立てる中で、諮問機関である国民健康保険運営協議会の意見を聞きながら、安定的な財政運営を基本に検討してまいりますので、よろしく願いいたします。検討しますは検討しないことだと言われておるのですけれども、ここはしっかりと前向きに検討していきますので、よろしくひとつお願いをいたします。

以上でございます。

13番（高橋秀昌君） 15分以内に終わる言っていましたので、あともう2分ありますから。

町長の今の答弁、今本当に検討するというのは検討しないのではなくて、本当に検討するのだよといったことで、一旦了承したいと思います。

1つつけ加えてもらいたいのですが、私もちょっと全部わかっているわけではない。健診は保健福祉、あそこで大体やっているのではないかと思うのですが、今出前でどんどん昔のように公民館とかそういうところに出てやっているのでしょうか。もしやっているとしたら、それでいいのですが、もしやっていないくて来いというのだったら、どんどん出て行って健診をするということ、結構大変ですけれども、やるべきだということを添えて質疑を終わります。

町長（佐野恒雄君） この受診率が上がっている原因と伺いますか、いわゆる診療機関から受診の診療内容を何かもらっているらしいです。それが今田上町と加茂か、田上は1病院だけか。

（田上の声あり）

町長（佐野恒雄君） 田上だけ。すみません、田上だけだそうです。これを例えば加茂

であるとか新潟市であるとか、そういうところからも診療情報ですかいただくような形になれば、またもっとそのいわゆる受診率は上がっていくのだろうと思います。そういう意味で、加茂市、新潟市においても、そうしたいわゆるお願いを強めていければな、こんなふうに思っております。

13番（高橋秀昌君） あと1分。自前で頑張ってください。

委員長（池井 豊君） 高橋委員の総括質疑を終わります。

高取副委員長からの総括質疑をお願いします。

副委員長（高取正人君） では、質問させていただきます。

竹林の整備について、全国的に杉林の荒廃が伝えられて久しい林業ですが、同様に田上町の特産品である町のタケノコのもとである竹林の荒廃が伝えられています。成長の早い竹は老化するのも早く、生えてから5年から7年くらいで新しいタケノコを生やす力が衰えてしまいます。そのため、定期的に竹を間引いていかないと、新しいタケノコは出なくなります。田上の竹林の多くは傾斜地にあり、土どめの役割を担ってきましたが、傾斜地のため林道も多くは整備されていません。そのため、タケノコの採取や竹の伐採に多くの人力を必要としているのが現状です。また、生産者が高齢化し、次代を担う若手が少なくなっていることも事実であり、里山の自然を守るためにも、定期的に竹を伐採していくことも必要だと思っています。また、道の駅の計画の一つとして、原ヶ崎運動公園の一面に竹炭用の窯をつくるとありますので、竹炭の原料の安定確保も必要なことです。

町長に伺います。田上の特産品であるタケノコの振興のための林道整備についてどのように考えていますか。また、タケノコ生産者に林道整備等の補助金を出すことについてどのように考えますか。

町長（佐野恒雄君） それでは、高取委員の総括質疑にお答えさせていただきます。

田上の特産品であるタケノコの振興のための林道整備、タケノコ生産者に林道整備等の補助金を出すことについてどのように考えるかと、こういうご質問かと思いますが、田上町におきましては、町の特産品であるタケノコの生産向上のために竹の間伐を行うとともに、間伐材を活用した竹炭、竹酢液などの生産を行ってきましてけれども、その実施主体である組織がタケノコ生産組合やフィクス、けあーずであります。現在もフィクスにおいては、竹林所有者から無償で土地を借り、竹林整備によりタケノコや竹パウダーなどの生産を行っていますが、タケノコ生産組合については、炭焼き窯の老朽化などにより活動を休止している状況となっております。このことから、間伐材を活用した竹炭、すす竹の生産等については、現状を

踏まえて今後のあり方等について農商工連携協議会、これ近くにこのいわゆる農商工連合協議会があるのですけれども、そこで検討してまいりたいと考えております。

なお、竹林整備は、タケノコの生産向上のために間伐などの作業は引き続き必要であると思っておりますが、竹林が比較的既存の町道、林道に隣接していることから、現時点で新たな林道等の整備について町から補助を行うことは考えてはおりません。

ただ、このタケノコについては、これから道の駅ができて、これ田上のいわゆる特産物といいますか、もっともこのタケノコに力を入れていったらいいのではないかなという思いは私自身持っております。というのは、県外とまでは言わないですけれども、近隣の市町村におきましては、田上のタケノコというのはとにかくえぐみがないというふうなことで、非常にタケノコに対する評価が高いものがあります。これ、高取委員がおっしゃっておられるように、竹林の整備をやらないといひタケノコといいますか、おいしいタケノコは出ないわけですし、それには一生懸命その竹林の間伐といいますか、毎年、毎年やはり整備をしていかないと、なかなかいいタケノコが出ないのだと思います。そういう意味で、しっかりとこの整備をしていけば、田上のこのタケノコというのがもっとも生産上がると思ひますし、この田上のタケノコということをもっとも発信といいますか、PRをしていくことによって、今あそこの湯っ多里館のところ、あそこで時期になるとタケノコの販売をされていますけれども、並べるだけでもう本当あつという間にいわゆる売り切れてしまう、そういうような状況だというような話も聞いております。そういう中で、やはり竹林の整備をすることによって、タケノコのこの生産を上げて、町のいわゆる特産物として売り出していくといいますか、PRしていくということは本当に大事なことはないかな、そんなふうには実は考えております。

以上であります。

副委員長（高取正人君） 追加であります。この議場からも山のほうを見ますと竹が多いです。近くに行きますと、やっぱり古い竹、幹が黄色くなってもう10年近く生えているような竹が多いところがあります。タケノコのほうなのですが、整備をすると10アール当たり、反当たりの収量がかなり多くて、ほんの2週間の間にそのタケノコの生産者というのが100万円から200万円生産があるという、短期間なのですが、非常に高収入のものだと聞いております。

ただし、その2週間の間、1日に50キロとか80キロ、1山をとらないともう伸び

てしまっただめになるということなので、やっぱりこの林道の整備というのがどうしても必要だと聞いていますので、その辺のところを前向きに検討していただきたいと思います。

委員長（池井 豊君） 町長、答弁ありますか。いいですか。

町長（佐野恒雄君） 林道の整備もそうなのですが、この今年大雪のためにかなりの竹林で雪に重みでいわゆる道路を塞いでいるとかいうふうな状況が見られました。それも、竹林の整備がされていない、進んでいないというふうな証拠なのだろうと思いますけれども、やはりそういうタケノコの生産もあわせてそうですが、そういう冬場のこの雪の重みで倒れる、そういうことも考えたときに何かやっぱりいわゆる道路のどうのこうのではなくて、竹林自体のこの整備を何とかしていけないものかなということは考えていきたいなと思っております。

以上であります。

委員長（池井 豊君） 高取委員の総括質疑を終わります。

続けて、椿一春委員の除雪対策についての総括質疑をお願いします。

6番（椿 一春君） 総括質疑をお願いします。

29年度の雪は、397センチと大変な豪雪でありました。その中で、新たな問題が見えてきたのですが、短期間において本当にもう集中的な雪が降ることによって、歩道の除雪なんか除雪をしていく間に後から降り積もっていたり、道路の除雪した雪は今まで以上に道路の道の横に高い壁をつくり、また交差点なんかでは非常にもう高くて、民家の家の屋根まで届くような壁ができておりました。その中で、カーポートや家の雪を始末するというにどうしていいか戸惑っている方々の風景も見られました。このような現状の中を踏まえ、次のようなことを質問いたします。

1つは、安全な歩道、今のところ20センチの基準を設けて設定しておるわけなのですが、この基準をもっと道路と同じ10センチにするとか、歩道なので、それより5センチにするとか、そういった基準を見直し、なおかつ今現状ですと機械を何台か増台して歩道除雪を今まで以上に通りやすい歩道、安全な歩道をつくるということで、歩道の除雪のやり方についての考えをお聞かせください。

次の質問なのですが、高齢者の安心して除雪をするということで、除雪によって押し固められた雪の中でカーポート等の雪等で雪おろしができないような問題が発生しておりました。町の雇用対策としても、その第5款のところにある労働費の中で、町の雇用対策として雪おろし隊等を設置し、雇用の増となるような、安心して除雪対策ができるような仕組みを作ってはどうかというのが2点目の質問でありま

す。

あと3点目が消雪パイプの設置してある道路において、今回消雪パイプでもなかなか除雪が行きつかず、でこぼこになっている道も見受けられるのですけれども、やはり今機械除雪と消雪パイプ、線引きをしているがために、消雪パイプのところは機械で除雪するともっと通りやすくなると思うのですけれども、今現状においてはもう除雪ができず、がたがたしている道が現状でありますので、そういったところで消雪パイプの道路であっても、必要と感じたときは機械で除雪するような、道路を安全に通行させるというようなことについての考えを質問いたします。

以上です。

町長（佐野恒雄君） 椿委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、歩道除雪でありますけれども、この出動基準を見直し、機械を増台して歩道除雪を行う考えはあるのかというご質問でございますけれども、これは降雪状況にもよりますけれども、職員がパトロールを実施し、出動を指示いたしております。除雪基準にとらわれず、降雪状況を踏まえて丁寧に対応してまいりたいと考えております。

なお、機械の増台につきましては、今のところは考えておりません。

それから、順序がちょっと逆になりますけれども、大雪時に消雪パイプ脇の雪の処理についてでございますけれども、これにつきましては、とにかく現地を確認しまして、幾ら消雪パイプが敷設してあるところでありましても、状況が悪ければ当然機械除雪による拡幅や排雪作業によって対処いたしていく考えでおります。

それから、高齢者の安心除雪ということで、雇用増のためにも労働費の中で町の雇用対策として安心な雪対策ができる仕組みをとというふうなところがございますけれども、町ではリーマンショック後の平成21年度から平成25年度までの間、地域の雇用、失業情勢が厳しい中で雇用機会を創出するために国の緊急雇用対策などで5款労働費の中で予算づけを行い、取り組みを行ってきた経過がございます。この労働費は、町が失業対策事業の実施、公共事業の実施に際して、失業対策上必要となる事務などを行うための必要な経費のことを言いますけれども、現状の雇用情勢は有効求人倍率が高水準にあり、町が直接雇用対策として雇用の増加を目的とする施策を行うことは現段階では不要かと考えております。そのため、労働費での対応ではなく、高齢者に対する福祉、いわゆる扶助的な考え方とか体制づくりということになれば、福祉の視点からの取り組みかと思われまます。そうしたことで、実はこの福祉の視点から私自身の公約でもありますけれども、高齢者の除雪負担の軽減とい

うことを挙げさせていただいております。現在所管の課とどういう取り組みができるのか、今協議をさせてもらっているところがございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

6番（椿 一春君） わかりました。

歩道の除雪に対しては、今年はまだ397センチと特別多くの雪だと思いますので、今後の除雪の、降り方を見て、もし機械が必要であれば1台の増強を検討していただければと思います。

あと、高齢者の方は、別の福祉という観点で検討くださることでお願いいたします。

消雪パイプの敷設している道路でも、見回り点検はしっかりしていただいて、安全な道路を確保していただけることでお願いいたします。

以上で質問終わります。

委員長（池井 豊君） では、以上で総括質疑を終了したいと思います。

執行の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

委員の皆さんも、暫時休憩をとりたいと思いますので、20分まで。いいですか。20分再開したいと思います。

午後2時05分 休 憩

午後2時20分 再 開

委員長（池井 豊君） 再開します。

全員おそろいですので、これより本委員会に付託されました認定第1号から第8号までの8案件について、順次討論及び採決を行います。

最初に、認定第1号 平成29年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

13番（高橋秀昌君） 私は、認定第1号、平成29年度の決算認定に反対します。

その理由についてはあるありますので、あさっての本会議で言いたいのですが、いいでしょうか。

（はいの声あり）

14番（小池真一郎君） 私は、この一般会計には賛成の討論といたします。

理由は、本人が反対討論言っていないので、私も当日賛成討論いたします。

委員長（池井 豊君） ほかにございませんか。

(なしの声あり)

委員長(池井 豊君) しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結します。

これより認定第1号の採決を行います。

本案は起立採決といたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

委員長(池井 豊君) 起立多数であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

(なしの声あり)

委員長(池井 豊君) しばらくにしてごさいませんので、討論を終結します。

これより認定第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

(なしの声あり)

委員長(池井 豊君) しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

(なしの声あり)

委員長(池井 豊君) 討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長（池井 豊君） 異議なしと認めます。よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（池井 豊君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（池井 豊君） 異議なしと認めます。よって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。ご意見のある方のご発言を願います。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（池井 豊君） 異議なしと認めます。よって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

最後に、認定第8号 同年度田上町水道事業会計決算認定について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（池井 豊君） 異議なしと認めます。よって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

これをもちまして本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

本会議における委員長報告につきましては、副委員長と相談の上、取りまとめを行いたいと思いますので、委員長にご一任願います。

以上で閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時24分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成30年9月18日

決算審査特別委員長 池 井 豊